

平成 17 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務

Part 1: 開発途上地域における企業の社会的責任

CSR in Asia

Part 2: 開発金融機関等の環境社会配慮に関する調査

平成 18 年（2006 年）3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

当財団は、環境省の委託を受け、平成 8 年度から平成 11 年度及び平成 13 年度から平成 15 年度に開発途上国地域に進出している日系企業の環境対策の支援を目的として、年度毎に順次、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、シンガポール及び中国の 7 ヶ国を対象とした調査を実施し、その成果を国別の環境対策ガイドブックとして取りまとめた。

近年の企業活動のグローバル化に伴い、開発途上地域、特にアジア地域において活動を展開する日系企業にとっては、これまでの調査で対象としてきた公害対策等従来型の環境問題への対応はもちろんのこと、サプライチェーン管理や市民社会との対話、人権や雇用問題への対応といった幅広い領域を有する企業の社会的責任(CSR)を念頭においた環境配慮の強化が、急速に求められるようになってきている。しかしながら、異なる社会的特性を持ち情報も比較的限られているアジア地域の各国において、日本企業が幅広い CSR の要求事項を達成していくことは、実施面で困難が伴うのが実情である。

このような動向を踏まえ、本調査事業は、前年度に引き続き(1)特にアジア地域において企業が対応を求められる CSR への対応に係る先進事例等の収集を行い、日系企業等関係者への情報提供を行うとともに、企業の取組を促進するための行政施策の今後の方向性を検討すること(本報告書の Part 1 がこれに該当)(2)開発途上国において実施される開発プロジェクトに資金面から深く関わる金融機関等の環境配慮に関する情報収集・整理(本報告書の Part 2 がこれに該当)を通じて、我が国の ODA 等公的資金による開発事業及び民間海外事業における環境配慮の強化に資することを目的として実施された。

実施に当たっては、文献調査を行い、さらにタイ、インドネシアにおいて現地ヒアリング調査を実施した。

調査の結果、グローバル企業の開発途上地域における CSR 戦略、実践の具体例が多数収集されるとともに、アジア各国における CSR 促進に向けた力強い動きが明らかになった。本報告書はこれらの動向の概要及び具体例をなるべく多く紹介し、企業及び行政への提言をまとめた。

一方、国際金融の分野においては、国際金融公社(IFC)が、最近その環境社会配慮政策(セーフガードポリシー)の見直しを行った。赤道原則や民間金融機関の環境社会配慮方針に大きな影響を与える IFC のセーフガードポリシー改定の議論のポイント、経緯、背景などについて情報収集、整理を行った。

最後に、貴重なお時間をさいてヒアリングに対応して下さった多くの企業関係者、NGO 関係者、学識経験者の方々に厚く御礼申し上げます。また、盤谷日本人商工会議所、日本貿易振興機構ジャカルタ・センターには、訪問先企業の推薦等多大なご協力を頂いた。この場をお借りして心から御礼申し上げますとともに、本報告書が開発途上地域における民間企業の海外事業活動の環境社会配慮強化に活用して頂けることを願っている。

平成 18 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム
理事長 岡崎 洋

目 次

はじめに	i
調査概要	iv
略語表	v

Part 1 開発途上地域における企業の社会的責任 CSR in Asia

1 . 2005 年度の企業の社会的責任 (CSR) をめぐる国内外の動向	1
1.1 日本国内の CSR は実践の段階へ	1
1.2 社会側面でもリーダーシップ求められるアジアの日系企業	1
1.3 日米欧ともに CSR の浸透進んだ 2005 年度	2
1.4 日本国内の動向	2
1.5 国際的な動向	5
2 . 2005 年度の CSR をめぐるアジア諸国の動向 ~ 大変化を遂げた中国を中心に ~	9
2.1 2005 年は中国の CSR 元年。政府も CSR 推進に積極的に	9
2.2 CSR に熱い視線を投げかけはじめたアジア各国政府	10
2.3 インドネシアでは環境パフォーマンスで企業を格付け	10
2.4 アジア諸国政府は、CSR を自国の福祉を底上げするためのツールと考えはじめている	11
3 . タイ、インドネシアにおける CSR の現状とその背景	12
3.1 タイにおける CSR の現状とその背景	12
3.2 インドネシアにおける CSR の現状とその背景	20
4 . 事例	29
【タイ】	
事例 1 ダイキンインダストリーズタイランド：「品質・環境・安全衛生 No.1」への挑戦 ...	29
事例 2 松田産業タイランド：貴金属リサイクルのパイオニア	32
事例 3 ワンダー・ワールド：廃材の有効活用と世界基準の安全・安心	34
事例 4 ソブーン・グループ：地域に密着した企業市民活動	37
事例 5 サイアム旭テクノグラス： リサイクルと製造の国際拠点、国境を越えるブラウン管リサイクルに着手	39
事例 6 タイブリヂストン：社会のニーズを重視した社会貢献活動	42
【インドネシア】	
事例 7 東ジャカルタ工業団地 (EJIP)：環境保全、コミュニティ支援などを通して 地域社会との良好な関係づくりを進める	46
事例 8 アストラ・インターナショナル： グループ企業とともに積極的な環境社会配慮に取り組む	49
事例 9 スミラパーインドネシア：短期間にゼロエミッションを達成	52
事例 10 インドネシア・エプソン・インダストリー： 本業の内・外において、地に足のついた CSR を推進	55
事例 11 ユニリーバ・インドネシア CSR を経営戦略ツールと位置づけて多面的に実施 ...	59
事例 12 ニューモント・ヌサ・テンガラ：鉱山操業の環境管理とコミュニティ開発	62

5 . 結論と提言	68
5.1 アジア地域の CSR に関する特徴的な動向.....	68
5.2 日系企業の CSR 展開に向けた提言.....	72

Part 2 開発金融機関等の環境社会配慮に関する調査

1 . IFC セーフガードポリシーの改定と議論の要点	77
2 . 民間金融機関の環境社会配慮の取り組み.....	87
2.1 赤道原則.....	87
2.2 民間銀行の動き	88

添付資料

国際金融公社（IFC）の社会と環境の持続可能性に関する政策	97
国際金融公社（IFC）の社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準	106
社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準の序文	
パフォーマンス基準 1： 社会・環境評価および管理システム	
パフォーマンス基準 2： 労働者と労働環境	
パフォーマンス基準 3： 汚染防止および削減	
パフォーマンス基準 4： 地域社会の保健、安全および治安	
パフォーマンス基準 5： 用地取得と非自発的移転	
パフォーマンス基準 6： 生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理	
パフォーマンス基準 7： 先住民族	
パフォーマンス基準 8： 文化遺産	
国際金融公社（IFC）の情報公開政策.....	140

調査概要

本調査は以下のような手法で実施した。

- (1) 企業の海外活動における CSR 対応状況の文献等調査（平成 17 年 11 月～12 月）
企業が作成・公表している環境報告書等から、アジア地域での企業活動において行っている CSR に関連する取り組みの概略に関する情報を収集し、開発途上地域において事業活動を展開し CSR に関連して顕著な取り組みを行っている日本企業及び欧米資本の企業を抽出した。
- (2) タイ、インドネシア調査（平成 18 年 2 月～3 月）
(1) で抽出した企業のうち、タイ、インドネシアにおいて事業活動を展開している企業の事業所または海外関連会社、サプライヤー、行政・企業関連機関、CSR に関連する NGO/NPO へのヒアリングを行い、地域レベルでの取り組みの実状、現地の環境規制動向や社会状況など取り組みに影響を及ぼしている要因、取り組みの継続・発展に向けた課題、行政に期待したい役割・施策の方向性に関する意見を聴取した。
- (3) 国際金融公社（IFC）環境社会配慮政策（セーフガードポリシー）に関する文献、聴き取り調査（平成 17 年 11 月～平成 18 年 3 月）
国際金融公社（IFC）のセーフガードポリシーについて、改定にあたっての議論のポイント、経緯、背景などについて情報収集・整理を行った。
- (4) 民間銀行に関する文献、聴き取り調査（平成 17 年 11 月～平成 18 年 3 月）
民間金融機関等における開発途上国向けの融資等に関する環境社会配慮の仕組みや取り組み事例を収集した。

調査期間

平成 17 年 11 月～平成 18 年 3 月

調査チーム

中寺 良栄	(財)地球・人間環境フォーラム企画調査部長	全体総括、タイ
Part 1 開発途上地域における企業の社会的責任 CSR in Asia		
満田 夏花	同上 主任研究員	インドネシア
足立 直樹	同上 客員研究員	タイ
清水 規子	同上 客員研究員	インドネシア
Part 2 開発金融機関における環境社会配慮実施確保に係る課題		
満田 夏花	同上 主任研究員	民間金融機関
神崎 尚美	同上 客員研究員	IFC セーフガードポリシー
清水 規子	同上 客員研究員	IFC セーフガードポリシー

翻訳協力：池田愛美、中村博子、波多江秀枝、福田健治、富佐マクリン

なお、本報告書に記載しているタイバーツの換算レートは 1 バーツ = 約 3 円である。

略語表

BWI	Business Watch Indonesia	ビジネス・ウォッチ・インドネシア
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DIT	Daikin Industries (Thailand) Ltd.	ダイキンインダストリーズタイランド
ECA	Export Credit Agencies	公的輸出信用機関
EA	Environment Assessment	環境評価
EIA	Environment Impact Assessment	環境影響評価
ESIA	Environment and Social Impact Assessment	環境社会影響評価
ESRM	Environmental and Social Risk Management	環境社会リスク管理
EIR	The Extractive Industries Review	鉱物資源採掘プロジェクト・レビュー
FIs	Financial Intermediaries	金融仲介機関
F/S	Feasibility Study	実施可能性調査
FSC	Forest Stewardship Council	森林管理評議会
GRI	Global Reporting Initiative	グローバル・リポーティング・イニシアチブ
KLASIA	Kenan Institute Asia	
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行（通称、世界銀行）
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境評価
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JCC	Japanese Chamber of Commerce, Bangkok	盤谷日本人商工会議所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MSC	Marine Stewardship Council	海洋管理協議会
MST	Matsushita Sanyo (Thailand) Co., Ltd.	松田産業タイランド
NEXI	Nippon Export and Investment Insurance	日本貿易保険
OD	Operational Directive	業務指令
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OHSAS	Occupational Health and Safety Assessment Series	
PDA	Population and Community Development Association	人口・地域社会開発協会
RoHS 指令	Directive 2002/95/EC on the Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic equipment	電気・電子機器に対する特定有害物質使用制限指令
RSPO	Roundtable on Sustainable Palm Oil	持続可能なパーム油のための円卓会議
SAT	Siam Asahi Technoglass Co.,Ltd.	サイアム旭テクノグラス
SBG	Somboon Group	ソンブーン・グループ
SCM	Supply Chain Management	サプライチェーン管理

SEA	Sterategic Environment Assessment	戦略的環境影響評価
SR	Social Responsibility	社会的責任
SRI	Socially Responsible Investment	社会的責任投資
TBSC	Thai Bridgestone Co., Ltd	タイブリヂストン
TLS	Thai Labor Standard	タイ国家労働規格
TEI	Thai Environment Institute	タイ環境研究所
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
WBCSD	World Business Council for Sustainable Development	持続可能な発展のための世界経済人会議
WWF	World Wildlife Fund	世界自然保護基金
WWP	Wonderworld Products Co., Ltd.	

Part 1 開発途上地域における企業の社会的責任
CSR in Asia

1 . 2005 年度の企業の社会的責任（CSR）をめぐる国内外の動向

以下この章では、海外、特にアジア地域で事業展開する日系企業が、CSR への取り組みを実施しようとする場合に参考となる、2005 年 4 月以降の国内外の CSR に関する主要な情報を紹介する（労働関連は除く）。なお、それ以前（2005 年 3 月以前）の国内外の CSR に関する動向等については、前年度調査報告書（開発途上地域における企業の社会的責任 CSR in Asia / 平成 16 年度我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務報告書）第 1 章の記述を参考にされたい。

<http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/csr_asia/index.html>

1.1 日本国内の CSR は実践の段階へ

ここ数年、「企業の社会的責任」(CSR:Corporate Social Responsibility)に対する関心が急速に高まる一方、日本国内の企業は大企業を中心に CSR への自主的な取り組みを積極的に進め、CSR への取り組みは実践の段階に入りつつあるといえる。

日本企業の CSR への取り組み度合いを定量的に知ることは難しいが、2005 年 9 月に公表された環境省の「平成 16 年度環境にやさしい企業行動調査」の結果によると(調査実施時期は、2005 年 4 月～5 月)、回答があった上場企業 1,127 社のうち、「CSR を意識した経営を実施している」と答えた企業の割合は 55.4%となり、「実施に向けて現在検討中」とした企業の割合 36.6%を加えると、9 割を超える上場企業が近い将来 CSR を意識した経営を実施する意向を示している。調査結果では、非上場企業も上場企業より若干ポイントは下がるものの同傾向の回答結果(実施中 45.2%、検討中 34.7%)を示し、日本国内の CSR は、理念の段階から前述したように実践の段階に移行しつつあるといえる。

また、CSR に関する企業情報を自主的に公開する環境報告書等の表彰制度である「環境コミュニケーション大賞」(主催:地球・人間環境フォーラム)の応募報告書のタイトル名をみると、2006 年 1 月に結果が発表された第 9 回環境コミュニケーション大賞においては、応募があった 319 点の環境報告書のうち報告書のタイトルに社会、持続可能性、サステナビリティなどを関したものの割合は約 57%となり、事業活動に伴う環境側面だけではなく、社会側面や企業倫理なども含めた CSR 活動を報告する企業が半数以上となっている。ちなみに前回(第 8 回)、前々回(第 7 回)の割合はそれぞれ 40%、18%であり、年々さまざまなステークホルダー(利害関係者)等からの求めに応じて、環境への配慮はもちろんのこと、さまざまな社会的配慮を含めた CSR へと取り組みが進化していることがうかがえる。

1.2 社会側面でもリーダーシップ求められるアジアの日系企業

一方、1990 年代以降、いわゆるグローバル化の波に押されてわが国企業の活動は国境を越えて広がり、特にアジア地域を中心に多数の日系企業が企業活動を展開し、経済的に大きな存在感を示している。日本を除くとこれらのアジア地域においては、CSR の進展はまだこれからといった段階といえるが、開発途上地域がほとんどであるこれらの地域においては、直面する多くの社会問題の改善に向けて CSR が今後重要な役割を果たしていくこととなる。欧米系企業の中には例えば労働問題や人権問題、貧困などといったアジア地域特有の社会背景の中で、自社の果たすべき役割をうまくとらえた CSR に取り組む企業がみられている。また、社会問題の影響

をより直接受ける地元資本企業の中には、地域社会や従業員への貢献を中心としたトップランナー的な CSR への取り組みが始まっている。

これに対して日系企業の多くは、環境保全対策への取り組みは非常にすぐれているものの、一般的に社会問題に関する取り組みについては自社の枠の中だけでとらえる傾向がみられ、法令遵守レベルにとどまるものが多いように見受けられた。日本国内では実践段階に入りつつある CSR への取り組みを、今後アジア地域の日系企業が日本国内と同様に展開し、経済的存在感と同様に環境側面や特に社会側面においてもリーダーシップを発揮していくことが求められる。このためにはまず、事業展開している地域の NGO や NPO、ビジネスリーダー、地域住民などと日系企業が積極的な対話を重ね、日系企業に求められている役割を知るとともに、日系企業が何をできるかを考えていく必要がある。

1.3 日米欧ともに CSR の浸透進んだ 2005 年度

以下に、2005 年度の CSR に関する国内外の主な動向を紹介するが、2005 年度には国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardization)における社会的責任規格の制定作業、GRI(Global Reporting Initiative)の持続可能性報告ガイドラインの改定作業などは継続しているものの、国連のグローバルコンパクトや OECD (経済協力開発機構)の多国籍企業ガイドラインなどといった国際的な CSR に関するガイドライン作成等は一段落して、それぞれ発展段階に入ったといえる。また、欧米においてもここ数年大きな動きを示していた CSR 推進のための動向は落ち着きを見せ、社会的責任投資 (SRI:Socially Responsible Investment) の拡大とあいまって、CSR を企業戦略の中核におく自主的な対応が浸透しているといえる。

同様に日本国内においても、関連省庁における CSR の意義や理念を調べるような基礎的な取り組みが一段落する一方、CSR を意識した活動に取り組む企業が増加し、経済団体等においては CSR を実質的に進めるためのツールの提供など、CSR が企業活動にとって当たり前になりつつある段階を迎えているといえる。

1.4 日本国内の動向

(1) 行政の取り組み

環境省：社会的責任研究会で報告

環境省においては 2004 年 9 月、「社会的責任(持続可能な環境と経済)に関する研究会」を発足させ、CSR に取り組む企業や監査法人等の若手実務者を中心に、CSR の観点から企業の環境問題への取り組みのあり方に関する検討を進めていたが、2005 年 8 月、その研究報告書をまとめた。

研究会報告書では、CSR を「企業が各主体(政府、市民、NGO、NPO)に及ぼす影響を把握し、これを考慮に入れて行動することであり、企業と影響を受ける各主体との間のコミュニケーションに重点が置かれる」と整理した上で、対等性、自主性、公開性の三つの要素を備えた各主体の新しい関係の構築が CSR の推進には欠かせないとしている。また CSR 推進のために今後組むべきポイントとして、中小企業における CSR への取り組みを進める 企業、労働組合、NGO・NPO、消費者団体などの協力 CSR にしっかり取り組んでいる企業を評価する仕組みの構築 環境以外の人権や児童労働に関する問題意識の認識レベルを上げ、日本がアジアの CSR 推進の核となること などをあげている。

さらに報告書では、アジア地域における CSR の推進に関して独立した 1 章を設け、アジア地域

においては NGO・NPO と企業の連携による CSR への取り組みが効果をあげていること、日系企業が進めるサプライチェーンマネジメント（SCM）や製品の統合リサイクルシステムの構築といった CSR の先進取り組み事例を紹介している。その上で、CSR をアジアで定着させていくためには、「押しつけではなく、地元にとって本当に社会が期待する領域で CSR が推進されていくことが肝心である」とし、このため、真にその取り組みが地元の社会にとって必要なものかどうかを客観的に判断することが大切であり、対等性と公開性、そして対話を重ねる能力が重視されると指摘している。そして日系企業に対しては、「例えば、サステナビリティレポートで経済性、社会性を含めた連結の内容について情報公開を行い、アジア地域においてもきめ細かいステークホルダーミーティングを開催する等の努力が求められる」と提言している。

中央環境審議会：国際環境協力は CSR の一環とした答申まとめる

中央環境審議会は 2005 年 7 月、「今後の国際環境協力の在り方」について、環境大臣に答申したが、その答申の中においては、国際環境協力は企業の社会的責任(CSR)の一環ともとらえられるとした上で、わが国企業は CSR を担当する役員を置くような体制づくりのさらなる拡大などの環境協力実施体制の整備を進めるとともに、環境対策や環境管理に関する情報の公開、進出先でのサプライチェーンを通じた現地企業の環境管理能力向上への貢献、CSR 推進のための国際的な取り組みへの積極的な登録・参加など、企業の役割を活かした国際環境協力への日本企業の参加を促している。また貿易においては、持続可能性に配慮して生産された物品の輸入促進、投融資においては、社会的責任投資(SRI)の視点をもった環境配慮を、それぞれ日本企業が実施することが望まれるとしている。

(2) 経済団体の取り組み

日本経団連：CSR に関する会員アンケート結果を発表

日本経済団体連合会は 2005 年 10 月、会員企業を対象とした初めての CSR に関するアンケート調査結果を発表した。「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート」は、会員企業の CSR 活動の現状や今後の方向性を把握する目的で 1,324 社を対象に 2005 年 3 月～4 月に実施されたもので、回答率は 43.2%(回答社数 572 社)だった。それによると、まず、CSR 関連組織の設置やレポートの発行など CSR を意識した活動を実施している企業は 75.2%に達していた。CSR に関する取り組みを開始した時期は、2003 年以前が 52.7%とおよそ半数を占め、2004 年からは 37.7%、2005 年からは 9.1%となり、ここ 2 年ほどの間に取り組みが急拡大していることが明らかとなっている。また、CSR への取り組みをトップダウンで進めている企業が 79.0%に達し、CSR の推進にはトップダウンの取り組みが効果的であることが示されている。

CSR への取り組みを始めたきっかけとしては、複数回答で 66.7%の企業が「マスコミ報道・世論の盛り上がり」、56.7%が「経済団体の活動」とした一方、13.3%が「相次いだ企業不祥事を受けての社内改革の一環」をあげた。また、CSR を推進するにあたって「現在最も優先的に取り組んでいる分野」「将来(2～3 年後)最も取り組んでいると思われる分野」については、いずれも「コンプライアンス・法令遵守」とした回答がトップとなったほか、現在と将来の比較では「リスクマネジメント」の重要度が高まるとした回答が多かった。なお、CSR 推進のために社内横断的な機関を設けている企業は 52.5%だった。

日本経団連：CSR 普及に向けて CSR ツールを作成

日本経済団体連合会は 2005 年 10 月、企業が自主的に CSR に取り組む場合の参考資料となる

「CSR 推進ツール」を作成した。ツールは、同連合会が作成している「企業行動憲章」とそれに基づく「企業行動憲章実行の手引き」などを参考に、企業が CSR を実践していくために必要と考えられる項目を課題分野・ステークホルダーごとに一覧表に整理した「CSR 主要要素のマトリックス」と、CSR 主要要素のマトリックスに含まれる諸課題に該当する参考事例 304 件を収録した「CSR 主要項目と参考事例」で構成されている。

このうち主要要素のマトリックスでは、CSR の必要課題分野としてコンプライアンス・企業倫理、情報、安全と品質、人権・労働、環境、社会貢献の 6 分野を縦軸にあげ、横軸に示した消費者・顧客、取引先、社員、NPO・NPO など 9 つのステークホルダーごとに必要な行動を記述し、企業が自社の取り組むべき CSR の分野や優先順位をつけられるようになっている。また CSR 主要項目と参考事例は、上記のマトリックスごとに参考事例を 1~2 行の簡潔なかたちで紹介し、具体的な取り組み内容がイメージできるようになっている。

海外事業活動関連協議会：東南アジアの CSR 対話ミッションを派遣

日本経済団体連合会の関連団体である「海外事業活動関連協議会(CBCC)」は 2005 年 9 月、「東南アジアにおける企業の社会的責任(CSR)」をテーマとする対話ミッションをタイ、インドネシアの 2 カ国に派遣し、両国の政府、経済団体、CSR 推進団体、日系企業、欧米系企業等と意見交換を行うとともに、折からジャカルタで開催されていた第 4 回「Asian Forum on CSR」に参加した。

報告書に収録された団長所見によると、両国では深刻な貧困問題、経済発展に伴う環境問題、治安の悪化など社会問題を抱え、これらの解決のためには政府の努力のみではなく企業による CSR への取り組みが求められているとしている。また、日本本社の企業行動規範の実施やサプライヤーへの CSR の徹底などをめぐっては、本社と現地日系企業との温度差がかなり大きいと指摘、今後のこれら地域の日系企業の CSR 推進にあたっては、日本本社のイニシアティブによる現地関連会社との連携強化 現地のニーズなどを踏まえた日系企業の CSR の再定義 CSR の取り組みを戦略的に発信する必要性 アジアの CSR 推進団体や経済団体との連携強化 などが求められるとしている。

経済同友会：CSR に関する経営者意識調査を発表

経済同友会は 2006 年 3 月、「企業の社会的責任(CSR)に関する経営者意識調査」の結果を発表した。この調査は、企業不祥事、CSR、SRI に関する経営者の意識を調べたもので、2005 年 10 月~2006 年 1 月にかけて経済同友会の会員企業、会員以外の東京証券取引所の 1 部・2 部上場企業あわせて 2,697 社を対象に実施された。回答率は 19.3%。なお、同様の調査は 2002 年秋にも行われている。

調査結果によると、CSR に含まれる項目を問うた設問に対しては、CSR という言葉が一般的でなかった前回調査(3 年前)に比べて、企業の社会的責任として経済面(収益確保、株主への配当、納税等)のみならず、「人権」「社会貢献」「地域社会発展への寄与」「環境」などをあげる経営者が増加し、CSR が経済的側面だけではなく環境・社会分野を含む広範なものであるという理解が浸透していることが明らかとなっている。また、CSR の意味については、「経営の中核に位置づける重要課題」とする回答が 69.1%で第 1 位となり、前回調査で 1 位だった「払うべきコスト」と順位が逆転している。さらに前回調査では、「法令で定められている事項、社会から要請された事項について取り組んでいる」とした企業が 59.0%だったが、今回の調査においては「法令や社会から求められていないことにも積極的に取り組んでいる」「CSR を企業戦略の中心に位置づけ、利益に結びつける戦略を立案・実行している」とした回答があわせて 51.1%と過半数を超

え、義務以上の取り組みを自主的に行う企業が増加していることを示した。

国連グローバルコンパクトへの日本企業の参加が順調に増加

「国連グローバルコンパクト」は、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）で国連のアナン事務総長が提唱した企業行動原則で、2000年7月に正式に発行した。人権、労働、環境、腐敗防止の4分野にわたる10の普適的原則が示され、これに賛同を表明した企業はそれぞれの影響力の及ぶ範囲でこれを遵守・実践してその結果を公表する仕組み。これに参加する日本企業の増加が続き、前年度報告書に記述した31社（2005年3月15日現在）からその後1年の間に13社・団体が増え44となった。この中には地方自治体として初めて川崎市が参加している。

日本の3大メガバンクがすべて赤道原則を採択

2003年6月に欧米の銀行10行によって採択された民間金融機関の環境・社会配慮ガイドラインである「赤道原則」(Equator Principles)については、従来わが国からはみずほコーポレート銀行だけが採択していたが、2005年12月に東京三菱銀行（現三菱東京UFJ銀行）、2006年1月に三井住友銀行がそれぞれ原則を採択、わが国の3大メガバンクがすべて赤道原則に参加することとなった。この原則は、採択した金融機関が一定規模以上のプロジェクト・ファイナンス（5,000万米ドル以上）を実施する場合には、環境・社会面の影響評価を行い、その結果に応じて適時プロジェクト終了まで環境社会配慮の遵守状況のモニタリング等を行い、金融機関の社会的責任を果たそうとする自主協定である。

また、金融機関関係ではもう一つ、UNEP（国連環境計画）の金融イニシアティブ(UNEP FI)に署名している日本の16の金融機関（銀行、保険、証券会社）が2005年9月、署名機関等の相互交流、情報発信などを目的に「UNEP FI アジア・太平洋地域タスクフォース日本グループ」を発足させている。

1.5 国際的な動向

ISO：2008年の発行めざして社会的責任規格づくりが本格化

ISOで2001年から検討されていた社会的責任(SR:Social Responsibility)の規格づくりは、2005年3月にブラジル・サンサルバドル市で開催された第1回ISO/SRワーキンググループ総会を経て具体的な作業が開始されている。それまでの議論によって、社会的責任を負うのは企業だけではなくあらゆる組織とすべきであるとの立場から、規格化議論の対象をCSRから「SR」へと変更すること、規格はマネジメント規格や認証目的ではなくSRの原則を示すガイダンス文書とすることなどが決まっていたが、サンサルバドルでの第1回総会では、規格策定のための委員会構造などの全体フレームワークが決定された。また、アジア地域内の情報共有と連携の強化を図るため、ISO/SRアジアフォーラムも発足することになった。

2008年10月にISO26000（社会的責任のガイダンス）としての発行をめざす規格化作業はその後、2005年9月にタイのバンコクで開催された第2回ISO/SRワーキンググループ総会において本格化した。バンコク総会では、規格の骨格となる設計仕様書(Design Specification)が採択されるとともに、規格開発のための3つのタスクグループ(TG:Task Group)の設置、その後のスケジュールなども決まった。設計仕様書によると規格の構造は、序文 適用範囲 引用規格 用語及び定義 すべての組織が活動するSRの内容 組織に関するSRの原則 核となるSRの主題・課題に関するガイダンス SRの実施に関する組織へのガイダンス 付属書 で構成されることとなった。

2006年1月には各TGのエキスパート、事務局体制などが確定し、規格本文の開発作業が進められており、今後は、第3回総会(2006年6月)で作業文書(WD:Working Document)、第4回総会(2006年11月)で第1次委員会原案(CD:Committee Draft)、第5回総会(2007年4月か5月)で第2次委員会原案、第6回総会(2007年10月)で国際規格案(DIS:Draft International Standard)、第7回総会(2008年9月)で最終国際規格案(FDIS:Final Draft International Standard)がそれぞれ採択される見込みで、2008年10月に規格が発行する予定である。

GRI：サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2006年10月改定へ

持続可能性報告のガイドラインを発行している国際的なマルチステークホルダーによる NGO である GRI では、2006年10月の発行をめどにガイドラインの改定作業が進められている。改定素案が2006年1月に公表され、2006年3月末を期限にパブリックコメントが実施された。

GRI は、米国の NGO でシリーズの原則を策定した CERES(Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画(UNEP)が中心となって1997年に米国で発足した。持続可能性報告のグローバルスタンダードづくりをめざした活動を展開しており、2000年6月に第1版の GRI 持続可能性報告のガイドラインを発行した。その後2002年には、常設組織としてオランダのアムステルダムへ本拠地を移すとともに、第2版となるガイドラインである「GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」(通称 G2 と呼ばれている)を発行した。G2 では環境的側面だけではなく、社会的側面、経済的側面をあわせた3つの側面を含めた報告を強化するため、社会的側面、経済的側面の報告指標の充実が図られ、企業が報告することが望ましい指標が示されている。現在 CSR 報告を行っているほとんどの企業がこのガイドラインを参考にしているといわれており、GRI のデータベースに GRI ガイドラインを参考にレポートを作成したとして登録されている企業数は、2006年3月時点で世界57カ国の813の企業となっている。そのうち日本企業は131で最も多い。

現在改定作業が進められているガイドラインは、正式に発行されると GRI ガイドライン第3版として G3 と呼ばれることとなるが、G3 の公開改定素案によると、GRI 指標を利用してあらゆる情報を網羅的に報告する方向から、自社または報告書を利用するステークホルダーにとって重要な課題や指標を判定して報告するものへと性格付けを変えている。このため G2 では持続可能性報告を行う際に絶えず留意すべき報告原則として透明性、包含性など11項目を列挙していたが、G3 素案では報告内容確定に関する原則と報告情報の品質確保のための原則に分けて原則を示し、特に報告内容確定に関する原則として包含性、適合性と重要性、持続可能性の状況、網羅性の4つをあげ、「適合性と重要性」の原則の定義として「報告書中の情報は、報告書を利用するステークホルダーの意志決定に実質的に影響を及ぼすと思われる課題および指標を網羅しているべきである」としている。また、G2 では必須指標50と任意指標47のあわせて97指標で構成されていたパフォーマンス指標は、79に減少している。

英国：会社法改正で CSR 情報開示を義務づけるも、半年で義務化を見送り

英国では、欧州連合(EU)の会計法現代化指令(2003年6月)を受けて会社法の改正が実施され、2005年4月から一定規模以上の企業(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、全米証券業協会が運営する店頭株市場 NASDAQ に上場している英国企業)に対して、2005年度分から年次報告書(アニュアルレポート)の補完資料である OFR(Operation and Financial Review: 営業・財務の状況)の開示を義務づけた。OFR は、財務諸表を補完するため、経営者が経営・財務情報などについて説明するもので、従来は任意情報とされていた。改正後の OFR には、従来の財務情報等に加えて環境や従業員情報など CSR 関連情報などの非財務情報の開示が要求され、過去

の実績だけでなく、企業が直面する主要なリスクや不確実性など、投資家が企業の将来を判断するために有用な情報も求められることとなった。具体的な開示項目としては 23 種類が KPI(Key Performance Indicators)として例示され、CSR 関連としては、環境負荷、CO2 排出量、廃棄物排出量などのほか、従業員モラル、従業員の健康安全、サプライチェーンにおける社会的リスクなどが示されている。対象企業数は約 1,290 社となり、これらの企業が 2006 年春以降に発行するアニュアルレポートに盛り込まれることとなった。

ところが 2005 年 11 月、英国産業連盟 (CBI:Confederation of British Industry) の総会で、英国のゴードン・ブラウン財務大臣が規制緩和と産業界の負担軽減策の一環として OFR を義務づける法改正の無効を表明し、OFR による環境社会情報開示の義務化は見送られることとなった。このため、OFR は自主適用のガイドラインとなり、OFR は作成する場合も EU 指令と同レベルの Business Review(BR)で代替されることとなった。BR の非財務情報の開示内容は、事業規模や内容に応じて 年度中の事業の状況と業績 期末の状況 を理解するのに必要な範囲で特定情報を開示するものとされ、OFR に求められていた将来情報は不要となり、BR では KPI に環境情報と従業員情報が含まれていればその他の項目は任意とされている。

これに対して、SRI 関係者や環境 NGO が、改正無効の手続きは違法であり、投資家が企業の環境・社会情報を利用するのを阻むものだとして抗議の動きを示したことから、貿易産業省は 2006 年 1 月、無効措置を再検討する意向を表明した。

ISO：環境コミュニケーションで規格作りが進行

CSR 体制を構築するためには、企業とそれを取り巻くさまざまなステークホルダーとのコミュニケーションは不可欠だが、ISO では 2001 年から環境マネジメントに関する専門委員会である TC(Technical Committee)207 において、環境コミュニケーションに関する規格作りに取り組んでいる。これは、企業が環境コミュニケーションを行う際の一般的な原則や方針、戦略及び活動に関するガイドラインとなるもので、ISO14001 のような認証規格となるものではない。2004 年末に国際規格案(DIS)が配布されており、最終国際規格案(FDIS)を経て、2006 年中にも ISO14063 (環境マネジメント 環境コミュニケーション ガイドライン及び事例)として規格が発行する見込みとなっている。

なお、規格案では、環境コミュニケーションを「組織が、環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するため、情報の提供及び入手、並びに内部及び外部の利害関係者との対話を実施するプロセス」と定義している。

参考資料

- 1) 環境省：平成 16 年度「環境にやさしい企業行動調査結果」(2005 年 9 月)
- 2) 環境省：社会的責任 (持続可能な環境と経済) に関する研究会報告書 (2005 年 8 月)
- 3) 中央環境審議会：今後の国際環境協力の在り方について答申 (2005 年 7 月)
- 4) 日本経済団体連合会：CSR (企業の社会的責任) に関するアンケート調査結果 (2005 年 10 月)
- 5) 日本経済団体連合会：CSR 推進ツール (2005 年 10 月)
- 6) 海外事業活動関連協議会：CBCC 対話ミッション「東南アジアにおける企業の社会的責任 (CSR)」報告書 (2005 年 12 月)
- 7) 経済同友会：企業の社会的責任 (CSR) に関する経営者意識調査 (2006 年 3 月)
- 8) 経済産業省報道発表資料：第 1 回 ISO/SR (社会的責任) ブラジル総会の結果について (2005

年 3 月 25 日)

- 9) 経済産業省報道発表資料：第 2 回 ISO/SR (社会的責任) タイ総会の結果概要 (2005 年 10 月 4 日)
- 10) GRI : GRI サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002
- 11) GRI : ドラフトサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン「一般の意見を募るための G3 版」(2006 年 1 月)
- 12) 日本貿易振興機構ロンドンセンター：欧州企業による CSR の取り組み報告書(2005 年 8 月)

(中寺 良栄)

2. 2005 年度の CSR をめぐるアジア諸国の動向～大変化を遂げた中国を中心に～

前年度の報告書では、日本をのぞくアジア地域における CSR の発展は、地域全体としてはまだまだこれからといった段階にあるとしたが、それがこの 1 年の間に大きな変化を見せた。特に大きな変化を遂げたのが中国である。そこで、2005 年度のアジア諸国の CSR に関する動きを、中国を中心にふり返ってみたい(ただし、日本を除く。また労働関連の情報は除外する)。

2.1 2005 年は中国の CSR 元年。政府も CSR 推進に積極的に

2005 年は中国で本格的に CSR が動き始めた年、中国の「CSR 元年」であるが、地域による温度差は相変わらず大きく、業種的に積極的なところとまだほとんど動きのないところに分かれている。現在の段階で CSR を行っているのは、中国で操業する外国企業か、そのサプライヤー、あるいは直接海外市場へ輸出している企業に限られており、それ以外は中小の地元企業はもちろん、国営企業も、ほとんど取り組んでいないようである。いずれにしろ、まずは外圧が作用するセクターにおいて、中国の CSR は大きく動き始めたのである。そして昨年の動きでもっとも注目すべきことは、中国政府が一気に CSR に積極的になったことである。この徴候は 2004 年に中国企業連合会持続発展工商委員会(CBCSD: China Business Council for Sustainable Development)が、外国企業と中国企業のはじめてのパートナーシップとして設立されたことにも感じられたが、昨年は政府自身が主動的な役割を果たしているのが特徴的であった。2005 年だけで、中国全土で、政府あるいはその関係機関が主催する CSR セミナーが 100 以上あったという¹。2003 年までは事実上 CSR という言葉が「禁句」だったのに比べれば、掌を返したような豹変ぶりである。まさに、2005 年は中国における「CSR 元年」なのだ。

2004 年にできた CBCSD は、2005 年 1 月にさっそく大会を開く。これは、シェル、BP、BASF などの外国企業のリードによるものであった。11 月は中国社会活動協会が「企業市民委員会」を設立し、190 社によって『企業市民宣言』が採択され、CSR 活動ベスト 30 社も選定された。さらに、12 月には学術団体である中国企業改革発展研究会の提唱により「中国企業社会責任連盟」が設立され、初めての『中国企業社会責任基準体系』を制定し、CSR 活動企業ベスト 10、CSR 人物ベスト 10 が選定された²。一方、政府関係の動きとしては、2004 年 9 月の中国共産党中央委員会第 16 期第四回全体会議(「四中全会」)で「社会主義調和社会の構築能力の向上」が打ち出されている。都市と農村の発展の調和、地域の発展の調和、経済と社会の発展の調和、人と自然の調和ある発展、国内発展と対外開放の調和を目的として、和諧(わかい=調和がとれていること)社会の建設を打ち出したのだ。これは、2005 年 10 月の五中全会で採択された「第 11 次五ヶ年計画」の基本方針でも明確に位置づけられた³。

そして同じく 10 月には、中国生産力学会が南昌で和諧社会の建設と企業の責任に関する国際会議を開催し、「国連グローバルコンパクトで掲げられた人権、労働、環境といった基本概念は、中国政府のかかげる人間中心戦略と基本的に同じものであり、我々は企業が国連グローバルコンパクトに参加することを支持する」と、グローバルコンパクトの支持を明確に盛り込んだ南昌宣言

¹ Liu Kaiming へのヒアリングに基づく(2006 年 2 月)

² 金堅敏(2006)「中国市場戦略の新展開～企業 PR 戦略を中心に～」(富士通総研、2006 年 1 月 25 日)

³ 足達英一郎(2005)「CSR/SRI の議論においてなぜサプライチェーンの問題が重要なのか」ASrIA 国際会議「企業のグローバル化と CSR～サプライチェーンの観点から見たリスクと対策～」(2005 年 11 月 10 日、東京)

を採択したのである。その後、11月30日～12月1日には、上海でグローバルコンパクトの国際会議「联合国全球契約峰会：中国」を開催、約800名の参加者を集め、南昌宣言が単なるポーズではないことを内外に明確に示した。この時に採択された「上海宣言」では、企業の責任のみならず、企業がこのような自主的な取り組みを進めるためには、各種の制度や法整備など、政府がこれを後押しする必要があることを指摘し、政府の役割をも明確に示したことは特に注目に値するだろう。また、12月に国務院が環境保護強化のために定めた環境方針では、環境対策を一層厳格に進めると同時に、NGO等民間団体が社会監視の役割を担うことを奨励し、企業には一層の環境情報公開を求めており、CSR的活動を期待していることがわかる。

このように中央政府、特にその若手官僚はCSRの推進や産業の国際化に熱心なようであるが、地方政府は地域により温度差がきわめて大きい。例えば、日本企業をはじめ外国企業が多数その経済特区に進出している深 では、地方政府もCSRの推進に積極的であり、模範的な地方政府になろうと努めているという。深 政府は、近くCSR調達を始めるとの情報もある。一方、そのすぐ近くには、外国企業が多く集まるにも関わらず、古い体質が残っている地方政府もあるようだ⁴。中国政府が今後さらに強力にCSRを推進することは間違いないが、その道のりは平坦ではないだろう。

2.2 CSRに熱い視線を投げかけはじめたアジア各国政府

こうした傾向は、他のアジア各国でも見られる。すなわち、CSRが進展しているのは外国企業と輸出産業、あるいは外国企業のサプライヤーだけであり、それ以外の純国内産業においては、ほとんど理解が進んでいない。同時に、中国ほどではないにしろ、この一年で各国政府のCSRに対する態度は確実に変化している。かつては、また新しい非関税貿易障壁かというような目でCSRを見ていた政府関係者が、「CSRは使える」と感じ、外国企業に熱い視線を投げかけるようになってきている。つまり、各国政府は自力では困難な社会福祉を底上げする役割を、CSR、それも特に外国企業のCSRやSCM（サプライチェーン管理）に期待しているのである。中国ほど明確ではないものの、各国政府の官僚から、そのような意見を聞くことが多くなった。

2.3 インドネシアでは環境パフォーマンスで企業を格付け

例えば、インドネシア環境省では、企業の環境パフォーマンスの格付制度である Performance Level Evaluation Program (PROPER) を1995年から実施している (p.25 参照)。最初は水質のデータのみであったが、2002年からは水、大気、有害廃棄物について、さらに2005年からは地域開発を評価するようになり、2006年からはCSRを側面として加えた。参加は任意となっているが、上場企業、輸出企業、環境負荷が大きい企業は参加が義務づけられる。2006年には678社が参加しているが、2005年は466社のうち180社が外資系であった。インドネシア環境省は、企業には必要に応じて説明や支援をすと言っているが、この格付評価の結果で最低ランクが2年続くと銀行からの融資が止まるため、きわめて強力な企業をコントロールするためのツールといえる。

⁴ Liu Kaiming へのヒアリングに基づく (2006年2月)

2.4 アジア諸国政府は、CSR を自国の福祉を底上げするためのツールと考えはじめている

では、実際にアジア諸国の CSR は進んだのであろうか。アジア・コーポレートガバナンス協会（ACGA）の調査によれば、この数年でアジア各国の法律や基準は明らかに世界的に統一化される動きにあるという。また、国ごとのコーポレートガバナンスに関する状況は、マクロには改善しているという。しかし、同時に、こうした動きはあくまで表面上であり、このようなトップダウンの決定に現実がそのままついてきているわけではないし、企業間の格差は非常に大きいという。国際的な大資本では明らかに改善しており、また中規模の企業でも新しい考えを受け入れる気持ちがある企業や、株主が積極的な企業においても改善している。しかし、それ以外の企業はきわめて不十分なのだ。そして企業を進化させているのは、実はこうした規則ではなく、むしろ市場からの圧力やインセンティブだと指摘している⁵。

このように当初は外圧として始まったアジアにおける CSR であるが、この 1 年だけでも急速に進展している。特にその中で重要なのは、CSR と政治の関係である。中国はもちろん、各国政府は、CSR は企業をコントロールし、自国の福祉を底上げするためのツールだと認識しはじめている。このことは、もともと CSR が EU で誕生したときの経緯を考えれば驚くべきこととは言えないが、日本や日本企業は、果たしてこの流れに気がついているのだろうか。特に 2005 年は、中国政府がその意志を明確にした年として、深く記憶に留める必要があるだろう。

（足立 直樹）

⁵ Allen, Jamie (2006) "Accountability and Transparency: Is Asian Corporate Governance Improving?" in The Ethical Corporation Asia 2006 Conference "How to Manage Corporate Responsibility in Asia" (Hong Kong, 22-23 February 2006)

3. タイ、インドネシアにおける CSR の現状とその背景

今回の調査においては、アジア地域における環境配慮を主眼とした CSR への取り組みの実状を調べるため、タイ、インドネシアの2カ国において現地調査を実施した。現地調査においては、日系企業をはじめ現地資本企業、欧米系企業を実際に訪問して CSR への取り組みを取材した。両国ともに経済発展の牽引役として大きな存在感を示す日系企業は、環境対策をはじめとする CSR に積極的に取り組んでいた。一方、現地資本企業も先進国企業のサプライチェーンに組み込まれた輸出型企業を中心に、山積する環境・社会課題に対応するための着実な取り組みをはじめていた。

以下この節では、タイ、インドネシアそれぞれについて、CSR をめぐる社会背景や CSR 普及の現状、CSR に取り組むための課題などを環境側面に主眼をおいて紹介する。

3.1 タイにおける CSR の現状とその背景

(1) タイで大きな存在感示す日系企業

日本とタイは経済的つながりを中心に緊密な関係を示している。タイ国投資委員会(BOI:Office of the Board of Investment)の統計によると、1985年から2004年までのおよそ20年間にわたるタイへの直接投資(認可ベース)のうち、日本からの直接投資は件数で38.0%(3,790件)、金額で39.4%(1兆5,084億バーツ⁶)と最も多く、米国や欧州からの直接投資を大きく引き離している。特に最近、アジアのデトロイトをめざす自動車産業関係の投資が増加しており、タイの自動車産業の生産・販売・輸出のいずれもの約9割が日系企業によるものとなっている。このような密接な経済関係を背景に日系企業のタイへの進出はめざましく、進出日系企業で構成される盤谷(バンコク)日本人商工会議所(JCC:Japanese Chamber of Commerce,Bangkok)の会員数は、2005年4月現在1,234社となり、在外日本人商工会議所としては世界最大規模となっている。またその業種内訳をみると製造業が52%を占め、その中では電機・機械、自動車関連の事業所が多くなっている。当然、在タイ外資系企業の中では日系企業が最も多く、調査年が同一ではないが、JCCと同様の役割を果たしている在タイの外国商工会議所の会員数は、2003年6月時点で台湾700、英国550、米国547、ドイツ433の順となり、日系企業の多さが目立っている。なお、進出日系企業にはJCCに加入しない企業も多いことから、実際にはさらに多くの日系企業がタイに進出していると考えられるが、JCCの中小企業支援委員会によると、在タイ日系企業の数は6,226社という調査結果もでている。

2005年9月には日タイ経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement)が大筋合意され、今後両国の経済関係はますます強化されることとなる。2006年3月に日本貿易振興機構(JETRO)が発表した「在アジア日系製造業の経営実態 ASEAN・インド編(2005年度調査)」の調査結果によると、「今後東アジアで、中長期的(5~10年程度)に自社事業の・製品の生産拠点として最適と評価した国」としてはタイが第1位となり、政治的安定性 国内市場の魅力 各種インフラの進展 等を背景に、今後も日系企業の進出が続くものとみられる。

一方、JCCの加盟企業1,234社の総従業員は2005年3月現在で約39万500人と推計されている。このうち製造業617社の従業員数は約28万9,200人とみられており、2002年時点のタイの製造業における就業者数がおよそ500万人といわれていることから、製造業だけをみると、JCC会

⁶ 1バーツ=約3円

員の日系製造業が雇用する従業員数は、タイ全体の製造業就業者数の約 6%弱を占めていることになる。中には 1 社で 3 万人近い従業員を雇用している日系企業もあり、日系企業が経済活動だけではなくタイの雇用問題においても大きな存在であることを示している。

(2) タイには伝統的に仏教からきた CSR のバックグラウンドが

タイにおける CSR への取り組みはまだはじまったばかりといえる。一部の外資系企業や大企業、特にセメントや石油化学といった生態系や社会に大きな負荷をかける可能性がある企業、国際的な関連基準に沿った CSR を求められる労働集約型の輸出企業などには環境・社会問題を中心に CSR への積極的な取り組みがみられ、欧米型の CSR の推進に関心が持たれはじめている。一方、企業全体の 9 割を占める中小企業はほとんどが CSR への取り組みをはじめていないといえる。つまり、タイの産業界全体としては、まだ CSR という言葉は一般化しておらず、むしろ現段階では「良い企業」(Good Company) や「良き企業市民」(Corporate Citizenship) として、倫理的なビジネスを实践する企業という理解が CSR に関する一般的解釈であるといえる。

タイにはもともと仏教の教えに従って、「他人のために良い行い(善行)をし、功德を積む」とした考え方があり、タイの文化はもちろん、企業活動や経済活動にも根底にはこの思想が流れているといえる。このため、タイの企業家の心にはこの善行と功德の概念が根付き、「寄付」「慈善」といったかたちで社会に利益の一部を還元するのがこれまで一般的となってきた。実際、タイ企業は歴史的に、CSR という概念がなくとも倫理的な行動をとってきたといえる。具体的には、善行としての寄付からはじまり、コミュニティ活動や社会が恩恵を受ける活動へと広げるアプローチ、これらのアプローチと実践を自らの能力と資源の許す範囲でタイ企業は長い間実行してきたといえる。タイの産業界や企業経営者は、「自分たちが社会から受ける恩恵のお返しとして何ができるか」を伝統的に考えてきたのである。

しかし、1970 年代中頃からタイへは多くの外国企業が進出し工業化がはじまった。農業社会から工業社会への移行に伴って、経済的には急成長を示したものの、利益を生み出すために無秩序な自然資源利用が進み、深刻な環境破壊を生み出した。また、過酷な労働条件や児童労働など公正ではない労働問題などが顕在化し、70 年代から 80 年代にかけては経済効率だけが優先する企業経営が一般的となっていった。

1990 年代末になると、欧米を中心に現在いわれる CSR の概念が広がり始め、タイに進出する外資系企業も CSR 的な取り組みをはじめた。しかし当初はこれらの取り組みのきっかけは、環境規制を遵守して「操業許可」を得ることが目的となっていた。しかしその後 CSR が欧米で主流になり始めると、規模の大きな外資系企業は倫理的に行動し、地域住民の生活の質が向上するように、社会に利益を還元する方法で投資や資源利用に取り組むことが否応なしに求められるようになってきた。

1997 年に発生した経済危機によって、タイ経済の行方に不安が高まる中、国民に強い影響力をもつプミポン国王が、タイが国家としてのアイデンティティを保ちながら、経済、社会、政治、環境面での均衡がとれた開発を実施するという、日本語では「足を知る経済」とでも訳すことができる Sufficiency Economy の哲学を示し、2002 年から 2006 年を計画期間とする第 9 次国家経済社会開発計画にもその考え方が取り入れられた。第 9 次計画は、それまでの経済成長による「富」の増加から、社会における公正さの実現と持続可能な開発を実行していく「質」を重視したものであり、歴史的に続いてきた倫理観あふれるタイ社会への回帰を示したものである。

持続可能な社会を目標に、個人、政府、企業などのすべてのセクターが、それぞれの行動においてこの「足を知る経済」の実現をめざすこと、これがこれからのタイの CSR の根本概念ともい

える。欧米型の CSR とはひと味違うタイ独特の CSR が今後発展していくことが期待されることとなり、前述したようにタイで大きな存在感を示す日系企業が、タイで求められる CSR が何であるかを自ら把握し、今後どんなかたちでタイの CSR 推進に協力していくかが問われることとなる。

(3) CSR と関わりの深い環境・社会問題が山積するタイ

ところで、タイには CSR と関わりが深い環境問題や社会問題が山積しているといえる。

タイは 1997 年のアジア経済危機を乗り越えた後、2001 年 2 月に発足したタクシン政権が進めた外資導入による輸出振興と地方振興による内需拡大を柱とする経済政策によって、通貨危機の後遺症を払拭、2002 年以降は実質 GDP 成長率が 5~6% を示す経済成長を遂げている。反面、経済成長と引き換えに大気汚染や水質汚濁、有害廃棄物の増加による環境汚染、森林減少等の生態系破壊などによる環境公害問題が深刻化している。一方、経済成長によって貧困の改善は進みつつあるものの都市と農村の収入格差の拡大、長時間労働や児童労働をはじめとした労働問題、HIV/AIDS 感染や麻薬の蔓延など、社会問題も大きな課題となっている。そのほか、マレーシアの国境に近い南部地域ではイスラム教徒との宗教的対立といった問題もみられている。つまり、タイにおける CSR の課題は非常に幅広く、国際的な CSR 憲章である国連の「グローバルコンパクト」に示された人権、労働、環境、腐敗防止に関する 10 の原則や、GRI の「持続可能性報告のためのガイドライン」で報告すべき事項としてあげられている経済的、環境的、社会的パフォーマンスの 3 つの分野における指標などの項目は、ほぼすべてタイにおいて必要とされる CSR への取り組み項目と重なっているといえる。

このうち環境問題については、人口と産業の集中するバンコク都とその周辺 4 県(ノンタブリ、パトムタニ、サムットプラカーン、ナコンパトム)を中心に河川の水質汚濁、自動車及び工場からの大気汚染、不適切な処理による廃棄物、特に有害廃棄物による汚染などが深刻化している。タイ政府もこれらに対応するため、環境法令の整備や環境規制の強化、処理施設の整備などに取り組んでいるが、急速な経済成長に追いつけない状況が続いているといえる。かなりの経済成長を達成したとはいえ、環境問題の現状はまだ開発途上国型の様相を示している。

前述の JCC は、2004 年 9 月に製造業の会員を対象に「タイ日系企業が抱える環境問題に関するアンケート調査」を実施しているが、その結果によると、在タイ日系企業が直面する環境問題としては、複数回答で「産業廃棄物の処理」が 30.1% で最も多く、以下、「水質汚濁物質の排出」(17.0%)、「省エネ」(13.1%) という回答結果となっている。JCC は同様の調査を 2001 年にも実施しているが、前回の結果では「産業廃棄物の処理」が 61.5%、「水質汚濁物質の排出」が 33.1% と今回の倍近い回答率となっており、2 回のアンケート結果を比較すると、この 3 年ほどの間にまだまだ追いつかないものの、処理施設の整備や環境問題の改善が多少進展し、それが日系企業の回答に反映されているといえる。

(4) 成果をあげる企業と NGO が協働して進める CSR

このようなさまざまな環境・社会問題に対応するため、タイにおいてはタイ政府、企業、NGO などが CSR 普及のための取り組みを進めている。

タイにおける CSR は、タイ社会に伝統的に根付く寄付(Donation)に代表される慈善活動(charity, philanthropy)を除くと、深刻化する環境公害問題への対応からはじまったといえる。事業活動が環境や生態系に影響を与える例えばセメント製造、自動車、製紙などの大規模な製造業を中心に環境規制を遵守する取り組みとして環境公害対策への取り組みが行われ、それが各種の社会問題

への対応や地域社会への貢献といったかたちで広がりはじめているといえる。これらを牽引したのは、日系企業をはじめとする外資系企業であり、それが現在はタイ証券取引所に上場しているタイ国内の大企業へと波及しはじめているといえる。

次いで、環境影響は小さいものの企業活動が地域社会や従業員に社会的影響を与える企業、とくに衣料や靴などをつくる労働集約型の輸出産業であるタイ企業は、先進国企業のグローバルなサプライチェーンの中に組み込まれているため、環境マネジメント規格である ISO14001 や労働者保護を目的とした SA8000 に代表される国際的な環境規格や労働規格、社会責任規格などの国際基準に従わざるを得ず、否応なしに CSR の取り組みをはじめの必要性が生まれている。また、タイの社会特性を知っているタイ企業の中には、先述したドラッグや HIV/AIDS 問題などに積極的に取り組んで従業員や地域社会を巻き込む CSR への対応、本業を活かして農民の経済的自立や地域住民へのさまざまな教育活動を展開するなど、タイの地域特性に対応した CSR を展開する動きもみられている。ただし、現段階ではタイの CSR の取り組みが外資系企業の現地法人や輸出型の有力タイ企業に限られているのも事実で、今後は企業全体の 9 割を占めるといわれる中小企業に CSR がいかに企業利益に貢献するかを伝え、CSR の取り組みに参加させるかが大きな課題といえる。

これらの動きに対してタイ政府は、関連する行政組織の能力向上を図ることなどを通じてタイの CSR 推進を支援している。しかし、タイは急速な経済成長を遂げているとはいえ 2004 年の国民 1 人あたり GDP は約 2,500 ドルで、わが国や欧米先進国の 10 分の 1 程度であり、いまだ開発途上国である。したがって環境・社会的課題に対する行政対応能力にも限界があり、これらの課題解決に向けては企業がさまざまなビジネススキルを活かして CSR を展開し、行政ができない部分を補っていく必要がある。

一方、タイには現在 CSR に関するすぐれた活動を行っているいくつかの NGO・NPO があり、企業がこれらの団体と協働して慈善活動を超える CSR を行っている。今回の調査ではそのようないくつかの団体を訪問したが、そのうち「人口・地域社会開発協会（PDA:Population and Community Development Association）」は、T-BIRD（Thai Business Initiative in Rural Development）と呼ばれる農村開発プログラムを実施していた。これは企業が地方の住民の経済的自立を助けるプロジェクトで、PDA のガイダンスに基づいて企業が資金だけではなくさまざまなスキルを提供し、地域にビジネス・ノウハウを与えて収入向上を実現するもので、これまでにタイの貧困削減に大きな成果をあげていた。また KIASIA（Kenan Institute Asia）は、企業とパートナーシップを組んで環境問題や CSR に関する人材能力開発、調査研究、環境教育などを進めている。このようなタイの社会課題を知り抜いている NGO・NPO と企業が協働して CSR に取り組むことは、タイの CSR 推進に大きな役割を果たしている。

なお、企業と積極的に協力して CSR の推進に役立つ取り組みを進めている NGO・NPO としては PDA、KIASIA 以外に、タイ環境研究所（TEI:Thai Environment Institute）、SVN-Asia（Social Venture Network Asia）などがある。

（5）中小企業対策が今後の環境対策推進のカギに

CSR の重要な柱である環境問題に対する在タイ企業の取り組みについては最近、タイ国内の中堅企業も含め、単に環境規制をクリアするためだけの環境公害対策から、法的規制の枠組みを越えた自主的な環境配慮への取り組みへと広がりつつあるといえる。

例えば、環境マネジメントの国際規格である ISO14001 の認証取得件数はここ数年急速な伸びを示し、2005 年 4 月現在で 974 件となり東南アジア地域では最多となっている。当初は、日系企

業をはじめとする外資系企業の認証取得が中心であったが、その後はタイ国内の大企業もほぼ認証を取得し、今後は中規模企業の取得拡大がタイにおける環境マネジメントシステム普及のカギになる。またタイでは、環境汚染物質や廃棄物の排出削減、環境効率の向上などを目的としたクリーナー・テクノロジー導入プロジェクトが工業省（MOI:Ministry of Industry）の支援を受けて進められている。現在、製造業をはじめサービス業や学校、病院など、1,000以上の企業等がクリーナー・テクノロジーの原則に従って、生産効率の改善と環境負荷の削減を同時に実現することをめざす事業活動を進めている。さらに、消費者に対する環境に配慮した購買行動を促すため、グリーン・ラベル制度も1994年に導入されている。MOIとTEIが運営主体となってエコラベルの国際組織であるグローバル・エコラベリング・ネットワークにも加盟、2005年11月現在で31社の196の商品がグリーン・ラベルの認証を得ている。

しかし、このような環境分野に関する先進的な動きはあるものの、ISO14001の認証やエコラベルを取得する企業は、ほとんどが大企業または外資系企業、先進国企業のサプライチェーンに組み込まれた輸出型企業に限られているのが現実といえる。その他の中小企業にとっては、環境対策にかかる予算や人材、知識が不足し、日常の水質汚濁対策や大気汚染対策もままならないところがほとんどといえる。今後、先進的な環境配慮への取り組みを広げる一方、まだまだ深刻な環境状況を改善していくためには、中小企業対策が欠かせない。

そのような中、2005年10月6日～9日にかけてバンコク近郊で、タイで初めての「エコプロダクト国際展2005」（アジア生産性機構、タイ工業連盟、タイ生産性本部が共催）が開催され、日本企業と在タイ日系企業22社を含む50以上の企業・団体が参加し、約2万人の来場者があった。現地訪問調査で会ったタイの環境NGOの関係者は「数多くの環境配慮型の製品やサービスが紹介されたことは、環境配慮型の企業活動が持続可能な社会を作るためにいかに大切かをタイ社会に知らせる良いチャンスになった」と評価していた。

（5）課題を抱える中、積極的な環境対策に取り組む日系企業

ところで、タイの日系企業のCSRへの取り組みはどうだろうか。環境問題への対応については、「環境対策の実施がタイでの企業活動の展開にとって不可欠であり、環境保全への対応は企業経営の一環である」とした考え方で、製造業を中心にタイの規制基準を上回る自主基準なども制定して、大気汚染や水質汚濁に関する公害対策を積極的に実施するとともに、エネルギー使用量や廃棄物排出量の削減などにも自主的に取り組む企業がほとんどとなっている。先に紹介したJCCの「タイ日系企業が抱える環境問題に関するアンケート調査」の結果によると、環境問題の経営課題としての重要性についての回答は、「非常に重要」49.7%、「どちらかといえば重要」42.5%となり、両社をあわせると92.2%が環境問題を重要な経営課題としてとらえる積極的な回答を寄せている。また、ISO14001の認証取得状況を聞いた設問には、「取得済み」とした回答が45.7%、「取得過程」とした回答が13.9%あった。さらに「取得を計画中」とした回答が15.9%あり、この3つをあわせると、回答日系企業のうちの75.5%がISO14001の取得または取得を計画中であり、環境問題への日系企業の積極的な対応を裏付けている。

今回の現地調査では数社の日系製造業の生産現場を訪問したが、いずれも公害対策はもちろんのこと、環境マネジメントシステムの構築と運用、グリーン調達や省エネ・省エネルギーなどにも日本国内と同等レベルで取り組んでいた。なお、訪問企業の一つであるダイキンインダストリーズタイランド社（Daikin Industries (Thailand) Ltd.）は、2004年に環境保全への取り組みが評価され、タイ国の総理大臣表彰を受けていた。

ただし、タイにおいて積極的な環境対策に取り組む際の課題もみられている。今回の調査では、

JCC の環境委員会メンバーとの意見交換を行ったが、その中では、最近矢継ぎ早に出される新たな環境規制について、規制レベルが非常に厳しく日系企業でも対応が難しいものであったり、実際の規制内容を規定する政令(細則)が不明確で運用にばらつきがあるといった意見が出された。また、政令が当然ではあるがタイ語のみで公布され、英語に翻訳される時点には法規制がすでに発効してしまっているといった悩みもあるようだ。一方、一定以上の排水量がある工場に水質モニタリング装置を設置し、測定結果を工業省へ直接送付する規定が最近はじまったが、場所によっては全く規定に関する情報が伝わらなかつたり、送ろうとしても行政側のシステムの未整備でデータ送付ができないなどとした、行政対応の不備を指摘する意見も出ていた。

さらに、サプライチェーンマネジメントについては、2006年7月から適用されるEUのRoHS規制⁷などには否応なしの対応を求められるが、一般的に、タイ国内で環境に主眼をおいたサプライチェーンマネジメントを厳格に行うのは難しいとのことであった。ISO14001に代表される環境マネジメントシステムを中小企業を含むすべてのサプライヤーに要求することは現実的でなく、業種によってはサプライヤーを絞り込むと、原材料不足を引き起こし企業運営が成り立たなくなる可能性もあるとした意見もあった。いずれにしても一方的に押しつけるのではなく、時間をかけたサプライヤーの育成策が求められるようだ。

(6) 国境を越える資源循環で、新たな日系企業のCSRへの取り組み

このような状況の中、タイの日系企業の環境保全への取り組みに新たな動きが生まれていた。それは、国境を越える循環資源リサイクルへの対応である。従来はバーゼル条約(有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約)⁸の規制に伴って有価物でありながら輸出ができなかった循環資源について、タイ政府とのねばり強い交渉の結果、有価物としてのタイへの輸入許可を得て、リサイクルが実施されている。

そのうちのひとつとして、サイアム旭テクノグラス(Siam Asahi Technoglass co., Ltd)は、2005年5月から日本から輸入したブラウン管ガラスカレットの再利用に取り組んでいた。これは、ブラウン管テレビの生産拠点の海外移転で、日本国内ではほとんどリサイクル需要がなくなった回収されたブラウン管ガラスを、細かく砕いたカレット状にしてタイに輸出、再びブラウン管の原料に再利用する試みである。同様な試みとしては、富士ゼロックスのタイ子会社がアジア・太平洋地域9カ国から回収した自社製の複写機、プリンタなどを分解、分別して再資源化する取り組みを2004年12月から行っている。また、ハイレベルのリサイクル技術をもった日系リサイクル企業のタイ進出もみられ、今回訪問した松田産業タイランド(Matsuda Sangyo(Thailand)Co., Ltd.)では、不良品のプリント基盤などをリサイクルして貴金属含有の銀合金インゴットを作り、日本へ輸出していた。

これらは、資源の確保や開発途上国での廃棄物による環境汚染の発生を防ぐとともに、途上国へのリサイクル技術の移転、新産業の創出といった観点も持ち、タイと日本の相互利益をめざし

⁷ EUが2003年1月に採択した「家電・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令」。家電・電子機器に含まれる特定有害物質の使用を制限することにより、環境や健康に及ぼす危険を最小化することを目的としている。家電・電子機器指令を補完する指令である。家電・電子機器に含まれる特定有害物質のうち、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムといった重金属及び臭化難燃剤(PBB、PBDE)の計6種について、2006年7月1日から新規の家電・電子機器への使用が禁止される。(EIC ネット 環境用語集より)

⁸ 一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した条約。正式名称を「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」といい、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって生じる人の健康または環境に係る被害を防止すること目的として、1989年にスイスのバーゼルにおいて採択され、1992年5月に発効した。(EIC ネット 環境用語集より)

た日系企業のコアビジネスを活かす新たな CSR への取り組みといえる。

(7) 日系企業はタイのニーズをつかんだ社会側面の CSR 展開を

一方、在タイ日系企業の社会側面に関する CSR については、寄付や慈善活動を通じた社会・地域貢献や法規制を遵守する従業員対応などは当然実施されているが、幅広いタイ社会の課題に対応するような CSR は、一部企業を除いてはこれから本格化するといった段階といえる。日系企業の環境問題への取り組みは非常にすぐれていてタイの環境対策の牽引役を果たしている。しかし、タイには環境問題だけではなく、時にはそれ以上に深刻な社会問題が多くみられるが、こうした社会問題に正面から取り組んでいる日系企業はいまのところ少ないようにみうけられた。前述した JCC 環境委員会との意見交換でも、「CSR への取り組みは日本本社から当然指示が来ているが、まだ言葉が送られてきている段階」「社内に CSR 委員会を設けて活動しているが、ようやく従業員が言葉をわかりはじめたところ」といった発言もみられていた。また、タイの地場企業が身近な CSR 課題の一つと感じている従業員のドラッグ問題について、日系企業に問いかけても直接的な反応が少なく、タイ企業の認識とは現段階では温度差がみられるようだ。

ところで、まだトップランナーではあるがタイ企業の中には直面する社会問題に対応する CSR に取り組みはじめた企業があらわれるとともに、在タイ欧米系企業にも現地のニーズをうまくとらえた CSR の展開が進んでいる。このうちタイ企業はタイの社会課題を知り尽くしているわけで当然であるが、欧米系企業は地域社会や従業員などのステークホルダーとのコミュニケーションを重ね、柔軟に CSR として取り組むべき社会課題と自社の果たすべき役割を絞り込むことによって、効果的な CSR に取り組んでいるといえる。また、欧米系企業は自社の取り組みを戦略的に発信する術に長けており、結果として欧米系企業の CSR への取り組みが目立つことにもなる。これに対して日系企業は、一般的に自らの枠だけで社会側面の CSR をとらえる傾向がみられ、取り組んでいる社会貢献活動に関する対外発信や広報も消極的である。現地調査で意見交換したタイの NGO 関係者は、「日系企業は CSR に関する活動を最初から決めていてその枠の中で進めようとするが、欧米系企業は広いテーマの中から対象者のニーズがあるかどうかを調べ、その結果に基づいて行動している」と日系と欧米系企業の対応の違いを指摘するとともに、「日系企業は周囲とのコミュニケーションに務め、活動内容・成果の PR にもっと取り組むべき」としていた。

日本本社のグローバルな CSR 方針に基づく働きかけや国際競争などによって、タイの日系企業の CSR への取り組みは今後大幅に増えることが予想されるが、その際には、上述したように日系企業を取り巻く多様なステークホルダーとねばり強くコミュニケーションを重ねて、タイで求められる社会的 CSR が何であるかを的確につかんで行動する必要がある。タイの文化や社会背景は当然わが国とは異なるものであり、日系企業の思いこみによる一方的で画一的な取り組みは評価されないこととなる。このためにも、農村開発や環境開発などに関する実績をもち、タイ社会に精通する NGO・NPO との協働や連携といった取り組みも必要とされる。今回調査で訪れたいくつかの NGO・NPO は、いずれも日系企業との連携を求める一方で、日系企業とコンタクトをとる難しさも訴えていた。ぜひともすぐれた CSR に取り組むために、日系企業からこれらの団体に声をかけるような行動をとってほしいものだ。また、日系企業には陰徳的発想ではなく、自らの行動を戦略的に積極的に情報開示して、タイ社会に日系企業の行動を認知させる取り組みも必要とされる。

一方、日本本社もグローバルな方針の中で、タイの関連会社に CSR への取り組みを積極的に促すととともに、タイの関連会社である日系企業がグローバルな取り組みとあわせて、タイの地域特性や社会特性にあった独自の CSR にも柔軟に取り組めるような仕組みづくりに配慮するとと

もに、タイの関連会社の CSR への対応を、日本本社が発行する CSR レポート等に積極的に掲載するような支援も必要となる。

タイでは 2005 年 9 月に、ISO の社会的責任 (SRI) 規格づくりを協議する第 2 回 ISO/SR ワーキンググループ総会が開催され、タイの経済界にも CSR に対する関心が集まっている。また、CSR への取り組み状況によって企業を格付けして投資する社会的責任投資 (SRI:Socially Responsible Investment) への関心も高まり、近く第 1 号のファンドが設定されるのではないかとされている。さらに今後は、経済成長によって力をつけた都市部の消費者や労働者が CSR に対する感度を高めることが見込まれるとともに、タイの地場企業が輸出競争力の強化を目的として労働問題や HIV/AIDS 対策、農村部の収入向上などタイの社会課題に直結する CSR に手を打っていくことが考えられる。タイの日系企業にはこのような状況の中で、環境対応だけではなく、社会側面にも同等に配慮した CSR に早急に取り組むことが必要とされる。

そんな中、今回訪問したタイブリヂストン (Thai Bridgestone Co., Ltd.) では、1991 年から約 15 年間にわたって NGO と連携して農村開発などに取り組むとともに、現在は自然保護団体、工場近傍の大学と協働して環境教育施設を運営し、近隣の子供たちなどを対象とした自然環境教育などを展開する CSR に取り組んでいた。

参考資料

- 1) 盤谷日本人商工会議所：盤谷日本人商工会議所案内 2005 (2005 年 5 月)
- 2) 日本貿易振興機構：在アジア日系製造業の経営実態 ASEAN・インド編 (2005 年度調査) (2006 年 3 月)
- 3) 盤谷日本人商工会議所：タイに生きる日本企業 2004 年版 (2004 年 4 月)
- 4) 盤谷日本人商工会議所：所報 2005 年 2 月号 (タイ国日系企業が抱える環境問題に関するアンケート調査結果報告)

(中寺 良栄)

3.2 インドネシアにおける CSR の現状とその背景

(1) インドネシアにおける日本企業

インドネシアは世界第4位の人口を持ち、天然ガス、石油、金属、木材などの豊富な天然資源に恵まれている。

1997年のアジア通貨危機に始まった経済危機以前は企業の投資・進出先として注目度は高かったが、経済危機においてはアジア諸国の中でもっとも深刻な打撃を受け、政治・社会情勢の混乱もあり、投資も落ち込んだ。

ユドヨノ現大統領が2004年に就任して以降、政治・社会情勢は安定に向かい、直接投資も回復の兆しがみえている。従来から指摘されてきた治安、紛争・暴動、腐敗・汚職、法制度の不備及びガバナンスの悪さといった課題については、国際社会からの投資拡大に意欲をしめす大統領のイニシアチブのもとで改善が進みつつある⁹。

2003年の輸出相手国中、日本は輸出額全体の22.3%を占め、輸入額も13.0%で、ともに1位である。日本向けの輸出は、液化天然ガス、原油、非鉄金属鉱、エビ、紙パルプなど、1次産品が多い。

2003年の日本の直接投資許可額は増加に転じ、前年比2.5倍増の12.5億ドルとなっている。新規投資が全体の7割、拡張投資が3割、主な業種は窯業、自動車、電気などである。日本は対インドネシア投資国の中で常に上位を占めてきており、1967年から2005年までの直接投資累積額では、日本は全体の13.3%を占め、第1位であった。直接投資により設立されたインドネシアにおける日系企業は約1,000社に上っている¹⁰。

一般に、日本企業は、日本本社の持つ環境に関する基本方針や環境管理システムに基づき、公害対策やエネルギー対策について従来から取り組んできた。経済危機の際は、環境対策費用や投資を削減せざるを得ない状況が懸念された。しかし、1998年に行った聴き取り調査では、「環境対策は事業が続く限り必要なものであり、後退は考えられない」「環境対策は資源の有効活用につながるものであり、環境対策の推進が製造コストの低減につながる」等、多くの日経企業は環境対策を従来と変わりなく進めてきていると答えた¹¹。経済危機以前に進出した日本企業の多くは、経済危機においても撤退することなくインドネシアに留まったが、その際に行われた危機管理体制の徹底や環境対策の効率化などが、現在の環境社会配慮体制の下地をつくっていると考えられる。

一方で、複雑で多岐にわたるインドネシアの環境等の関連法遵守も徹底している。例えば、東レの現地法人であるIndonesia Toray Synthetics (ITS)においては、東レグループ共通の「企業倫理・法令遵守ハンドブック」(環境、社会的側面含む)に照らして、インドネシアの関連する法令の調査・整理を行い、インドネシアにある東レグループで共有している。

サプライチェーンにおける取り組みとしては、例えば、松下電器のインドネシア現地法人であるPanasonic Manufacturing Indonesia (PMI)においては、RoHS指令などで指定されている特定の化学物質(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、2種の臭素系難燃剤)の不使用を2003年7月から段階的に行っており、部材調達先に対する説明会を何度も実施した¹²。2004年3月からは、部

⁹ 「投資環境の改善に取り組むインドネシア」 みずほリサーチ March 2006

¹⁰ 外務省「最近のインドネシア情勢と日・インドネシア関係」平成18年3月

¹¹ 1998年8月、地球・人間環境フォーラム「経済危機の深刻化と政変後の日系企業の環境対策」

¹² 平成17年3月、地球・人間環境フォーラム「平成16年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務 Part 1」(環境省請負事業)

品の X 線分析装置による検査の実施をはじめ、検査データシートの作成、部品検査ガイドラインの作成などにより、着実に対応を進めた。Indonesia Epson Industry も供給先との対話を重視し、同様の取り組みを進めてきている (p.55)。また、職場環境・健康への対応としては、例えば、PMI は、環境、健康教育、医療などの統合的な職場環境プログラムを、自社の方針に基づき、外部コンサルタントや保険会社と契約して実施していることが特徴的である。

日系企業はまた、社会貢献を住民との紛争・軋轢を避ける危機管理体制の一環としてとらえている面もある。頻繁にデモや紛争が発生し、国際企業がそのターゲットになりやすいインドネシアにおいて、こうした予防的措置の必要性は高い。例えば、外国企業向けの工業団地の開発に際し、かつての政権が住民を強制的に移住させたようなこともあったが、その後治安が悪化し、住民が企業に仕返しをするために乱入・妨害などの嫌がらせを行ったような事件も実際に生じている。こうした住民感情をなだめ、地域社会に根をはり、持続的に経営を行っていくため、社会貢献は「良い企業」という評判を得るため欠かすことができない手段でもある。

このことは、結果的に日本企業が社会的により深く根を下ろすことを可能にした。例えば、2004 年 12 月のスマトラ沖地震及び津波の際、日系企業の対応はすばやかだった。被災地に何が必要とされているかということ各企業が即座に判断し、多くの企業が、自社の得意分野に応じて、ラジオ、懐中電灯、電池、医薬品、重機などを手配し、現地まで届けたことは印象的であり、現地でも大きく報道された。

(2) インドネシアにおける CSR の捉え方

CSR はインドネシアでは比較的新しい論点であり、その定義は緩く、各ステークホルダーがそれぞれの利益にあわせて定義しているため、何でも「CSR」と呼べる状況にある。

特に寄付、災害支援、コミュニティ開発などを CSR の同義であるかのように考えられがちである。これは、欧米系の多国籍企業が、立地する周辺地域におけるコミュニティ開発を「我が社の CSR プログラム」として宣伝してきていることに加え、津波被害の緊急支援も CSR の一環として扱われたこと、また地域において活動を行う草の根活動型の NGO 等も、こうした「流行」を利用していることなどによると考えられる。

インドネシアにおける CSR の促進と企業に対する提言を行っている Business Links の Chrysanti Hasibuan-Sedyono 氏によれば、CSR を経営戦略として展開している企業はまだ一握りにすぎず、多くの企業は CSR を従来型の慈善活動が名を変えたものとして認識している一方、機敏な企業ほど、自社の CSR 活動が消費者、株主を含む一般社会に対してアピールすることを理解し、熱心に CSR 活動を行っている。

今回取材を行ったユニリーバは、CSR を企業の競争力を維持するための手段として捉えている。同社は、CSR は社会に対する長期のコミットメントと多くの資源・経験を必要とするため、広報戦略や技術力とは異なり、独自の価値を打ち出すことが可能になると考えている。

一方、インドネシアにおいては、欧米系の巨大な鉱山・採掘企業が操業を行っている。これらの多国籍企業の中には、時に大きな環境・社会問題を起こしてきた企業もあり、社会的な批判や地元住民のデモのターゲットになりやすい。環境ジャーナリストのハリー・スルヤディ氏によれば、「以前はこれらの企業は環境 NGO の批判にも馬耳東風であったが、経験を積むに従い、そのやり方はより洗練されたものになってきた。採掘企業は必ずと言ってよいほど本格的なコミュニティ開発支援プログラムを持っている。彼らはコミュニティ開発のプロを雇い、NGO をつくり、熱心にコミュニティ開発を行う。こうした地元社会への付加価値の創出とともに、徹底した環境管理も重要視されている。

CSRに関するインドネシアのNGOの見方は面白い。NGOとして企業と協働して活動を行うチャンスだと認識するNGOもいる一方、企業活動の環境・社会面での負の影響から世間の目をそむけるためのグリーンウォッシュの一種だとして疑問視する見方も、環境NGOを中心に根強くある。

「すべてのCSRがグリーンウォッシュだとは言わないが、私たちは企業が掲げているCSRの看板よりも、その企業が実際に何をやっているのか、その影響について注意深く見る必要がある」と、インドネシアの大手の環境NGOであるWalhiのOvi氏は言う。

「企業の社会的な説明責任を向上させるための機会」と捉えるのはビジネス・ウォッチ・インドネシア(BWI)のヤムアール・ヌグロンホ Yamuar Nugronho氏である。BWIでは「CSRを倫理的な投資活動及び企業活動を推進し、責任ある企業活動のツールとするべきである」という考え方にに基づき、活動を行っている(囲み)。

(3) インドネシアにおける環境・社会的課題とCSR

依然深刻な汚職・腐敗、ガバナンス

汚職・腐敗問題は、スハルト政権時代から指摘されていたが、スハルト体制の崩壊後も解消せず、インドネシアの社会の健全な発展の障害になってきた。2005年のTransparency Internationalの汚職度指数の順位では、インドネシアは世界159か国中19位であり、国際的に見ても依然として汚職の度合いは深刻である。

このような汚職・腐敗問題は、投資環境を悪化させることはもちろん、貧困削減や環境の保全・改善といった社会の持続可能な発展に欠かせない分野の取り組みを阻害していることが指摘されている。例えば、インドネシアにおいて深刻な森林破壊を防ぐための取り組みが、なかなか進まないのはこの一例であろう(次項参照)。また、インドネシアにおいては、通関や許認可などの行政手続に際して、不透明な手数料を要求されることが少なくない。CSRの方針の一環として、これを一切拒否するという方針を採用しはじめた企業もある。これは、汚職・腐敗の防止とともに、「企業にとっての不透明なコストの削減になり、メリットがある」(Indonesia Epson Industry)という面もある。

森林減少とガバナンス

インドネシアの森林の年間減少率は年間160~200万ha(林業省)とも410万ha(Forest Watch Indonesiaの試算、2001~2003年平均)とも言われている¹³。1950年に存在していた森林のうち40%が50年の間に消失した。また、森林減少のスピードは、1980年代の平均100万ha/年から、1996年以降は平均200万ha/年に上昇している。特に、スマトラ及びカリマンタンにおいては、このままの速度で森林減少が続けば、近い将来、森林がまったくなくなってしまうとされている¹⁴。

かくも急速なスピードで森林の減少が進んだ背景には、スハルト政権が森林資源を私物化し、森林伐採許可を縁故や政治的な関係の深い伐採企業に乱発し、森林経営の長期的な持続可能性に注意を払わなかったという経緯、外貨獲得のために森林を産業用木材プランテーションや農業用プランテーションに大規模に転換していったこと、紙パルプ産業の急激な成長に伴う木材パルプの需要の増加、森林に関する法令の執行能力の欠如、さらに横行する違法伐採などが挙げられている¹⁵。

¹³ State of the Environment in Indonesia 2003

¹⁴ Forest Watch Indonesia, World Resources Institute, Global Forest Watch, "The State of the Forest - Indonesia"

¹⁵ 同上

違法伐採の問題は、近年 G8 サミットなどの国際的な場で議論されてきており、インドネシアの環境・林業行政においても重要な政策課題となっている。この問題も法執行における汚職・腐敗と深く関係しており、伐採許可証や輸出許可証の偽造や保護対象樹種の密輸、プランテーション開発の許可を悪用した違法伐採が横行している実態が報告されている¹⁶。

違法伐採問題は、原材料の調達という側面から、インドネシア企業のみならず日本企業の CSR とも深く関与している。例えば、アジア最大級の製紙企業でありシナマス・グループの一員である APP 社は、パルプや紙の原料として、スマトラ島に残る貴重な自然林からの木材や、違法に伐採された木材を使用してきたとして WWF 等の国際 NGO に糾弾された¹⁷。いくつかの日本の企業は、NGO からの働きかけに応え、最近になって APP から紙を購入することをとりやめているが、未だに大手スーパーや通販などで APP 製のコピー用紙（「PAPER EXCELPRO」や「PAPER WIDEPRO」）が販売されている。インドネシアの大手紙パルプ会社の April 社も同様の問題が指摘されている¹⁸。

同様の問題は紙パルプに限らず、合板などの木材製品についても指摘される。日本では、木材、紙分野において調達方針を策定する企業が増えてきており、原材料の CSR 調達がどこまで進むかが注目される。

大気汚染

大気汚染は、インドネシアで最も深刻な環境問題の一つとされている。世界銀行は、「大気汚染は、インドネシア経済に少なくとも 4 億米ドルの負担を強いている」としている¹⁹。

大気汚染の原因には、車両・バイクの増加や森林火災などが挙げられる。車両・バイクは 1995 年から 2000 年の間に 600 万台増加しており、有鉛ガソリンから生じる鉛が健康に悪影響を与えている²⁰。2001 年にアメリカの研究機関の実施した調査において、ジャカルタに住む児童の 3 人に 1 人の血液中に高い濃度の鉛が検出されたことが報告されている²¹。政府はようやく 2001 年に、ジャカルタで有鉛ガソリンを段階的に廃止する決定を下した。2003 年には、有鉛ガソリンの禁止をインドネシア全土に広げることが試みられたが、国有石油会社ペルタミナの所有する精油設備の不備等から決定には至っていない。ジャカルタの大気は、鉛以外でも、浮遊粒子状物質、炭化水素、SO_x、NO_xなどの汚染物質の濃度は高い。

大気汚染の要因の一つに森林火災も挙げられている。森林火災は広域的な大気汚染を引起すばかりでなく、森林生態系の破壊をもたらす。火災の原因は大規模な土地の転換に伴う火入れなどであり、人為的な火災がほとんどである。インドネシアにおいては 1997 年、火入れによる整地が法律によって禁止された。しかしながら、依然としてプランテーション等における違法な火入れが森林火災を引き起こしていることが疑われている。

産業起源の大気汚染も深刻であり、環境省は、ジャカルタ、バンドン、セマラン、スラバヤ、メダンの 5 都市において、1991 年から、発電所、セメント、紙・紙パルプ、鉄鋼に重点をおき、産業からの大気汚染を防止する「Blue Sky Program」を実施している。

¹⁶ FoE Japan, 2005 年 3 月「環境政策提言『世界の森林環境保全のための国内各層での“フェアウッド”利用推進事業に関するフィージビリティ調査』最終報告書」

¹⁷ WWF プレスリリース 2004 年 8 月 4 日「違法な木材の供給を STOP! WWF、APP のビジネスパートナーに対し取引の再考を求めるポジションステートメントを発表」

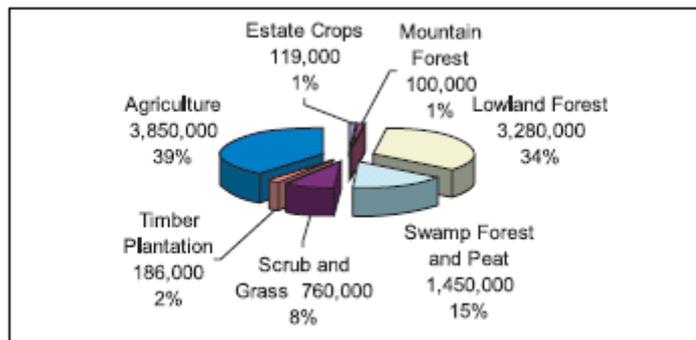
¹⁸ 熱帯林行動ネットワーク (JATAN)「熱帯林破壊たっぴりのコピー用紙 お使いになりますか？」

¹⁹ Energy Information Administration, February 2004, “Indonesia: Environmental Issues”

²⁰ World Bank Indonesia Environment Monitor, 2003

²¹ World Bank Indonesia Environment Monitor, 2003

1997-98 年のインドネシアにおける火災被害の内訳（単位：ha）



Source: "Environment and Natural Resource Management in a Time of Transition" World Bank, 2001.

（出典：World Bank Indonesia Environment Monitor, 2003）

水質汚濁²²

水質汚濁は、特に都市部において、下水処理施設の未整備や河川・運河への廃棄物の投棄により深刻である。インドネシアはアジアにおいて、最も下水処理施設の整備が遅れている国であり、都市部における下水道処理システムのカバー率は人口の1%、首都のジャカルタですら3%以下である。

都市部における上水道及び下水道のカバー率

Country	GNP/capita US\$1997	Urban water coverage %	Urban Sewerage %
Bolivia	950	74	41
Bulgaria	1,140	98	18
China	860	95	65
Indonesia	1,110	36	1
Philippines	1,220	60	4

Source: International Seminar on Urban Water and Sanitation Sector Reform in the Context of Regional Autonomy; Jakarta, Indonesia; May 21-23, 2001.

（出典：World Bank Indonesia Environment Monitor, 2003）

ジャワ島における産業排水の総 BOD 排出量への寄与は、25～50%であるとされている。そのうちの半分以上が、食品飲料セクターからのものである。紙パルプ、食品飲料、化学、繊維のセクターの BOD 排出量への寄与は90%以上となる。

鉱山からの廃水やその他未処理の産業排水も問題化している地域がある。鉱山からの廃水については、事故などのリスクを除けば、大規模鉱山は比較的良好に管理されており、むしろ無許可の小規模の採掘活動の影響が大きいとされている。

廃棄物

インドネシアでは2000年、約100万トンの有害廃棄物が発生しているが、管理された処分を行

²² State of the Environment in Indonesia 2003 及び World Bank Indonesia Environment Monitor, 2003。

っているものはごくわずかである。廃棄物の不法投棄が蔓延しており、廃棄物からの浸出水が地下水を汚染している。

(4) 行政が推進する企業の環境対策と CSR

このように、行政だけでは現在の深刻な環境問題を解決することはできないという認識から、インドネシア政府は CSR を企業に環境対策を実施させるための合言葉として「活用」している感がある。

インドネシア環境省は、エコラベル制度、環境報告書の普及、企業の格付制度(PROPER)を推進している。

エコラベルについては、紙、繊維(化学物質の混入について)、洗剤などについて定められており、現在、ティッシュペーパー、包装紙、なめし皮、カジュアルシューズ(皮)の基準を作成中である²³。エコラベルは輸出対応を念頭につくられており、日本も重要な相手国となっている。したがって、日本の消費者や企業からの声が大きければ、インドネシアの環境政策を加速することになる。

また、環境省は企業が環境報告書を作成することを奨励し、表彰制度を発足させている(2005年度から)。各種のセミナーやシンポジウムも開催され、ここで日本の事例も紹介されている。これは、JICA の支援により実施されている。

インドネシアの企業格付け PROPER 制度

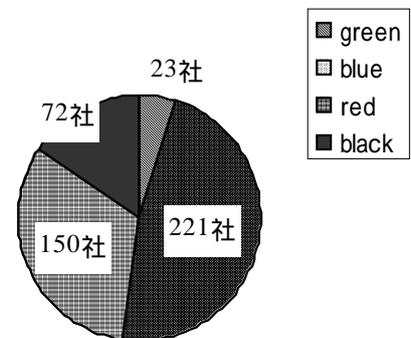
PROPER (Performance Level Evaluation Program) は、インドネシア環境省が、企業から提供された環境情報をもとに、金、緑、青、赤、黒に企業を格付けし、公表するという制度である。基本的に、環境パフォーマンスを評価する制度であるが、2005 年からはコミュニティ開発を、2006 年からは CSR を評価指標として加えた。

2005 年には 466 の企業を評価し(うち、180 が外資系企業)、2006 年には 678 の企業を評価した。2005 年は 23 社が「緑」、221 社が「青」だった。一番ランクの高い「ゴールド」に適合する企業はなかった(緑：環境基準を満たし、環境管理システムを有し、それ以上の環境社会貢献活動を行っている。青：環境基準を満たし、環境管理システムを有している。赤：法令遵守に向けた努力を行っている。黒：法令遵守に向けた努力を行っていない)。

評価の客観性を確保するため、2006 年からは、独立した評価者を使う予定である。また、アドバイザー・ボードも立ち上げた。本来は、PROPER への参加は自主的なものであるが、環境省は、上場企業、輸出企業、環境負荷が大きい企業には参加を強く要請している。

この制度は、単に行政指導をするだけでなく、企業を支援するという意味もある。企業はデータを提出するが、行政は評価の理由を企業に示し、企業の説明を聞き、必要に応じて支援する。また、2年連続「黒」と評価された企業には融資をしないという銀行もあり、企業にとっては影響力のある評価制度となっている。

PROPER 制度
2005 年度の評価結果
(評価企業数 = 466)



²³ インドネシア環境省聴き取りによる。

(5) 社会貢献だけではない CSR を

以上概観したように、多くの環境・社会的な課題を抱えるインドネシアにとって、CSR はこれらの社会問題を解決し、また、企業活動の結果生じる負の影響を低減するための促進力として期待されているが、同時に CSR をグリーンウォッシュの手段とすることに対する懸念もある。企業活動そのものが常に見られているということは忘れてはならない。企業にとっては、企業経営の透明性を確保すること、企業活動の結果生じる可能性のある環境・社会的な負の影響を回避・最小化すること、それを公表していくことが、取り組むべき優先課題であると考えられる。本業における環境社会配慮をしっかりと行い、企業の評判を守ることは、インドネシア社会において長期的なビジネスを行うためには欠かせない。インドネシアに進出しビジネスを行う企業にとっては、インドネシアの現状を踏まえ、単なる寄付や社会貢献に留まらない CSR への取組が必要になってきている。

参考資料

- ・ 「投資環境の改善に取り組むインドネシア」 - みずほリサーチ March 2006
- ・ 1998 年 8 月、地球・人間環境フォーラム「経済危機の深刻化と政変後の日系企業の環境対策」
- ・ Forest Watch Indonesia, World Resources Institute, Global Forest Watch, “The State of the Forest - Indonesia”
- ・ Ministry of Environment, “State of the Environment in Indonesia 2003”
- ・ Energy Information Administration, February 2004, “Indonesia: Environmental Issues”

(満田 夏花)

インドネシアにおける CSR の考え方

Business Watch Indonesia (BWI) の D. Savio Wermasubun 氏及び Yanuar Nugroho 氏にインドネシアの CSR の動向について話をきいた。

Q: BWI とは？

A: 調査研究を目的とした NGO で、企業及び企業活動の政治経済側面を研究している。2002 年に創立、研究分野は、公共事業（水道、電気）及び電気通信、保健に集中。2002-2003 年には、公共事業の民営化について特別研究を行った。2004 年からはとりわけ企業活動についての研究を何件か実施しており、CSR に注目している。当機関はもともと世界経済、WTO、IMF、世銀をめぐる議論の中で生まれ、実用的な責任ある企業活動を推進することをビジョンに掲げており、CSR は現実的な企業活動の前向きなツールと考えている。倫理的な投資活動及び企業活動を推進し、CSR を責任ある企業活動のツールとするべきである。

Q: CSR のインドネシアにおける位置づけをどのように考えるか？

A: CSR はインドネシアに 90 年代後半、経済危機の後議論されるようになった。インドネシアでは比較的新しい議論であり、その定義は緩く、各ステークホルダーがそれぞれの利益に併せて定義しているため、何でも「CSR」と呼べる状況にある。

BWI では、CSR の基準について合意を確立することをめざし、広く調査を行った。CSR は企業責任についてであることを踏まえ、ツールの実現方法として基準（SAS (Social Audit Standard)）を編み出したが、まだ企業側及び社会側の合意は得られていない。CSR と定義するものは企業がその主要な活動の外で行うことを含まず、企業活動に内在するもののみを言うと考え、そのため、他企業は認めないであろうが、CSR の定義からコミュニティ開発を除外。国際基準にも整合していることを望み、国際法への遵守を優先している。国内法の整備は遅れており、環境、労働面ではむしろ基準を引き下げている。

Q: インドネシアにおける NGO の CSR に関する見解は？

A: インドネシア国内の NGO には、CSR に全く無関心な NGO と、企業と接点を持ち企業活動の改善（労働団体、先住民）を促す好機と見なしている NGO（IBL (Indonesian Business Links)、地域開発系 NGO、先住民団体、労働団体）に二分される。CSR を重視している NGO は企業責任を課題として取り上げている。

Q: CSR に関する政府や NGO のイニシアチブは何か？

A: PROPER 制度は企業の格付けを行った上、企業名が公表されるから市場が反応すれば効果がある。政府は「黒」（法令違反）の企業を起訴する方向性を議論している。今までは公表のみで、その忠告を無視した場合の法的手続きはなかった。名前の公表によって市場の判断に期待していたが、市場が機能していないため、法的手続きを検討している。また、ある銀行は企業評価の低い会社への資金援助を拒否している。

PROPER の評価過程の透明性を疑問視する声も強い。政府の意見の押し付けになる危険もある。そのほか、中央では、事業競争監視委員会（KPPU）²⁴ という機関があるが、地方レベルのイニシア

²⁴ 2000 年に Law No.5/1999 Concerning Prohibition of Monopolistic Practices and Unfair Business Competition に基づき設立。

チブとして、ソロ市で自治体レベルでは国内初の企業倫理委員会(Business Ethics Commission)を立ち上げようとしており、市長の承認を待っている。KPPU のような役割を担う地方レベルの委員会を想定している。

NGO によるイニシアチブとして、トランスパレンシー・インターナショナル (Transparency International) は西スマトラで公的機関を対象とした腐敗防止メカニズムを開発している。

Q: CSR に関する表彰制度をどう思うか。

A: CSR に関する賞は多数あり、各団体が表彰している。

リアウの紙・パルプの企業が昨年 CSR 賞を受賞したが、同社はコミュニティ開発に偏っており、本業との関連での批判が多かった。各地方における基準の遵守状況を測り、評価するのではなく、目立った行動を賞賛する「善行のウィンドウ・ショッピング」を奨励しているこの賞は、誤解を招く要素を多分に含んでいる。

Q: 企業における CSR の実施状況はどのようなものか？

A: 多国籍企業は、本社では CSR を実施していても、子会社レベルでは徹底されていないケースが多い。ユニリーバ社をはじめとするオランダ企業は全般的に組織的なコンセプトをもって CSR を実施している。中小企業の CSR については UNIDO (United Nations Industrial Development Organization, 国連工業開発機構) 等が議論を行っている。インドネシアで最も従事者が多く、労働環境も悪い農業及び漁業、さらに派生的に生まれる食品加工業について CSR を実施することは重要であると考える。

環境・労働・消費者運動及び地域社会を含む NGO 側に対して、生産ライン、流通、小売、廃棄にわたる企業グループと分けた場合に、前者が強ければ CSR が育つ。しかし、インドネシアでは前者は弱く、消費者団体が結成されないし、環境・社会問題を原因としたボイコット運動も起こらない。これは、企業の倫理的行動の発達を妨げているといえる。

Q: 企業のアカウンタビリティを高めるにはどうすればよいと思うか。

A: 企業には、財務実績の説明責任があるのみならず、社会的・環境面の企業活動も報告しなければならない。ジャカルタ証券取引所でダウ・ジョーンズのサステナビリティ・インデックス (Sustainability Index) のようなものを導入すれば透明性を促進することができよう。

4 . 事例

事例 1 ダイキンインダストリーズタイランド：「品質・環境・安全衛生 No.1」への挑戦

1) 取り組み企業の概要

ダイキンインダストリーズタイランド (Daikin Industries (Thailand) Ltd.)(以下 DIT)

事業内容：住宅用、業務用空調機の製造輸出

従業員数：3,113 人 + 日本人駐在員 30 人 (2006 年 2 月現在)

創業年：1990 年

工場立地場所：タイ・チョンブリ県

<ダイキン工業(本社・大阪市)100%出資のタイ現地法人>

2) CSR の理念、戦略、概要

ダイキングループの CSR の考え方として、「グループ経営理念」を徹底することで、グローバルに、すべてのステークホルダーとの関係で社会的責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献することを明確に謳っている。法令遵守・企業倫理の徹底が基盤であるが、顧客、環境、取引先、従業員などのステークホルダーに、あくまで本業を通じて価値を提供し、貢献することとしており、単に CSR に配慮した事業活動を行うのではなく、積極的に CSR を事業活動に組み込みことを意識している。

グローバルには、企業倫理、社会倫理、環境改善について Daikin Global Philosophy を基準にして活動を行っており、またタイ独自の考え方として、New Culture Committee を作り、新しい文化を作ることを目標にしている。具体的には、まず規則と基準を守ることからはじまり、顧客へのケア、満足感を高める活動で信頼感を得る。そして、従業員が工場で心地よく安心して働けるように、グリーン&クリーンを目指している。また、地域社会の一員として、社会貢献活動(貧しい地域の学校への設備寄付、植林等)も積極的に行っている。

3) 取り組みの背景

ダイキンのタイでの活動は、1967 年に現地資本との合併で販売会社を設立したことに始まる。1990 年に生産会社として設立されたのが DIT で、タイ国内にとどまらず、日本、アジア、オセアニア、ヨーロッパ等全世界への輸出も行う、ダイキンのグローバル拠点の一つとして発展してきており、主要製品を含めて、ほぼすべての製品を生産している。最近ではチェコ工場の稼働開始に伴い主な輸出先はヨーロッパからアジア・オセアニアに変わりつつあるが、品質、環境、安全衛生の 3 点で世界中のダイキンでも No.1 の拠点となることを目指している。

常に No.1 を目指す気質もあり、1998 年にはタイのエアコン業界で最初に ISO14001 の認証を取得し、2002 年には OHSAS18001²⁵をダイキングループの中で最初に取得した。製品も 1997 年には、エネルギー 5 スターの認証、翌 1998 年にはエアコンとしては初めてタイのグリーンラベルを取得するなど、常に「No.1」を目指している。

²⁵ OHSAS18001 : Occupational Health and Safety Assessment Series の略で、英国規格協会(BSDI)が 1999 年に発行した労働安全衛生に関する職業上の健康と安全に関するリスク評価と危険を防止し安全性を確保するための規格。ISO14001 などと同様マネジメントシステムになっているが、まだ国際規格化はされていない。いくつかの機関が審査・認定を行っている。

4) 取り組みの内容

フロン管理、切り替え

空調機の製造において環境面からもっとも配慮が必要になるのは、冷媒として使用されるフロンである。オゾン層破壊防止の観点から、現在世界的に HCFC (R22) から HFC(R410A)への切り替えが進行している。DIT が使用する冷媒も、2002 年度には R410A は 5.8%に過ぎなかったが、2004 年度には 48.6%になり、さらに 2005 年度には 75%まで上昇した。

しかし、これを地域ごとに見てみると、欧州や日本ではすでに 100%切り替え済みであるが、中国やアセアンでは、まだ R22 がほとんどという状況にある。これは、R410A を使う製品の方が価格は 10～15%割高になるため、例えばタイのように国内法による規制がない（モントリオール議定書で 5 条適用国として 2040 年まで HCFC の使用が認められている）国では、消費者は安い製品を選択しがちであることが最大の理由となっている。加えて、冷媒を切り替えると、専用の据えつけ工具が必要になるなど、サービス体制を整える必要があり、そのインフラ整備にも費用がかかることも障害となっている。アジア・オセアニアでは、現在オーストラリアとシンガポールで切り替え中である一方、またアメリカ市場では未だほとんど R22 のみであるという。DIT ではヨーロッパ、オーストラリア向けの R410A を使った製品と、タイを中心とするアジア市場向けの R22 を使った製品の両方を生産する。消費者の嗜好と、サービス体制の整備という問題があるため、メーカーの努力だけでは完全な切り替えが進められないことが問題となっている。

一方、工場の中だけで対応できる課題については、製造プロセスで漏れるフロンの回収が順調に進んでいる。修理の際に放出されるフロンは現在ほぼ 95%（年間 1 トン）を回収できるようになっている。この回収率は、日本国内での製造プロセスとほぼ同等の高い水準である。

回収したフロンには不純物が含まれるため、DIT ではそれを製品に再利用することはなく、処分している。R410A は気体であるため、固形の有害廃棄物のように、セメント工場での燃焼処理はできない。日本へ送って処理することも考えたが、法律上の制限などハードルが高いため、産業廃棄物管理センターの焼却炉で、2005 年から破壊の試験を行っている。技術的にはクリアできそうではあるが、実運用に向けては、焼却施設の容量、コストなど、まだ解決すべき課題が多い。なお、R410A は途上国であるタイで分解することにより、CDM（クリーン開発メカニズム）プロジェクトとして認められることが期待される。

一方、R22 は処理して再利用可能であるが、将来 R22 が使用されなくなったときには、R410A と同様に破壊する必要がある。

ゼロエミ工場

タイにおいて一流の環境マネジメントを実現するため、第一の目標がゼロエミ（ゼロエミッション＝廃棄物ゼロ）工場の達成である。これは、グリーンに囲まれたクリーンな工場で、従業員の安全衛生を高めようという目標にも沿ったものとなっている。

ゼロエミッションの定義としては、埋め立て地で最終処分となる産業廃棄物をゼロにすることとしている。推進にあたっては、産業廃棄物は 16 種類に区分し、それぞれで 1997 年から毎年 45%の削減を目標とした。この目標は、すでに 2004 年 12 月に達成した。

具体的には、例えば使用済みの蛍光灯はメーカーのフィリップスと提携し、有償回収（2 パーツ/本）を依頼して年間 600 本を処理したり、排水からのスラッジは、セメント原料としてセメント工場に提供したりしている。どうしても原料としては再生できない有害廃棄物については、セメント会社で高温燃焼処理を依頼している。このように、サーマルリサイクルの活用も、ゼロエミッションの中には含んでいる。また、食堂の生ゴミは家畜の飼料にするなどして、一般廃棄

物もほぼゼロとなっている。

なお廃棄物ではないが、省エネも同じく 45%削減を目指して推進しており、2001 年度比で 2005 年度には達成の見込みである。

グリーン調達とサプライチェーンマネジメント

もともとはリードタイムの削減のためにサプライチェーンマネジメント（SCM）を推進しており、毎月 1 度サプライヤーミーティングを開いている。現在では納期の遵守、リードタイム削減に加え、グリーン調達と RoHS 対応が重要テーマとなっている。

ルームエアコンも電気機器であることから、EU の RoHS 指令の対象となる。DIT では 2005 年 10 月の段階で、欧州、日本向けの製品は切り替え済みであり、2006 年 4 月からは全ルームエアコンが対応となる。

また、RoHS 指令に対応するためにも、グリーン調達は重要である。しかし、タイではグリーン調達の推進は日系企業が中心であり、地場企業で取り組むところは比較的少ない。ダイキングループでは世界同一のグリーン調達基準を採用しており、DIT も同じ基準を用いて約 80%の調達・購買をグリーン化している。

このように今や環境対応が SCM の重要テーマであるので、環境についての取り組みは、サプライヤー選択の条件の一つとなっている。すでに ISO14001 の認証を取得するサプライヤーも増えているが、DIT では取得のために、ノウハウの提供など支援活動もしている。

サプライヤーの監査は年に 2 回以上行っており、その結果、必要が認められれば適宜支援をしている。また、基準に達していなかった場合には、対策手順にしたがってフォローアップをする。サプライヤーも環境に対して熱心であるため、環境対応が問題で取引の停止に至った例は、これまでのところない。

【一口コメント】

暑い国だけに空調機は必需品であるが、DIT はタイ国内だけでなく、ヨーロッパ、アジア、オセアニアをカバーするグローバル戦略拠点となっている。そのため、品質、環境、安全衛生のすべての面で他の工場の模範となることを目指しており、実際、ダイキングループのアジア・オセアニアのミーティングにおいては、大きな存在感を示しているという。こうした DIT の活動がタイ国内でも高く評価されていることは、環境と品質向上の二つの分野で総理大臣賞を受賞していることからわかるであろう。

それでは実際の活動内容とは言えば、特別目新しいことをしているわけではない。安全衛生に配慮し、清潔で働きやすい職場を作り、生産性を高め、環境に配慮する地道な努力を積み重ねる。こうしたあたり前のことをきちんとすることは、実は途上国ではしばしば困難でもあるが、それを日本と同じレベルで着実に実行していることが DIT の強みであろう。考えてみると、こうした地道な努力の積み重ねこそ、日本企業の真骨頂であり、こうした長所を海外に移転することこそ、日本企業の重要な社会貢献と言えるのかもしれない。

（足立 直樹）

事例 2 松田産業タイランド：貴金属リサイクルのパイオニア

1) 取り組み企業の概要

松田産業タイランド(Matsuda Sangyo (Thailand) Co., Ltd.; MST) 事業内容：貴金属の回収・精練 従業員数：32人（うち日本人4人） 創業年：：2000年 工場立地場所：タイ・アユタヤ県 <松田産業（本社・東京都）が100%出資のタイ現地法人>

2) CSR の理念、戦略、概要

松田産業は「地球資源を活用し、業を通じて社会に貢献すること」を企業理念の根本に据え、限りある資源、貴金属をリサイクルして有効利用を図る貴金属事業、きれいな環境を次世代に引き継ぐ環境事業、ならびに地球の豊かな恵み、食資源を安定的に供給する食品事業の3事業を柱として事業展開を図っている。

生産本部では1999年に、環境事業部は2006年3月にISO14001の認証を取得している。

3) 取り組みの背景

プリント基板や半導体部品には金などの貴金属が含まれるため、製造過程で生じた不良品や試作品からはこうした貴金属を回収することが望まれる。しかし、こうした部品には企業機密も多く含まれるため、機密を維持しながら、また環境にも悪影響を与えずにリサイクルできる高い技術を持つ処理企業が求められている。しかしながら、これまでタイにはそのような処理ができる企業はなく、また日本に送り返して処理するためにはバーゼル条約にそった煩雑な輸出手続きをしなければならず、日系企業は頭を悩ませていた。

そのような状況の中、日本国内において半導体部品などからの貴金属回収の豊富な実績がある松田産業が、100%出資の子会社として2000年にアユタヤ県のハイテク工業団地に設立したのが松田産業タイランド(以下MST)である。MSTでは、松田産業の3事業のうち、貴金属リサイクル事業を手がけている。会社設立後、まずはタイ国内で物流体制の整備をし、2002年にタイ政府工業省から貴金属リサイクル業としての事業許可を取得し、一部の工程の稼働を開始した。2003年からは焼成・粉碎を含め本格稼働している。

松田産業はシンガポール、フィリピンにも拠点を持つが、破碎・焼成まで行えるのはMSTのみであり、松田産業グループにおける東アジア地域のハブ工場として、前処理機能を有している。MSTではプリント基盤、半導体部品、HDD部品のオフスペック品（製造時の不良品）等、貴金属が含有する原料全般を扱っている。使用済みの部品等も技術的には回収可能であり、日本ではそれも原料としているが、海外においては出所のはっきりしないグレーなものが含まれる可能性があるため、原則として扱っていない。

4) 取り組みの内容

リサイクル・プロセス

リサイクル・プロセスは日本と同様であり、顧客から受け取った原料を破碎し、焼成している。その後は日本へ運び、精練し、品位を上げ最終製品とする。日本への輸出はMSTが輸出元となるため、煩雑な手続きで顧客企業の手を煩わせることなく、MSTに処理を依頼することのメリッ

トの一つとなっている。

半導体メーカー、リードフレーム²⁶メーカーなど、約 50 社から月間 400～550 トンを集荷している。これらの原料は 2 台ある焼却炉で燃やし、その灰をまとめて高周波炉で熔融し、貴金属含有の銀合金インゴット(純度 99%程度)を作る。インゴットはスラグともに日本に輸出する。

焼却炉には、粉じん用のバグフィルター、酸性ガスを中和するスクラバー、ダイオキシンの発生を防止する急冷塔などの排ガス処理設備を備えており、日本国内と同様のレベルで環境に配慮したものとなっている。また排ガス処理設備で用いる工業用水はクロズドシステムで再利用できるようになっており、工業用排水は外に出さないしくみになっている。

移動式粉碎車による出張破碎

前述のように半導体メーカーは機密保持を重視するため、メーカーまで出向いてその場で半導体を粉碎する移動式粉碎車を保有している。日本ではすでに 20 年以上使用してきたが、タイには最新型のものを 1 台導入している。タイで移動式粉碎車を保有するのは、おそらく MST 一社だけであろう。半導体工場は、粉塵や騒音を嫌うため、この破碎車は、粉塵の集塵装置と防音装置を備えたものになっている。

タイ政府からの要望：廃棄物処理のフルラインをタイで

タイはここ 10 年～20 年で急速に経済発展し、さまざまな仕組みが整えられてきたが、まだインフラ、リサイクルに対する考え方や倫理等に未成熟なところが残っている。したがって、適正なリサイクルを広めることが、タイ社会に対する大きな貢献である。また顧客企業からも、処理対象を増やすようにといった要望を受けている。

MST は貴金属の精練において、タイのパイオニアであり、タイ政府からも注目されている。対象金属種を広げてフルラインを作るように、二次廃棄物が出ないようにタイの廃棄物処理を全部完了できるように、日本でやっていることをすべて持ってきて欲しいなどと、たびたび要望を受けている。世界的にも精練工場は先進国に置いてある場合が多いが、開発途上国にもないわけではないので、将来的には金をはじめとする精練工程の導入も検討している。

【一口コメント】

松田産業は、タイに進出した日系ハイテク企業の要望に応える形でタイに進出した企業である。途上国ではリサイクルのためのインフラや制度が十分に整備されていないことが多いが、だからこそ実績のある企業は、顧客企業からもタイ政府からも大きな期待を受けることになる。また国境を越えたりサイクルではバーゼル条約への対応が問題となるが、タイ国内で MST がリサイクル原料を買い取り、前処理してまとめて日本に輸出することで、手続きを簡素化することができ、タイ側にも、日本側にもメリットをもたらしていることも注目される。動脈産業における日本企業の貢献は引き続き進展するだろうが、今後は静脈産業においても、進んだ技術とノウハウを提供し、途上国の環境問題の解決に貢献することが期待される。

(足立 直樹)

²⁶半導体の内部配線として使われる金属の薄板

事例 3 ワンダー・ワールド：廃材の有効活用と世界基準の安全・安心

1) 取り組み企業の概要

Wonderworld Products Co., Ltd. (WWP) 事業内容：ラバーウッド製玩具の製造 従業員数：485 人 創業年：：1985 年 本社：タイ・パトムタニ県（タイ資本 100%） web: http://www.wonderworldtoy.com/

2) CSR の理念、戦略、概要

Wonderworld Products 社（以下 WWP）はゴムの木の廃材を有効利用した玩具作りを行っているが、製品は主に欧州市場を中心とした子供向け玩具であることから、世界基準の安全性、品質、デザインを創業当初から意識している。それと同時に、製品を手にする子供たちだけでなく、従業員一人ひとりが幸せになれるよう配慮することが、WWP の CSR であるとしている。

3) 取り組みの背景

タイでは長らく、生ゴムの原料になるラテックスを取るためにゴムの木（ラバーウッド）が栽培されてきた。ゴムの木は植えてから 25 年ぐらいすると樹液の出が悪くなるので、新しい木を植え替えるために、古い木は切られ、焼き払われていた。

創業者であるオーナー社長はもともと木が好きであったので、この廃材をなんとか活用することができないかと考えた。そして自ら欧州でマーケティング調査を行った結果、木製の玩具への需要を確信し、ラバーウッドの廃材を活用した玩具作りを始めたのである。

玩具は子供が使うものであり、特に欧州では安全面で厳しい基準があり、常にそれに対応してきた。5 年前からは、電子部品をつけたり、樹脂を使ったりという新しいものも作るようになり、現在ではこうしたものが全体の 20% 程度に成長している。

また従業員の福祉も重視しているため、労働安全衛生への配慮などに関しても先進的であり、タイ国家労働規格²⁷の TLS8001-2003 にはいち早く参加している。

4) 取り組みの内容

環境配慮

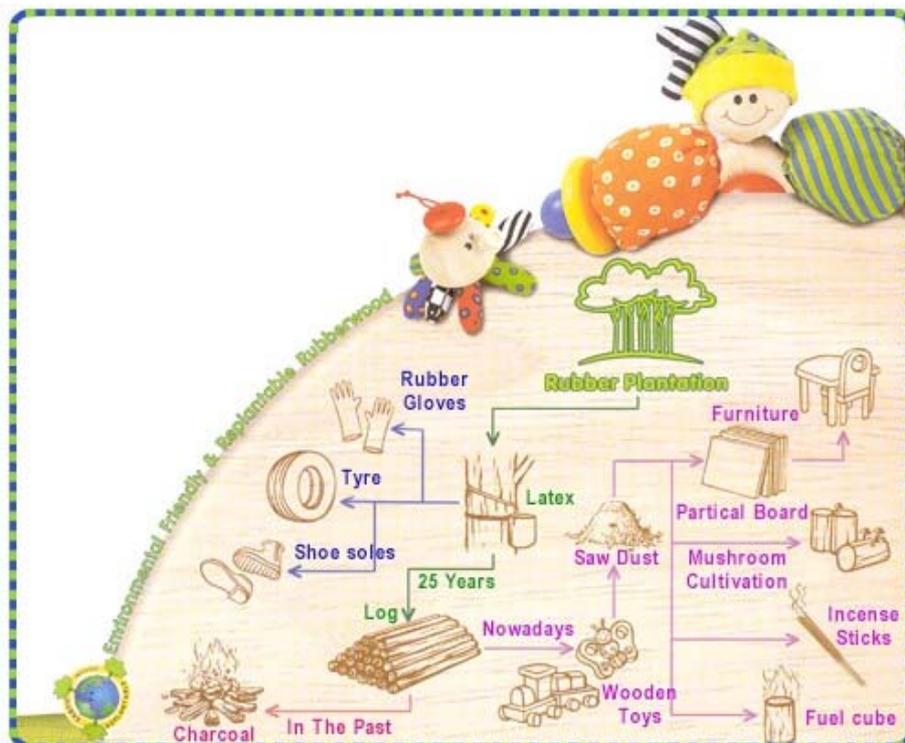
タイで大量に栽培されているゴムの木は、植栽後 25 年すると焼却処分されていた。一方、欧州のマーケットは、木製の安全な玩具は欲しいが、新たに木を伐ってまでは欲しくないという意向があった。こうした需給の状況を、うまくあわせて始めたのが WWP の事業である。そして WWP はこれまで一貫して、樹液の取れなくなったラバーウッドの廃材だけを利用している。したがって、創業当初から森林破壊をすることがないだけでなく、木のあらゆる部位を有効活用する環境配慮型の事業であるといえる。WWP の環境配慮はそれにとどまらず、製造工程における廃棄物や副産物のリユースやリサイクルは、もっと徹底している。木くずはパーティクルボード（合板）に生まれ変わり、家具業界で使われる。おがくずは圧縮して固形燃料として調理に使われ、

²⁷タイ労働省が 2003 年 6 月に策定した、労働基準に関する国家規格（「タイ労働規格：タイ企業の社会的責任」(Thai Labor Standard TLS8001-2003)）。2004 年から認証を開始。これは近年先進国のマーケットが CSR への関心を高め、取引先のタイ企業に労働問題に関する CSR の確保を要求することが多いことを受けたもの。独自の労働規格を策定することでタイ企業の国際競争力を強化する一方、タイ企業に公正な労働条件の確保と従業員の生活水準向上を促すことをねらう。

ゴムの木のカスケード利用の仕組(WWP のホームページより)

キノコ栽培の培地として使われる。さらに細かい粉は、お香の重要な成分として使われる。

また、WWP では塗料は毒性のない水性塗料とラッカーしか使っていない。これは製品の安全性のためでもあるが、環境に対する配慮でもある。なお、製造過程ではウォーターカーテンを使っているため、排水には塗料が混じる。塗料に毒性はないが、適切な処理をし、水質検査をしてから近隣の河川に放出している。



ISO14001 はとくに取

得していないが、最近では社内の環境マネジメントに力を入れている。昨年 2005 年は大学から指導を受け、10 万パーツ分の電気使用を削減する目標をたてたが、実際には全消費電力量の 5%に相当する 20 万パーツの削減を達成した。また、廃棄物を製造部門の主要なパフォーマンス指標に設定し、木材、塗料、消耗品（糊、ナット）を計画どおりに使うようにした。いずれも、コスト削減と環境配慮の両方が、目的である。特に主原料であるラバーウッドは、雨期に入手しにくいという事情があるため、節約することは非常に重要な課題になっている。

顧客からの要求

WWP は当初から輸出を目的として、世界基準の安全性、品質、デザインを意識してきた。現在も製品はヨーロッパ、日本、韓国など海外向けであり、タイ国内で販売するのは、5%に過ぎない。独自ブランドでの販売の他にも、海外メーカーの OEM 生産もしている。欧州の顧客は、有害物質に関する基準や MSDS（化学物質安全データシート）の提供を義務づけたり、定期的にアンケート調査をしたり、監査も行われる。こうしたアンケート調査や監査を行う企業としては、Marks & Spencer、mothercare（共に英国）、TOP-TOY（デンマーク）、トミー（現タカラトミー、日本）などがある。監査が行われるようになったのは 1997 年頃からで、1999 年頃から増えてきた。一番最初は、以前取引があったディズニー社向けのもので、非常に厳しかったという。IKEA もかなり初期のグループである。しかし、こうした調査や監査が始まっても、そこで求められることは WWP としては既に取り組んでいたことばかりだったので、書類づくりの作業が増えただけで、対応するのに特に問題はなかったという。

調達先への要求

WWP では原料になるラバーウッドは年間 200 万 m³を使用し、そのすべてをタイ南部のクラビー県、スラターニー県から調達している。近年では調達しにくくなってはいるが、それでも十分な量はある。最近では樹液の出ない、木材として利用することだけを意図した品種も栽培さ

れているが、WWPでは従来どおり、ラバーウッドの廃材しか使っていない。

ゴムの再植林の支援は特に行っていない。政府がゴム基金を持っており、農家は基金を使って植林している。

農家は大規模なところが多いが、直接農家から買うのではなく、木材会社から購入している。売り手市場なので、厳しい条件をつけると買えなくなる可能性があるが、木材会社とは協定を結んでおり、現場でその内容が守られていることを確認することもあるという。もともとサプライヤーとは紳士協定でうまくやってきたため、協定の文書は特になかった。現在の協定は、TLSの認証を取得する際に文書を作った方がいいということになり、TLS事務局が出した事例を元にWWPが作成したものであり、欧州のバイヤーなどから要請があったわけではない。最初は文書で協定を結ぶことをしぶっていた木材会社も、よく説明をしたところ、最後は認めてくれたという。

【一口コメント】

バンコク郊外にあるあまり大きくはないタイの地場企業だが、20年ほど前の創業当時から常に世界基準であることを目指してきたためか、社屋のデザインも垢抜けている。もともとが廃材の有効活用からはじまった事業であるため、リサイクル・リユースなどの環境配慮も徹底しており、また玩具という製品の性質上、子どもへの安全性はもちろん、従業員の健康安全にも常に配慮してきた。そうした姿勢があればこそ、海外企業から厳しい行動規範を求められようが、タイ政府により労働基準が作られようが、まったく動じることはなく、淡々と対応できたのだろう。

(足立 直樹)

事例 4 ソンブーン・グループ：地域に密着した企業市民活動

1) 取り組み企業の概要

Somboon Group (SBG) 事業内容：自動車部品の製造 従業員数：1,400 人（グループ 3 社計） 創業年：1962 年 本社：タイ・サムットプラカーン県（100%タイ資本）

2) CSR の理念、戦略、概要

ソンブーン・グループ（以下 SBG）は、タイ資本の自動車部品メーカーである。創業者も二代目の今の経営者も、社会貢献を重視しており、「製品価値を高め、社会に貢献することを目指す国際レベルの基準を持つ先進的な自動車部品メーカーであること」というグループビジョンを持っている。

社会貢献活動は、もともとは社内だけが対象であったが、ここ数年は良き企業市民であることを意識し、またグループの中核となるソンブーン・アドバンス・テクノロジー社(SAT)が 2005 年に上場したのをきっかけに、ガバナンスの向上も目指している。いわゆる CSR については、現在まだ研究している段階という。

3) 取り組みの背景

SBG は 1962 年の創業以来、社会への貢献を重視しているが、活動は当初は従業員を対象にしたものであった。しかし、その活動が外部からも評価されるようになったため、対象を工場周辺の地域に広げるようになった。活動内容は、地域コミュニティでの募金活動、エイズ患者のターミナルケア、ゴミ拾い、植林活動など多岐に渡るが、現在はタイ全国で行われている“To Be Number One”(TBNO、ナンバーワンを目指せ)プロジェクトに沿った形にまとめている。2005 年は、全国で 2 位となった。

4) 取り組みの内容

グリーン・ファクトリー

工場の緑化率を上げる、しかも単に木を植えるのではなく、野菜を栽培し、地域住民にも工場を訪れてもらおうというプロジェクトである。地域の中でもっともオープンな工場として知られており、タイ国内で地域学習センターとして認識されている唯一の工場でもある。

この活動は 1997 年の経済危機のときに受注量が減少し、従業員が時間を持て余したことに端を発している。国王の「足るを知る」という考えに賛同して何かできないかと考え、工場敷地内に更地もあるので、それを活用するために EM 菌を使って野菜を栽培する循環型農法（有機農法）を地域住民に教えることを始めた。10 人程度の従業員が始めた活動であるが、口コミで見学者が増え、広く知られるようになった。

SBG ではかねてより地域の学校との接点を持ちたいと考えていたので、その後、サムットプラカーン県内の 25 の学校にも参加を呼びかけ、野菜の栽培を通じた環境教育を行った。さらに、工場内の各ステーションで、ゴミの分別、水の節約などを体験しながら学べるような環境ウォークラリーも行った。2003 年 1 年間で 800 名以上の生徒が見学に訪れたが、子供たちはそれを他人に

うまく伝えることができないので、活動の広がりが期待できないという問題がわかった。

そこで県教育委員会と相談し、2004年には学校の先生に対するプログラムを開始した。このプログラムでは、環境だけでなく、教授法を伝授した。一つの科目だけを教えるのではなく、一つの授業の中でいろいろな教科を教えられるような教授法を人事部のトレーナーである社員が教育したのである。1回につき2日間のスケジュールで、1校あたり3名のチームが合計70数校参加した。3年活動を続け、地域の人に伝えるまでのレベルに達している。

顧客企業への対応

SBGの顧客企業は、フォード・マツダ、三菱、日野、トヨタ、ホンダ、日産、ヒュンダイなどであり、日系自動車メーカーの割合が非常に高く、欧州系企業は日産を別にすればない。販売先はタイ国内市場向けが9割以上を占めるが、一部は、日本、マレーシア、インドネシアなどに輸出されており、東南アジアでのマーケットシェアは約3/4と非常に高い。すなわち、タイや周辺諸国で自動車を製造している日系自動車メーカーは、ほとんど必ずSBGから部品を購入しているといえる。

こうした日系自動車メーカーからは、品質についてはいずれも厳しい要求があるが、環境面ではこれまでのところは大まかな要請があるだけで（例えば、ヨーロッパ向けの規制への対応要求など）特に工場での監査などはないという。トヨタ、ホンダ、日野の各社からは労働安全衛生を強化するように要求があり、これについてはゾーン別に分けた管理を行うことで対応している。

最近の動きとしては、メーカー別に20社程度のサプライヤーが委員会を作り、これにそのメーカーも加わり、リスク分析を行い、対策を講じるという仕組みの導入がある。トヨタのサプライヤーは2006年にこのような委員会を作り、ホンダ、日野の委員会も間もなくできる予定である。

ちなみに、外部基準としては、ISO14001はバイヤーからの要請がありそうだったので、経営判断で1999年に認証を取得している。QS9000²⁸はビッグスリーへの対応のために取得したもので、日系企業からの要求はない。労働安全衛生については、TLS8001-2003など政府の基準を遵守しているが、特に認証は取得していない。OHSAS18001も導入はしていないが、その考え方は取り入れられている。

【一口コメント】

タイで操業する日系自動車メーカーが全面的に依存し、またそうしたメーカーと一緒に成長してきた自動車部品メーカーであるため、日系自動車メーカーの問題意識に対応した活動をしている。品質の次が労働安全衛生で、ようやく最近になって環境対応が始まったことがやや意外ではある。しかし、海外においては、日系企業のSCM的アプローチは案外進んでいないのが実情のようだ。CSRについてはこれからとのことであったが、企業市民として地元根付いた活動には積極的であるように見受けられた。

（足立 直樹）

²⁸米三大自動車メーカー（ゼネラルモーターズ、フォード、クライスラー）が中心になり1992年に策定した自動車業界のための品質管理基準の国際規格。現在はISO/TS16949に移行。

事例 5 サイアム旭テクノグラス

：リサイクルと製造の国際拠点、国境を越えるブラウン管リサイクルに着手

1) 取り組み企業の概要

サイアム旭テクノグラス (Siam Asahi Technoglass Co.,Ltd.; SAT)

事業内容：ブラウン管用ガラス(パネル、ファネル等)の製造

従業員数：1,200人

創業年：1989年

工場立地場所：タイ・チョンブリ県

<旭硝子(本社：東京都)のタイ現地法人。旭硝子の出資比率 63%。その他サイアムセメント 27%、国際金融公社 10% >

2) CSR の理念、戦略、概要

旭硝子 (AGC) グループでは、グループビジョンである "Look Beyond" の実現にあたること
が、グループの CSR であると認識している。このグループビジョンでは、「私たちの価値観」と
して、1.イノベーション&オペレーションナル・エクセレンス(革新と卓越) 2.ダイバーシティ
(多様性) 3.エンバロメント(環境) 4.インテグリティ(誠実)の四つが挙げられている。
そして、CSR 向上のための優先的な目標としては、1.CS(お客様満足) 2.ES(従業員の働きが
いと誇り) 3.エンバロメント(地球・社会環境) 4.コンプライアンス(法令・企業倫理の遵
守)をリストアップしている。

またタイのサイアム旭テクノグラス(以下 SAT)においては、最上位のビジョンとポリシーと
して "The World Class in Thailand, We are SAT." を掲げ、品質・安全・環境の管理を進めている。

3) 取り組みの背景

AGC グループはタイ国内に 6 社の関連会社を持つが、SAT はブラウン管 (CRT) とその関連ガ
ラス製品に特化している。CRT の製造においては、生原料にリサイクルしたガラスであるカレッ
トガラスを混ぜることが、製造時に消費する資源やエネルギーを削減するだけでなく、製品の品
質を安定させるためにも好ましい。一方、日本では 2001 年 4 月に家電リサイクル法が施行され、
テレビのリサイクルが義務化された。CRT はテレビの中に占める重量比がもっとも高く、有効に
リサイクルしなければならない必要がある一方、国内市場ではテレビやパソコン用モニタは急速
に液晶やプラズマディスプレイなどにデバイスが移行している。その結果、大手家電メーカーは次々
に国内での CRT の製造を中止し、海外工場へとシフトを進めている。しかし、日本国内において
も今後まだしばらくは廃棄された CRT の数は増え、需要と供給のミスマッチが生じている。AGC
も、需要家である CRT 製造メーカーの海外移転に伴い、CRT 用ガラス工場を約 15 年前にタイに
作り、製造を開始している。

こうしたミスマッチを解決するためには、日本国内などでリサイクルされたカレットガラスを
タイに輸入する必要がある。しかし、このためには、バーゼル条約や RoHS 指令などの関係法令
等をクリアする必要がある。SAT はタイ政府との協議を通してこれらの課題をクリアし、現在は
タイ国内の他に、シンガポールと日本からリサイクルガラスを原料として輸入し、CRT 用ガラス
を製造している。

4) 取り組みの内容

国境を越えたガラスリサイクル

ブラウン管(CRT)の製造工場が日本からアジア各国に移転するのに伴い、CRT 用ガラスの製造も顧客工場に近いアジア諸国へとシフトが生じた。もともとガラスの製造においては、粉原料の使用を減らす省資源という意味でも、また製造時のエネルギーを削減するために、さらには原料がよく溶解して均一で高品質なガラスを作るためにも、リサイクルされたカレット（破碎されたガラス）を使うことが好ましい。さらに CRT 用ガラスは窓ガラスなどに使う通常の板ガラスとは成分が異なっているため、リサイクルするためには CRT 用ガラスの原料として使用する必要がある。例えば、CRT の前面部であるパネルには高価な原料であるストロンチウムを使用しているし、その後ろのファネルは酸化鉛(PbO)を含む鉛ガラスである。これらは他のガラス製品の原料にすることは難しく、また経済的にも非合理的である。こうしたことから、タイにおいて CRT 用ガラスを製造するためには、リサイクルしたカレットを原料として使うことが強く望まれたが、カレットのリサイクルシステムは日本以外の国ではできあがっていなかったし、量的にも原料として使うのに十分ではなかった。

一方、日本国内では 2001 年 4 月から家電リサイクル法が施行され、テレビの回収が義務づけられるようになり、処理工場もできたが、国内での CRT の生産は減少していた。事実、その後、2005 年秋には、事実上ほとんどのメーカーが CRT 生産から撤退した。そのような状況の中、2002 年 8 月に家電製品協会が洗浄カレットについてのワーキンググループが結成され、経済産業省、家電メーカー、リサイクル工場、ガラス業界が参加し、日本で発生したカレットをどのように海外で使用するかの検討を開始した。この際、もっとも問題になったのは、どうやってバーゼル条約をクリアするかであった。

その後、ワーキンググループは 2004 年 5 月にタイ政府を訪問し、工業省の工業局 (DIW : Department of Industrial Works) 天然資源環境省の公害管理局 (PCD : Pollution Control Department) と交渉を開始した。当初タイ政府はかなり難色を示していたが、ガラスの溶出試験で RoHS 禁止物質が溶出しないことを示し、カレットは活性化したガラスではなく、安定化したガラスであることを証明した。さらにカレットが実際にガラス原料として使えることを証明し、最終的にはカレットがバーゼル条約に抵触しないと判断され、2005 年 5 月、日本からタイへはバーゼル条約とは無関係に輸出できるようになったのである。

現在 SAT では、タイ国内の企業等からカレットを毎月 200 トン受け入れているが、日本からは毎月 1,000 ~ 1,500 トン受け入れており、日本からの輸入分が圧倒的に多くなっている。また、シンガポールからは日本より早く 2002 年から輸入しているが、シンガポールからのカレットは日本からのもののように無害なガラス原料であることの証明を取得していないため、タイとシンガポール両国政府から承認を得て、バーゼル条約の手続きに従っている(2003 年度実績 3,000 トン)。このように現在 SAT はタイ、日本、シンガポールからカレットを受け入れて CRT 用ガラスをフルラインアップで製造しており、AGC グループの CRT 用ガラスの世界的な製造拠点となっている。もっとも、これは意図的にそのようにしたというよりは、顧客の CRT 工場がタイに移転したことに対応したところ、結果的にそのようになったものである。しかし、企業の社会的責務として、タイで発生するものはもとより、日本・東南アジアで発生するカレットは極力引き受けたいと考えており、販売高に応じた応分の責任があると考えている。

家電メーカーのサプライヤーとしての対応

SAT で製造している CRT 用ガラスは CRT の部品であり、また汎用品ではなく、すべてが家電メーカーからの注文に応じた独自スペックの製品となっている。販売先はタイ国内では 2 社が約

50%であり、残りは海外 6 ヶ国程度に輸出しており、現在の主要な輸出先は韓国である。社内での自主的な環境マネジメントを推進しているのはもちろんであるが、これら家電メーカーのサプライヤーであることから、カドミウムなど RoHS 禁止物質を使わないように要求や監査がある。例えば、ソニーは 2002 年 11 月から監査を行うようになった。しかしこれまでのところ、労働関係について顧客からの要求はない。

グリーン調達中心の SCM

SAT のサプライヤーに対しては、AGC グループのグリーン調達ガイドラインに沿って MSDS の整備の義務づけや、RoHS 禁止物質が含まれていないことを確認している。

それ以外の環境面での取り組み

SAT における大きな環境負荷は、水、エネルギー、排出ガスである。エネルギーについては、窯を従来のも重油・空気燃焼方式からガス・全酸素燃焼法に変換し、燃料使用量を削減すると同時に、CO₂ 発生量の約 40%削減を達成し、NO_x の発生も大幅に削減している。また、排出ガス中のダストは、電気集塵機で原料としてリサイクルしている。工場の立地するチョンブリ地区ではここ数年水不足が深刻になっていることから、リサイクルのクローズドシステムを採用している。一部の排水については、今でも処理後、工業団地の処理施設に排水しているが、クローズドシステムの採用により、もともと 1 日 3,000 トンあった水使用量を 4 割削減している。

また、2001 年には ISO14001 の認証を取得し、廃棄物の削減、リサイクル率の向上、ユーティリティの削減などに取り組んでいる。労働面では、2002 年 8 月に労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格 OHSAS18001 も取得している。

【一口コメント】

リサイクル工場、あるいはリサイクル原料を使用する工場の海外移転においては、しばしばバーゼル条約が障壁となる。もちろんこれは、安易な廃棄物の越境移動を許さないというバーゼル条約の趣旨からすれば当然ではあるものの、リサイクル原料の移動が、環境（特に資源）面からも、経済面からも好ましい場合には、大きな悩みの種である。そのような中、業界団体等の協力もあったとは言え、一企業がその壁を乗り越え、国際的なリサイクル網を構築したことは、今後、日本企業がアジアで環境ビジネスを展開する上で参考とすべき好事例と言えよう。

（足立 直樹）

事例 6 タイブリヂストン：社会のニーズを重視した社会貢献活動

1) 取り組み企業の概要

タイブリヂストン (Thai Bridgestone Co., Ltd; TBSC) 事業内容：自動車用タイヤ・チューブ、フラップの製造 従業員数：3,056 人 (内日本人 12 人、2006 年 3 月現在) 創業年：：1967 年 工場立地場所：タイ・パトムタニ県、サラブリー県の 2 カ所 <ブリヂストン(本社・東京都)のタイ現地法人。ブリヂストンの出資比率 70%、 その他、三菱商事 9%、タイ資本 21% >

2) CSR の理念、戦略、概要

タイブリヂストン（以下 TBSC）は、タイヤ生産において世界シェア 2 位の株式会社ブリヂストンの海外子会社である。創業者の石橋正二郎氏の「最高の品質で社会に貢献」が全世界でのミッション・ステートメントになっており、すべての活動の基本となっている。

現在までのところ CSR についてのまとまった理念というものは設定していないが、環境についてはグローバルガイドラインがあり、これ沿って、日本と同様に展開している。社会貢献については TBSC で独自に活動しているが、ブリヂストングループの海外法人の中では TBSC の取り組みは盛んであり、投入している予算額も他より多くなっている。これは TBSC トップの意志でもあるが、TBSC の Management Vision 2010（2010 年経営ビジョン）の 4 番目の項目として「良き企業市民になる」という目標が 2002 年に加えられたことが大きく影響していると言える。

TBSC 2010 年経営ビジョン

1. タイ国内で品質、数量で一番のタイヤ会社になる
2. ブリヂストングループの中で No.1 の子会社になる
3. グローバル企業を目指す
4. タイの良き企業市民になる

3) 取り組みの背景

TBSC はブリヂストン、三菱商事、現地資本の合弁で、1967 年 6 月に設立された。1969 年 1 月に操業を開始したランシット工場と、1995 年 5 月に加わったノンケー工場の 2 工場を擁する。生産するタイヤは主にタイ国内の新車および補修市場²⁹向けであるが、2005 年は 24% が輸出市場向けであった。

環境は、廃棄物管理、大気汚染防止、排水処理の 3 つが主な活動分野となっている。社会貢献活動は 1991 年～1998 年の第一期と、2002 年以降の第二期の二つに大きく分けることができる。活動内容はそれぞれに異なるが、両期ともタイ東北部の地域開発に力を入れていることが特徴的である。タイにおいては、都市部と周辺部の経済発展と所得の格差が大きくなることが問題になっており、特にイサーンと呼ばれる東北部は、経済発展が遅れ、現金収入に結びつく産業も発達していないことから、さまざまな社会問題が生じているのである。

第一期は PDA(Population & Community Development Association)と連携したプロジェクトであったが、第二期は独自で開発したプログラムを多く行っている。特に教育の支援にフォーカスしたのが、第二期の特徴と言える。また第二期においては、社内に設置した社会貢献委員会がプロジ

²⁹ 新車に付属していたタイヤを交換するために、自動車用品等で販売されるもの

エクトの企画実行を一手に引き受けており、この運営は現地スタッフに完全に委ねられていることも特徴と言える。

4) 取り組みの内容

社会貢献第一期 T-BIRD

TBSC としての最初の社会貢献プログラムは 1991 年に PDA と提携して始まった。PDA はタイでもっとも有名な NGO の一つであるが、企業之力（技術、ノウハウ、資金）を活用して地域開発を行う T-BIRD(Thai Business Initiative in Rural Development)というプロジェクトを進めている。1988 年に始まったこのプログラムには、タイ資本はもちろん、外資系企業を含めおよそ 100 社の企業が参加し、これまでに 200 以上のプロジェクトが進められている。しかし、残念ながら日系企業の参加はきわめて少ない。TBSC は参加した数少ない日系企業の 1 社である。

TBSC では社会貢献プログラムを開始するにあたり、社会貢献委員会で協議してパートナーを選択したが、その際には、企業イメージ、ブランドイメージを考えて国際的に著名な団体をパートナーにしようと考え、その結果 PDA の T-BIRD を選んだという。

具体的な活動内容としては、1991～1994 年には、東北部の寒村に産業を興すためのシードマネーを提供した。スリン（Surin）県の村で、古タイヤを使った家具（ゴミ箱、イス）作りや箸を作る産業を興させた。またそれ以外にも、生協や給水パイプなどのインフラ作りの支援もしている。しかしこのときには、資金の援助だけで、TBSC の従業員が直接活動に参加したわけではない。

その後、1996 年からは、コンケーン（Khonkaen）県とブリラム（Buriram）県でほぼ同様のプログラムを行い、またナコンラチャシマー（Nakhon Ratchasima）県の共同農場の支援もしている。これらの村で起きた産業は今でも OTOP³⁰として続いているが、1997 年に経済危機があったため、資金支援は 1998 年で一旦停止せざるを得なくなった。

社会貢献第二期：教育支援に集中する

2002 年に再開された第二期の社会貢献活動では、TBSC の社会貢献活動がタイの社会に根付くよう考えて、人材の育成に貢献できるように、教育にフォーカスする方針とした。その内容は、これまでのところ、1.奨学金制度、2.理科学習センター、3.ランシット自然教育センター、4.近隣地域への貢献などとなっている。予算規模も第一期より 1 桁大きく、毎年、税引き後利益の 1% 程度の金額を使っている。

大学生への奨学金は、東北部（36.6%）を中心にタイ全国の大学の研究所に寄付する形で行っている。候補者は研究所から推薦されるが、選考は TBSC が行う。1 人あたり年 2 万 5,000～3 万 5,000 バーツの奨学金なので、学費だけでなく、生活費もカバーすることができる。奨学生に対しての義務等はないが、TBSC に就職した人も出ている。中学生、高校生向けの年 3,335 バーツの奨学金も同時に開始したが、翌年から政府が直接奨学金を出すようになったため、このプログラムは 1 年のみで中止した。

「理科学習センター（TBSC Science Learning Centre）」は、小中学校に理科教材を提供し、学校の中に科学実験室を作るものである。運営は費用も含めてその学校が担当するが、周辺の他の学校も利用できることが前提である。他のプログラム同様、東北部のあまり豊かでない地域が中心で、公募により、その地域で科学教育の盛んな学校を選んでいる。「科学はむずかしくなく、実験は楽しい」ことを児童が感じ、学ぶことができる施設として、地域から非常に歓迎されていると

³⁰ One Tambon One Product の略で、タイの一村一品運動のこと。Tambon は村に該当するタイの行政区分をさす。

いう。

「ランシット自然教育センター (Rangsit Nature Education Centre: RNEC)」は、TBSC の二つの工場のほぼ中間にある、AIT (アジア工科大学) の敷地内でゴルフ場だったところを自然公園にし、地域の自然教育の中心にしたものである。WWF が企画し、土地や教育活動は AIT が担当、ブリヂストンはスポンサーとなっている。約 20 万平米の敷地には動植物も多く、オープン後、最初の活動としてバードウォッチング大会を催した。タイでは自然観察はまだ一般的ではなく、こうした観察センターは他にあまり例がないと思われる。

他に近隣地域へ対する貢献としては、二工場の周辺の 60 の小学校の図書館への図書の寄贈が挙げられる。ここで興味深いのは、単に本を寄贈するだけでなく、図書館が継続的に活用されることを支援していることで、図書館の利用度の評価やフォローアップも行っていることである。毎年の評価の結果、優秀と認められた学校へは、さらに多くの本を寄贈し、より活用されるような仕組みとしている。この活動は、人事部が担当している。

それ以外にも、近隣地域には、校舎、グラウンド、救急車などを寄付している。こうした活動は、まずニーズ調査を行い、県庁、教育委員会などとも相談した上で決めている。またタイ特有の社会貢献としては、国王などが推進する王室プロジェクトの支援があるが、2005 年度は遠距離学習用衛星センター (Distance Learning Satellite Center) の整備支援を 10 校に対して行っている。

環境管理プログラム

環境管理のために、TBSC はブリヂストングループのグローバルガイドラインに沿って、日本と同様の環境プログラムを展開している。ISO14001 は 1998 年から準備を開始し、2000 年に認証を取得した。

現在の活動の柱は、タイ国内の主要な環境問題と一致しており、廃棄物管理、大気汚染防止、排水処理の 3 つである。

廃棄物処理については、タイのような開発途上国においては、しっかりとした外部業者を選定することが特に重要になる。ブリヂストンの場合にはタイヤスクラップの排出量が多いが、これと水分を含んだ廃油 (有害廃棄物に分類される) はタイ大手のセメントメーカーで、環境面での取り組みでも先進的であるサイアムセメントの工場で燃料として活用されている。スチールベルトなど埋め立て処理が必要な産業廃棄物と薬品などの有害廃棄物は、Better World Green Co Ltd. に処理を依頼している。再生可能な産業廃棄物、すなわち金属、紙、プラスチック、ゴムなどや、再生可能な有害廃棄物である廃油については、一般メーカーに再生原料として販売される。紙、プラスチック、ビン、缶などの一般廃棄物については、自治体が埋め立て処理をしている。最終的にはゼロエミッションを目指しているが、目標年度までは設けていない。

大気汚染防止については、カーボンの飛散が特に問題になるため、ダスト・コレクターは社内ですべて常時モニターするなどしている。また原料混合時の臭いも苦情の対象になりやすいので、日本でも用いている化学的なマスキング方法を 2006 年 2 月から導入し、2006 年は苦情ゼロを目指すこととしている。

その他にもタイヤ産業特有の問題として、耐久性テスト (ドラムテスト) 時に発生するダストの削減や、廃タイヤの回収などがある。後者は、まだ社会問題にはなっていないものの、業界全体としての取り組みは必要だと考えており、TBSC ではトラック・バスのラジアルタイヤの再処理を行っている。

サプライチェーンマネジメント

特に新車用のタイヤでは、車種ごとにマッチングするような設計が重要であり、自動車メーカーと設計段階から共同で作業を進めている。しかし、性能面（タイヤの燃費性能など）についてはこうした厳しい要求と監査があるものの、環境面での監査はない。また、国際的な基準としては重金属の使用が禁止され、また EU 向けでは油脂に含まれる芳香族について規制がある。

グリーン調達では世界中で統一した基準で行っている。禁止物質を含まないことの徹底などに加え、輸送に木箱を使用しないウッドフリー(wood free)などが進められている。しかし、TBSC からサプライヤーに対しての直接指導は行っていない。

【一口コメント】

TBSC の社会貢献プログラムの最大の特徴と長所は、タイ社会のニーズをよく理解し、それに対応したものとなっていることである。T-BIRD への参画も、東北部や工場近隣地域の教育を支援する各種プロジェクトも、いずれも地元のニーズに合ったものである。社会のニーズをうまく掴み、地域からも歓迎されている秘訣は、一つは現地スタッフに社会貢献プログラムを自ら企画運営させている、すなわち権限の委譲であろう。さらにはプロジェクトを立ち上げるだけでなく、その後の評価や改善にまで関与する、つまり継続的な改善の仕組みを持っていることも重要な秘訣になっていると考えられる。そしてなによりも、社会貢献を単なる慈善として行うのではなく、自分たちの会社の力を利用して、自分たちで、自分たち自身の社会を良くしていくのだという担当従業員の強い当事者意識があってはじめて、こうした活動が可能になっているのではないだろうか。

(足立 直樹)

事例 7 東ジャカルタ工業団地 (EJIP)

：環境保全、コミュニティ支援などを通して地域社会との良好な関係づくりを進める

1) 取り組み企業の概要

東ジャカルタ工業団地 (East Jakarta Industrial Park : EJIP)

事業内容：日本企業向けの工業団地の開発・管理・運営

創業年：1990年

事業立地場所：インドネシア 西ジャワ州ブカシ市

<住友商事(本社：東京)が出資したインドネシア現地法人。住友商事の出資比率 60% >

2) CSR の理念、戦略、概要

EJIP は、インドネシア政府による日本企業を誘致したいとの意向を受け、1990年に設立された。インドネシアで最初に民間企業により開発運営された工業団地である。総開発面積は、320haで、入居企業は計 97社にのぼる³¹。

EJIP の CSR 活動は、EJIP としてインドネシアに即した形を考慮しつつ実施している。EJIP の使命は、インドネシアの国や地域社会と調和しつつ、周囲の変化に対応し、新たな価値を創造することによって、顧客の満足を獲得し、入居企業と一緒に発展を遂げることである。EJIP がその実現のために重視しているのが、治安、環境への配慮、EJIP 内外におけるコミュニケーションの 3項目であり、これらが、EJIP にとっての CSR の中核をなしている。

この 3項目のうち、EJIP は、EJIP 内外とのコミュニケーションに特に配慮している。EJIP の従業員やその他外部のコミュニティに、日系企業としての EJIP の文化とインドネシアの文化の相違を理解してもらうという、異文化の相互理解に留意している。その中で環境への配慮は大前提となっている。

3) 取り組みの背景

EJIP は、最近、コミュニティ支援などを通じたインドネシアの市民社会との関係構築に力を注いでいるが、その背景には、特に 1997年のアジア経済危機以降のインドネシア社会の変化に関する EJIP の認識がある。独裁型政権から民主的な選挙によって選ばれた政権への移行において、インドネシアは管理された社会から、より積極的に市民が権利を主張する社会へと変わりつつあると、EJIP はみている。

そのような状況の中、EJIP としてどのようにインドネシア社会との関係を構築していくのか。その手段の一つが、コミュニティ支援である。このコミュニティ支援は、EJIP に出資している住友商事としての仕事である、「EJIP を入居企業にとって魅力のあるところにする」とや「企業に安心して入居してもらうこと」にもつながっており、コミュニティとの良好な関係を築くためにも環境問題への対処は最も基本的な配慮事項である。

同社を訪問した 2006年 3月、インドネシアのイリアンジャヤ州では、米国の資源開発会社のインドネシア現地法人の鉱山で、地域住民と企業との衝突が起こっていた。EJIP では、インドネシアにおいて地域住民と企業との紛争が起こる要因の一つには、環境問題への対処や日常的なコミュニティとのコミュニケーション不足があると見ており、EJIP とコミュニティとの付き合いや支援、環境配慮の対処を行うことによって、このような問題の発生も未然に防げると考えている。

³¹ 97社のうち 90%を日本企業が占めている。

4) 取り組みの内容

EJIP では、環境への対策、特に各種環境基準の遵守は最低限守るべきルールとして認識している。排水は各工場で処理した後、放流するまえにさらに処理を行う中央排水処理場を建設し、この建設のために総開発費の約 10%を費やしている。インドネシアにおいて河川の汚染が深刻な問題となっているが、EJIP においては河川の汚染を防ぐために、排水処理場による排水処理及びモニタリングによる確認（処理水の監視）を行っている。また、工場の排水サンプリングを行っている。EJIP として環境省にモニタリング・レポートを提出している。また、入居企業には排水、排ガス、騒音などの基準の遵守やモニタリング、環境省へのモニタリング・レポートの提出を求め、適宜 EJIP としてアドバイスを行っている。

このような環境対策を日常業務として実施しながら、EJIP は、近隣コミュニティへの支援に力を注いでいる。コミュニティへの支援は 10 年程前から実施していたが、以前は、EJIP はあくまでもサポートを提供するという立場であって、それが適切に使われているかどうかということに関して積極的に関わることはあまりなかった。また、支援自体も小規模なものであった。それが、特にここ 3 年間で、その支援方法や規模に、以下のような変化が現れている。

まず、支援方法に関しては、EJIP がコミュニティと直接資金の使い道などについて話し合い、ニーズを把握し、その上で入居企業の協議を経て決定するようになった。さらに、資金が当初の目的通りに使われるよう、配慮もしている³²。また、金額も増加している。2003 年の合計は 4,000 米ドルに満たなかったのが、2004 年度から入居企業も EJIP によるコミュニティ支援に参加したこともあり、2004 年度には 14 万米ドル、2005 年度も 10 万米ドルを超える規模となった。

具体的な資金支援の中身は、モスクや学校の改修などのインフラ設備改良、インドネシア独立記念日のスポーツ大会への支援、貧困家庭の小学生への奨学金、学校への文具やスポーツ用品の提供と環境には関係なさそうであるが、排水対策や排ガス、騒音対策は、コミュニティ支援の大前提である配慮であるという点は忘れてはならない。さらに、EJIP の周囲の村の予算の 30%-40%を負担し、地方行政への直接的な資金支援も実施している³³。その他、喜捨として、貧困層への砂糖や塩の供給、水不足の地域への水供給、ピルグリム・デー（メッカ巡礼の最終日）の際の羊や牛の提供など、資金面以外のコミュニティ支援も実施している。植栽に力を入れて緑化を図っていることも、間接的なコミュニティ支援ともいえる。また、警察、交番および消防署へのサポートにも力を入れている。警察や交番に対しては、資金的支援の他、事務機器およびパトカーを提供している。また、消防署に対しては、消防車を寄贈し、また火事の際には EJIP の消防車が消火活動にも参加している。

EJIP には、地域社会からのさまざまな支援要求があり、その対応に EJIP が戸惑うことも多いようである。イスラム教徒が 90%弱を占めるインドネシアでは、貧困層の救済を目的とした喜捨、つまり、経済的に裕福な者が、そうではない者に対して施しをすることが当然とされる。喜捨は、日本人にとっては馴染みのないものである一方、日系企業がインドネシアに進出した際には、期待されることになるが、その際、その期待に違和感を覚える時があるのは、EJIP に限らないだろ

³² 例えば、インドネシアでは、奨学金を貧困層の家庭に直接渡すと、それが家庭の他の事に使われてしまうこともあるので、学校の校長に渡す等という配慮である。

³³ この背景には、インドネシア各地において 1997 年のアジア経済危機の後だされた、村への支援金に関する県のガイドラインの存在がある。これは、外資系企業・現地資本企業に関わらず、企業、もしくは住民に対し、村への支援を促すものである。

う。

また、いずれの国も、国、地域、コミュニティによって、目指しているベクトルが異なっている。国の目指すベクトルと、近隣の地域社会の目指すベクトルとが異なることがたびたびあり、その相違にどのように対処していくのが課題になっている。

【一口コメント】

入居企業を取りまとめ、EJIP 全体として近隣コミュニティに対してサポートしていることは、非常に評価できる。

コミュニティ支援の規模も大きくなり、また支援内容も多岐にわたっていることから、現在、EJIP は、NGO の設立を計画している。設立後は、EJIP が実施しているコミュニティ支援をその NGO が将来担うことになる。NGO 等、地元組織との協業を通じたコミュニティ支援ではなく、自らが NGO を設立する背景には、地元組織に資金を任せる事によって、その組織の権利になってしまうという EJIP の懸念がある。EJIP による地域社会への支援は評価できるが、この NGO 設立の背景に、地域コミュニティや地域の NGO との信頼関係の醸成に向けた取り組みをもっと加えていくことができれば、より効果的であろう。

また、本業に関する CSR 活動、例えば工業団地としての環境面に関する地域への情報公開等、EJIP の CSR 活動を本業において今後どのように推進していくことができるのか、期待される。

(清水 規子)

事例 8 アストラ・インターナショナル ：グループ企業とともに積極的な環境社会配慮に取り組む

1) 取り組み企業の概要

企業名：PT ASTRA International Tbk（以下、アストラ・インターナショナル）
事業内容：自動車・バイク、金融、重機、農業、情報技術、インフラなどを含む コングロマリット
従業員数：10万5,993人（2004年末）
創業年：1957年
本社：インドネシア・ジャカルタ特別市

インドネシアで最大のコングロマリットの一つであり、傘下のグループ会社は、トヨタ、ダイハツ、デンソー、コマツ、いすゞ、日産ディーゼル、ホンダ、ゼロックスなどの多くの日本企業と資本提携した合弁会社である。

2) CSR の理念、戦略、概要

アストラ・インターナショナルは「国とともに栄える」「アストラは国の資産である」という企業理念を掲げ、CSRに取り組んできている。

1990年代、エンド・オブ・パイプの汚染対策のみでは、環境対策として十分とはいえず、またコストも高くつくという考えから、より統合的な「環境・健康・安全管理システム」を導入した。

1990年には、一定の指標に即して、各グループ会社が「自己モニタリング」を行うシステムを開始した。1995年には、「4C approach: Commitment, Compliance, Competence and Cleaner Production」を採用した。これは各社がそれぞれのビジネスから生じる汚染や事故を防ぐために公約をし、既存の法規制を遵守し、雇用者が適性を発揮できる労働環境をつくり、製品やビジネスのデザイン時から環境への影響を最小化する努力を行うという考え方である。

また、2000年から現在に至るまで「Green Company」という哲学を掲げ、「Green Company とは、ステークホルダーの環境、健康、安全を、すべてのビジネスの意思決定において注意深く配慮し、コミュニティや持続可能な開発への正の貢献を行うための責任を負う会社のこと」としている。さらに「Green Company」実施プログラムを発足させ、経済、社会、環境というトリプル・ボトムラインに沿った形での経営戦略の明確化、透明性の向上、評価や表彰によるインセンティブの創出を行っている。

3) 取り組みの背景

アストラ・インターナショナルはグループ会社117社を擁し（2004年末）、その事業内容は自動車製造・販売から金融、IT、農業、鉱山の操業まで幅が広い³⁴。よって、個々のグループ構成企業の具体的な環境施策にまでアストラ・インターナショナルとして踏み込むことは難しいのが現状である。

一方で、インドネシアを代表するコングロマリットであり、多くの国際企業と資本提携をしていくためにも、環境社会リスクを最低限に抑えなければならない。また、IFC等の国際金融機関からの融資を受けるためにも、一定の環境社会基準をクリアしなければならない。

アストラ・インターナショナルが、主としてグループ企業向けに提供している、指針、標語、ガイドブック、モニタリング指標などの質と量は圧倒的であるが、その背景には、具体的な環境社

³⁴ 売り上げに占める割合は、自動車・バイクが69.1%（2004年）と一番高いものの、近年は「非自動車・バイク」の割合が増えてきている。

会配慮については各グループ企業に任せざるをえないが、一方で高い基準を維持していくための枠組みを提供しなくてはならないという背景があると考えられる。

4) 取り組みの内容

グループ企業の評価

個々のグループ企業が、アストラ・インターナショナルが有する EHS（環境、健康、安全）の指針と、どの程度合致しているかについての評価を行っている。評価基準には以下が含まれている。

- ・ EHS に関する管理システム：環境効率、緊急事態対応を含む。
- ・ 法律遵守
- ・ 汚染物質の排出、事故などの削減の達成度

評価は、これらの基準に関する適合が高い順に「金」「緑」「青」「赤」「黒」とされており、国が行っている PROPER 制度（p.25 参照）と類似しているが、個別の企業名が公表されることはない。

2004 年には 283 の施設において評価が行われて、その結果、「金」（19%）、「緑」（38%）を併せると 57% となり、前の年の評価結果（金と緑が合計 37.8%）と比べて大幅に改善されていることがわかった。

なお、これらの評価は、チェックリストを用いた自己評価及び 15 名の評価者（アストラ・インターナショナル）による外部評価の組み合わせで行われる。

さらに、2002 年からは、AFAQ- Acert International という監査会社との協力による共同審査を行っている（“Astra Green Company Joint Certification” program）。審査は要請ベースであり、AFAQ- Acert International 社により認定された審査者が実施する。一部費用負担が発生する。2004 年現在、この共同審査によって審査された企業は 41 社である（2002 年は 7 社）。

コミュニティへの貢献

アストラ・インターナショナルは、グループ企業のそれぞれに対して、地域とともに栄える企業を実現するためにコミュニティへの貢献を行うことを奨励している。

例えば 1999 年から、バリ島 Nusa Dua 地域において、より健全な環境保全を促すための貢献を行っている（Sunter Nusa Dua Project）。

このプログラムは、州政府、住民、NGO、UNESCO、インドネシア技術研究所（Indonesia Technology Institute）、インドネシア大学及び、アストラ・グループ及びその他の企業の密接な協力のもとに実施されているもので、同地域の多発する洪水、照明の不足、緑地の不足、歩行者用通路の欠如、犯罪と交通事故の多発、火災設備の不足などに対応するものであった。

これらの問題を解決するために、排水施設、照明設備、防火施設、緑地、歩道の建設を行うとともに、同地域におけるアストラ・レスキュー・チームを強化し、火事や洪水への非常事態に際して対処できるようにした。

排水設備の整備に当たっては、排水路から定期的にごみを取り除く作業を地域住民や地元企業の参加のもとに行った。

また、より広い社会貢献を行うため、財団の設立を行っている。

例えば、トヨタ・アストラ財団は、教育と文化の支援を行うため、奨学金プログラムや研究支援、起業家支援を行っている。また、中小企業の育成に焦点を当てた Dharma Bakti Astra 財団で

は、中小企業向けの 70 ものトレーニング・プログラムを有している。

【一口コメント】

アストラ・インターナショナルは華人系の企業であるが、インドネシア社会への同化に力をいれ、幹部への非中国系の登用などを意識的に行ってきたという。インドネシア社会の中で、責任ある企業の役割を果たしていくという社是が、モットーや Mission statement に良く現れている。この意気込みが、「CSR ではアストラ・グループがトップランナー」と言われるような評判に結びついているのであろう。

また、環境への取り組みがいかに利益に結びついていくかということを経営に数値化することに力を入れていることも特徴だ。

一方、グループ全体としてみれば、鉱山、プランテーションなど、公害事件や地域社会との紛争を起こしやすいセンシティブなセクターも多く含まれている。「新規ビジネスを始める(投資を行う)前に、環境社会面からのチェックはしないのか。その結果、とりやめたケースはないのか」という問いかけに対しては、「(新規ビジネスを始める際) IFC などの国際金融機関の融資を受けるためには、相当の基準をクリアしなければならない。このため、環境社会面の対応は必須である。さらに、アストラとしては、現段階では、継続中のビジネスへのモニタリングに力を入れており、その結果、もし社会に大きな影響を与えるリスクの高い状況(例えば公害事件につながるようなリスク)が発見された場合は、投資を引き上げることもありうる」とのことであった。

(満田 夏花)

事例 9 スミラバーインドネシア：短期間にゼロエミッションを達成

1) 取り組み企業の概要

スミラバーインドネシア (Sumi Rubber Indonesia) チカンペック工場

事業内容：タイヤ及びゴルフボールの製造

従業員数：3,000 人

創業年：1995 年

事業所立地場所：インドネシア・西ジャワ州カラワン市

< 住友ゴム工業(本社・神戸市)のインドネシア現地法人。住友ゴム工業の出資比率は 72.5%。 >

2) CSR の理念、戦略、概要

スミラバーインドネシアは、住友ゴム工業 (72.5%)、住友電気 (10%)、住友商事 (2.5%)、インドモービル (15%) の出資による合弁会社で、SRI (住友ゴム工業) グループの子会社である。本社は、ジャカルタにあるが、工場はチカンペック市にある。工場の敷地面積は 23ha で、インド大成工業団地にある。従業員のうち 3 割を、工業団地近くのコミュニティから採用している。

SRI グループは、「企業の社会的使命を果たすために、グループ全社員の幸せを追求し、広く社会に貢献し期待され信頼されるグローバルな企業として、快適で魅力ある新しい生活価値を創出しつづける」という理念の下、さまざまな環境活動を展開している。例えば、調達ガイドライン、ゼロエミッション化、有機溶剤削減、省エネ、環境会計の実施とその結果の公開など、本業における環境配慮の他、本業外でも植樹活動 (愛知県) や児童への文具プレゼント (インドネシア) など地域社会への貢献も実施している。また、社会環境報告書において、企業にとってネガティブな環境情報も含めた積極的な公開を行っている。

一方、スミラバーインドネシアでは、その会社方針に、顧客を満足させることや継続的な労働環境の向上の他、企業運営を通じた地域社会と国への貢献も掲げ、さらにゼロエミッションなど熱心な本業における CSR 活動に取り組んでいる。

3) 取り組みの背景

スミラバーインドネシアの、ゼロエミッションをはじめとする環境配慮促進の取り組みには、SRI グループの方針や提案が大きな影響を与えている。例えば、2004 年 12 月、スミラバーインドネシアは「ゼロエミッション」(埋め立て廃棄物量の最小化) を達成しているのだが、スミラバーインドネシアのゼロエミッション達成の背景にも、親会社である SRI グループの日本でのゼロエミッション達成が大きく影響している。SRI グループは、日本国内の全タイヤ工場において、2005 年 3 月までに完全ゼロエミッション (埋め立て廃棄物量完全ゼロ) をすでに達成していたことから、SRI グループがインドネシアにおけるゼロエミッション達成を提案し、スミラバーインドネシアがその提案に応じてゼロエミッションに取り組んだ。また、スミラバーインドネシアは ISO14001 の認証を 2003 年 8 月に取得しているが、それだけにとどまらずに、環境に対する地域社会、顧客、株主、従業員からの信頼を強固なものにするという同社の方針が、ゼロエミッション達成の背景にあったといえる。

4) 取り組みの内容

スミラバーインドネシアのゼロエミッションにおける目標は、全廃棄物に対する埋め立て量を全廃棄物の1%におさえるというものだ。同社では、2003年1月からゼロエミッション活動を開始し、工場の各部署から実行委員を選出してプロジェクトチームを編成し、工場全体で活動に取り組んだ結果、2004年5月にはゴルフボール工場、同年12月には、タイヤ工場ゼロエミッションを達成している。

スミラバーインドネシアでは、廃棄物を、製造工程から発生する廃棄物、製造で使う材料のパッキングなどの廃棄物、一般ゴミの三つのカテゴリーに分類している。このうち、製造工程から発生する廃棄物やパッキングなどの廃棄物は、リサイクルやリユースが可能であるが、空き缶やプラスチック、食べ物のカスなど一般ゴミはリサイクルが不可能とされ、全て埋め立てしていた。そこで、ゼロエミッション達成のために主に実施したのが、製造工程から発生する廃棄物の削減と一般ゴミの分別と削減である。

まず、製造工程から発生する廃棄物の削減に関しては、現在の廃棄物のうち7割が製造工程における規格外製品のゴムだが、これを減少させるため、製造方法の見直しや作業員のミスや誤りによる規格外製品の生産に関するチェックを通して、廃棄物を減少させる努力をした。結果として、規格外製品排出量にも改善が見られ、生産原料の無駄を減少させることができた³⁵。このように、ゼロエミッションのための活動を通じて、本来の製造工程における廃棄物が減少し、さらに原料購買のためのコスト削減にもつながり、環境配慮のアクションが企業の利益にもつながったという。

次に、一般ゴミの廃棄物削減に関しては、ゴミの分別、捨てていた手袋の再使用、空き缶やプラスチックのリサイクルの実施³⁶、個人のゴミ箱廃止による安易なゴミ捨ての防止、各分別ゴミの責任者の割り当てによる責任の明確化などを行った。その結果、2004年12月に0.9%を達成した。2004年に8月に開始したので、わずか5ヵ月で達成したことになる。

ゼロエミッションへの取り組みのほか、SRIの取り組みをうけ、排水リサイクル、CO₂削減、有機溶剤使用の削減などにも取り組んでいる。例えば、以下のような計画が掲げられている。

- CO₂に関しては、現在、毎年1万5,654トン排出しているものを、ジェネレーターの稼動に使用する石油を天然ガスに転換することによって毎年原単位（生産量に対する排出の割合）で2.5%減少させること。
- 有機溶剤を、2010年に2000年と比べて30%減少させること³⁷。
- 工業排水に関しては、水のリサイクルシステムの導入によって、減少させることに取り組んでいる³⁸。

また、調達に関しては、現在住友ゴム工業グループは、調達ガイドラインを満たすメーカーよ

³⁵ 規格外タイヤは、裁断し、引き取り業者がタイヤを分解し、さらに引き取り業者が受けている。

³⁶ リサイクルを引き取り業者に委託している

³⁷ 有機溶剤とは、タイヤの材料として使用されるシンナーやナフサなどである。現在、これら有機溶剤の代替材料を検討中である。

³⁸ 現在、スミラバーインドネシアでは年65万2,000tの水をクーリングのために使用している。

り原材料を購入しており、スミラバーインドネシアも調達ガイドラインにそった原材料を使用している。

課題

ゼロエミッションを達成はしたものの、そもそもゴミを分別する習慣がないインドネシアにその方針を持ち込むことになるので、個々の作業員が、環境配慮に関する意識や分別などの努力を維持させるのは非常に難しく、今後も継続した取り組みが必要なようだ。

また、インド大成工業団地の近隣では、採用の要求やインフラ整備を求めたデモが頻繁にあり、スミラバーインドネシアとしても、デモ対策には苦慮している。その予防策として、地域とのコミュニケーションの充実をめざし、植林活動や児童に文具をプレゼントするなどの社会貢献活動も実施している。

【一口コメント】

スミラバーインドネシアは、廃棄物の削減、排水処理、また、CO₂排出の削減など本業における環境配慮活動に非常に熱心に取り組んでいる。また、製造工程における廃棄物が減少し企業の利益にもつながったことは、他の企業による取り組みへのインセンティブになることが期待できる。

現在のゼロエミッション達成は、日本人スタッフの主導によるものであるため、今後は、現地スタッフ主導で環境配慮を実施できるかという課題は残っている。今後は同社としての環境方針の重要性を訴えつつ、社員に対して環境教育を実施することが必要ではないだろうか。そのことによって、持続可能な形で、同社としての環境方針の継続が可能になるだろう。

(清水 規子)

事例 10 インドネシア・エプソン・インダストリー ：本業の内・外において、地に足のついた CSR を推進

1) 取り組み企業の概要

インドネシア・エプソン・インダストリー（PT Indonesia Epson Industry、以下 IEI）

事業内容：プリンタ製造

従業員数：7,140 人（うち日本人は 30 人）

創業年：1994 年

立地場所：インドネシア・西ジャワ州ブカシ市の東ジャカルタ工業団地内

2) CSR の理念、戦略、概要

インドネシア・エプソン・インダストリー（IEI）は、セイコーエプソン（以下エプソン）の 100% 出資子会社である。IEI では、最大毎月約 100 万台のプリンタを製造している。

エプソンは、「約束を守る、うそをつかない、かくさない」を基本理念として、「信頼と誠実」「創造と挑戦」をコアバリューに経営を進めてきた。また、企業の使命である、利益創出を迫りつつ、同時に、市民との信頼関係を結び、よりよい未来を切り開いていくことがエプソンの考える CSR といえる。特に、地球環境の保全は重要な責務だと考えている。それは、エプソンの行動にも現れており、1988 年には「フロレンス宣言」をし、1992 年 10 月には日本国内の全製造拠点、1993 年 5 月には海外の全製造拠点でのフロン全廃を達成している。そして、2004 年度には、社外ステークホルダーからの声に対応するため、また、グループ企業全社員に CSR を浸透させるため、信頼経営推進部を新設した。2005 年 9 月には、エプソンの CSR とはなにかを具体化した、「企業行動原則」を制定した。本原則は、14 カ国語に翻訳し、グループ全社に徹底する活動を展開中である。

IEI は、こうしたエプソンの CSR の枠組みに従う一方、IEI 独自の環境政策も持っている。IEI では、1999 年から環境活動を開始し、現在、IEI には、環境管理システム委員会、省エネ委員会、ゼロエミッション委員会、化学物質管理委員会、グリーン購入 & LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）委員会からなる環境委員会がある。具体的な CSR 活動としては、エネルギーの効率的な使用、分別・リサイクルによる廃棄物削減、化学物質使用削減等を通じた環境負荷の低い工場の実現、そして内部監査やマネジメントによるレビューなどがある。また、IEI では CSR の現地化を進めており、仮に日本人スタッフがなくなったとしても、同じレベルの CSR 活動を継続できるように、現地スタッフ主導による CSR 活動を推進し、契約社員も含めて、社員に対する環境教育を実施している。

3) 取り組みの背景

IEI では、独自に環境活動を進める一方、エプソングループ全体としての CSR 方針を反映して、2005 年度から、サプライヤーにも環境対応（グリーン購入）だけでなく、法令・社会規範の遵守、人権、倫理の遵守などを依頼する CSR 調達への取り組みなども開始している。その背景には、グループ企業各社に CSR 経営を浸透させるためのエプソンとしての仕組みがある。例えば、各グループ会社の環境活動の取り組みをウェブ上に掲載し、その取り組みを他グループ会社が参考にできるように状況をつくっている。また、各グループ会社の環境経営がエプソンの基準を満たしていれば、本社から環境経営賞を授与されるというシステムもあり、グループ企業の各社が環境経

営を实践するインセンティブも与えている。これは、各グループ会社が達成できた項目に関して本社に自己申告をした場合、それを本社が監査するという種類のものであり、ポジティブなインセンティブを与えるような仕組みである。

4) 取り組みの内容

IEIの本業におけるCSR活動には、大別すると省エネ、ゼロエミッション、化学物質管理、CSR調達の四つがある。本業以外のCSR活動としては、次世代プログラムとして現地の子供向けの教育プログラムや、植林活動、海ガメの保護活動などがあり、その取り組みは幅広い。以下は、IEIによるCSR活動の主な取り組みである。

省エネ、ゼロエミッション

省エネに関しては、電気で動くベルトコンベヤーを手組みのものに変え、また、必要以上にあった照度を下げることによってエネルギー使用量を減らすこと等によって、工場稼働における省エネに取り組んでいる。

ゼロエミッションに関しては、プラスチックの包装容器の供給先企業による再利用や部品のリサイクル、段ボール箱のリサイクル、また、これまで廃棄物となっていたインクの水分を蒸発させてスラッジだけを取り出して新聞の印刷に使用するインクのリユースなど、さまざまな取り組みが実施されている。エプソングループでは、「事業活動から発生する廃棄物の100%資源化」の達成をレベル1、さらに廃棄物量を削減し、資源としての循環率を向上する取り組みをレベル2とした基準があるが、上記の様な取り組みの結果、IEIは、2005年末でグループ全体としては始めてゼロエミッションのレベル2を達成している。

CSR調達

IEIの本業におけるCSRの取り組みで最も注目したいのは、同社のCSR調達に関する方針である。エプソンは、2004年度末に従来のグリーン購入と調達基準を統合し、さらにCSRの観点を強化した調達ガイドラインを作成し、2005年度から、このガイドラインに基づく調達活動を、エプソングループ全体として全世界的に展開している。現在は、CSR調達に関するエプソンの教育を受けたエプソンの各企業の社員が、CSR調達に関してベンダー（供給先企業）に情報提供をしている段階だ。IEIの供給先企業は、大口の取引先や子会社を含めると計約300社になるが、IEIでは、これらの供給先企業にもエプソンのCSR調達に関する方針を遵守してもらえるよう、さまざまな取り組みを行っている。そのため、IEIでは、ISO14001を理解している社員でチームを設立している。2005年2月には、そのIEIのチームがIEIの供給先企業向けの説明会を開催し、同年3月には大きな供給先企業の監査を実施している。監査では、マネジメント（法令・社会規範の遵守、人権、倫理の遵守はこの中に含まれる）環境、品質、コスト、納期の5項目に関して評価している。このうち環境に関する項目は、具体的には、供給先企業自身の、環境方針の有無、ISO140001取得の有無、RoHS規制対象物質使用の有無、廃棄物・公害防止管理に関することなどがある。

監査の結果、供給先企業がエプソンのCSR調達方針の基準に達しなかった場合には、供給先企業は一定期間の改善の機会を与えられる。またその際、IEIが、供給先企業に対して問題解決のための支援をすることもある。供給先企業は、基準達成後、初めて供給先企業として登録される³⁹。登録後も、供給先企業が引き続き基準を満たしているか否かのチェックを実施するが、基準を満

³⁹ 2005年3月現在、約100の供給先企業が登録されている。

たしていなかった場合には、改善できる余地の有無や契約の継続の是非に関して、日本の事業部の調達関係部門が判断する。

地域貢献・環境保護活動

IEI は、本業以外の部分における環境保護活動や地域貢献にも熱心であり、さまざまな取り組みが実施されている。IEI の本業以外での CSR 活動は、ソフト面に比重をおいているのがその特色と言える。

中でも、2004 年に開始した「Next generation programme (キッズプログラム)」はユニークである。次世代の子供たちに環境教育を行って明るい未来をつくってもらいたいという思いから、IEI の社員が土曜日に小学校で温暖化問題の授業をするものだ。元々、IEI によるこのキッズプログラムは日本のエプソンで実施されていたものだが、それを IEI のローカルスタッフがインドネシアでの実施方法について考案した結果、生まれたものである。ここにも、IEI のローカルスタッフ主導の活動によってインドネシアに CSR の浸透をさせようとする IEI の姿勢が窺える。

その他の IEI による環境保護活動としては、海がめの保護プログラム⁴⁰、近隣地域におけるコミュニティ開発プログラム、IEI の社長や日本人スタッフと現地スタッフが一緒になっての川掃除、山の清掃、津波災害のときの学校(建物)・パソコン・プリンターの寄贈⁴¹、カリマンタン島南部における植林活動などがある⁴²。

課題

供給先企業に対する監査はエプソンが自らの CSR 方針を貫く上で非常に重要だが、一方、供給先企業の業務内容に立ち入れなければならない場面もあるため、供給先企業を不快にさせないようにする配慮が欠かせない。エプソン全体として方針をもっているということを理解してもらえよう、供給先企業に対してじっくりと説明しなくてはならない。ただ、コストや品質だけではなく環境や人権にも配慮しなくてはいけないことに関して、供給先企業の不満が全くないというわけでもないようだ。従って、IEI では、エネルギー消費の節約が全体としてみれば利益にもつながるということ等を、各供給先企業の経営者に説明し、その理解の浸透に努めている。

また、インドネシアでは、法整備は行われていても、施行細則が整っていなかったりする場合も多いという。例えば、環境、衛生、人権に関して、制度は存在するものの、さまざまな解釈ができてしまい、その解釈が難しい。そのため、IEI では日本の法律やエプソンの方針を適用し、対応している。

【一口コメント】

CSR が本業外におけるコミュニティ開発と同義に捉えられがちなインドネシアにおいて、省エネ、ゼロエミッション、CSR 調達、地域貢献等、IEI では本業の内・外に関わらず非常に熱心に環境活動を中心とした CSR に取り組んでいる。しかも、その方法も、独断的に日系企業としてのエプソンの CSR を押し付けるものではなく、CSR 活動の現地化を推進するものであった。IEI の

⁴⁰ 2004 年、西ジャワ州より表彰を受けている。

⁴¹ 地元からの要望に基づいて寄付。IEI の従業員、取引先、供給先企業、エプソンからの寄付で、総額 500 万円集まった。

⁴² このカリマンタン南部での植林活動は、日本の農林水産省の外郭団体である国際緑化推進センター (JIFPRO) に委託して実施している。この一帯は、マホガニの木が多くあったが、以前乱伐された。現在は、マホガニと果樹(農民の果樹による収入獲得が目的)を植えている。インドネシアの森林局と契約している。場所は JIFPRO がインドネシア政府と話して決めた。

現地スタッフだけで今後も持続可能な形で CSR 活動が継続するように、また、それが現地スタッフの主導による CSR 活動となるように、日々念頭に置いて IEI としての CSR を推進している。このような現地志向の視点をもった CSR 活動は、今後、日系企業が長期的にかつ友好的に、現地の市民社会や現地スタッフと共生していく上で、非常に重要な要素となるであろう。

(清水 規子)

事例 11 ユニリーバ・インドネシア CSR を経営戦略ツールと位置づけて多面的に実施

1) 取り組み企業の概要

PT. Unilever Indonesia Tbk. (以下、ユニリーバ・インドネシア (UI))
事業内容：ホームケア及びパーソナルケア、食品
従業員数：5,000 人
創業年：1933 年
事業所立地場所：インドネシア・ジャカルタ特別市
グループ本社：イギリス、オランダ

ユニリーバは、世界最大級の消費財メーカーで、食品、パーソナルケア、ホームケアの分野で、150 カ国に展開している。ユニリーバは、1930 年に、英国の石鹸メーカーのリーバ・ブラザーズと、オランダのマーガリンメーカー、マーガリン・ユニが合併して成立した。このうち 1885 年に設立したリーバ・ブラザーズは、石鹸工場からはじまり、さらに、魚やアイスクリーム、缶詰の事業に進出している。社員数は 22 万 7,000 人(2004 年 12 月)で、ユニリーバ NV とユニリーバ PLC という 2 本体制であり、共通の役員会によって運営されている。

ユニリーバ・インドネシア (UI) では、石鹸、洗剤、シャンプーなどのホームケア、パーソナルケア売り上げの 8 割以上を占めている。残りは、茶、マーガリン、アイスクリームなどの食品である。UI の核となる労働力は 5,000 人であり、そのうちの 60% が雇用者、40% が契約社員である。

2) CSR の理念、戦略、概要

農産物・海産物などの一次産品を原料として多く取り扱うユニリーバは、農業や漁業における持続可能ガイドラインを持つ。前者については、幅広い生産者支援を実施し、特にパーム油、茶、マメ、ハウレンソウ、トマトについて焦点を絞って「リード・プログラム」を実施している。さらに、菜種油、サンフラワー、大豆油、オリーブ油などの植物油についても、範囲を広げようとしている。

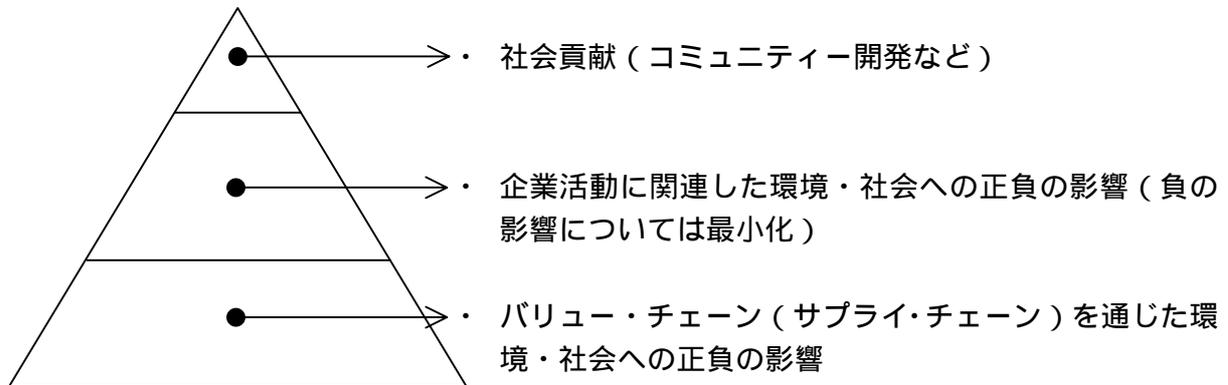
NGO との連携等によって、マーケット全体をより持続可能な方向に牽引するためのメカニズムの考案も同社の CSR 戦略の特徴である。MSC (海洋管理協議会) の立ち上げ、RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議) や RTRS (持続可能な大豆生産のための円卓会議) の創設メンバーであるのは、こうした戦略に沿ったものだと考えられる。さらに、インドネシアにおいて NGO (オックスファム) と連携し、多国籍企業の地域社会への影響、貧困との関係について調査を行っていることは画期的な試みとして注目された。

一方で、グローバリズムの先鞭者、世界の農産物の巨大なユーザー、大量消費社会の申し子など、同社に対し厳しい見方をする NGO も多い。

こうしたユニリーバの一員として、ユニリーバ・インドネシア (UI) としては、CSR を「競争力のツール」と考えている。広報戦略は他社に真似られるし、革新による競争への参加はいかなる企業にも可能である。CSR をもって競争しようとした場合には、長期のコミットメントと莫大な資源が必要であるため、他社にそれを真似ることは難しい。インドネシアにおいては CSR は社会貢献事業として見られがちであるが、UI は経営方針そのものであると認識しているとのことであった。

また、UI は、CSR の構造としては、以下のように考えている。UI は図の一番下のバリュー・チェーンを通じてのインパクトが一番大きいとしている。どのように環境社会配慮の精神をバリ

ユー・チェーンの中で供給業者から販売業者まで浸透させるかが課題となっている。バリュー・チェーンの中には 350 の流通・販売業者、150 以上のサプライヤーが含まれている。



3) 取り組みの背景

ユニリーバは、先進的な CSR の実践企業として知られ、特に農業分野での活動はめざましい。これは、ユニリーバの扱う原材料の 3 分の 2 が農業由来のものであることと関連する。同社は 1998 年から持続可能な農業イニシアチブを開始し、主要農作物についてのガイドラインを定めている。

ユニリーバ・インドネシア（UI）は、ユニリーバの一員であり、全体の政策・枠組みは本社に従うが、具体的な実施方法や個別事業・プログラムは UI として決定する。個人消費財を販売する企業として、何百万人も消費者・供給者に向き合っているため、経営活動のすべてのプロセスにおいて社会に対して有する責任は大きい。例えば、広報活動においては、ブランドの宣伝ばかりでなく、環境、衛生面の啓蒙活動も行うようにしているとのことである。一方で、インドネシア社会の抱える問題についても、都市においては同社の消費者との関連において、農村においては、農産物などの生産者を通じて向き合うことが求められる。

4) 取り組みの内容

黒大豆に関する農民発展プログラム

原料調達戦略の一例としてユニリーバは生産者との対話と支援を重視しているが、インドネシアにおいては、ケチャップ・バンゴー（Kecap Bango、大豆を使用した甘いソース）の原料として使われている黒大豆の例があげられる。ケチャップの急速な売上増による事業の拡大に伴い、品質と数量を確保しつつ安定的な原料調達を行うことが求められるようになってきた。

このため、UI は、農村における黒大豆を扱う中小ビジネスの育成に焦点をあて、「黒大豆に関する農民発展プログラム（Black Soybean Farmers Development Programme）」を立ち上げた。このプログラムには大学（ガジヤマダ大学）、農業庁及び農業組合と協力して行っている。

事業の内容は、黒大豆の品種改良と農業指導、農家による小規模企業の立ち上げと販路の確保、また借り入れ保証の提供などの支援である。品種改良と農業指導は大学の協力を得て行った。また、生産者が公正な買取価格を交渉できるような情報を提供し、生産者・買取者の間で直接交渉が行えるようなコーディネートを行った。これにより、農村において、主要作物の米を作っていない時期（4 ヶ月間）に出稼ぎに出るといった従来の経済活動から、収入の改善を目的に閑散期に現金作物として黒大豆を作る農家も現れてきた。農村の収入が改善され、農家の技術が向上することにより、貧困削減のみならず、農薬等の使用の適正化を通じた土壌や生態系の保全が図られ、

また、農村の復興は都市と農村の人口バランスの回復も見込めることは注目に値する。

このプログラムは、2002年に東ジャワで5haから開始し、現在は7か所、600haとなっている。UIは、農家との信頼関係の構築の重要性を認識し、現実的で確実に遂行可能な提案を行う事に努めている。

RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）への貢献

ユニリーバでは自社内での取り組みに留まらず、生産業者やNGOをも巻き込んだ社会全体の活動を行っている。その例としてパーム油に関する同社の取り組みがある。

ユニリーバはパーム油の巨大なユーザーであり、毎年100万トンものパーム油をマレーシア及びインドネシアから輸入している。このため、パーム油の生産地における環境・社会影響について大きな責任を有している。

パーム油は有用な植物油である一方、大規模プランテーションによる熱帯林からの転換、用地取得に伴う地元住民の権利の侵害、不適切な農薬の使用による水質・労働者の健康への影響、低賃金・危険作業等の労働問題が指摘されている。同社は、マレーシア、インドネシア、西アフリカ等における研究と経験、幅広い関係者との対話を踏まえて、「持続可能なアブラヤシ農業のためのグッドプラクティス(GAP)」を2002年9月に作成した。GAPには、労働に関する法律の遵守、原生林の転換の禁止、新規プランテーションでの環境影響評価の実施、統合的な農薬管理、生産者との公平な契約、などの条項が含まれている。

同社は、NGOや生産者・加工・流通・金融機関で組織する「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」(本部はマレーシアであるが、インドネシアのステークホルダーも多数参加している)の立ち上げにも積極的に関与し、上記のGAPの経験をもとに「持続可能なパーム油のための原則と基準」策定に関する議論を牽引する役割を果たした。

【一口コメント】

インドネシアでは従業員離職率は高いが、ユニリーバ・インドネシアにおいてはこの率が非常に低い(1%程度)。「これは当社がCSRを経営戦略ツールと使用して成功している証拠です。社員は、環境や社会問題を含め、自分の信条及び個人の価値観があり、これらが会社と一致していることにより、働くことに価値を見出すからです。ちなみに私は17年間ユニリーバに働いており、いろいろな誘いがあったが断り続けています」とCSR担当者は語ってくれた。同社のCSRの効果の一つとして、社員の誇りや労働意欲につながっていることを示す例であろう。また、ユニリーバはNGOとの積極的な連携で知られるが、ユニリーバ・インドネシアのオックスファムとの共同調査については、「多国籍企業を批判する立場の国際NGOに、最もセンシティブな企業の内面まで知らせるといふ、野心的、ある意味無謀な試み」という見方もある。報告書では必ずしも明確な結論が出ているとは言えないが、「多国籍企業と貧困」という議論を呼ぶテーマについて全く違う二つの立場から調査を行い、自らを俎上にのせて、経済のグローバル化が貧困に与える影響を理解するための新しいアプローチを提供したという意味で興味深い。

(満田夏花)

事例 12 ニューモント・ヌサ・テンガラ：鉱山操業の環境管理とコミュニティ開発

1) 取り組み企業の概要

企業名：PT. Newmont Nusa Tenggara (PTNNT)
事業内容：鉱山開発、金・銅の生産
従業員数：約 4,300 人
創業年：1986 年

ニューモント・ヌサ・テンガラ社（以下 PTNNT）は、米国デンバーに本社のある国際金属メジャーのニューモント社のグループ会社であり、出資比率はニューモント（45%）、ヌサテンガラ・マイニング社（住友商事の子会社、35%）及びインドネシアの Pt Pukuafu Indah（20%）である。インドネシア・スンバワ島の南西部に位置するバツヒジャウ鉱山は、主として銅、副生産物として金を産出している。PTNNT は、1986 年 12 月にインドネシア政府と鉱山操業請負契約（Contract of Work）を結び、探査の結果、1990 年にバツヒジャウ鉱山の鉱脈（主として銅）を発見した。鉱山サイトの建設は 1996 年に開始され、鉱山操業の開始は 1999 年である。

バツヒジャウ鉱山は年間 30 万トンの銅を産出（世界第 8 位）し、金（50 万オンス 15 トン）も産出する。

2) CSR の理念、戦略、概要

PTNNT は、ニューモントが全世界的にコミットしている、「安全と健康」「労働条件、職業能力の向上、給与、人権」「コミュニティへの正の影響」「自然環境の責任ある使用」「コミュニティへの経済便益」に関する政策に従っている（以下は抜粋）。

ニューモントの事業活動の目標：

- ・ ニューモントの将来は、ニューモントが、持続可能な開発、人命・健康及び環境の保護、コミュニティへの付加価値の付与についてのそのコミットメントに沿った形で、開発し、操業し、閉山していくことによっている。
- ・ 我々は、リスクを特定し管理するためのシステムを作成・使用し、効果的な意思決定のために正確な情報を提供する。
- ・ 我々は、この目標・目的を満たすように従業員を訓練し、資源を提供する。

（環境に関する政策の抜粋）

- ・ ニューモントは、環境問題については、最高の水準を設ける。
- ・ ニューモントは、適用可能な法規制に常に従う。
- ・ ニューモントは、人間の健康及び環境を保護する水準を採用し堅持する。
- ・ ニューモントは、すべての事業活動において、長期の環境の安定と閉山後の適切な土地利用のための計画を設計段階で作成し、実施する。

3) 取り組みの背景

鉱山開発には、大面積の生態系の開発及び用地取得を伴う。また、鉱山の操業は、大量のテールリング（尾鉱）⁴³の処分、有害物質を含んだ排水の管理を伴い、大量の水を必要とすることから周囲の水環境への影響が生じることもある。さらに、鉱山事故や地元住民との紛争が生じること

⁴³選鉱過程で目的とする鉱物を含まない不要物として分離されたもの

もある。よって、必然的に鉱山会社は、NGO や地元社会の厳しい目にさらされることになり、徹底した環境管理と地元社会への適正な利益配分や「付加価値」の創出を迫られることになる。

インドネシアにおいても、フリーポート社のパプア（イリアンジャヤ）における鉱山操業は、周辺の山地や河川、湿地にテーリングを投棄していること、人権侵害、軍との癒着などによって、政治問題とも結びつき、たびたび新聞紙上をにぎわしてきた。PTNNT 社の兄弟会社でありスラウエシで操業を行っていたニューモント・ミナハサ・ラヤ社についても、テーリングの海中放流（STD: Sub-marine Tailing Disposal）が、スラウエシ島のブイヤット湾における住民の健康被害の原因になったとして、訴訟が生じている⁴⁴。PTNNT 社もニューモント・グループの一員として、こうした状況の余波を受け、その鉱山の管理体制の水準について、十分な説明責任が求められてきた。

4) 取り組みの内容

環境管理

水質管理

PTNNT 社の水質管理の手法を一言でいえば、テーリング（尾鉱）を除き、採掘サイト及び廃石の置き場からの浸出水をそのままサイトの外に出さないというものである。鉱山の操業や廃石の置き場からの浸出水やサイト内の雨水は、水路またはパイプラインに集められ、谷筋に3段階にわたってつくられた貯水池により、懸濁物などを沈殿させる。その一部は特殊なプロセスで処理され、溶解銅分を回収する。この貯水池の水はパイプで精錬工場に運ばれ、精錬過程に使用される。ここで発生した排水は、最終的にはテーリングと一緒に、パイプラインを通じて沖合い3.4km、深さ108mまで運び、放流する（次項参照）。放流に当たっては、水質モニタリングによって排水基準を下回ることを定期的に確認している。

また、採掘サイト及び廃石の置き場を含む鉱山サイトとそれ以外の場所からの水を分けるために、鉱山サイト周辺には水路が建設され、サイト外の雨水などの表流水はすべてこの水路で捕捉され、サイトより下流の河川に放流される。

さらに、サイト外からサイト内に流れこむ水にサイト内の水が混入することを防ぐため、主要な河川はパイプでサイトをバイパスさせ、サイト外の下流まで運び、放水している。すなわち、サイト外から流れ込む水は、サイト内の土や水に一切接することなく、下流に達する。



写真右

鉱山サイトの外からの水の流入を防ぐ水路
（写真提供：PTNNT 社）

⁴⁴ 一連の訴訟に対し、ニューモントは、ブヤット湾の水銀とヒ素の濃度は、政府が設定した上限を大きく下回っていることを、国際調査団を含む複数の研究結果が示していると反論している。インドネシア政府がニューモント・ミナハサ・ラヤ社を廃棄物管理義務違反等で訴えた訴訟については、2006年2月、両者の間で環境被害調査のための中立パネル設置とコミュニティ開発促進基金設立の合意が成立したことを受けて取り下げられた。ニューモントは、コミュニティ開発促進基金のために、9年間にわたり3,000万ドルを拠出する。

テーリング管理及びモニタリング

PTNNT 社はテーリングの処理には STD 法（海中投棄法）を採用している（囲み参照）。

PTNNT 社の場合は、鉱山サイト建設当初、STD を採択するに当たっては出資者や融資者側から強い関心がよせられたこともあり、代替案が検討された。代替案としては、沢筋に、大規模なテーリング・ダムを建設し、陸上処分を行う方法が挙げられた。しかし、操業中発生が予測される大量のテーリングを貯めるためには、2,300ha もの土地を必要とし、これにより大面積の植生の破壊につながることで、居住用地や農地の取得が必要になること、ダムが決壊したり越水したりした場合、下流に多大な影響が生じることなどにより却下されたという経緯がある。

バツヒジャウ鉱山のテーリング自体には「毒性がない」との分析結果が得られたことから、結果としては、テーリングを、厚さ 9.5mm(内側に 20mm のゴム)のパイプラインで精錬場所から陸上 6km の沿岸まで運び、さらに厚さ 110mm のパイプライン（HDPE：高密度ポリエチレン）により、沖合い 3.2 km、深さ 108 メートルの地点まで運んで、そこから放出するという方法を採用した。この地点には、インド洋の深さ 3,000～4,000 メートルに達する Senunu 海溝があり、放出されたテーリングは結果として、この海溝に沈降し、大面積に拡散することはないというように説明されている。

PTNNT 社は、定期的な海水の水質モニタリング（表参照）及びパイプラインの物理的な破損の有無やパイプの厚さに関するモニタリングを行い、さらに緊急事態対処のための体制管理を行っている。

写真下 代替案としては陸上処分の案も浮上したが、大面積の生態系破壊や用地取得が生じる等の理由で却下された。
（同事業 AMDAL（環境影響評価報告書））

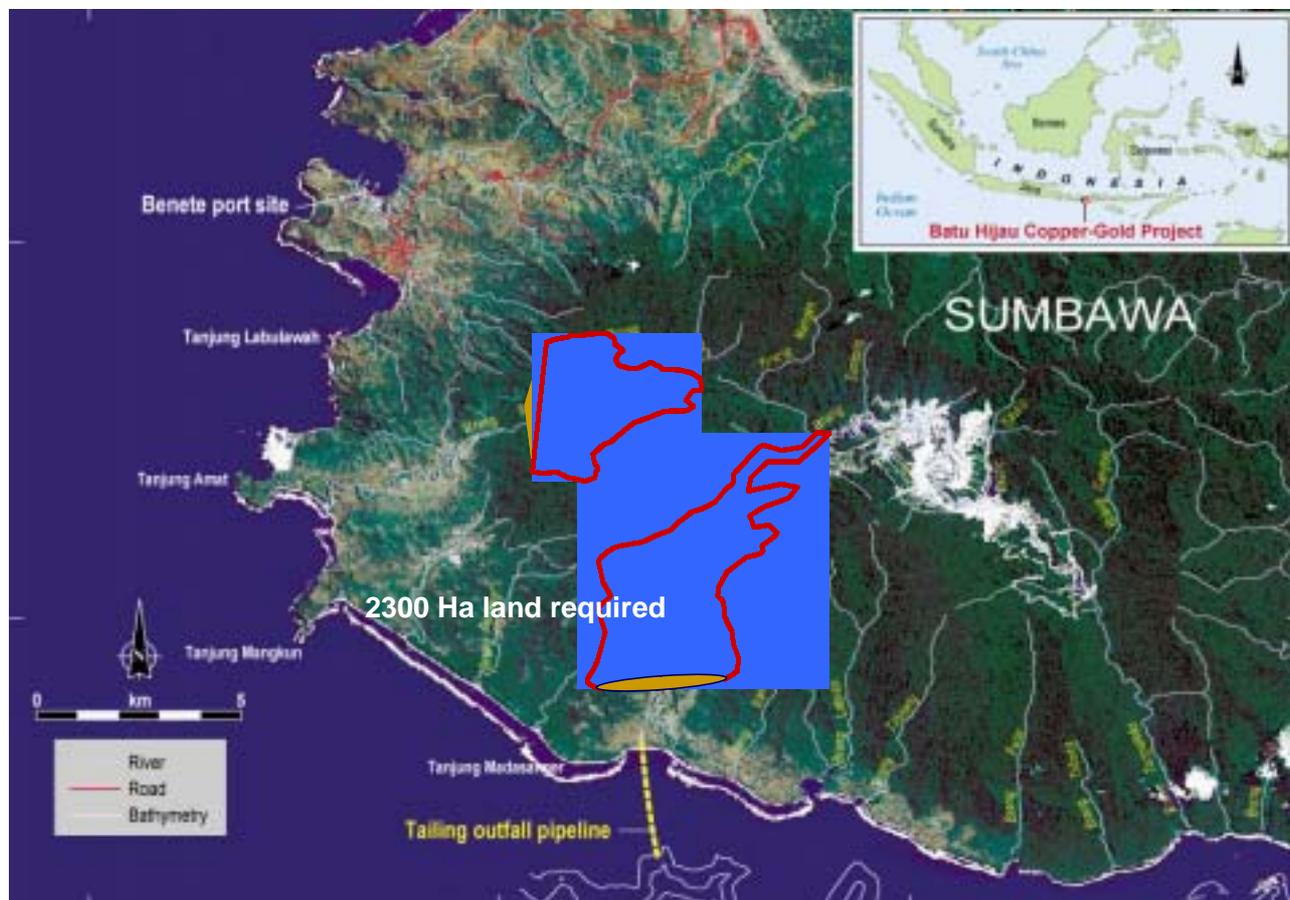


表 テーリングに関するモニタリング

項目	パラメーター	場所	頻度
パイプ内側の圧力	漏れを早期に把握するための圧力の測定	コントロール・ルーム	常時
テーリングの物理的な特性	pH、密度など	テーリングの脱気装置	毎日
テーリングの化学組成	金属	テーリングの脱気装置	毎月
陸上のパイプ検査	外観チェック	陸上パイプラインすべて	2 時間ごと（厚みのチェックは 8 ヶ月毎）
海中パイプ検査	遠隔操作探知機を使った外観チェック	海中パイプラインすべて	半年に 1 回
	パイプの交換	海中パイプラインすべて	適宜
海水の物理的な特性	海水の塩分濃度、水温など	放流地点近隣にある Senunu 海峡及びスンバワ島の南岸	毎月
	潮流の向き、温度	スンバワ島の南岸	常時
海水の化学組成	溶存金属、TSS、濁度	Senunu 海峡及びスンバワ島の南岸	年に 4 回
海底の形状	海底	Senunu 海峡	毎年
堆積物の化学組成	総金属、堆積物の粒径など	Senunu 海峡及びスンバワ島の南岸	年に 4 回
深海の生態	底生生物、海底魚	Senunu 海峡及びスンバワ島の南岸	半年に 1 回
沿岸の生態系	サンゴ礁の生態系、魚、プランクトン	スンバワ島の南岸	半年に 1 回
漁業	漁獲量	西スンバワ及びロンボク	毎年

土壌浸食の防止、植生 / 生息地の回復

鉱山開発では、大面積の森林が伐採され、地面が掘削される。斜度のある場所で土地をむき出しのまま放置すれば、土壌浸食のおそれがある。特に積み上げられた廃石の斜面は放置すれば植生回復が難しいので、表土で被覆する必要がある。道路の法面も浸食を受けやすい。また、動植物の生息地が失われたまま放置されることは好ましくない。

PTNNT は、土壌浸食を防ぎ、生物の生息地を回復させるため、10 種以上の在来種の樹木・草本の苗木を育てており、サイト内の斜面に植栽している。すでに植栽した 650ha については年に 2 回モニタリングを実施し、活着状況を確認している。

コミュニティ開発

地元社会にとって、鉱山開発は、良きにつけ悪きにつけ大きな影響をもたらす。鉱山により地元の社会は変わらざるを得ないからである。多くの労働者が新規に流入し、多くの住民も鉱山に雇われ、道路ができ、電気が引かれ、店ができる。今まで農業・漁業の半自給自足の生活を送ってきた地元の経済は、貨幣経済の洗礼を受ける。鉱山会社はこれらの大きな変化の負の影響を最小化するとともに、正の成果を最大化するように、コミュニティ開発プログラムを実施する。

他の鉱山会社と同様、PTNNT にとっても地元社会からいかに事業を受容してもらえるか、ある

いは閉山後、企業が引き上げた後に地元社会に何を残せるのかということは最も大きな課題である。1997年頃、鉱山建設の初期の段階では、地元社会と企業は必ずしもうまくいっているわけではなかった。工事に伴う濁水などの影響が議論されたこともあった。また、雇用拡大策をめぐって人々から抗議のデモを受けることもあった。

PTNNT社は環境対策の徹底を図ると同時に、参加型のコミュニティ開発プログラムを実施し、灌漑、教育、上水、健康・衛生などの整備や小規模ビジネス育成などの支援を行っている。その内容は以下の通りである。

- ・ 健康・衛生：7つの村（2,358世帯）に井戸などの提供。4つの村に健康センターを建設。排水路、廃棄物の処理など。
- ・ 教育：24の学校の建設（幼稚園含む）奨学金制度
- ・ 灌漑・農業・小規模ビジネス：3つの市場、4つの堰とダム、灌漑用水路、農業組合・水利組合への支援、技術指導
- ・ その他：道路の復旧、橋の建設、風車、自家発電機の導入など

これらの施設・設備の整備とともに、村民の能力向上やコミュニケーション、普及啓発などを重視している。例えば、健康・衛生のプログラムについては、マラリアを防止するために、マラリアを媒介するハマダラカの発生を防ぐための教育も実施し、これらの教育を支援するための専門家以外のスタッフやアシスタントの育成も行った。

また、農業については、技術指導用の試験圃場を設け、農業技術や新しい品種の栽培トレーニングが行えるようにしている。

灌漑事業に伴い、灌漑用水や土地をめぐる紛争なども生じるが、これについては、村の中で議論を通じた話し合いによって解決をめざしている。

支援は、財団を設立し、そこを通じた側面支援に徹し、住民がいかに自立的にこれらのプログラムに参加していくかを重視している。

【一口コメント】

地域の環境や社会に大きな影響をもたらす鉱山操業は、地すべり等の事故、排水やテーリングが原因の環境汚染は、深刻な場合は人命に関わるような被害を引き起こす場合がある。また、政治家や役人の汚職・腐敗や富の不平等な分配による紛争などの問題につねに直面している。住民のデモや暴動の対象⁴⁵やテロリズムのターゲットにもなることもある。

こうしたさまざまなリスクと向き合いながら、PTNNTの環境スタッフやコミュニティ開発担当スタッフが、信念と情熱を持って日々の業務をこなしていることが印象に残った。環境分野に関しては、同社の水質管理システムは、厳格に設計・運用されている。テーリングの海中投棄については賛否両論あり、深海域の生態系への影響や食物連鎖による影響等のリスクも考えられる。しかし、もし海中投棄を実施しなければならないのならば、代替案の十分な検討を含む事前の環境影響評価に加え、PTNNT社の実施しているような水質やパイプライン、生態系等の各種モニタリングの定期的な実施は不可欠であり、さらにそれらの情報が公開されていることが必要であると感じた。

（満田 夏花）

⁴⁵ 取材から1ヶ月後の3月19日に、スンパワ島のRopang地区のPTNNT社の試掘現場で、サイトが住民に焼き討ちされるという事件が発生している。原因は補償金について不満を持った住民によるものであると報じられているが、PTNNT社によれば、住民からそのような要請はなかったとされている。

尾鉱の処理～賛否両論ある STD（海中放流）

鉱山開発に伴い発生する、大量のテーリングの処分方法としては、最も環境に大きな影響を与える事例として河川にそのまま投棄しているようなケースもある。また、テーリング・ダムを建設し地上に貯留することもある。その場合、大面積の用地が必要となり、陸上の自然生態系や地域住民の移転・土地取得などの影響が伴う。

STD（Sub-marine Tailing Disposal）は、テーリングをスラリー（水を含んだどろどろした状態）化し、海中に固定したパイプによって、水温躍層⁴⁶より深い地点まで運び、そこから海底に放流するという方法である。この手法については、賛否両論がある。一方では、現段階において、最も環境に負担をかけない尾鉱の処分方法であるという見方もある。陸上にテーリング・ダムを建設し、そこに流し込む方法においては、ダムの決壊事故、浸出水による水質汚濁、土壌汚染、陸上生態系の物理的な転換や、水を通じた下流への影響などのリスクがあるからである。周辺あるいは下流側に人が住んでいる場合、これらのリスクは甚大な環境被害につながる可能性もある。それに比べれば、近くに海がある場合ならば、パイプラインによってテーリングを海中に持っていき、海底に投棄する方法は環境への負荷が少ないという見方である。この場合、尾鉱が海上に浮き上がってこないため、海水温の逆転層よりも深い部分に投棄することが必要とされている。

一方で、海底といえども、当然、テーリングが投棄されることにより、海底部における生態系に物理的、あるいは汚染物質の拡散を通じた影響があるという指摘もある。また、食物連鎖を通じて、有害物質が何らかの形で漁獲対象の魚に蓄積される、あるいはパイプラインの破損によって汚染物質が漏出するという可能性もある。さらに、逆転層の深さに関する評価を誤ったり、予想外の外部条件（気象や海流）などによって、テーリングが浮上し、漁獲を通じて人間の体内に取り込まれるリスクも指摘される。テーリングの化学成分、および大量の物質廃棄による物理的影響の両面からの慎重な評価が求められる。

⁴⁶ 表層の高温の水塊と深層の低温の水塊との間に形成される、鉛直方向に急激に水温が下がる層。STDはこれより以深で廃棄物を処分すると、海面には拡散されないとする研究結果に基づく処分法。

5 . 結論と提言

海外、特にアジア地域で企業活動を展開する日系企業の環境問題への対応を柱とする CSR への取り組みを支援することを目的として、平成 16 年度に引き続いてアジア地域に主眼をおいて CSR に関する最新動向を調べるとともに、タイ、インドネシアの 2 カ国における現地ヒアリング調査を通して両国の CSR の現状や課題、日系企業をはじめとした具体的な CSR への取り組み事例の収集を行った。調査結果からは、昨年度の調査結果報告書でも指摘した課題（例えばサプライチェーン管理における社会的な側面への取組の遅れなど）が依然としてある一方、日系企業等による CSR に関する新たな動き等もみられた。

以下では、今回の調査で得られたこれら地域における特徴的な CSR に関する動向を紹介するとともに、アジア地域における日系企業の CSR 展開の推進に向けたいくつかの提言を行いたい。

5.1 アジア地域の CSR に関する特徴的な動向

（１）急速に変化する CSR に対するアジア各国政府の対応

企業が企業を取り組むさまざまなステークホルダーから信頼され、ステークホルダーとの共生の中で企業価値を向上させる CSR への取り組みは、本来企業の自主的な行動であり、一般的に政府がその普及を政策として直接支援することは日本における CSR の理解にはなじまないと考えられる⁴⁷。

しかし、近年アジア諸国では各国政府が CSR への関心を高めるとともに、中には CSR 推進のための制度づくりに乗り出す国もあるなど、各国政府の CSR に対する対応は 2~3 年前と比べて急速に変化している。例えば、本報告書でも紹介したインドネシアの企業の環境パフォーマンスによる格付け制度、中国の政府主導による CSR 推進策の積極的展開などがその具体例としてあげられる。

当初は CSR を、先進国が設ける新たな非関税貿易障壁といった目でみていたアジア諸国政府が、その方針を変えつつある理由としてはさまざまなものが考えられるが、最も大きいのは各国政府が自力では解決が困難な社会的課題の解決を CSR に肩代わりさせようと考えだしたことがあげられる。環境公害問題、貧困問題、労働問題など解決すべき数多くの社会的課題を抱えるアジア諸国においては、一般的に政府の統治レベルが弱く社会的課題の解決能力が低いといえる。そこで各国政府は、多数進出している外資系企業の CSR や先進国企業のサプライチェーン管理による現地企業の底上げに期待し、例えば深刻な様相を示す環境や公害問題の改善につなげようとしている。

欧米企業を中心とした先進国企業の外圧によって、始まったという側面もみられたアジア諸国の CSR は、各国政府が CSR を社会的課題の解決と企業をコントロールするためのツールとして認識しはじめたことで、政治も巻き込んで今後の普及に向けて大きな転機をむかえているといえる。

⁴⁷一方で、イギリス、オランダなどの欧州各国においては、政府が CSR の推進役として大きな役割を占めている。

(2) アジアに山積する地域独自の CSR 課題

開発途上国がほとんどであるアジア地域においては、CSR に関わりの深い環境問題や社会問題が山積しているといえる。具体的には、経済発展と引き換えに深刻化する大気汚染や水質汚濁、有害廃棄物の増加による環境汚染、森林減少などによる生態系破壊などの環境問題がまずあげられる。一方、貧困や都市と農村地域の経済格差の拡大、長時間労働や児童労働をはじめとした労働問題、人権問題といった社会的課題の解決も緊急に求められている。また、これらの数多い環境・社会的課題はアジア諸国それぞれの経済状況や社会的背景などの違いによって、国ごとにその課題の重要性や解決すべき優先度が異なり、その国独自の社会・環境面の課題もみられる。

例えば、インドネシアにおいては、賄賂に代表される腐敗や汚職、法の執行能力の限界、治安、違法伐採、大規模資源開発による環境社会影響、森林伐採や農産物栽培による自然破壊など自然資源管理に関する問題が大きな課題となっている。このうち賄賂・汚職・ガバナンスの問題はインドネシア社会の中にはびこる深刻な社会課題となっており、他の問題の解決を阻む要因ともなっていることがある。少し前までは政府の許認可業務も賄賂なしには円滑に進まないと言われていた。ユドヨノ大統領による現政権は腐敗防止に力を入れ、状況は少しずつ好転しているように見受けられる。日系など外資系企業の中には、CSR の一環として賄賂やそれに類する金銭・物品のやり取りの禁止を宣言しているところもあった。

このようにアジア地域では、地域（国）ごとにそれぞれ独自の社会的課題がある。

一方で、各社の掲げる CSR の基準は世界共通のものであり、これらの地域のニーズを踏まえた上での CSR の実施が求められている。

(3) 地道に進むアジア現地企業の CSR

アジア諸国における CSR への取り組みは、現在のところこの地域に進出した日系や欧米系の外資企業、地場の財閥系などの大企業、先進国企業のサプライチェーンに組み込まれた輸出型の企業が中心となっていることは否めない。しかし最近では、中堅クラスの地元資本企業にも地域特性をとらえた地道な CSR に取り組む事例がでて始めている。これは、もともとは地元企業が輸出競争力を獲得するための手段として実施した行動がきっかけとはいえる。

例えば、単に環境規制をクリアするだけの環境公害対策だけではなく、環境マネジメントシステムの構築に取り組むなど、法規制の枠組みを越えた自主的な環境配慮への取り組みを進める地元企業もあらわれてきた。また、社会的な課題に対しても、従業員の環境教育や安全衛生教育の実施、HIV/AIDS 感染防止対策やドラッグ撲滅運動を通じた従業員の福利厚生への向上、地域社会を対象とした環境教育の実施や奨学金制度の創設、貧困問題の解決に向けて近隣社会（契約農家）への授産の意味での経済的・技術的支援を行うなど、さまざまな動きがみられ始めている。

これらの動きは始まったばかりのものも多く、厳密な意味ではいわゆる CSR とは言えないのかもしれないが、「寄付」に代表される慈善（charity, philanthropy）のレベルを超えて、従業員、地域社会とともに持続的なビジネスを展開しようとする取り組みとして継続していけば、アジア地域の CSR を底上げしていく大きなきっかけとなると思われる。深刻な環境社会問題に直面するアジア地域では先進国よりむしろ CSR の必要性が高いと考えられるが、そのためにも倫理的なビジネスを実践する地元企業が一社でも増えていくことが期待されている。

(4) 今後の課題となる中小企業への CSR 普及

上述したように、アジア地域の CSR は外資系企業や中堅の輸出型地元企業が牽引役となって取り組みが広がりつつあるが、今後は企業全体のおよそ9割以上を占めるといわれる中小企業への普及が課題と言える。

例えばタイにおいては、国際的な環境マネジメントシステムである ISO14001 の認証取得、クリーナー・テクノロジーの導入、タイ独自のエコラベルへの参加といった自主的な環境配慮への取り組みが拡大しているが、これらの取り組みを実施している企業はほとんどが中堅以上の大企業か外資系企業などに限られている。一方で、中小企業にとっては、環境対策にかかる予算や人材、知識が不足し、日常の水質汚濁対策や大気汚染対策もままならないのが現状となっていた。これはインドネシアをはじめ他のアジア諸国もほぼ同様であり、まだまだ深刻な環境状況を改善するためにも、中小企業の環境対策の進展が避けられない。

これは社会的な課題に対しても同様で、例えば労働条件の改善をはじめとする従業員の福利厚生をこの地域全体で向上させていくためには、中小企業を変えなければ全体的な底上げができない。今後中小企業に環境社会配慮への取り組みをどのように広げていくかが、アジア地域の CSR 普及のカギとなる。

(5) NGO との協働で進められる CSR が大きな力に

アジア地域で CSR への取り組みを進めていくためには、NGO・NPO との協働や連携が大きな力となる。もともと国家の統治能力が必ずしも高いとは言えないアジア諸国では、政府の役割を補完する役割を果たしてきた NGO が多数あり、活発な活動を行っている。CSR に関係が深い環境や社会問題を活動テーマとした NGO も多く、地域に密着したさまざまな情報を持っている。また国際的なネットワークをもつ NGO も開発途上地域であるアジア諸国に注目して、積極的に情報収集等を行っている。

これらの NGO は、企業にとっては、環境社会対策のみならずビジネスそのものの倫理性についての監視役であるとともに、CSR 戦略構築のための貴重な情報源にもなりうる存在である。また日系企業が進出先で現地社会のニーズに応じた CSR 活動を実施する際の強力なパートナーとなる可能性を秘めている。

タイを例に挙げると、同国には CSR に関するすぐれた活動を行っている NGO がいくつかあり、欧米系企業などと協働して人材能力開発や農村開発プログラムを通じた環境改善などに取り組み、CSR の展開に貢献していた。このうち「人口・地域社会開発協会」(PDA)では、多数の企業と連携して農村開発プログラムを実施し、住民への環境教育の実施などを通じた環境改善や貧困削減に大きな成果をあげていた。これは、PDA のガイダンスによって企業が資金だけではなく持っている多様なスキルも提供し、地域住民にビジネス・ノウハウを与えて収入向上を図り、住民の経済的自立を助けるプログラムであるが、その中では廃棄物をリサイクルした家具づくりや植林による自然回復などを行い、地域環境の改善に結び付けていた。これらは、タイの社会的課題を知り抜いている NGO と CSR を実践したい企業とがパートナーシップを組んで CSR に取り組むすぐれた仕組みといえる。

インドネシアにおいては、社会開発、貧困削減を掲げた「実施型」の NGO が活動する一方、環境・社会・倫理などの面から企業を監視する NGO も多い。これらの NGO の CSR の捉え方は多様であるが、前者の NGO は、CSR を企業と協働して活動を行うチャンスであると認識する傾

向にある。また、後者の NGO の中には、CSR を企業活動の本質から世間の目を欺くためのグリーンウォッシュの一種であると懐疑的に捉える傾向もある一方、CSR を企業の社会的なアカウンタビリティを向上させるための機会と捉えている見方もある。なお、インドネシアにおいては、大規模な欧米資本の鉱山開発、プランテーション開発等の大面積の「土地」を使用する事業においては、地域住民との紛争が生じがちであり、環境問題はその発火点になりかねない。またこれらの事業では紛争を回避し、事業に付加価値をつけるために、必ずといっていいほどコミュニティ開発支援（環境改善事業含む）が行われている。このとき、豊富な経験を持つ NGO をパートナーに選ぶ企業も多い。また、その地域にそうした適当な NGO がいない場合は、企業自らが財団という形で NGO をつくり、コミュニティ開発支援を行うこともある。

（ 6 ）日系企業による国境を越える資源循環への新たな取り組み

中央環境審議会が 2005 年 7 月答申した「今後の国際環境協力の在り方について」では、「国際環境協力は企業の社会的責任（CSR）の一環ともとらえられる」としているが、日系企業のアジア地域における環境保全の取り組みに新たな動きがみられた。

これは国境を越える循環資源のリサイクルシステムづくりである。従来はバーゼル条約によって有価物であるにもかかわらずタイへ輸出できなかった循環資源について、タイ政府とのねばり強い交渉の末に輸入許可を得て、いくつかのリサイクル事業が 2004 年末から 2005 年春にかけて始まっている。具体的には、ブラウン管ガラスの再利用と複写機・プリンタの再資源化への取り組みなどである。これらは日系企業が有価資源を国境を越えてタイに運び、リサイクルするものであるが、開発途上国での環境汚染の発生防止と資源の有効利用、開発途上国に対するリサイクル技術の移転と新産業の創出といった効果を発揮し、日・タイ両国が利益を得られる日系企業のコアビジネスを活かした新しいタイプの CSR への取り組みとして注目される。現在はいずれの場合もタイ国外から持ち込まれる資源の方が圧倒的に多いが、タイ国内でもリサイクル制度が整いつつあり、今後は東南アジアのリサイクルシステムの中核として、国内外の循環資源を有効活用するモデルとなることが期待される。

（ 7 ）社会側面への取り組みが弱い日系企業

この点については前年度の調査報告書においても同様な指摘を行っている。日系企業は環境問題への対応は概ねすぐれており、環境規制を上回る先進的な取り組みを重ねてアジア地域の環境対策の牽引役となっているが、労働や人権、貧困、HIV/AIDS といった社会側面の CSR への取り組みが欧米系企業や場合によっては現地企業とも比べて弱い印象を受けた。

欧米系企業は、地域社会や従業員などのステークホルダーとコミュニケーションを重ねながら、CSR として取り組むべき社会的課題と自社の役割を柔軟に絞り込み、効果的な社会側面の CSR に取り組んでいるようだ。この日系と欧米系の社会的課題に対する取り組み方の違いについてある NGO 関係者は、「日系企業は CSR に関する活動を最初から決めていてその枠の中で進めようとするが、欧米系企業は広いテーマの中から対象者のニーズがあるかどうかを調べ、その結果に従って行動している」と評していた。

5.2 日系企業の CSR 展開に向けた提言

日系企業の CSR への取り組みを活発化させるとともに、アジア地域における CSR 普及を支援するために、日系企業、日本政府が取り組むべき課題は数多いと考えられる。以下では、「企業に対して」と「行政に対して」に分けて、日系企業の CSR 展開に向けた何点かの提言を行う。

〔企業に対する提言〕

(1) 日本本社の CSR 方針の海外現地法人への徹底

日本企業の本社が CSR 推進のためのグローバルな CSR 方針を確立するとともに、その方針を確実に海外の現地法人に伝えることがまず必要とされる。またその実施状況をチェックする体制の構築を図る必要がある。一方、海外現地法人は進出国の社会経済特性や環境面・社会面からの課題を踏まえた上での具体的な CSR プログラムを打ち出すことが必要となるため、現地法人への権限の委譲が重要である。十分な権限を委譲すると同時に、日本本社がこうした現地法人の独自のプログラムを資金や技術面で支援し、促進・評価していく体制や仕組みづくりが求められる。ただし、「現地のことは現地に任せているから大丈夫」という安易な安心感は禁物であり、本社の全世界的な方針と強力な支援があつてこそ、独自の活動も力を発揮することを忘れてはならない。

(2) 進出先国の地域課題を反映する CSR への取り組み

進出国や進出地域において本当に求められる CSR を展開するために、日系企業は自社を取り巻くさまざまなステークホルダーと粘り強くコミュニケーションを重ねながら、CSR として自社が取り組むべき課題と果たすべき役割を明らかにしていくべきである。その際には、NGO 等の現地の環境・社会問題に取り組む組織との日常的なコミュニケーションを行うことが、地域ニーズを発見する上で重要である点に留意が必要である。特に社会側面の CSR に関しては、現地社会特有の課題も多く、現地資本企業の取り組み内容等も参考にしながら柔軟に実施領域をさぐる必要がある。

環境対策同様に社会側面においても、現地のニーズをつかみながら日系企業がアジア地域の CSR の牽引役になって行く必要がある。

(3) サプライチェーンへの働きかけの強化

今後アジア地域では中小企業をどう巻き込んでいくかが CSR 推進のカギとなる。このため日系企業がサプライチェーンマネジメントを通して、アジア地域の中堅クラス以下のサプライヤーに対して、環境対策をはじめとする CSR への取り組みを支援・育成していくことは重要な役割を果たすことになる。また、環境側面以外の社会側面のサプライチェーンマネジメントについても、今後は充実・強化していくことが求められる。

その際には、単に監査を強化するといった進め方ではなく、CSR 方針の必要性についての十分な理解の促進もあわせて相手方とのコミュニケーションを図るとともに、「一緒に問題を解決していく」という基本姿勢が有効であろう。

これらの取り組みを通して、日本企業がアジア地域における CSR の普及に貢献していくことができると思われる。

(4) 従業員教育の徹底と人材育成

企業の重要なステークホルダーである従業員に対して、環境教育をはじめ労働安全衛生教育など、CSRに関連する各種の教育を徹底することによって、従業員の意識変革と活性化を図り、従業員満足度の向上を図る取り組みを進める必要がある。これらによって、従業員一人ひとりが守るべきルールを理解し、従業員の能力向上が図られ、結果としてそれぞれの従業員がCSRの取り組みを通して日系企業の社会的責任を果たすために、自分が何をすべきかを意識して行動するように仕向けるべきである。また、その際には、従業員の資質や能力・教育レベルなどに応じたきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、有能な現地スタッフを抜擢し、日本での研修を実施することも従業員の能力向上策として有効であろう。

(5) 自社のCSRを伝える積極的な情報発信と情報開示

一般的にアジア地域の日系企業は、自社の社会貢献活動や環境活動に対する情報発信や対外広報に消極的であるが、自社のすぐれた取り組みを積極的に発信していくことはさまざまなステークホルダーに自社の存在をアピールするとともに、ブランドイメージの向上にもつながる。またアジア社会に日系企業の行動を認知させることにもなる。今後は、ぜひとも欧米企業が行っているような戦略的な情報発信をしていくべきである。また一歩進めて、進出先国で環境報告書やサステナビリティレポート、CSRレポート等を発行して、財務情報等だけではなく操業に伴う環境・社会影響を含む関連情報の積極的な情報開示を行うような取り組みも求められることになる。理想的には、現地語による発信と開示が必要であるが、最低でも英語で各国における取り組みや、環境管理体制や環境指標を含むパフォーマンス状況を盛り込んだ報告書を発行し、それがWeb等で簡単に入手できるようにするべきである。

(6) NGOとの連携強化によるCSRへの取り組み

アジア地域には、日系企業のCSR推進に役立つ情報や地域開発プログラムを持った専門性の高いNGOが数多く存在する。CSRへの取り組みにあたってこれらのNGOと連携することは、多くの情報を得られるとともに、問題点を指摘してくれる外部モニターの役割も果たしてくれることとなる。欧米系企業の場合にはNGOと連携して現地特性にあったすぐれたCSRに取り組む事例がみられるが、日系企業とNGOの連携事例はこれまでのところ少ない。今後はアジア地域の社会情勢に精通し、環境開発や地域開発に実績を持つNGOと協働して、進出先国のニーズにあったCSR展開を模索する必要がある。また、これらのNGO等が主催するCSRに関する会合等も国際的レベルも含めてかなり多く実施されており、こうした会合にも積極的に参加して日系企業の取り組みを示していく必要もある。

(7) あらゆるステークホルダーとのコミュニケーションの強化

前述したように、日系企業が進出先のニーズにあったCSRを進めていくためには、企業を取り巻くさまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを重ね、組織と社会との信頼関係を構築していくことが大切であるが、日系企業の場合は従業員、行政機関、取引先などといった直接経済的利益が絡むステークホルダーとのコミュニケーションには取り組む一方、地域住民や地域

社会、NGO・NPO といったステークホルダーとのコミュニケーションが不足しがちである。今後は、これらの間接的なステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、例えばきめ細かなステークホルダーダイアログを開催するなどの努力を重ねて、双方向のコミュニケーションを行っていく必要がある。

(8) 生物多様性と生態系の保全への配慮

企業活動が生物多様性や生態系に依存していることは明らかであるが、従来の企業の環境問題への対応は、環境汚染物質や廃棄物の管理・処理といったいわゆる「内部的」な公害対策にとどまっているといえる。本来、豊かで多様な自然生態系と生物多様性に恵まれたアジア地域において、現在深刻なスピードで生態系と生物多様性の破壊が進んでいることを鑑みれば、日系企業が CSR に取り組んでいく際には、自社の工場やオフィスの「外」で自社のビジネスが間接的に与えている環境影響への配慮まで取り組みを広げることが必要となっている。その際には、自社の活動が生態系や生物多様性にどのような影響を与えているかを十分調査して把握し、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に配慮していく必要がある。まずは、主要な原材料調達の環境配慮に積極的に取り組んでいく必要があるだろう。

〔行政に対する提言〕

(1) アジアにおける CSR 推進への仕組みづくりへの支援

- アジア諸国において、CSR の重要な柱である環境問題への対応を支援するため、従来の環境公害対策への技術的・資金的支援に加えて、グリーン調達やエコラベル、環境マネジメントシステムの構築、環境報告書の発行といった企業の自主的な環境配慮を促す制度づくりや、そのための人材育成等を ODA 等と連携して支援することが考えられる。

これらの取り組みを欧米諸国に先駆けてアジア各国で実施することは、環境分野における日本の存在感を高めることになり、中長期的には日本と日系企業にとってきわめて重要な意味を持つこととなる。

- 企業が実施する CSR 活動と既存の公的資金による環境協力事業や貧困削減事業との連携、あるいは NGO による草の根協力との連携を強めていくことは、三者の相互補完的な効果が期待され、国際協力の新しい形態として期待されよう。この際、PPP (Public Private Partnership) などの枠組みの活用も考えられる。

(2) 日系企業向け CSR 推進ツールの提供

日系企業がアジア地域においてすぐれた CSR を展開することを支援するため、以下のような CSR 推進ツールを作成して提供する。

- 環境対策に必要な対策機器・測定器等のデータベースの作成と運用 (アジアの開発途上諸国において日系企業、特に中小企業がすぐれた環境対策に取り組む際に必要となる対策機器や環境測定機器の最新ダイレクトリー、及びその機器の問い合わせ先や入手先に関する情報が入手できるデータベースを作成し運用する)

- CSR 取り組み参考事例等の作成と提供（日系企業が CSR を実践していくために必要と考えられる項目や要素をマトリックスのかたちにまとめ、すでに行われた参考事例とあわせてみることで、日系企業が自社の取り組むべき CSR の分野や優先順位を理解できる仕組みの手引きの作成。アジア地域で活用できるように国別のかたちで作成する）

（３）CSR に取り組む日系企業が評価される仕組みづくり

CSR に積極的に取り組む日系企業にインセンティブを与えるため、すぐれた CSR に取り組んでいる企業が何らかの形で評価されるような取り組みも求められる。

（４）日系企業 CSR 推進アクションプランの策定

上記したような行政に対する提言内容等を実現するため、日本政府は経済界と共同してアジア地域における CSR に関するニーズや推進にあたっての課題等を分析し、アジア地域における CSR の促進や高度化の支援、関連する現地制度等の整備のためのアクションプランを策定すべきである。

その際には、日系企業の支援だけでなく、相手国企業の CSR への取り組みの育成にもつながるよう、経済・技術協力を組み合わせた相手国政府への CSR 推進に向けた戦略的な呼びかけが必要となるであろう。

（中寺 良栄）

Part 2

開発金融機関等の環境社会配慮に関する調査

1 . IFC セーフガードポリシーの改定と議論の要点

国際金融公社（IFC:International Finance Corporation）は2006年2月、開発途上国向けに投融资を行う際の環境社会配慮政策を示したセーフガードポリシーを、1998年に策定以来初めて改定した。新たなセーフガードポリシーでは、「社会・環境の持続可能性に関するIFC政策」が策定されるとともに、従来のテーマ別の10の政策がテーマ別の8つのパフォーマンス基準に変更されている。IFCのセーフガードポリシーは、民間金融機関の環境配慮基準に準用されていることから、今回の改定は民間金融機関の環境社会配慮方針に大きな影響を与える。すでに民間金融機関の国際的な環境社会配慮ガイドラインである赤道原則がこれを受けて、改定作業をはじめている。以下では、IFCのセーフガードポリシーの改定の経緯や、新ポリシーの課題等を紹介する。

（1）IFCの環境・社会配慮政策⁴⁸の概要

IFCは世界銀行グループのうち、民間セクターを支援する役割を持つ機関である。IFCは1998年、支援するプロジェクトの環境や社会面のリスクを最小化し、緩和するための骨子となる、セーフガードポリシーを策定した。IFCの支援を受けるクライアントは、これらの政策に沿って環境や社会の配慮を行うことが求められた。IFCのセーフガードポリシーは、世界銀行の環境関連指針を基に、民間セクターに対応するために修正したものである。金融機関が民間セクターに投融资する際の基準ともなっており、各国の公的輸出信用機関(ECA)の環境・社会配慮基準や、世界の民間金融機関の指針である「赤道原則」でも参照されている。このような観点から、IFCの政策の改定は、その他の機関にも余波を及ぼすという意味においても重要な位置づけにある。以下はIFCがこれまで基準としてきた、10のセーフガードポリシーである。

- 環境アセスメント(OP4.01 1998年10月)
- 自然生息地(OP4.04 1998年11月)
- 害虫管理(OP4.09 1998年11月)
- 林業(OP4.36 1998年11月)
- ダムの安全(OP4.37 1996年9月)
- 国際水路(OP7.50 1998年11月)
- 先住民族(OD4.20 1991年9月)
- 非自発的移転(OD4.30 1990年6月)
- 文化遺産(OPN11.03 1986年9月)
- 児童及び強制労働政策ステートメント(1998年3月)

（2）政策の評価

1998年にセーフガードポリシーを承認した際、IFCの理事会は3年後に、この政策の効果や影響を見直すことに合意した。この合意に基づいた見直しの作業が2001年6月から開始され、見直

⁴⁸ 世界銀行グループの政策は、業務の実施上求められる運用政策(Operational Policies(OPs))、銀行職員がどのようにOPを実施するかを説明した銀行手順(Bank Procedures(BPs))、政策実施のガイダンスやアドバイスを含むグッドプラクティス(Good Practices(GPs))、そして業務指示書(Operational Directives(ODs))がある。

しの方法や、改善されるべき主要な問題点、手法の提案、そしてタイムテーブルを立案した「方法文書」がドラフトされた。見直しは、1) セーフガードポリシーの効果と影響を独立的に評価すること、2) 目的の達成を確保するためにセーフガード政策とその適用の仕組みに関する結論を導き出し、また勧告することを目的とし、透明性の原則に沿って IFC のコンプライアンス・アドバイザー / オンブズマン(CAO)⁴⁹によって実施された。そして、2002 年 9 月に報告書の草案が公開された後、パブリックコメントの期間を経て、2003 年 1 月に最終報告書⁵⁰が発行された。以下、最終報告書の結論及び勧告の要点を列挙する。

最終報告書 結論の概要

- セーフガードポリシーは、事業者がコミットした場合、投資家と環境・社会の担当スタッフ間の良いチームワークによって、コミュニケーションに障害がない場合、また国家の規制の枠組みがしっかりと実施される場合に最も効果的である。
- セーフガードポリシーは、異なった対象や異なった状況の中で考え出され、書かれたものである。ゆえに、明確な目的やどのように利用するかに関するガイダンスを含め、より明確にそして使いやすく作り直されるべきである。
- 個々のセーフガードポリシーとセーフガードポリシー全体には格差や相違がある。
- 環境評価(EA)の質の管理を厳しくし、そして特に IFC に遅い段階で来るプロジェクトに対応する必要がある。加えて、セーフガードポリシーの仕組みでは見落とされている社会問題への包括的なアプローチの提供を著しく強化する必要がある。
- 金融仲介機関(FIs)には、包括的な仕組み、実用的で明確なセーフガードポリシーの枠組み、トレーニング、能力構築、支援サービス、ネットワーク、さらなる革新への支援が必要。
- IFC の持続可能性主導の理念に共鳴する。IFC は、環境・社会的な価値を主流にするために達成目標と目的を明確にし、報告をし、そしてそれを達成するために説明責任を果たす必要がある。

最終報告書 勧告の概要

- IFC は、プロジェクトスポンサーや FI のような、パートナーの選定において、肯定的な環境・社会の結果へのコミットメントが証明されること、また彼らの能力の具体的評価が事前アプレイザルの段階で含まれることを確保するべきである。うまくパートナーを選ぶことは、セーフガードポリシーの効果と影響の決定要因である。
- 有効性の目的への合致また肯定的な影響への貢献の最適な機会を生み出すため、セーフガードポリシーはプロジェクトの設計の早期段階に十分取り入れられ、関与するスポンサーの能力を向上する手段となる必要がある。
- セーフガードポリシーは、明確な解釈のガイダンス、定義、ケーススタディや事例を伴った学習やベストプラクティスに基づいた実施のための支援を含め、書き直されるべきである。政策はより明瞭にそしてより具体化されるべきである。
- IFC は、セーフガードポリシーの実施のための状況として、EA プロセスを中心的な計画ツールとし続けることを望むのであれば、IFC は EA プロセスの一環として社会評価を含む、社会

⁴⁹ IFC 及び多国間投資保証機関(MIGA)のプロジェクトで影響を受けた個人やコミュニティが懸念を表明した場合、その問題解決を図る仕組み。また、IFC や MIGA の社会・環境上のパフォーマンスなどを審査する役割や、独立的に総裁や執行部にアドバイスをする役割も持つ。

⁵⁰ A Review of IFC's Safeguard Policies Core Business: Achieving Consistent and Excellent Environmental and Social Outcomes, January 2003

的な問題への包括的なアプローチを確保すべきである。

- モニタリング・監視システムは、徹底して見直されるべきである。
- IFC が判断する環境・社会分野における要求を FI が実施する際の支援の必要がある。
- スポンサーやスタッフのコミットメント、努力、献身、またリーダーシップの結果、肯定的なことが起きるとすれば、セーフガード政策が民間セクターの現実に明確に適合され、明確に説明され、より結果が重視され、セーフガードポリシーの中に組み込まれた価値が IFC によって完全に組み込まれる場合に、さらに多くのことが達成できると憶測される。

(3) 政策改定の経緯

改定の目的とプロセス

セーフガードポリシーの見直しに関する最終報告書を踏まえ、IFC はセーフガードポリシーの改定を決定した。改定の目標は、セーフガードポリシーが IFC の業務の中で主要な手続きとして IFC スタッフから理解され、受け入れられ、業務の中に統合されること、セーフガードポリシーが民間セクターに対する融資に適応し、持続的な環境社会配慮に向けた努力の支援を促進することとした。また改定前の政策を最低限の基準とした上で、以下の原則に基づいて改定の作業を行った。

- 全ての IFC のプロジェクトに適用されうる最低限の要件を明確に示す。
- 合理的かつ使用しやすいものにする。
- (政策間の)格差を解決する。
- 世界銀行のセーフガード政策との一貫性を確保しつつ、民間セクターへの融資を重点的に考慮する。
- 持続可能性の概念を取り入れる。

また IFC は、政策を包括的に検討することを決め、セーフガード政策と併せて、情報公開政策や環境、健康、安全に関する(EHS)ガイドラインを改定することを決めた。

2004 年 8 月 12 日、IFC は新しい環境・社会配慮の政策のコンサルテーション草案と情報公開政策のコンセプトペーパーを公開した。当初 IFC は、9 月から 12 月にかけてリオデジャネイロ、マニラ、ケニア、イスタンブールの世界 4 カ所での地域コンサルテーションワークショップ、テーマ別会合、そして赤道原則を採択している金融機関や NGO とのステークホルダー会合を開催し、12 月中旬までのコメント期間を設け、翌 2005 年 1 月には改定した草案を 30 日間パブリックコメント期間にかけた後、2 月には新しい政策を理事会で承認し、改定作業を終えることを予定していた。

NGO の批判

しかし半年間で全ての政策を改定するという早急なプロセスに反発した人権、環境、先住民族の市民団体や NGO、約 180 団体は、2004 年 9 月中旬に当時のウォルフェソン世界銀行総裁とヴォイケ IFC 長官に宛てた書簡を提出した。書簡では、IFC が提案しているコンサルテーションの予定を直ちに停止するよう要求した上で、第一回目の地域コンサルテーションワークショップの遅くとも 30 日前にはすべての関連情報を公開すること、情報公開政策の完全な草案が公開された後、少なくとも 30 日間はコンサルテーションを延期すること、第一草案のコンサルテーションを大幅に延期することを求めた。NGO はまた、先住民族の団体及び市民団体が地域コンサルテーシ

オンワークショップへの参加を自主的に選択できること、各コンサルテーションに招いた参加者の情報を事前に公開すること、各コンサルテーションの終了後 30 日以内に包括的な概要を公開すること、関心を持つ人々が意見を挙げるための追加的な公聴会を設け、地域コンサルテーションにはオブザーバーとして誰でも参加できるようにすること、第一回目のコンサルテーション期間の後、改定したドラフトを公開し 90 日間のパブリックコメント期間を設けること、そしてコメントを反映される第二草案では、コメントが取り入れられた理由・取り入れられなかった理由の理論的根拠を示すことを求め、コンサルテーションに透明性と情報が提供され、公平なプロセスを確保する必要があると訴えた。

NGO からの書簡が出されてから、IFC はこの地域コンサルテーションワークショップに加えて、7 ヶ所でのステークホルダー会合を開くことにした。しかし多くの点について、改善が見られないと判断した NGO は、10 月 4 日にワシントンで開催されたステークホルダー会合に参加しなかった。これに続き、各地の地域会合やステークホルダー会合でも、NGO による参加のボイコットが相次ぐという事態に至った。

さらに NGO は、8 月に公開されたドラフトはあいまいな部分が多い上、新しい政策の具体的な手引書がコンサルテーションプロセスを半ば過ぎた 11 月に公開されることについても言及し、全ての関連文書が公開されなければ政策全体が適切に把握できないと問題を指摘した。

改定プロセスの終了

2004 年 11 月に予定されていた手引書の公開の遅れや、NGO や赤道原則を採択している金融機関からのコメント期間延長の要望を受け、IFC は 12 月中旬に締め切る予定であった第一期のパブリックコメント期間を 2005 年 4 月末まで延期することを発表した。2005 年 2 月には、手引書と 1 月 21 日までに受け付けたコメントの概要が公開され、4 月末にコメント期間を終了した後、コメントを受け修正した草案を 9 月中旬に公開、60 日間のパブリックコメント期間を設けた後、最終的に 2006 年 2 月に環境・社会配慮政策及び情報公開政策ともに理事会で承認された。なお、施行はいずれも 2006 年 4 月 30 日からと予定されている。第一草案の公開から 1 年半後のことであった。またその過程で、世界銀行のセーフガードポリシーとの一貫性を保つために世界銀行の環境社会持続可能な開発(ESSD)ネットワークや法律部門と調整を図った。

(4) 新しい政策の構成

新しい政策は、「社会・環境の持続可能性に関する IFC 政策(以下持続可能性政策)」と、これまでの 10 のセーフガードポリシーを統合した「環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準(以下パフォーマンス基準)」とに分けられた。政策は、CAO によって指摘されたように、環境社側面に加え、社会的側面も考慮されたものとなった。この政策に加えて、パフォーマンス基準の手引書である「ガイダンスノート」と IFC 内部手続きを記した「環境・社会審査手続き」も策定された。後者の二つの文書について IFC は、状況により変更を加えていく必要があるため、理事会承認文書にしないことを決めた。

このような枠組みについて、民間セクター側からは、包括的になったことや基準と詳細な実施指示書を分けたことを概ね歓迎する声が聞かれた⁵¹一方、NGO からは、これまでセーフガードポ

⁵¹ Summary of all Stakeholder comments on the August 2004 IFC Policy and Performance Standards

リシーに記載されていた重要な要項が、パフォーマンス基準ではなく、理事会の承認が不要で、状況に応じて改定が可能なガイダンスノートに記載されることを懸念する声が上がった。また別の問題として、後者二つの文書は、CAO によって確認される対象から外れるため、違反をした場合でも、遵守が求められないことになり、実際の運用上クライアントがどの程度厳密にこれを実施するか、という疑問も挙げられた。

(5) 政策の特徴

持続可能性政策

持続可能性政策は、IFC の使命と義務に基づき、社会と環境の持続可能性へのコミットメントの実践を目的とし、IFC の役割と責任、CAO の役割、そしてクライアントの支援について規定したものである。この中では、IFC の役割として、クライアントが社会・環境面の影響を回避、最小化、あるいは緩和、補償するための対策を作り上げ、社会・環境的な成果を向上する機会を特定する支援や連携が強調されている。

また、2001 年から 2003 年にかけて行われた、「鉱物資源採掘プロジェクトへの世界銀行グループの関与に関するレビュー (EIR) 」に対する世界銀行執行部の回答⁵²に含まれていたように、持続可能性政策には、クライアントと連携して影響を受ける地域社会が「情報を提供された上で自由に事前の協議」(Free Prior Informed Consultation) に参加することを確保するための地域社会関与のプロセスを実行し、プロジェクトに対して影響を受ける地域社会の幅広い支持があることを確認することを定めた。

また併せて、大規模な採掘産業プロジェクトにおいては、プロジェクトから期待される便益に対するガバナンスリスクを評価し、便益とリスクのバランスが受け入れられない場合は、プロジェクトを支援しないこと、採掘産業から投資受入国政府が得る収入の透明性を促進することを盛り込み、(i)大規模な新規採掘産業プロジェクトでは、顧客が受入国へ支払うプロジェクト関連の重要な支出(ロイヤリティ、税金、利益分配など)や、受入国政府契約(HGAs)や政府間協定(IGAs)などの社会的な関心事である主要な合意の関連事項を公開する、(ii)加えて、2007 年 1 月 1 日以降は、IFC が資金提供する全ての採掘産業プロジェクトのクライアントは、これらのプロジェクトから受入国政府に対して支払われる支出を公表することが求められることとなった。

また金融仲介機関を通じた投融資に関して、IFC は環境・社会審査手続きを通じて FI の顧客の事業を審査し、投融資の結果として FI が社会・環境面のリスクにさらされる活動を特定し、そのリスクの大きさに合わせて対応を求めることとした。

パフォーマンス基準

パフォーマンス基準は、以下の 8 つの部分で構成されている。

⁵² Striking a Better Balance- The World Bank Group and Extractive Industries : The Final Report of the Extractive Industries Review World Bank Group Management Response (September 17,2004)
<http://siteresources.worldbank.org/INTOGMC/Resources/finaleirmanagementresponse.pdf>

パフォーマンス基準 1 :	社会・環境評価および管理システム
パフォーマンス基準 2 :	労働者と労働環境
パフォーマンス基準 3 :	汚染防止および削減
パフォーマンス基準 4 :	地域社会の保健、安全及び治安
パフォーマンス基準 5 :	用地取得と非自発的移転
パフォーマンス基準 6 :	生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理
パフォーマンス基準 7 :	先住民族
パフォーマンス基準 8 :	文化遺産

セーフガードポリシーが統合されるに当たって、それまで個別の政策として存在していた「森林政策」、「ダム安全政策」、「国際水路」が同等のものとはなくなり、新たに「汚染防止及び削減」と「地域社会の保健、安全及び治安」が加わった。「汚染防止及び削減」については、これまで IFC は世界銀行が 1998 年に作成した「汚染防止・削減ハンドブック」(PPAH: Pollution Prevention and Abatement Handbook) をベースに、PPAH でカバーできないセクターについては独自の排出基準を設けていた。「森林政策」、「ダム安全政策」、「国際水路」がパフォーマンス基準の一部として盛り込まれなかったことについて、CAO は、含まれていた主な規定や要素は、新しい政策の一部、そしてガイダンスノートやセクター別ガイドラインに含まれている⁵³とし、問題視していない。

パフォーマンス基準の特徴は、明確な要求事項を伴った原則の仕組みへと移行し、より成果に基づいたアプローチが取り入れられていることによって、現場での結果の確保を重視していることである。そのために、環境・社会評価だけでなく、統合的な管理システムを構築し、プロジェクトの全期間を通じた効果的なパフォーマンスを確保することが新たに加えられた。IFC が改善点としてあげているのは、以下のような点である。

新しく、広範な基準

- 労働者の権利：国際労働機関(ILO)の中心の四つの基準を取り扱い、労働者と労働条件への包括的なアプローチへの要求していること。
- 人権：人権について言及しており、主要な懸念を基準に取り入れていること。(十分な居住、借地借家権の安定、安全に関するボランタリーな原則)。
- 地域社会の保健と安全：プロジェクトを越えて地域社会を取り巻く保健と安全にもたらす効果を考慮することを企業に求めていること。

広範な社会審査

- 非自発的移転、先住民族、文化遺産の複雑性に特別な注意を注ぐ一方、全ての脆弱な人々と関連する社会問題を網羅し統合的な社会評価をすること。
- 地域社会の関与の増加。
- プロジェクト発展中、早期の情報が提供された上での地域社会の参加、またプロジェクトのライフサイクルを通じての継続的な地域社会の関与を要求していること。
- 生物多様性への包括的なアプローチ。
- 自然生態系の保護を越えたより広い生物多様性の保護と保全の視点を焦点としていること(生息地の破壊と外来種の侵入は生物多様性への大きな脅威として認識されており、基準は

⁵³ Safeguard Policy Review Revisited, 2005

どのように自然生態系や変容した生態系を取り扱うかを明確にしている。また森林の場合のように、独立認証によって立証されるような、全ての再生可能な自然資源の持続可能な管理が要求されている。

(6) 新政策に対する反応と残された課題

理事会提出草案に対する CAO の意見書⁵⁴

CAO は、2006 年 1 月 25 日の理事会提出用の最終草案への意見書を総裁や理事会メンバーに配布した。ここには、いくつかの CAO の懸念が表明されている。その中で CAO は、IFC が成果に基づくアプローチに移行することを歓迎する一方、以下のような点が完全でないことによって、IFC が被影響住民やクライアント、また IFC 自身をも回避可能なリスクにさらすことを懸念している。

- 1) より柔軟で成果に基づくアプローチは、成果達成の体系的なモニタリングと報告へのコミットメントによって実証されるべきである。プロジェクトレベルの開発成果と、投融資案件の概要(SPI)で報告された開発影響との比較を公に報告しない、あるいは IFC のプロジェクトレベルでの開発貢献を報告しないことを正当化する理由は受け入れられない。
- 2) CAO の経験によって特定された IFC のリスクの解決が不完全である。
 - IFC の最新の環境・社会審査手続きに不可欠である、重要な決定に関する透明性や説明責任が弱い。
 - 意味のある協議(もしくは情報を提供された上での自由な、事前の協議/Free Prior Informed Consultation)や重要な自然生態系などの問題の社会政治学的なチャレンジを考えると、社会・環境政策の中核の要求事項に対応する能力が不十分である。
 - 透明性と説明責任の観点から、IFC の環境・社会審査手続きのもと求められている環境・社会審査文書は CAO が苦情処理あるいは監査を実施できるようにするべきである。
 - 行動計画の草案がプロジェクトの承認に先立ち公開され、被影響住民によって協議されることを要求事項とするべきである。
 - ガバナンスや社会政治的なリスクに関する IBRD (国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行)との調整に関するより一般的なコミットメントが規定されていない。
 - IFC 内の能力に関する点は解決されていない。プロジェクトの社会・環境評価、クライアントや IFC 投融資スタッフ、そしてプロジェクトの監督機関の能力の妥当性。
- 3) パフォーマンス基準を策定するプロセスにおいて取り入れられることになっていた鉱物資源採掘プロジェクトへの世界銀行グループの関与に関するレビュー(EIR)への執行部回答の主要なコミットメントのいくつかを実施していない。次の点は補足されるべきである。
 - 「幅広い地域社会の支持」(broad Community Support) の定義が明らかになっておらず、協議の主題となる意味の有る協議(Free Prior Informed Consultation)の構成要素に疑問がある。
 - パフォーマンス基準は、より広い状況において、行動計画実施の参加型モニタリングを推

⁵⁴ CAO comments on the January 25, 2006 drafts of IFC's Policy and Performance Standards on Social and Environmental Sustainability and Policy on Disclosure of Information

奨むべきである。

- EIR への執行部の回答では、安全性(security)と人権に関する米英の自主的原則に沿った規定をクライアントに求めると確約していたが、この関連性について明確な言及がない。
- 小規模のプロジェクトでの歳入管理審査に関して取り上げられていないが、ガバナンスのリスクと潜在的な社会影響はプロジェクトの関連性は社会・環境評価あるいは環境・社会ガイドラインに取り入れられるべき。

4) パフォーマンス基準の環境・社会の持続可能性、透明性、説明責任への現在の組織的なコミットメントの弱化

- 影響の大きいプロジェクトの場合、資質と経験のある外部の専門家を雇い、独立的に情報をモニタリングすることをクライアントに要求するべきである。同様に IFC は、クライアントによる社会・環境評価の実施においても、独立的な外部の検証が発生することを確保するべきである。
- 自然生息地政策(OP4.04)では、可能な場合は、プロジェクトは既に改変された、あるいは劣化した土地で行われるという原則を含んでおり、CAO はこの原則を残すべきだと考える。
- パフォーマンス基準も情報公開政策も、被影響住民への主要な文書の公開のタイミングについて明確でない。さらに、理事会決定に先立ち 30 日から 60 日間の協議を行うことも要求していない。

2006 年 2 月の理事会で承認された政策では、行動計画の草案を公開するという明確な項目は含まれなかったが、パフォーマンス基準 1 の協議に関する項目に「文書や計画の草案を含め、関連した十分な情報の事前公開に基づいている(パラグラフ 21)」と記されるなどの改善が見られた。しかし、承認された政策で確保されていない部分もあるが、現在パブリックコメントを受け付けている環境・社会審査手続きの修正の中で含まれるものもあるかもしれない。

企業の「自主性」に頼りすぎた新政策

理事会で政策が承認された日、バンクインフォメーションセンターやブレトンウッズプロジェクトなど欧米の NGO8 団体がプレスリリースを発表し、新しい政策は、あまりにも善意を期待し過ぎたものであり、影響を受ける人々や環境は以前よりも被害を受けやすくなる危険な試みであると批判した。またセーフガードポリシーで保証されていた最低限の要求事項や具体的なベンチマークがなくなったため、IFC の説明責任が弱められていると指摘した。

さらに NGO は、影響を受ける人々との協議がいつなのか明確に示されていないこと、十分な情報に基づく事前の自発的同意 (Free Prior Informed Consent)を含め、先住民族の土地や自然資源への権利の保護が十分でないこと、移転に関する世界銀行の政策を弱めていること、プロジェクトの影響に関して独立的な評価や検証を要求していないこと、その代わりに企業の自主的な報告に頼りすぎていることなどの問題点を挙げ、懸念を強めている。

英国国際開発省 (DFID) の反応

DFID は 2005 年 11 月に IFC に意見を提出し、2006 年 3 月、理事会で承認された政策に対する回答を公表した。DFID が挙げた意見の多くが改善されたとする一方、プロジェクトの全期間を通じた幅広い地域社会の支持の達成度に関するモニタリング、被影響地域社会への行動計画の公表に関してはさらなる進展が見られることが望ましいとした。

(7) まとめ

今回の IFC の政策改定における問題の一つは、そのプロセスであった。特に当初の IFC のスケジュールは無理があったと言わざるを得ない。地域コンサルテーションワークショップには招かれた人のみが参加し、自由な参加が許されていなかったことや、第一回目のリオデジャネイロでのコンサルテーションでは、12 日前になってようやくポルトガル語の草案が公開されたこと、また、政策全体を把握するために必要な文書がパブリックコメント期間中に公表されたことなど、多くの点で IFC が早急にプロセスを終えようとしていたことが伺われる。改定のプロセスへのステークホルダー参加や関与は非常に重要であるため、将来の教訓とする必要があると考える。結果的に、パブリックコメントの期間を延長し、またコメントを受けて変更した新たな草案を公開するなど、IFC の対応に改善が見られたが、このような重要な改定は十分時間をとってステークホルダーが参加できる形態を当初から考慮すべきであったと考える。

また、新しい政策であるパフォーマンススタンダードの基準に関しては、新しく社会的な側面を取り入れた点や、プロジェクトサイクルを通じての継続的なアプローチを導入した点、また多様で取り返しのつかない、あるいは前例のない著しい影響のあるプロジェクトの場合、モニタリング情報を立証するために、外部専門家を雇用することを盛り込みモニタリングの強化を図った点などは評価されるが、従来のセーフガードポリシーと比較して、以下のような点が盛り込まれなかった。

1. セーフガードポリシーでは要求され、先駆的な IFC の取り組みであった独立専門家による社会・環境評価の実施が要件について、パフォーマンススタンダードでは「社会・環境評価プロセス支援のために専門家を雇用する場合がある」とされ、実質的に独立専門家が評価を実施することは求められなくなった。しかし、政策の目的は「環境・社会影響を回避・最小化すること」にあり、そのためには独立的で公正な影響評価の実施が必要な場合もあると考える。
2. 被影響住民との協議の実施時期について、セーフガードポリシーではカテゴリ A のプロジェクトでは少なくとも 2 回(スクリーニング直後で評価の範囲が確定する前と、評価準備書ができたととき)が求められていたが、パフォーマンススタンダードでは「社会・環境評価プロセスの早期段階から実施」と規定されているのみに留まった。プロジェクト計画立案段階あるいは社会・環境評価の範囲の選定段階から被影響住民が関与することは、影響を回避・最小化する上で重要であるため、「早期段階」がいつを指すのか明確な要件を示すべきであると考え。
3. セーフガードポリシーでは、クライアントによる環境影響評価の準備書の公開が求められていたが、パフォーマンススタンダードでは、「協議は、文書や計画の草案を含む十分な関連情報の事前の公開に基づいて行われる」とあるものの、肝心の社会・環境評価報告書や行動計画の準備書や草案の公開については言及していない(ガイダンスノートに記載)。これら草案の公開は、被影響住民の意見を反映する上で欠かせないものであり、公開を義務付けるべきである。
4. クライアントのモニタリング報告書は公開されず、被影響住民に対しては、行動計画実施の定期情報のみが公開されることとなった。しかし行動計画に関する定期情報では、公開される情報の範囲が限られる可能性があるため、モニタリング報告書そのものを公開する必要があると考える。

以上、IFC の政策について述べてきたが、政策の改定はまだ完全に終了したわけではなく、現在ガイダンスノート及び環境・社会審査手続きへのコメントを受け付けている最中である。また続いて、環境・健康・安全(EHS)ガイドラインの改定草案が公開され、2006年5月中旬からパブリックコメント期間に入る予定である。2007年後半には新しい政策のプログレスレポートが公開され、2009年半ばまでに包括的なレビューがされる予定である。

(神崎 尚美)

2. 民間金融機関の環境社会配慮の取り組み

国際開発金融機関は、1980年代後半から、融資決定の際に環境社会面からの審査を行い、事業の環境影響評価（EIA）に基づく融資者側からの確認、住民協議や公開、事業における環境社会影響の回避、最小化、代償措置、非自発的な住民移転の影響への対処などを内容とする、環境社会配慮政策を策定し、強化させてきた。こうした動きは民間の銀行にも広がりを見せている。

2003年6月には、5,000万米ドル以上のすべてのプロジェクト・ファイナンスにおける環境・社会配慮に対する方針を内容とした赤道原則（Equator Principles）が採択され、現在、41の金融機関によって採択されている。日本においては、みずほコーポレート銀行が2003年10月に、東京三菱銀行（現、三菱東京UFJ銀行）及び三井住友銀行が、2005年12月及び2006年1月に採択している。また、赤道原則を補足・強化するための独自の方針・ガイドラインを採択・公表する民間銀行も増えてきた。本節においては、このような動きについて概観する。

2.1 赤道原則

企業の社会的責任（CSR）への意識が高まり、またグローバルレポーティングイニシアチブ（GRI）やグローバルコンパクトなどのイニシアチブや自主的基準が作られる中、2003年6月、7カ国の商業銀行が自主的な「赤道原則（Equator Principles）」の採択を発表した。現在の赤道原則の概要は以下のとおりであるが、国際金融公社（IFC）の環境社会配慮政策が2006年2月に改定・承認されたのを受け、赤道原則も改定作業に入り、2006年3月現在ファイナルドラフトが公開されている。以下は改定前の赤道原則の内容である。

赤道原則の内容（2006年3月時点）

目的：プロジェクト・ファイナンスにおける環境社会配慮を行うこと

対象：5000万米ドル以上のすべてのセクターのプロジェクト・ファイナンス案件

基準：世界銀行及び国際金融公社（IFC）のセーフガードポリシーが基本。ただし、採択金融機関は原則に一致する内部政策や手続きを策定することになっている。

赤道原則で要求される内容：

1. カテゴリ分類（カテゴリ A、B、C）
2. 環境アセスメント（カテゴリ A 及び B のプロジェクト）
3. 環境アセスメントに含まれる内容
 - 環境及び社会状況のベースラインの評価
 - ホスト国の法律や規制、適用される国際条約や協定のもとでの要件
 - 持続可能な開発と再生可能自然資源の活用
 - 人の健康、文化遺産、絶滅危惧種や脆弱な生態系を含む生物多様性
 - 危険物質の使用
 - 主要な事故・災害
 - 職業上の健康と安全
 - 火災防止と生命の安全
 - 社会経済上の影響
 - 土地取得と土地の利用
 - 非自発的移転

- 先住民族や先住民コミュニティの影響
 - 既存のプロジェクト、提案のプロジェクト、予期される将来のプロジェクトの累積的影響
 - プロジェクトの設計、審査、実施における被影響者の参加
 - 環境的、社会的により良い代替案の実行可能性の考慮
 - 効率的な生産、分配及びエネルギーの利用
 - 汚染防止及び廃棄物の最少化、汚染管理(液体排出物と大気放出)および固体や化学物質の廃棄管理
4. 第三者専門家による環境管理計画の策定(カテゴリ A、一部 B)
 5. 被影響住民や先住民族との文化的に適切な方法による協議 / 環境アセスメントまた概要の現地語での公開 / カテゴリ A の環境アセスメントは独立専門家のレビュー対象にする
 6. 借入者の義務
 7. 融資者は、追加的モニタリングや報告について、必要な場合には独立環境専門家を雇用
 8. 借入者が環境社会の契約に遵守しない場合、採択金融機関は解決を模索する努力をし、遵守できるように借入者と協力する

2.2 民間銀行の動き

また、赤道原則を採択した金融機関のうち、赤道原則を補足、強化するために、独自の政策やガイドラインを策定している銀行もある。以下にシティグループ及びHSBCの事例を取り上げる。

(1) シティグループの融資政策～違法伐採対策を強化

シティグループは、世界 100 カ国以上に展開している世界有数のグローバルな金融機関である。個人、法人、政府及び団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス・消費者金融業務、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、金融商品やサービスを提供している。シティグループのブランドとしては、シティバンク、シティファイナンシャル、プライメリカ、スミス・バーニー、バナメックスが挙げられる。

同グループは、「環境社会リスク管理政策及び手続き」(Environmental and Social Risk Management Policies and Procedures: 以後 ESRM 政策)を 2003 年に策定した。ESRM 政策の核となる部分は、赤道原則及び IFC のセーフガードポリシーと共通している。

シティグループの取引は、その環境・社会リスクの規模に応じて、カテゴリ A、B、C に分類される。最も環境社会リスクが高いと判断される、カテゴリ A の場合、完全な環境影響評価(EIA)及び環境管理計画(EMP)及びその公開や協議が必要とされ、独立した専門家による EIA、EMP のレビュー、融資後のモニタリングと報告が必要となってくる(これは赤道原則や IFC のセーフガードポリシーに共通する)。児童労働や強制労働などを伴う操業は、最初から取引対象から外される。

また、シティグループは、ESRM 政策及び赤道原則に基づくレビューを行ったすべてのプロジェクト・ファイナンス案件の数や状況を把握できるようにしている。それによれば、2005 年において検討段階(グリーンライト段階)での ESRM 政策及び赤道原則によるレビュー及びアドバイスを受けたプロジェクト・ファイナンスの総数は 74 件であり、うちカテゴリ A 案件は 21 件である。同期間において資金供給された案件は 18 件である。

シティグループのプロジェクト・ファイナンスに対する ESRM 政策及び赤道原則の適用状況⁵⁵

ESRM のレビュー及びアドバイスを受けたプロジェクト・ファイナンス取引 < 検討段階 (グリーンライト段階) >		すでに資金供与決定されたプロジェクト・ファイナンス取引 (セクターごとの内訳)	
カテゴリ A	21	3	石油・ガス：2、金属・鉱山：1
カテゴリ B	38	10	石油・ガス：4、金属・鉱山：1 電力：2、インフラ：2、テレコム：1
カテゴリ C	15	5	インフラ：1、テレコム：4
合計	74	18	

シティグループは、ESRM 政策を 2006 年の 3 月に改定している。以下のように特に ESRM 政策の対象となる取引の範囲規定を強化している。

2006 年 3 月の改定によって強化された ESRM 政策の対象取引

- ・ プロジェクトの資本コストが 1,000 万米ドルを超えるすべてのプロジェクト・ファイナンス・ローン
 - ・ 輸出信用機関による融資を含む、売上金の使途が明確かつファシリティの金額が 5,000 万米ドル以上のコーポレート・ローン及び政府貸付
 - ・ 売上金の使途が明確かつファシリティの調達金額が 5,000 万米ドル以上の債務証券の募集または引き受け (公社債)
 - ・ **新**：プロジェクトの資本コストの推定額が 10 百万米ドル以上で、かつ売上金が将来的に特定のプロジェクトまたは投資に使用されることが明確であるプロジェクト・ファイナンス案件の財務アドバイザリーのマンデート。シティグループでは、赤道原則の内容、適用及び予定されているプロジェクトへの適用による利点について当グループの顧客に知らしめることに合意し、後に融資を申し込む際には同原則の要件を遵守する意思があることを示すよう要請することとする。
 - ・ **新**：売上金が特定のプロジェクトまたは資産に使用されることが明確で、シティグループが 5 百万ドルを超えることが確実な投資を行うような持ち分取引。
 - ・ **新**：売上金が特定のプロジェクトまたは資産に使用されることが明確で、シティグループが 5,000 万ドルを超える持ち分証券の市場での売出しの引受人となるような持ち分の引受け。
 - ・ **新**：売上金が特定のプロジェクトまたは投資に使用されることが明確で、証券の合計額が 5,000 万ドルを超える信用状、入札保証状及び契約履行保証状。
- (「新」は、今回の改定によって追加された対象取引)

シティグループの典型的なプロジェクト・ファイナンスのレビュー、承認、モニタリングの手続きを次頁に示す。

⁵⁵ Citigroup Citizenship Report 2005 より抜粋

シティグループの典型的なプロジェクト・ファイナンスのレビュー、承認、モニタリングのサイクル⁵⁶

顧客の行動	事業レビューの段階	ビジネス/取引	独立したリスク・レビュー及び承認
金融市場において、より有利な融資先を探す EIA 文書を作成または完成させる	ビジネス機会の特定	内部のレビュー、検討	
シティグループからの提案レターを受領・レビューする	グリーンライト（検討段階）/マーケティング段階	ESRM 政策に基づくカテゴリ分類の提案 グリーンライト承認（継続検討承認）に引き続き、シティグループからの提案レターを顧客に提出	独立リスク部門からの承認 ESRM ディレクターへの通知・協議 カテゴリ A 案件については、ESRM 専門家による承認
シティグループによる、環境社会面からの要求を含めた提案のレビュー及びクラリフィケーション シティグループからの提案の受諾または拒否	シティグループ提案の顧客との議論	初期クレジット承認またはグリーンライトの再承認の際に、再度、ESRM カテゴリ分類及び環境社会面での要求	
顧客は環境社会関連の文書を提出（EIA、EMP、協議記録など）	詳細審査プロセス	取引処理及び独立リスク部門が環境評価文書をレビュー	
コミットメントを受諾	承認及びコミットメント	事業が、ESRM 政策や赤道原則の要求も含め、内部のクレジット分析基準を満たしていること。 カテゴリ A の取引については、ESRM 専門家が、ESRM ディレクターと協議の上、承認を行う。	
最終的な融資条件の合意 融資文書へのサイン 最初の支払いの受領	融資契約 支払い	ESRM 政策や赤道原則に関するものも含めた貸付先行条件を必要に応じて設定 融資文書へのサイン	
合意された条項に沿って、モニタリング及び報告、環境管理の実施	継続的なモニタリングと監理		継続的なモニタリング及びコンプライアンス報告を、顧客及び/または独立専門家から受領、レビュー 顧客及び/または独立専門家と必要に応じて改善のために協働 重要なコンプライアンス違反が生じたときは、ESRM 専門家に知らされ、改善計画が策定される

シティ・グループは、ESRM 政策の策定に先立ち、赤道原則をより強化した環境政策を 2004 年 1 月に採択しており、これらは重要な自然生態系、違法伐採、生態学的に持続可能な気候変動に関する基準である。このうち、重要な自然生態系及び違法伐採に関する政策の概要は以下のとおりである。

⁵⁶ Citigroup Citizenship Report 2005 より抜粋

高度の注意区域 (High - Caution Zone)

重要な自然生息環境におけるプロジェクトまたは操業を行っている企業に対しては、事業者もしくは借入者が必要に応じ、当行が納得するように証明しない限り融資しない。以下の場合、支援対象から除外または条件付融資。

- 原生の熱帯雨林で使用される伐採機器の購買や商業伐採への融資
- 生態系の価値が高い森林地域での森林資源の不採取利用、軽度の利用、また保全の場合のみ融資
- 非森林地域(過去の植林地域を含む)及び著しく改変された森林土地におけるプランテーションにのみ融資。
- プロジェクト国で法律制定されたもしくは強制力のある法律に関連する国際環境協定に違反するプロジェクトには融資しない

違法伐採イニシアチブ

違法伐採が世界の森林の生態系、経済、人権に脅威を与えるという認識に立ち、地理的にリスクが高い地域における商業伐採や木材の一次加工などの分野における持続可能性確保のための要件を強化している。また、重要な自然生態系の著しい転換や劣化を伴うような取引は行わないとしている。その内容は以下の通りである。

対象：伐採または木材の一次加工（パルプ、紙、合板、製材など）及び森林資源の収穫・加工を行う顧客への融資（プロジェクト融資、アセット融資、企業に対する融資含む。金額による閾値は設けない）。この方針は、シティグループが、違法伐採を行っている顧客とは取引をしないことを目的とする。

リスク評価のプロセス：上記の分野において新しい取引を行う場合、シティグループは林産物リスク評価を行い、以下のように適切なリスク評価のための取るべきプロセスを決定する。また、この方針にしたがって、毎年レビューを実施する。

シティグループの違法伐採対処イニシアチブ

段階	リスク管理のための行動
ESRM 政策の適用(森林の伐採及び木材の加工)	毎年、ESRM により作成された質問状を使った顧客へのインタビューにより、方針を遵守しているか毎年レビューする。このプロセスは、顧客が地域及び国家の法規制を遵守しており、違法伐採に関わっていないことを確認するものである。
リスクの高い国における、商業伐採を行っている林産物関連の顧客（ Forest Products Obligors: FPO ）への適用（リスクの高い国リストは、世銀、WWF などのデータに基づき、シティグループが作成）	顧客は法律遵守が義務付けられ、シティグループと顧客との合意に基づき、3～5 年以内に、独立した認証を取得するための行動計画を提出する。融資関係を継続するためには、中間目標の設定が必要である。この行動計画の策定とモニタリングは、IFC のパフォーマンス基準に合致した形で、外部組織によって行われる。 ESRM のディレクターは、これらの取引について通知を

	受け、レビューを行う。
操業の合法性について重要な疑問が提起されている森林生産物関連の顧客の場合 (「重要な疑問」については、信頼できる第三者により証明されたものでなければならぬ。)	顧客は法律遵守が義務付けられ、シティグループと顧客との合意に基づき、3～5年以内にFSC認証の取得を達成しなければならない。融資関係を継続するためには、中間目標の設定が必要である。FSC認証取得に向けた行動計画の策定とモニタリングは、IFCのパフォーマンス基準に合致した形で、外部組織によって行われる。顧客がFSC認証取得に向けた行動計画の策定を断った場合は、シティグループは既存の関係性について考慮するためのアクションを開始する。
重要な自然生態系を、著しく転換し、劣化させるような操業	シティグループのESRM政策により、このような操業は取引から除外される。シティグループは、このような取引は行わない。

そのほか、持続可能な開発投資プログラムとして、持続可能な森林、再生可能エネルギー、水資源管理、廃棄物処理、クリーンテクノロジー及びエネルギー効率の4分野に焦点を当てたイニシアチブを設定している。

(2) HSBCの融資政策～環境社会リスクの高いセクターに個別ガイドラインを策定

HSBCグループは、76カ国に展開しており、その中核をなすHSBCホールディングスは英国ロンドンに本部を置く。HSBCは2003年9月、赤道原則を採択しているが、これに先立ち、2002年には「環境リスク基準」を策定し、その後、環境社会リスクが高いと考えられるセクターごとに「持続可能性ガイドライン」を策定している。2004年5月には、森林部門における持続可能性を促進するために「HSBC森林地/森林生産物・セクターガイドライン」をまず策定している。また、「淡水インフラストラクチャー・セクターガイドライン」を2005年5月、「化学産業・セクターガイドライン」を2005年8月に策定した。今後、エネルギー・セクター、鉱業・鉱山セクターにおけるガイドラインを作成する予定である。これらのセクターを選択したのは、環境社会リスクが高いという理由のほかに、HSBCが地球規模で取り組んでいくべき環境問題として、森林、水、気候変動、の3つを優先したという背景もある⁵⁷。

HSBCのプロジェクト・ファイナンスの多くは鉄道や道路プロジェクトなどの交通インフラやエネルギー・セクターである(例えば、中東、アジア、アメリカ、ヨーロッパのLNGのプロジェクト)。

HSBCは、代替エネルギーに対する融資について積極的に取り組み、輸送効率やエネルギー効率の向上、再生可能エネルギー、バイオマスなどについての融資を行っている(例えば、ニュージーランドにおける風力発電事業、オーストラリアにおける有機廃棄物のコンポスト化、インドにおけるバイオマス・コジェネレーション発電事業など)。

各セクターガイドラインの概要は下記の通りである。

⁵⁷ 2005年12月時点における聴き取りによる。

1) 森林地 / 森林生産物

対象：林業、木材・木材加工、木材取引、プランテーション（パルプ、木材、アブラヤシ、ゴム）及び森林地の転換を伴う産業活動

内容：IFC の林業に関するセーフガードポリシーを遵守すると同時に、とりわけまた、森林管理協議会(FSC)または同等の基準によって認証された森林管理をおこなっている顧客、貿易を優先することとしている。以下の場合には支援しないことを明記している。

- 原生熱帯湿潤林
- 保護価値の高い森林
- 違法伐採に関する現地および国内法に違法している伐採活動
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）に登録されている種が含まれる伐採活動
- 上記を供給源とした木材購買、貿易、加工をする企業
- 重要な自然生息環境を著しく改変、悪化させる場所でのプロジェクト

2) 淡水インフラストラクチャー

対象：企業向け融資その他の財政支援を含む、直接貸付またはプロジェクト・ファイナンスで、水資源開発や水関連サービス及びインフラストラクチャーの事業に関連するもの。

内容：HSBC のリスク基準及び赤道原則を適用すると同時に、ダム建設を伴う事業については、世界ダム委員会⁵⁸（WCD）の意思決定に関する枠組み⁵⁹に従う。

特に下記については、財務支援や財務アドバイザーなどは行わない。

- ・ WCD の枠組みに合致していないダム

⁵⁸ 世界ダム委員会（World Commission on Dams : WCD）は、大型ダム建設のもたらす大規模な環境・社会影響に対処するため、過去の経験のレビューとこれをもとにした国際的に受け入れ可能な枠組みの策定を目的に、世界銀行と国際自然保護連合（IUCN）によって1998年5月に設立された。委員会は、政府機関、NGO、ダム運用者、草の根市民運動、企業、学界、業界団体、コンサルタントなど大型ダムにおける幅広い利害関係者を代表する様々な立場をもつ12名のメンバーで構成され、以下の権限が与えられた。

- ・ 大型ダム開発の有効性の検討、水資源とエネルギー開発の代替案の調査
- ・ ダムの計画立案、設計、評価、建設、運用、モニタリングとダムの撤去のために、国際的に受け入れ可能な標準、基準、ガイドラインの作成

⁵⁹ WCD の最終報告書においては、意思決定のための下記のような7つの戦略プライオリティが提言されている。<http://www.dams.org/>

- ・ 公衆からの受容：ステークホルダーの特定及び意思決定への参加など
- ・ 総合的なオプション評価：水及びエネルギー開発のオプションの特定及び評価に当たって事業のニーズ及び目的が開かれた参加プロセスによって明らかにされていること / 評価オプションの中で、環境・社会的側面が技術的・経済的・財務的な要素と同じ重みを付与されていることなど
- ・ 既存のダムへの対処：総合的なモニタリングと評価及び長期的なパフォーマンス、便益、影響のレビュー / 大きな社会的な影響の特定及び評価 / オペレーションに当たっての合意など
- ・ 河川及び生活の維持：流域全体における生態系機能・価値・必要性の理解及びどのようにコミュニティの生計がこれらの依存及び影響しているかが意思決定にあたっては必要であるなど
- ・ 権利及び利益分配：権利とリスク評価に基づき負の影響を受けるステークホルダーを特定することなど
- ・ コンプライアンスの確保：資金援助者や請負者などのコンプライアンスを確保するための基準とガイドラインの採用及び独立した透明なレビューなど
- ・ 平和、開発、安全のための河川の共有：国際河川の対応など

- ・ 下記場所に立地しているまたは重要な影響を与える事業
 - 重要な自然生態系を著しく劣化させるまたは転換するもの
 - UNESCO の世界遺産サイト

3) 化学産業セクターガイドライン

対象：貸付及びその他財政支援、債務・株式市場における活動、プロジェクト・ファイナンス、アドバイザー・資産管理、農業用化学薬品及び石油化学、特殊化学品及びガス

内容：HSBC のリスク基準及び赤道原則、世界銀行及び IFC のガイドラインを適用すると同時に、下記に従事している企業に対しては財務支援や財務アドバイザーなどは行わない。

- ・ 化学兵器の生産
- ・ 残留性有機汚染物質（POPs）及び特定の有害農薬及び産業化学物質（ロッテルダム条約によって定義されている）の製造、貯蔵、輸送、

2004 年及び 2005 年に HSBC の取引のうち赤道原則の対象案件及びそのカテゴリ分類は下記の通りである。

2004 年、2005 年における赤道原則対象案件及びその内訳⁶⁰

	2004 年		2005 年	
	案件数	額（百万米ドル）	案件数	額（百万米ドル）
承認された取引	46	3,528	67	4,601
うちカテゴリ A	1	170	5	809
カテゴリ B	34	2,435	38	1,917
カテゴリ C	11	923	24	1,875
民間金融	29	2,091	39	1,995
輸出信用	13	997	21	2,075
民間・輸出信用併用	4	440	7	531
断った取引	12	n/a	7	n/a

実施体制⁶¹

HSBC は、自社の持続可能性戦略を全業務に反映させることを目的に、2005 年に「Group Sustainable Development」という部署を設けている。また、これとは別に、融資の際のリスクを判断するために、企業開発チーム（business development team）、リスク・マネージメント・チーム（risk management team）の 2 つのチームが関与している。実施アプローチは国ごとに異なるため、ガイドラインの実施の際には、地元の状況をも考慮することが必要となるため、主要な国において環境リスクチームを置き、これらが各国の環境リスク管理を実施する。各地域での環境リスク戦略の実施を担当する。世界中で 22 人のスタッフが環境リスクを担当しており、世界共通の基準と政策を各地域で実施しようとしている。

HSBC のスタッフが環境リスクについて確実に理解するためのトレーニングを重視しており、リスク・マネージメント・チームだけでなく、世界中すべてのプロジェクト融資チームのスタッ

⁶⁰ HSBC Corporate Social Responsibility Report 2005

⁶¹ 2005 年 12 月時点における聴き取り調査による。

フを対象にトレーニングを行っている。例えば、「森林地／森林生産物セクターガイドライン」に関するトレーニングのための会合を、クアラルンプールとイギリスで実施しており、3 回目をブラジルで開催予定である。これはWWF と熱帯林トラスト（TFT）の協力を得て行っている。

評価方法⁶²

事業の評価方法としては、セクターごとのチェックリストに、環境・社会問題に関する多くの質問が盛り込まれており、顧客から提供された情報などをもとにスコアが付けられる。また、環境・社会的リスクについて外部からのアドバイスを得るため、カテゴリ A のすべての案件およびカテゴリ B のプロジェクトの一部について、独立コンサルタントを雇用する。案件そのもののリスクのほかに、顧客の環境リスク管理等に関する能力評価も重視している。

（満田 夏花）

⁶² 2005 年 12 月時点における聴き取り調査による。

社会と環境の持続可能性に関する政策

2006年4月30日発効

第1節：この政策の目的

1．国際金融公社（以下IFC）は、資金を提供する新興市場諸国の民間セクタープロジェクトの前向きな開発成果を目指している。前向きな開発成果の重要な構成要素のひとつは、プロジェクトの社会と環境に関する持続可能性であり、IFCは、広範囲にわたる社会・環境面のパフォーマンス基準を適用することによって、これを達成することを期待する。

2．社会と環境の持続可能性に関する政策（以下、持続可能性政策）を通じて、IFCは、社会と環境の持続可能性へのコミットメントを実践する。この政策の第2節で説明するように、このコミットメントはIFCの使命と義務に基づくものである。このコミットメントを成果へと変えるのはIFCと顧客の尽力次第である。このコミットメントに沿って、IFCは、投融資案件をパフォーマンス基準に照らして審査する責任を含め、この政策の第3節に記載された行動を実施する。

3．パフォーマンス基準は以下で構成される：

- パフォーマンス基準1： 社会・環境評価および管理システム
- パフォーマンス基準2： 労働者と労働環境
- パフォーマンス基準3： 汚染防止および削減
- パフォーマンス基準4： 地域社会の保健および安全、治安
- パフォーマンス基準5： 用地取得と非自発的移転
- パフォーマンス基準6： 生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理
- パフォーマンス基準7： 先住民族
- パフォーマンス基準8： 文化遺産

4．これらのパフォーマンス基準は、IFCと顧客が成果に基づいたアプローチを通じて社会・環境成果を管理、向上させるために役立つ基本的な文書である。望まれる成果は、各パフォーマンス基準の目的に記載されており、続いてプロジェクトの性質や規模に適し、かつ社会・環境面のリスク（損害の可能性）や影響のレベルに応じた方法を通じて、顧客がこれらの成果を達成するのを支援するための具体的な要求事項を記載している。これらの要求事項の中核をなしているのは、労働者、地域社会および環境への悪影響を避け、回避が不可能な場合は、必要に応じて影響を軽減、緩和あるいは補償するための一貫したアプローチである。パフォーマンス基準は、顧客が事業の持続可能性を高めるための堅固な基盤を提供する。

5．パフォーマンス基準に合致する方法で社会・環境面のリスクや影響を管理すると同時に、IFCは、資金を提供するプロジェクトがパフォーマンス基準の要求事項に合致する方法で運営されることを確保するよう努める。結果として、IFCに提案されたプロジェクトの社会・環境審査は、プロジェクトへの資金提供を判断する際の重要な要素となる。この政策に従って、IFCは、行動と意思決定の予見可能性、透明性および説

明責任を高め、顧客が社会・環境面のリスクを管理し、パフォーマンスを改善するとともに、現場での前向きな開発成果を高めるよう助力する。

第2節：IFCのコミットメント

6. IFCの使命は、開発途上国での持続可能な民間セクター開発を促進し、貧困を削減し、人々の生活を向上させることである。IFCは、持続可能な民間投資を土台とする健全な経済成長が貧困削減に不可欠であると考えます。

7. この使命を果たすため、IFCは、社会・環境機会の追求は優良なビジネスに不可欠であるとの理解のもとに、顧客との協力関係の形成に努める。環境・社会面で責任あるビジネスは顧客の競争優位性を高め、また、全ての関係者のために価値を創造することができる。IFCは、このアプローチによって新興市場諸国への投融資の長期的収益性を促進し、IFCの開発マニフェストを履行するとともに、IFCに対する市民の信頼を強化することができると思います。

8. IFCの開発使命の中核をなすのは、人々や環境に「危害を与えない」方法で投資事業やアドバイザー・サービスを実行するための努力である。負の影響は可能であれば避けられるべきである。そしてこれらの影響が避けられない場合は、軽減、緩和されるか、もしくは適切に補償されるべきである。特にIFCは、経済開発のコストが貧しい人々や脆弱な人々に過度に降りかからないこと、また、環境が経済開発の過程で劣化しないこと、そして自然資源が効果的かつ持続的に管理されることを確保するよう努める。IFCは、顧客が直接影響を与える事柄について地元社会と定期的に関与することが、人々や環境への害を回避、あるいは軽減する上で重要であると考えます。IFCは、人権を尊重する上での民間セクターの役割や責任が、企業の社会的責任の重要な側面となってきたことを認識する。社会・環境面のリスクや機会に取り組む民間セクターの顧客を支援するためにIFCが策定したパフォーマンス基準は、これらの新たな役割や責任と一致したものである。

9. したがってIFCは、自らの資源の範囲内で、また戦略との整合性をはかりつつ、持続可能性に関するパフォーマンスを継続的に向上させることを目的として、経済、社会および環境へのリスクを特定し、それらに対処する持続可能なプロジェクトに投融資するよう努める。IFCは、持続可能な開発へのビジョンやコミットメントを共有し、プロジェクトの社会・環境面のリスク管理能力を高めることを希望し、またこの分野でのプロジェクトのパフォーマンスを改善しようとするビジネスパートナーを求めている。

第3節 IFCの役割と責任

10. IFCはその業務において、顧客がプロジェクトの社会・環境面のリスクや影響を管理することを期待する。顧客にはこれらのリスクや影響を評価するとともに、パフォーマンス基準の要求事項を満たすための措置をとることが求められる。パフォーマンス基準1に記述されているように、顧客がプロジェクト情報、協議、そして情報提供された上での参加を通じて影響を受ける地域社会に関与することが、社会・環境成果の重要な一部分である。

11. 顧客による評価を審査するための IFC の役割は、顧客がパフォーマンス基準に基づいて社会・環境面の影響を回避、最小化、あるいは緩和、補償するための対策を作り上げる支援をすること；プロジェクトに特有の情報を市民に公開するという IFC の制度上の要求事項が明確となるようプロジェクトを分類すること；顧客が社会・環境成果を向上させる機会を特定できるよう支援すること；IFC の投融資の全期間を通じて顧客の社会・環境面でのパフォーマンスを監視すること、などである。また、IFC は情報公開政策に従い、自らの活動および投融資活動に関する情報を公開する。IFC は環境・社会審査手続きを通じて、これらの手続きの要求事項を実施する。

12. 前述の一般的なアプローチは、株式投資を含む IFC による企業およびプロジェクトの両レベルでの直接投融資に適用される。金融仲介機関やアドバイザー業務を通じての投融資については、パフォーマンス基準を適用するための別個の手続きがある。(下記の 27 から 30 を参照) 異なるタイプの投資や業務を通じたこれらのパフォーマンス基準を適用するための IFC の内部手続きは、一連の「環境・社会審査手続き」の中で定められている。

社会・環境審査

全体的なアプローチ

13. プロジェクトへの資金提供が提案されるとき、IFC は、デュー・ディリジェンス（適正評価）の一環として環境・社会審査を実施する。プロジェクトの性質や規模にふさわしく、社会・環境面のリスクや影響のレベルに相応した審査が行なわれる。IFC は、IFC の投融資が検討されているあらゆる新規事業に対して、建設前、建設中もしくは操業段階においても審査を行なう。IFC のリスク管理の一環として、審査の範囲が顧客による他の事業へ及ぶこともある。他によって引き起こされたものを含め、プロジェクトに関連して著しい社会、または環境影響が生じた場合、IFC は顧客との連携により可能な改善策を決定する。

14. 社会・環境審査の効率と成果は、一部には IFC が関与するタイミングによる。プロジェクト設計の早い段階で IFC による関与がなされると、顧客はより効果的に具体的なリスク、影響および機会を見越して対処し、プロジェクトの全期間を通じてこれらを管理する能力を構築することができる。

15. 社会・環境審査は次の三つの重要な構成要素を含む。(i) 顧客が評価するプロジェクトの社会・環境面のリスクと影響；(ii) 社会・環境管理システムを含め、予期される影響を管理するための顧客のコミットメントと能力；(iii) プロジェクトのパフォーマンス基準遵守における第三者機関の役割。これらの各構成要素は、プロジェクトがパフォーマンス基準を満たしうるか否かを IFC が確認する上で有用である。地域社会に著しい悪影響をもたらしうるプロジェクトの場合、IFC はその地域社会の中でプロジェクトへの幅広い支持があるか否かを確認する（下記のパラグラフ 19 から 20 を参照）。IFC は顧客による社会・環境評価に基づいて審査を行なう。それらの評価がパフォーマンス基準 1 の要求事項を満たしていない場合、IFC は顧客に追加的な評価を求めるか、必要に応じて外部の専門家に評価を委託する。

16. IFC の社会・環境審査は、金融上および評判上のリスク評価を含む、IFC によるプロジェクトの全体的な評価に組み込まれている。また、IFC は投融資案件が受入国の開発に貢献することが期待できるか、また、経済・社会・環境の観点から関係する人々に広く恩恵をもたらすことが期待できるか否かを考慮する。

これらのコストと便益の比較検討を通して、IFC は、投融資案件に対する理論的根拠、およびプロジェクトに特有の条件を明確に述べる。これらの検討結果は、プロジェクトが承認のための審議に附される際に、IFC の理事会に提出される。

17 . IFC は、しかるべき期間を過ぎてもパフォーマンス基準を満たすことが期待されない新規事業への資金提供は行なわない。また、IFC が資金提供を行なわないタイプの活動がいくつか存在する。これらの活動は環境・社会審査手続きの除外リストに掲載されている。

プロジェクトの分類

18 . プロジェクトで予期される社会・環境への影響の審査の一環として、IFC は次のような目的で社会・環境分類システムを利用する。(i)顧客の社会・環境評価の結果として理解された影響の規模を反映する；(ii) 情報公開政策の第 12 節に従って、IFC の理事会がプロジェクトの審議を開始する前にプロジェクトに特有の情報を公開するという IFC の制度上の要求事項を明確にする。これらの分類は以下の通りである。

カテゴリ-A プロジェクト：社会・環境に対して多様で取り返しのつかない、もしくは前例のない著しい悪影響を与える可能性があるプロジェクト

カテゴリ-B プロジェクト：影響は数少なく、概して特定の地域でみられ、概ね修復可能で緩和策を通じて速やかに解決されるような限定的な社会・環境影響があるプロジェクト。

カテゴリ-C プロジェクト：特定の金融仲介機関(FI)を含め、社会・環境への悪影響は最低限、あるいは全くないプロジェクト

カテゴリ-FI プロジェクト：カテゴリ-C プロジェクトを除くすべての FI プロジェクト（下記のパラグラフ 27 から 29 を参照）

地域社会への関与および幅広い地域社会の支持

19 . 効果的な地域社会への関与は、地域社会へのリスクや影響を成功裏に管理する上で極めて重要である。IFC は、顧客がパフォーマンス基準を通じて、地域社会へのリスクや影響に応じた形で情報の公開、協議を行ない、情報を十分提供した上での住民参加を通じて地域社会に関与することを要求する。

20 . IFC は、民間セクターと連携し、影響を受ける地域社会が情報を提供された上で自由に事前の協議に参加することを確保するための地域社会関与のプロセスを実行する。このコミットメントに基づいて、情報を提供した上での自由な事前の協議のプロセスに関与することを顧客が要求される場合、IFC は、顧客がその関与のプロセスを記した文書を審査する。さらに IFC は、独自の調査を通じて、顧客の地域社会への関与が情報を提供した上での自由な事前の協議であり、影響を受ける地域住民が情報を提供された上で参加し、プロジェクトに対して影響を受ける地域社会の幅広い支持があることを確認した上で、当該プロジェクトを IFC の理事会に提出する。地域社会の幅広い支持とは、プロジェクトを支持する個人、または認められた代表者を通じて影響を受ける地域社会の集団的意見として表明されるものである。つまり、幾人かの個人や集団がプロジェクトに反対していても、地域社会全体としては幅広い支持があるとみなされる場合もある。プロジェクトに対して幅広い承認がえられた上で、IFC は、ポートフォリオ監督の一環として、顧客の地域社会への関与のプロセスを監視し続ける。

ガバナンスと情報公開におけるセクター特定の取り組み

21. 特に採掘産業およびインフラセクターにおいて、プロジェクトが社会全般に対してより広範囲な潜在的影響をもつ場合、IFC は、ガバナンスリスク管理の手段としてのガバナンスリスク評価および情報公開の重要性を認識する。したがって、適用される法的規制の下、IFC は、パフォーマンス基準 1 に定められた情報公開の要求事項に加え、プロジェクトに関連する情報の公開に関して、以下に示すようなセクター特定の取り組みを定めている。

採掘産業プロジェクト

22. 採掘産業プロジェクト（石油、ガスおよび鉱業プロジェクト）に IFC が投融資する際、IFC は、これらのプロジェクトから期待される便益に対するガバナンスリスクを評価する。大規模プロジェクトの場合（政府歳入の 10%以上の割合を占めることが予想されるもの）、リスクは適切に緩和されるべきである。より小規模のプロジェクトでは、プロジェクトから期待される純便益、およびガバナンスの弱さによるリスクが審査される。便益とリスクのバランスが受け入れられない場合、IFC はプロジェクトを支援しない。また、IFC は採掘産業から投資受入国政府が得る収入の透明性を促進する。加えて、IFC は以下の事柄を要求する。(i) 大規模な新規採掘産業プロジェクトでは、顧客が受入国へ支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益分配など）や、受入国政府契約(HGAs)や政府間協定(IGAs)などの社会的な関心事である主要な合意の関連事項を公開する；(ii)加えて、2007 年 1 月 1 日以降は、IFC が資金提供する全ての採掘産業プロジェクトの顧客は、これらのプロジェクトから受入国政府に対して支払われる支出を公表することが求められる。

インフラプロジェクト

23. 独占状況下で水道水、電気、都市ガス、電気通信などの必要不可欠なサービスを最終消費者へ供給するプロジェクトへ投融資する場合、IFC は、世帯が支払う使用料、料金調整の仕組み、サービス基準、投融資に係る履行義務、および進行中の政府からのあらゆる支援の形態やその範囲に関する情報を公開するよう奨励する。IFC がそれらの供給事業の民営化に資金を提供する場合、IFC は事業の免許収入や民営化による売却益の公表を奨励する。その際の情報公開は、(規制当局のような)担当政府機関もしくは顧客によって行なわれることがある。

第三者機関のパフォーマンス管理

24. パフォーマンス基準に沿って社会・環境成果を達成する顧客の能力が、第三者機関の活動に左右されることがある。第三者機関とは、(パフォーマンス基準 1 に定義されているように) 規制当局もしくは契約者としての政府機関の場合、プロジェクトに実質的に関与する元請け業者やサプライヤーの場合、もしくは関連施設の運営事業者の場合がある。

25. たとえその成果が第三者機関のパフォーマンス次第であったとしても、IFC は、資金提供するプロジェクトがパフォーマンス基準に合致した成果を達成することを確保するよう求める。ハイリスクの第三者機関の場合や、顧客が第三者機関の行動や態度に対して管理・影響力を発揮できる場合、IFC は、顧客に第三者機関と連携してパフォーマンス基準に合致する成果を達成することを求める。具体的な要求事項や選択肢は場合によって異なる。

プロジェクトモニタリング

26. 法的文書を交わし、IFCの資金が支出された後、IFCはポートフォリオ監督の一環として以下のような行動を実行し、投融資をモニタリングする。

- ・ IFCが合意した社会・環境面のパフォーマンスに対する定期的なモニタリング報告書の提出をプロジェクトに求める。
- ・ 社会・環境面のリスクや影響のある特定のプロジェクトの現場を踏査する。
- ・ 顧客がモニタリング報告書によって報告したプロジェクトのパフォーマンスを行動計画への顧客のコミットメントに照らして審査し、また関連がある場合は、顧客のパフォーマンス改善の機会を審査する。
- ・ プロジェクトの状況の変化が、社会・環境に悪影響を与える可能性がある場合、顧客と協力してそれらに対処する。
- ・ 顧客が行動計画やIFCとの法的合意文書に示された社会と環境へのコミットメントを満たせない場合、それらを遵守するために可能な限り顧客と協力し、遵守できない場合は、必要に応じて改善策をとる。
- ・ 顧客がパフォーマンスの社会、環境、あるいは資金面以外の側面に関する報告書、さらにパフォーマンス基準1で要求されている行動計画に関する報告を公表するよう奨励する。
- ・ プロジェクトがIFCの管理を離れた後も、顧客がパフォーマンス基準を満たし続けるよう奨励する。

金融仲介機関を通じた投融資

27. IFCは、持続可能な資本市場開発を支援することに専心し、また金融仲介機関(FIs)を通じて実施される重要な投融資プログラムを有する。このプログラムを通じて、IFCは、IFCによる直接の投融資を通じて可能となるものよりも規模の小さい企業の経済開発を支えるような国内資本市場を強化するための支援を行なう。IFCのFIの顧客は、プロジェクトファイナンス、大、中、小規模事業への融資、マイクロファイナンス、貿易金融、住宅金融、プライベート・エクイティへの投資など、それぞれ独自の社会・環境面のリスクの側面をもつ多様な活動に関わっている。

28. IFCは環境・社会審査手続きを通じてFIの顧客の事業を審査し、投融資の結果としてFIが社会・環境面のリスクにさらされる活動を特定する。IFCがFIの顧客に求める要求事項は、潜在的リスクのレベルに比例する。

- ・ 社会・環境面のリスクが最少、もしくは全くない事業でのFIはカテゴリーCとみなされ、具体的な要求事項を適用する必要はない。
- ・ その他全てのFIには除外リストを適用する。
- ・ 除外リストに加えて、長期コーポレートファイナンスもしくはプロジェクトファイナンスを提供されるFIの受け取り人には以下が要求される：
 - (i) 資金提供を受けた活動が限定的な社会・環境面のリスクを伴う場合は、国内法に従うこと；また
 - (ii) 資金提供を受けた活動が社会・環境面の著しいリスクを伴う場合は、パフォーマンス基準を適用すること

29. 投融資がIFCの要求事項を満たすことを確保するために、FIによる社会・環境管理システムの確立と維持が求められる。またIFCは管理システムに基づくFIのパフォーマンスを監視する。

アドバイザー・サービス

30. IFCは、大規模事業の民営化に関するアドバイスから小規模事業の草の根支援まで、幅広いアドバイザー・サービスを提供している。IFCは、これらのサービスのいくつかに直接資金提供しており、援助国が支援したファシリティからの資金を活用することもある。これらの援助国が支援したファシリティは、社会および環境の問題にどう対処するかを含め、それら独自の業務手続きを持っている。IFCが大規模投資プロジェクトのためのアドバイスを提供する際、国内法に加えてパフォーマンス基準が参考として利用される。IFCは除外リストに記載されている活動を支援するようなアドバイスは行わず、アドバイザー・サービスの利用者が社会および環境に良い慣行を実践するよう奨励する。

第4節：コンプライアンス・アドバイザー/オンブズマン

31. IFCは、影響を受ける地域社会の人々からのプロジェクトに対する不満や苦情に応えるための適切な仕組みや手続きを設け、運営することを顧客に要求することにより、プロジェクトに伴う社会および環境の問題に顧客が対処できるよう支援する。これらのプロジェクトレベルでの仕組みや手続きに加え、投資受入国において可能な行政の役割や法的な手続きも考慮されるべきである。それでもなお、IFCが資金提供するプロジェクトによって影響を受ける人々からの不満や苦情がプロジェクトレベルで、もしくは他に設けられた仕組みを通じて完全に解決されないこともある。

32. 説明責任の重要性を、またプロジェクトの影響を受ける人々の懸念や苦情が公平、客観的また建設的な方法で解消されるべきであることを認識し、IFCのプロジェクトによって影響を受ける個人や地域社会が独立した監督機関に対して申し立てを行なうことができるよう、コンプライアンス・アドバイザー/オンブズマン(CAO)を通じた仕組みが設置された。

33. CAOはIFCの執行部から独立した世界銀行グループ総裁直属の機関である。CAOはIFCが資金提供するプロジェクトによって影響を受ける人々からの苦情に応え、柔軟な問題解決アプローチを通して問題の解決を試み、プロジェクトの社会・環境成果を促進する。加えてCAOは、特に注意を要するプロジェクトに関係して、IFCの社会・環境面のパフォーマンスの監査を監視し、政策、ガイドライン、手順およびシステムの遵守を確保する。

34. CAOは、その権限の範囲内で、IFCが資金を提供したプロジェクトのあらゆる側面に関する苦情を受け付ける。個人、団体、地域住民、事業体、もしくはIFCが資金提供したプロジェクトによる社会あるいは環境影響を受けた、あるいは受けるおそれのある人々は苦情を申し立てることができる。苦情は書面にて下記の宛先に提出する必要がある。

Compliance Advisor/Ombudsman
International Finance Corporation
2121 Pennsylvania Avenue NW
Room F11K-232

Washington, DC 20433 USA

Tel: 1 202 458 1973

Fax: 1 202 522 7400

E-mail: cao-compliance@ifc.org

35. CAO は CAO の運用ガイドラインに提示されている基準に沿って苦情を受け付け、処理する。CAO の運用ガイドラインは CAO のウェブサイトですぐ入手可能である。

www.cao-ombudsman.org

第 5 節：政策実施のための資源

社会と環境の持続可能性のための IFC による顧客支援と資金プログラム

36. プロジェクトの資金提供と連動し、IFC は、組織内の能力を動員して、社会・環境面でのパフォーマンスを向上させるよう努める顧客や、特に中小企業を含め能力や資源に限りのある顧客に対して実践的支援を提供する。IFC は、必要に応じて持続可能性に関するプロジェクトや政策の問題に関して、国際金融機関や民間セクターと緊密に協力する用意もある。さらに、IFC が顧客の社会および環境に関する取り組みやプログラムを支援する資金を提供することもある。

顧客支援サービス

37. IFC は、顧客の能力や入手可能な資源の評価を条件として、社会・環境分野において顧客を支援し、能力構築および付加価値をもたらすためのサービスを提供する。これらのサービスには、中小規模の顧客による社会・環境評価への支援；社会・環境成果を高める機会を特定するための支援；顧客の要請に応じてプロジェクト特有の問題に関し、国内の環境保護機関や他の関係する地域、国内、地元の機関との協議；IFC のネットワークを利用した外部コンサルタントや専門家の動員；プロジェクトのパフォーマンスを向上させるためのグッドプラクティスに関するアドバイスなどが含まれる。

38. IFC は、社会・環境管理システムの採用とその一貫した適用を促進し、社会・環境面でのパフォーマンスを向上させるため、FI 顧客の研修に対して支援を提供する。研修には以下のプログラムが含まれる。(i) 顧客が直面する社会・環境面のリスクに対する意識向上；(ii) 顧客の事業にふさわしい社会・環境管理システムの確立；(iii) 例えば市場の把握や新規の金融商品を通じた、顧客がビジネス機会を特定するための支援。

社会および環境に関する取り組みに対する資金提供

39. IFC は、顧客による社会および環境に関する取り組みやプログラムを支援するための金融支援を行なうことがある。これには、顧客のパフォーマンス基準の要求事項を超えた社会・環境面でのパフォーマンスの向上；地域の環境への便益を促進する革新的なプロジェクトへの資金提供；生物多様性の保全を含むグローバルな環境便益のある革新的なプロジェクトへの支援；新興市場諸国での温室効果ガス排出削減プロジェクトからの炭素クレジットの購入、などが含まれる。

公共および民間セクター間の連絡役

40. 民間セクターに焦点を当てる世界銀行グループの一部門としての IFC は、その立場ゆえ、また民間セ

クターと国際金融機関の間の広範なネットワークを有しているため、公共および民間セクターの利害関係者間の連絡役として、新興市場諸国での持続可能な民間セクターへの資金提供に関して幅広い対話を促進することができる。IFC が連絡役として果たす役割は下記のようなものである。

- ・ 社会・環境分野における民間セクターのベストプラクティスの特定と普及
- ・ エクエーター原則、プライベート・エクイティ管理者や金融アナリストの関与を通じて、またその他の金融市場の仕組みを利用した途上国での持続可能な金融市場の促進
- ・ シンジケートローンや他の国際金融機関との共同プロジェクトにおいて、社会および環境に関する事柄における主幹事銀行の役割を果し、参加機関の間での緊密な調整と調和を促進
- ・ 国別の仕組み、あるいは国家政策やその施行の社会・環境的側面、およびモニタリングの問題に関する世界銀行との連絡および調整
- ・ 社会・環境面で重大な問題のある民間セクタープロジェクトに対し、必要に応じて戦略、地域別およびセクター別の環境評価における関係国際金融機関や国内機関と連絡
- ・ 民間セクタープロジェクトの社会・環境面での持続可能性を高めるため、国際連合のグローバルコンパクトなどの外部パートナーやイニシャティブとの連絡や調整
- ・ 提案されたプロジェクト活動の越境する影響によって、潜在的に影響を受ける国に対する正式な通知。当該プロジェクトが大気汚染、国際水路の汚染や水の遮断などの悪影響を引き起こす可能性があるか否かを関係国が判断するための支援

政策実施のための追加的な補助文書

4 1 . IFC は、新興市場諸国でのプロジェクトにおいて職員や顧客が社会と環境の持続可能性を達成するのを支援するため、パフォーマンス基準に加え下記のような政策、手続き、手引きおよびガイダンス資料を使用する。

- ・ IFC は、IFC の情報公開政策に従って組織的に情報公開を行なう。
- ・ 社会および環境の問題に対処するために異なるタイプの投融資やアドバイザー・サービスを通じて行なわれる IFC の内部手続きは、環境・社会審査手続きに示されている。
- ・ パフォーマンス基準に対応するガイダンスノートは、参考資料を含むパフォーマンス基準に示される要求事項、およびプロジェクトのパフォーマンスを改善するための持続可能な実践例に関する有用な手引きである。
- ・ パフォーマンス基準 3 に合致したセクターおよび産業の慣行やパフォーマンスのレベルに関するガイドラインは、IFC の環境・保健および安全に関するガイドラインに示されている。
- ・ グッドプラクティスノートやハンドブックは、グッドプラクティスの事例や参考情報を広めるものである。

これらの資料は以下の URL から入手可能

www.ifc.org/enviro

IFC の持続可能性に関する資料は以下の URL から入手可能

www.ifc.org/sustainability

IFC 社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準

パフォーマンス基準 1 社会・環境評価および管理システム

2006年4月30日 施行

序文

1. パフォーマンス基準 1 は、プロジェクトの全期間を通じて（評価や管理の対象となるいかなる企業活動においても）社会・環境面のパフォーマンスを管理することの重要性を強調している。効果的な社会・環境管理システムは、企業の経営陣が積極的に着手する、顧客、労働者、およびプロジェクトによって直接的に影響を受ける地元社会（影響を受ける地域社会）間の対話を伴う動的で継続的なプロセスである。このシステムは、「計画、実施、確認、そして行動」の確立されたビジネス管理プロセスの諸要素を利用して、プロジェクト開発の初期段階からの徹底的な社会・環境面の潜在的影響およびリスク評価を必要とする。そして継続的にこれらを緩和し、管理するための順序や整合性を提供する。プロジェクトの規模や性質に応じた良好な管理システムは、健全で持続可能な社会・環境面のパフォーマンスを促進するとともに、プロジェクトの資金、社会および環境面での成果を向上へと導くものである。

目的

- ・ プロジェクト影響地域での、社会・環境面への悪影響および有益な効果の両方を特定し、評価すること
- ・ 労働者、影響を受ける地域社会および環境への悪影響を回避すること。回避できない場合は最小化、緩和もしくは補償すること
- ・ 潜在的に影響を与える問題に関して、影響を受ける地域社会の適切な関与を確保すること
- ・ 管理システムを効果的に利用し、企業の社会・環境面のパフォーマンス向上を促進すること

適用の範囲

2. 本パフォーマンス基準は管理されるべき社会・環境面のリスクや影響のあるプロジェクトに、プロジェクト開発の初期段階および継続的に適用される。

要求事項

社会・環境管理システム

3. 顧客は、プロジェクトの性質や規模、また社会・環境面のリスクや影響のレベルに応じた社会・環境管理システムを設け、維持する。管理システムは、次の要素を含むこと。(i)社会・環境評価；(ii)管理プログラム；(iii)組織的な能力；(iv)トレーニング；(v)地域社会への関与；(vi)モニタリング；および(vii)報告

社会・環境評価

4. 顧客は、プロジェクトの潜在的な社会・環境面（労働、保健、安全を含む）のリスクや影響を総合的に考慮するための社会・環境評価のプロセスを実施する。評価プロセスは、正確なプロジェクトの記述や適切な社会および環境の基礎データを含む最新情報に基づく。評価では、パフォーマンス基準 2 から 8 で特定された問題、またそのようなリスクや影響を受ける人々を含め、プロジェクトに関連したあらゆる社会・環境面のリスクや影響を考慮する。国際法の下で投資受入国が義務を履行するための法律を含め、プロジェクトが運営される司法管轄区において適用される社会および環境に関する適用法や規則も考慮に入れる。

5. リスクや影響は、プロジェクト影響地域の状況に照らして分析される。この影響地域とは、必要に応じて：(i) 主要なプロジェクト地、および送電路、パイプライン、運河、トンネル、移転およびアクセス道路、土取場および廃棄場、建設キャンプを含め、(契約者を含む)顧客が開発・管理する関連施設；(ii) プロジェクトの一環として資金提供されない関連施設（政府など第三者機関や顧客によって別途資金が提供される場合がある）、あるいは実現の可能性や存在が専らプロジェクト次第である関連施設や、プロジェクト運営の成功のために必須である物品やサービスを提供する関連施設；(iii) そのプロジェクトの更なる開発計画による影響、既存のプロジェクトや状況による影響、もしくは社会・環境評価が行なわれた時期に現実的に明確となった他のプロジェクトに関係した開発による影響など、累積的影響を受ける可能性のある地域；そして(iv) 将来的に、あるいは別の場所で実施される可能性のあるプロジェクトによってもたらされる、現在計画されていなくとも予測される開発計画による潜在的影響のある地域を含む。プロジェクトがなくとも発生しうる、あるいはプロジェクトとは無関係の潜在的影響を受ける地域は影響地域の範疇に含まれない。

6. 建設前、建設、操業、撤去もしくは閉鎖を含むプロジェクトのサイクルの重要な段階においてもリスクと影響を分析する。この評価では関係する場合、顧客が第三者機関の行動に対してもつ管理・影響力に応じてこれらのリスクや影響に対処すべきであるとの認識に基づき、プロジェクトへのリスクの観点から、第三者機関（地方自治体、中央政府、契約者やサプライヤーなど）の役割や能力を考慮する。プロジェクトによって利用される資源が環境上注意を要する場合や、低賃金労働が供給品の競争要因である場合は、サプライチェーンに対する影響を考慮する。この評価では、大気汚染、国際水路の利用や汚染、また地球温暖化ガスの排出のようなグローバルな影響など、潜在的に越境する影響も考慮する。

7. 評価は、適任で経験を積んだ人々が、十分に正確かつ客観的に問題を評価・提示したものである。著しい悪影響があるプロジェクトあるいは、技術的に複雑な問題が絡むプロジェクトでは、顧客は、評価プロセスを支援するための外部専門家を雇用するよう要求されることがある。

8. プロジェクトの種類やそれがもたらすリスクや影響の性質および規模によって、評価は、完全な社会・環境評価による場合、限定的で集中的な社会・環境評価による場合、もしくは環境に配慮した立地、環境基準、設計基準、または建設基準の簡単な適用による場合がある。プロジェクトが既存の企業活動に絡む場合は、社会監査かつ/または環境監査を実施し、いかなる懸念分野も解決すべきである。評価すべき問題、リスク、影響の種類そして、影響を受ける地域社会への関与の範囲(パラグラフ 19 から 23 を参照)は、プロジェクトの性質、その規模や立地、開発の段階によって大幅に異なる。

る。

9 多様で、取り返しのつかない、もしくは前例のない著しい悪影響があるプロジェクトについては、包括的な社会・環境影響評価を行なう。この評価は、そのような影響の原因に対する技術的および資金的に実行可能な¹代替案の検討、提案された特定の行動を選択する理論的根拠の文書化を含む。

10 数が少なく、概してプロジェクト地に特有の影響であり、概ね修復可能で緩和策を通じて速やかに解決されるような限定的な影響のプロジェクトについては、より範囲の狭い評価が行なわれる。

11 悪影響が最低限、あるいは全くないプロジェクトについては、影響の特定を超えたさらなる評価は行なわれない。

12 評価の一環として、顧客は 貧しく脆弱な立場²にあるためにプロジェクトによって特異的にあるいは過度に影響を受ける個人や集団を特定する。その集団が貧しい、あるいは脆弱であることが確認された場合、顧客は、悪影響が過度に彼らにおよばないように、そして彼らが開発の恩恵や機会を共有する上で不利益にならないよう、異なった対策を提案し、実行する。

管理プログラム

13 社会・環境評価に関連した結論、および影響を受ける地域社会との協議の結果を考慮に入れ、顧客は、判明した社会・環境面のリスクや影響に対処するための緩和プログラム、パフォーマンス改善策および行動を設定し、管理する。(管理プログラム)

14 管理プログラムは、業務方針、手順および慣行の組み合わせからなる。プログラムは、顧客の組織を広く横断して適用される場合、もしくは特定のプロジェクト地、施設、および活動に対して適用される場合がある。特定された影響やリスクに対処するための対策や行動においては、技術的あるいは資金的に可能な限り、影響の最小化、緩和および補償よりも、影響の回避および防止が優先される。リスクや影響が回避あるいは防止できない場合は、プロジェクトが適用法や規則を遵守して運営され、パフォーマンス基準 1 から 8(パラグラフ 16 を参照)を満たすよう、緩和策や行動を特定する。このプログラムの詳細や複雑さのレベル、および特定された対策や行動の優先順位は、プロジェクトのリスクや影響に応じる。

15 このプログラムは、望まれる結果を、可能な範囲で測定可能な事象によって定義する。そのために、決められた期間で追跡することができるパフォーマンス指標、達成目標、あるいは受け入れ基準などの要素を定めるとともに、実施のために必要な資源と責任を見積る。プログラムは、プロジェクト開発と実施プロセスの動的な性質を認識しつつ、プロジェクトの状況変化、不測の事態、および

¹ 「技術的な実現の可能性」とは、気候、地形、人口統計、インフラ、治安、ガバナンス、能力や業務の信頼度などの現地の一般的な要素を考慮に入れ、提案された対策や行動が商業的に入手可能な技能、機材や材料で実施できるか否かに基づくものである。「資金的な実現の可能性」とは、このような対策や行動を採用する場合の増加コストをプロジェクトの投資、運営、維持コストと比較した相対振幅や、この増加コストが顧客のプロジェクトを実行不可能にするか否かを含む、商業上の考慮に基づく。

² この立場とは、個人や集団の人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国籍や社会的出身、財産、門地その他の身分などに由来する。顧客はこれらに加え、性別、民族、文化、疾病、身体的あるいは精神的な障害、貧困や経済的に不利な立場、特有の自然資源への依存などの要素も考慮しなければならない。

モニタリングの結果に適切に反応する。（パラグラフ 24 を参照）

行動計画

16．顧客は、プロジェクトが適用法および規則を遵守し、パフォーマンス基準 11 から 8 を満たすために必要な具体的緩和策および行動を特定する際、行動計画³を作成する。これらの対策や行動は、パラグラフ 21 の要求事項と合致して、社会・環境面のリスクや悪影響、またこれらに対処するために提案された緩和策や行動に関する協議の結果を反映する。行動計画は定期的な緩和策の概要記述から一連の具体的な計画まで幅広いものとなる。行動計画は：(i)一連の様々な緩和策もしくは取るべき是正行動を実施するために必要な行動を記述する；(ii)これらの行動の優先順位を決める；(iii)実施のためのスケジュールを含む；(iv)影響を受ける地域社会に対して公開される（パラグラフ 26）；そして(v)顧客の行動計画の実施に関する外部報告のための予定と仕組みを記述する。

組織的能力

17．顧客は、行動計画を含む管理プログラムを実施するための役割、責任および権限を明示する組織的機構を必要に応じて設立、維持、強化する。管理責任者を含む、明確な責任や権限を与えられた特定の人材を選任すべきである。主要な社会および環境への責任は、関係職員や組織の他の部分に十分明確にされ伝達されるべきである。効果的で継続的な社会・環境面のパフォーマンスを達成するために、十分な管理支援および人的・資金的資源が継続的に提供される。

トレーニング

18．顧客は、プロジェクトの社会・環境面のパフォーマンスに関連した活動に直接的な責任をもつ従業員や受託業者が、投資受入国の規制の枠組みやパフォーマンス基準の 1 から 8 の要求事項の最新知識を含め、仕事を実践するために必要な知識や技術を習得できるよう、トレーニングを提供する。トレーニングでは、行動計画や適切で効果的なやり方で行動項目を実践することを要求した方法を含めて、管理プログラムの下に要求される具体策や行動も扱う。

地域社会への関与

19．地域社会への関与は、顧客の情報公開を伴う継続的なプロセスである。地元社会がプロジェクトによって悪影響を受けるおそれがある場合、関与のプロセスは彼らとの協議を含む。地域社会への関与の目的は、これらの地域社会との建設的な関係を築き、長期にわたって維持することである。地域社会への関与の性質と頻度は、影響を受ける地域社会へのプロジェクトのリスクと悪影響を反映する。地域社会への関与は、外部の操作、干渉、強制、脅迫を受けず、時宜を得た、適切かつ理解可能で利用しやすい情報に基づいて実施される。

情報公開

20．プロジェクトに関連する情報の公開は、影響を受ける地域社会がプロジェクトのリスク、影響および機会を理解するのに役立つ。顧客が社会・環境評価を実施する際、顧客は評価書を公表する。地域社会が、プロジェクトからのリスクや悪影響を受けるおそれがある場合、顧客はこれらの地域社会に対しプロジェクトの目的、性質および規模、提案されたプロジェクト活動の期間、そしてそのよ

³ 例えば、移転に関する行動計画、生物多様性行動計画、有害物質管理計画、緊急事態準備対応計画、地域社会の保健と安全に関する計画、先住民族開発計画。

うな地域社会へのリスクや潜在的影響に関する情報へのアクセスが提供される。社会もしくは環境面での悪影響があるプロジェクトについては、情報公開は社会・環境評価の初期に行なわれなければならないが、いずれの場合もプロジェクト建設が始まる前に行なわれなければならない、また継続的に行なわれなければならない。（パラグラフ 26 参照）

協議

2 1 . 地域社会がプロジェクトからリスクや悪影響を被るおそれがある場合、顧客は協議プロセスを実行することによって、影響を受ける地域社会がプロジェクトのリスク、影響および緩和策に対する意見を表明する機会を提供し、顧客はそれを考慮し回答する。効果的な協議は次のようなものである。(i) 文書や計画の草案を含め、関連した十分な情報の事前公開に基づいている；(ii) 社会・環境評価プロセスの初期に開始される；(iii) 社会・環境面のリスクや悪影響、そして提案された対策とこれらを解決するための行動に焦点を当てる；そして(iv) リスクや影響が発生するごとに継続的に実施される。協議プロセスは参加型、かつ文化的に適切な方法で実施される。顧客は影響を受ける地域社会が選んだ言語、意思決定のプロセス、および不利な条件におかれた集団や脆弱な集団のニーズに協議プロセスを合わせる。

2 2 . 影響を受ける地域社会に著しい悪影響があるプロジェクトについては、協議プロセスは情報を提供した上での自由な事前の協議を確保し、情報を提供された上での参加を促進する。情報を提供された上での参加は、組織立った繰り返しの協議を必要とし、提案された緩和策、開発の利益や機会の共有、そして実施の問題のような事柄に関して直接影響を受ける地域社会の意見を意思決定に取り入れることにつながる。顧客はそのプロセス、特に影響を受ける地域社会へのリスクや悪影響を回避もしくは最小化するために取られる対策を文書化する。

苦情処理の仕組み

2 3 . 顧客はプロジェクトに関する地域社会の懸念に応える。影響を受ける地域社会への継続的なリスクや悪影響が予期される場合、顧客は、社会・環境面のパフォーマンスについての地域社会の懸念や苦情を受け付け、解決を促進する苦情処理の仕組みを設立する。苦情処理の仕組みは、プロジェクトのリスクや悪影響の規模に応じるべきである。その仕組みは、影響を受ける地域社会のあらゆる層の人々が無償で、報復を受けることなく、容易に利用することができ、文化的に適切、かつ理解可能で透明性のあるプロセスを用いて迅速に懸念を解消する。仕組みは司法や行政の救済へのアクセスを阻害するべきではない。顧客は地域社会への関与のプロセスの最中に影響を受ける地域社会にこの仕組みについて知らせる。

モニタリング

2 4 . 顧客は、管理システムの構成要素のひとつとして、管理プログラムの効果をモニタリングし、測定する手続きを作成する。パフォーマンスを追跡するための記録情報や関連の運用管理の確立に加えて、顧客は、検査や監査、関係する場合は望まれる結果に向けた遵守や進展を立証するための動的な仕組みを利用しなければならない。多様で取り返しのつかない、あるいは前例のない著しい影響のあるプロジェクトの場合、顧客はモニタリング情報を立証するのに適任の、経験を積んだ外部専門家を雇用する。モニタリングの範囲は、プロジェクトの要求事項やリスクおよび影響に比例しなければならない。モニタリングはパフォーマンスの経験とフィードバックによって調整される必要がある。

顧客はモニタリング結果を文書化し、修正管理プログラムの中の必要な是正および防止行動を特定し反映させる。顧客はこれらの是正および防止行動を実施し、効果を確保するためのこれらの行動をフォローする。

報告

内部報告

25. 顧客の組織の上層管理職は、体系的なデータ収集と分析に基づく管理プログラムの効果に対する評価を定期的に受け取る。そのような報告の範囲と頻度は、顧客の管理プログラムや他の適用プロジェクト要求事項に沿って特定、実施された活動の性質と規模による。

行動計画に関する外部報告

26. 顧客は、影響を受ける地域社会に行動計画を公表する。加えて顧客は、影響を受ける地域社会への継続的なリスクや影響を伴う問題、あるいは地域社会の懸念として特定された協議プロセスや、苦情処理の仕組みの問題に対する行動計画の実施状況を記述した報告を定期的に提供する。管理プログラムによって、影響を受ける地域社会が懸念する問題に対する行動計画に記載された緩和策や行動に重要な変更や追加が発生する場合、更新された緩和策や行動が公開される。これらの報告は影響を受ける地域社会が利用しやすい形式で準備される。報告の頻度は影響を受ける地域社会の懸念に応じるが、少なくとも1年に1度は行なわれる。

パフォーマンス基準 2 労働者と労働環境

2006年4月30日施行

序文

1. パフォーマンス基準2では、雇用創出と収入創出を通じた経済成長の追求は、労働者の基本権保護とのバランスを保つべきであると認めている。いかなるビジネスにとっても労働力は貴重な財産であり、また、労働者と経営者間の健全な関係は、企業の持続可能性にとって重要な構成要素である。労働者と経営者間の健全な関係を確立、育成できなければ、労働者の献身や定着の地盤を根元から削ぎ、プロジェクトを危険にさらしうる。逆に、労働者と経営者間の建設的な関係を通じ、また、労働者を公正に待遇し、安全かつ健全な労働条件を彼らに提供することによって、顧客は、作業効率や生産性の増進など、確実な利益を生み出すことができるだろう。

2. パフォーマンス基準で提示された要求事項の一部は、国際労働機関（ILO）や国際連合（UN）を通じて交渉された多くの国際条約に基づくものである。⁴

目的

- ・ 労働者と経営者間の関係を確立、維持、改善すること
- ・ 労働者の公正な待遇、無差別、均等な機会を促進し、当該国内の労働・雇用法を遵守すること
- ・ 児童労働、強制労働の問題に取り組むことで、労働者を保護すること
- ・ 安全かつ健全な労働条件を促進し、労働者の健康を保護、増進すること

適用の範囲

3. パフォーマンス基準の適用可能性は、社会・環境評価のプロセス期間中に確立される。一方で、本パフォーマンス基準の要求事項を満たすために必要な行動の実施は、顧客の社会・環境管理システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準1で概説されている。

4. パフォーマンス基準では終始、パラグラフ17で記述されている非従業員労働者の類と同様に、顧客の従業員に言及する際、「労働者」という用語を用いる。本パフォーマンス基準の適用は以下の

⁴ 以下の条約が含まれる。

国際労働機関（ILO）条約 第87号 結社の自由及び団結権保護条約

ILO条約 第98号 団結権及び団体交渉権条約

ILO条約 第29号 強制労働条約

ILO条約 第105号 強制労働の廃止に関する条約

ILO条約 第138号 最低年齢条約

ILO条約 第182号 最悪の形態の児童労働条約

ILO条約 第100号 同一報酬条約

ILO条約 第111号 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約

国際連合 子供の権利に関する条約 32条1項

とおり、労働者の種類によって異なる。

- ・ 従業員：パラグラフ 17 および 18 の要求事項を除き、本パフォーマンス基準のすべての要求事項を適用
- ・ 非従業員労働者：パラグラフ 17 の要求事項を適用

5 . サプライ・チェーン⁵の問題は、パラグラフ 18 で取り扱われる。

要求事項

労働条件と労働者との関係管理

人的資源政策

6 . 顧客は、その規模と労働力に応じて、本パフォーマンス基準の要求事項に一致する従業員の管理法を提示した人的資源政策を採用する。この政策の下、顧客は、労賃や手当に関連する権利も含め、当該国の労働・雇用法の下での彼らの権利に関する情報を従業員に提供する。この政策は、従業員にとって明白かつ理解できるものであり、雇用されるにあたり、各々の従業員が説明を受け、利用できるものであること。

労働関係

7 . 顧客は、顧客が直接契約するすべての従業員、労働者に対し、労賃およびいかなる手当でもそれを受ける権利を含めた労働条件および雇用条件について、文書で証明し、伝達する。

労働条件および雇用条件

8 . 顧客が労働者組織との団体交渉協約の当事者である場合、そのような協約が尊重される。そのような協約が存在しない、あるいは労働条件および雇用条件（労賃・手当、労働時間、残業規定、残業手当、病気・出産・長期休暇など）を扱っていない場合、顧客は、最低限、国内法を遵守した合理的な労働条件および雇用条件を規定する。

労働者組織

9 . 干渉されることなく、自らの選択で労働者組織を形成し、参加する労働者の権利、また、団体交渉を行なう労働者の権利が国内法で認められている国においては、顧客は国内法に従う。国内法で労働者組織が事実上制限されている場合、顧客は、労働者が苦情を述べ、労働条件および雇用条件に関連する権利を保護できるような代替手段を用意する。

10 . パラグラフ 9 で記述されているどちらの場合であっても、また、国内法で言及されていない場合であっても、顧客は、労働者が自らの選択で労働者組織を形成、あるいは参加すること、あるいは団体交渉を行なうことに反対しない。また、顧客は、そのような組織や団体交渉に参加した、あるいは参加しようとした労働者に対し、差別待遇や報復措置を講じない。顧客は、そのような労働者の代

⁵ サプライ・チェーンは、商品、あるいは、サービスのライフサイクルのために投入される労働および資材の両方を指す。

表者らと交渉を行なう。労働者組織は全従業員を公正に代表することが望まれる。

無差別および均等な機会

11．顧客は、仕事の本来の要求事項に関係しない個人的な特質を根拠に、雇用に関する決定を行わない。顧客は、均等な機会および公正な待遇を提供するという原則に基づき、雇用関係を築く。また、顧客は、新入社員の募集および雇用、報酬（労賃および手当を含む）、労働条件および雇用条件、トレーニングへの参加、昇進、雇用の満期あるいは退職、懲戒などを含めた雇用関係の側面について差別を行わない。国内法で雇用における無差別を規定している国においては、顧客は国内法に従う。国内法が雇用における無差別に言及していない場合は、顧客は本パフォーマンス基準を満たす。ある特定の仕事において過去に行なわれた差別や選別を救済するために、仕事の本来の要求事項に基づいてとられる特別な保護、あるいは援助措置は差別とみなされない。

雇用削減

12．雇用削減によって相当数の仕事の削減、あるいは相当数の従業員解雇が予測される場合、顧客は、雇用削減の悪影響を軽減するための計画を策定する。その計画は、無差別主義に基づくもので、また、顧客が従業員、その組織、また適切な場合には政府と行なう協議を反映したものであること。

苦情処理の仕組み

13．顧客は、労働者（また、存在する場合には労働者組織）が正当な仕事上の懸念をあげることができるよう、苦情処理の仕組みを用意する。顧客は雇用する際、労働者に苦情処理の仕組みについて知らせ、彼らとその仕組みを容易に利用できるようなはからう。苦情処理の仕組みは適切なレベルの経営陣を巻き込んだものであるべきであり、また、いかなる応報もない形で理解可能かつ透明性のあるプロセスを通じて当該関係者にフィードバックがなされるようなプロセスを利用しながら、早急に懸念を扱えるものであるべきである。苦情処理の仕組みは、法律の下、あるいは既存の調停手続きを通じて利用できる他の司法、あるいは行政上の救済手段の利用を、あるいは集団協約で規定された苦情処理の仕組みの代替手段の利用を妨げるべきではない。

労働者の保護

児童労働

14．顧客は、経済的にみて搾取的な形での児童雇用を、あるいは危険である、もしくは児童教育の妨げになる、すなわち児童の健康や肉体的・精神的・道徳的・社会的発達にとって有害となると思われるような形での児童雇用を行わない。国内法で未成年者の雇用について規定されている場合は、顧客は、顧客に適用できる当該法律に従う。18歳未満の児童を危険な労働に従事させてはならない。

強制労働

15．顧客は、強制労働者を雇用しない。強制労働とは自発的でなく、暴力や罰則の脅威の下、個人に強要されるいかなる労働やサービスのことをも指す。これは契約雇用労働、債務労働、あるいは、類似した請負契約の下での労働など、あらゆる種の非自発的、もしくは強制的労働を含む。

職業上の保健と安全

16．顧客は、物理学的、化学的、生物学的、放射線医学的な危険を含めた、顧客の仕事領域におけ

る特定セクターや特定部類の危険性に内在するリスクを考慮に入れつつ、労働者に安全かつ健康によい労働環境を提供する。顧客は、その措置が合理的に実行性のあるものである限り、危険要因を最小限にすることで、労働のために生じたり、労働に関連した、あるいは、労働をするうちに起こる事故、負傷、疾病を回避する措置を講じる。国際的な産業のグッドプラクティス⁶に一致する形で、顧客は、以下の領域を取り扱う。すなわち、特に生命に脅威をもたらすであろう、労働者への潜在的危険性の確認；危険な条件や物質の変更、代替、あるいは除去を含めた予防的かつ保護的措置の提供；労働者のトレーニング；職業上の偶発的事故、疾病、付随的事故に関する証拠文書の提出と報告；非常時の予防・心構え・対応準備などである。

非従業員労働者

17. 本パフォーマンス基準の用途上、「非従業員労働者」とは、(i) 顧客が直接契約を結んでいる労働者、もしくは請負人や他の仲介人を通じて契約を結んでいる労働者；(ii) 相当期間、顧客の産出物やサービスに必要な不可欠な中心的職務に直接関連した仕事を行なっている労働者のことを指す。顧客が非従業員労働者と直接契約を結ぶ際は、本パフォーマンス基準のパラグラフ 6、12、18 を除いた要求事項を適用する商業上合理的な努力をする。非従業員労働者を調達する請負人や他の仲介人については、顧客は、(i) これらの請負人や仲介人が評判が良く、かつ合法的な企業であることを確認し；(ii) これらの請負人や仲介人が本パフォーマンス基準のパラグラフ 6、12、13 を除いた要求事項を適用するよう要求するなど、商業上合理的な努力をする。

サプライ・チェーン

18. 低賃金労働が供給品の競争要因である場合には、サプライ・チェーンに関連した悪影響が考慮される。顧客は、上述したパラグラフ 14 および 15 に矛盾しないよう、サプライ・チェーンの中で、児童労働と強制労働について照会し、それらの問題に取り組む。

⁶ 世界的に同種、あるいは類似した環境の下で同様の仕事に従事している熟練した、かつ経験を積んだ職業人に当然期待されるであろう専門的技術、勤勉さ、思慮分別、洞察力の実践と定義される。

パフォーマンス基準3 汚染防止および削減

2006年4月30日施行

序文

パフォーマンス基準3では、地元、地域、そしてグローバルなレベルにおいて、産業活動の増進と都市化が人間や環境を脅かす大気・水質・土壌汚染を悪化させていることを認めている⁷。一方で、国際貿易と同様に、世界の多くの国において、公害防止および汚染対策のための技術や慣行が徐々に広まり、また、使用されるようになってきている。パフォーマンス基準3では、国際的に広まっている技術や慣行に沿って、プロジェクトにおける汚染対策・予防のアプローチを概説する。さらに、パフォーマンス基準3では、商業的に利用可能な技術や資源に依存しているプロジェクトに関して、民間セクターがこれらの技術や慣行を用いることが技術的にも経済的にも実行可能であり、費用対効果が高い場合には、民間セクターがこれらの技術や慣行を取り入れるよう奨励する。

目的

- ・ プロジェクト活動による公害を回避もしくは最小化することによって、人間の健康や環境への悪影響を回避または最小化すること
- ・ 気候変動の原因となるような物質の排出削減を促進すること

適用の範囲

本パフォーマンス基準の適用可能性は、社会・環境評価のプロセス期間中に確立される。一方で、本パフォーマンス基準の要求事項を満たすために必要な行動の実施は、顧客の社会・環境評価システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準1で概説されている。

要求事項

一般的要求事項

3. プロジェクトの設計・建設・操業・撤去（事業のライフサイクル）の期間中、顧客は、周囲の環境条件を考慮する。そして、経済的実行可能性や費用対効果を維持しつつ、人間の健康や環境への悪影響を回避するために最適な公害防止、および汚染対策のための技術や慣行を適用する。また、回避が不可能な場合には、それらの悪影響を最小化または軽減するために最適な技術や慣行を適用すること⁸。プロジェクトのライフサイクルの期間中に使用される事業特有の公害防止技術と汚染対策技術

⁷ 本パフォーマンス基準においては、固体、液体、もしくは気体の有害および非有害の汚染物質を「汚染」と呼ぶ。また、この「汚染」という言葉には臭気公害、騒音、振動、放射物、電磁エネルギー、光など潜在的に視覚に影響を与えるようなものも含む。

⁸ 「技術的実現の可能性」および「経済的実現の可能性」は、パフォーマンス基準1において定義した。「費用対効果」は排出削減をするための追加的なコストと比較した時の排出削減効果に基づくものである。

は、事業から発生する排出に関連した危険やリスクに適応させ、また、IFCの「環境・保健・安全に関するガイドライン(EHSガイドライン)」など、様々な国際的に認められた情報源に反映された、国際的な産業におけるグッドプラクティス⁹との整合性をはかること。

汚染防止、資源保護、エネルギーの効率性

4. 顧客は、汚染物質の放出を回避し、回避できない場合には、放出の密度もしくは負荷を最小化、もしくは抑制すること。これは、日常的、非日常的に、また不測の事態によって汚染物質が放出された結果として、地元、地域に、そして国境を越えて影響を及ぼす可能性がある場合に適用される¹⁰。さらに顧客は、クリーナー・プロダクションの原則に従って、資源保護とエネルギー効率対策を検討し、それを業務に取り入れるべきである。

廃棄物

5. 顧客は、有害廃棄物や非有害廃棄物の発生を、できる限り回避または最小化する。廃棄物の発生を回避はできないものの最小化できた場合、顧客は廃棄物を回収し、再利用する。それもできない場合には、顧客は環境に配慮した方法で処理、破壊および処分すること。発生した廃棄物が有害とみなされる場合には¹¹、顧客は有害廃棄物の越境移動に適用される制限を考慮しつつ、環境に配慮した形で処分するための商業上合理的な代替案を検討すること¹²。廃棄物の処分を第三者に委託する場合には、規制当局による認可を受けた、定評のある、合法の企業と契約すること。

有害物質

6. 顧客は、プロジェクト活動のための生産、輸送、取り扱い、貯蔵および使用によって発生する有害物質の排出を回避、または回避できない場合には最小化、もしくは抑制する。顧客は、生体への高度な毒性、残留性、生体内蓄積の可能性、潜在的にオゾン層を破壊する¹³などの理由で国際的に禁止されている、もしくは段階的廃止が決まっている化学物質や有害物質の製造、取引および使用を回避する。また、そのような化学物質や有害物質の代替として、より有害性の低い物質の使用を検討すること。

緊急事態の備えと対応

7. 顧客は、業務上のリスクや、それらのリスクがマイナスの結果をもたらすことを防ぐことができるように、予想外のプロセス、事故、非常事態への対応を準備しておくこと。この準備には、プロジェクトに伴う危険に関係する緊急事態に対し効果的に対応するためのトレーニング、資源、責任、伝達と指示、手続き、その他の事項、に関する計画が含まれていること。その他、緊急時への備えや対応に関する要求事項は、パフォーマンス基準4のパラグラフ12に記載されている。

⁹ 世界的に同様、あるいは類似した環境の下で同様の仕事に従事している熟練した、かつ経験を積んだ職業人に当然期待されるであろう専門的技術、勤勉さ、思慮分別、洞察力の実践と定義される。熟練した、かつ経験豊富な専門家は、プロジェクトに利用可能な公害防止技術や汚染対策技術の範囲を評価する際、経済的および技術的実現の可能性のレベルだけではなく、環境劣化の程度や環境同化能力のレベルをみるだろうが、その限りではない。

¹⁰ 有害物質の越境移動に関連して、長距離越境大気汚染条約で規定されている項目も含まれる。

¹¹ 現場の法律によって、もしくは、国際条約によって定められている。

¹² 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するパーゼル条約の目的と一致

¹³ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書一致。同様の配慮は、世界保健機構(WHO)の一部の農薬分類にも当てはまる。

技術指導

8. プロジェクトにおける公害防止技術や汚染対策技術を評価し、また選択する際、顧客は、EHS ガイドラインの最新版を参照する。これらのガイドラインには、通常受け入れられ、事業に適用されているパフォーマンスのレベルや対策が盛り込まれている。投資受入国の規制がEHS ガイドラインのレベルや対策と異なる場合には、顧客は、より厳しい方の規制を達成すること。ある特定の事業の状況において、より緩やかなレベルの規制および対策を採る方が適切な場合には、顧客は、代替案の正当性を完全かつ詳細に提示する。正当性を示す際、いかなる代替のパフォーマンスのレベルを選択した場合も、それがパフォーマンス基準の全ての要求事項に合致していることを示すこと。

環境配慮

9. 現存する環境条件¹⁴へのプロジェクトの影響に対応するため、顧客は、以下のことを実施する。
(i) 環境の同化能力¹⁵の有限性、現在および将来の土地利用、現存する環境条件、事業の環境影響を受けやすい地域や保護地域に近接しているか否かということ、不確定で取り返しのつかない結果をもたらすような累積的影響の可能性など、多くの要素を考慮する；(ii) 有害物質の排出を回避、それができない場合には、最小化もしくは軽減する戦略を促進すること。これには、既に劣化してしまった土地においてプロジェクトが大規模な排出源となりうる場合の、現在の環境条件の改善に向けた戦略も含まれる。これらの戦略には、プロジェクトの代替立地案の評価や排出物の相殺が含まれるが、その限りではない。

温室効果ガスの排出

10. 顧客は、プロジェクトの操業とその影響の性質や規模に合わせて、プロジェクトに関連する温室効果ガス排出量の削減を促進すること。

11. 大量の温室効果ガス¹⁶を排出している、または排出することが予想されるプロジェクトの開発または操業期間中、顧客は、実際に所有もしくは管理している操業地内での設備からの直接的な排出、また、操業地外での動力使用による、間接的な排出を定量化すること。温室効果ガスの定量化とモニタリングは国際的に認められた方法に従い、年に一回実施されること¹⁷。さらに、プロジェクトの設計や操業の期間中、プロジェクトによる温室効果ガスの排出を削減もしくは相殺するために、顧客は、技術的かつ経済的に実行可能で費用対効果の高い選択肢を評価すること。これらの選択肢には、カーボン・ファイナンス、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの使用、プロジェクトの設計変更、排出の相殺や、漏洩排出物や随伴ガスの燃焼の削減などの影響緩和策が含まれるが、その限りではない。

農薬の使用と管理

14 例えば、大気、地表水、地下水、土壌。

15 人間の健康と環境への負荷を許容限界内に抑えつつ、増加する有害物質の負荷を吸収するための環境のキャパシティ。

16 プロジェクトが温室効果ガスをどれだけ排出するかは、産業セクターによって異なる。本パフォーマンス基準では、消費のために購入した電力と関連した直接的、間接的発生源からの排出を合わせた年間の総排出基準を Co2 換算で 100,000 トンと定めている。この基準もしくは、これに類似した基準は、排出削減と排出削減に関する意識向上を助けるため、エネルギー、輸送、重工業、農業、森林、廃棄物管理部門などのセクターや活動に適用される。

17 見積もり方法は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、様々な国際機関や投資受入国の担当政府機関によって提供される。

12．害虫防除活動にあたっては、顧客は、総合的有害生物管理（IPM）および/もしくは、総合的ベクター管理（IVM）のアプローチを策定し、それを実施すること。顧客のIPMおよびIVMのプログラムでは、文化的慣行、生物学的方法、遺伝学的方法、そして許容限度を超える害虫被害を防ぐための最終手段として化学物質を使った方法など、現存する害虫防除方法の他、害虫と環境に関する両方の情報を適切に考慮して利用することが必要である。

13．害虫の防除に農薬を使用する場合、顧客は、人間への毒性が低く、標的とする種に対して効果的に働き、標的以外の種や環境への影響が最小限に抑えられるような農薬を選ぶ。顧客は、農薬が安全な容器に入っているか、安全で適切な使用のためのラベル表示があるか、また規制当局が現在認可している事業者によって製造されたものか否かなどの情報に基づいて農薬を選択すること。

14．顧客は、害虫の天敵への被害を最小化し、害虫が抵抗力をつけるのを防ぐような農薬の使用体制を計画する。さらに国連食糧農業機関による農薬の流通および使用に関する国際行動規範、その他の国際産業におけるグッドプラクティスに従って農薬を取り扱い、貯蔵、使用、処分すること。

15．顧客は、世界保健機関が勧告する農薬の区分において危険分類1a（極度に危険）や1b（非常に危険）、もしくは分類2（適度に危険）に当てはまる製品を使用しない。投資受入国においてこれらの化学物質の使用や流通に関する規制がなかったとしても、あるいはこれらの化学物質を適切に取り扱い、貯蔵、使用および処分するための適切なトレーニング、装備、設備なしに従業員が使用できてしまうような場合でも同様である。

パフォーマンス基準4 地域社会の保健、安全および治安

2006年4月30日施行

序文

1. パフォーマンス基準4では、プロジェクト活動、設備およびインフラが、雇用の創出、サービス、経済発展の機会などの便益を地域社会にもたらすことを認めている。しかしながら、地域社会が、プロジェクトによる設備関連の事故、構造上の欠陥、有害物質の放出などのリスクや影響を被る可能性が高くなることもある。また、プロジェクトによる自然資源への影響、疾病のおそれ、あるいは事業者が雇用する保安要員らによって影響を受けることもあるだろう。本パフォーマンス基準では、人々の健康と安全を促進するのは公共機関の役割であることを認識しつつも、プロジェクト活動によって地域社会が受ける健康および安全上のリスクや影響を回避、または最小化する顧客の責任についても扱う。紛争地域または紛争終結地域で実施されるプロジェクトでは、ここで記述するようなリスクや影響は、他の地域よりも大きくなるだろう。

目的

- ・ 日常的・非日常的状況でのプロジェクト・ライフサイクルにおいて、地域社会の健康や安全へのリスクや影響を回避、または最小化すること
- ・ 職員および財産の保護が、地域社会の安全や治安へのリスクを回避、または最小化する正当な方法によって実施されることを確保すること

適用の範囲

2. 本パフォーマンス基準の適用可能性は、社会・環境評価のプロセス期間中に確立される。本パフォーマンス基準の要求事項を満たすために必要な行動の実施は、顧客の社会・環境管理システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準1で概説されている。

3. 本パフォーマンス基準では、プロジェクト活動によって影響を受ける地域社会への潜在的リスクや影響について扱う。職業上の保健と安全に関する基準は、パフォーマンス基準2のパラグラフ16で、公害による人の健康と環境への影響を予防するための環境基準は、パフォーマンス基準3で概説されている。

要求事項

地域社会の保健と安全に関する要求事項

一般的要求事項

4．顧客は、プロジェクトの設計、建設、操業および撤去の期間中、影響を受ける地域社会の健康と安全へのリスクと影響を評価し、特定されたリスクと影響に相応した予防措置を確立すること。これらの対策を講じる際、リスクと影響の最小化と軽減よりも、その予防、または回避を優先すること。

5．プロジェクトが、影響を受ける地域社会の健康と安全に悪影響やリスクをもたらす場合、影響を受ける地域社会や関係政府機関がこれらのリスクや悪影響を理解できるよう、顧客は、行動計画や事業に関連するその他情報を公開すること。また、パフォーマンス基準1の要求事項に従い、影響を受ける地域社会および関係政府機関に継続的に関与すること。

インフラと設備の安全

6．顧客は、プロジェクトの構造的要素、あるいは構造用部品を、国際的な産業のグッドプラクティス¹⁸に従って、設計、建設、操業および撤去すること。また、影響を受ける地域社会が自然災害によって被害を受ける可能性がある場合、特に構造的要素が地域社会の人々に近接して設置されている場合や、それらの故障や損壊が地域社会の人々に危害を及ぼすおそれがある場合は、特に配慮が必要となる。構造的要素は、適任で経験を積んだ専門家が設計、建設し、所管官庁もしくは専門家が認定、あるいは承認をすること。ダム、鉱さいダム、灰沈殿池などの構造的要素や構造用部品がリスクの高い場所にある場合や、それらの故障や誤作動が地域社会の安全を脅かすおそれのある場合には、顧客は、プロジェクトの設計責任者や建設責任者とは別に、同様のプロジェクトにおける類似経験があり、適任で定評のある専門家を一名ないし複数名雇い、プロジェクト開発の出来るだけ早い段階で、設計、建設および操業の期間中を通してレビューを実施すること。公共道路やその他のインフラにおいて可動式装置を操作するようなプロジェクトにおいては、顧客は、その装置の操作によるトラブルや事故の予防に努めること。

有害物質の安全管理

7．顧客は、地域社会がプロジェクトによって発生しうる有害物質にさらされる可能性を予防、または最小化する。地域社会（労働者やその家族も含む）が特に生命が脅かされるような有害物質などの危険にさらされる可能性がある場合、顧客は、それを回避、または最小化するための特別な配慮をもって、危険をもたらす条件や物質を一部変更するか、他のもので代用するか、もしくは除去すること。現存するプロジェクトのインフラ、あるいはプロジェクト要素の一部に有害物質が使用されている場合、それらを撤去する際には、顧客は、地域社会が危険にさらされないよう、特別な配慮をすること。さらに、商業的に合理的な範囲で、原材料の移送、廃棄物の輸送や処理における安全管理に努めるとともに、パフォーマンス基準3のパラグラフ6、12、15で概説されている要求事項に従って、農薬による地域社会への影響を回避、もしくは管理するための対策を実施すること。

環境および自然資源の問題

8．顧客は、プロジェクト活動に関わる土地利用の変化による地すべり、もしくは洪水のような自然災害による影響の悪化を回避、または最小化すること。

9．顧客は、プロジェクト活動が、影響を受ける地域社会が利用している土壌、水、その他の自然資

¹⁸ 世界的に同種、あるいは類似した環境の下で同様の仕事に従事している熟練した、かつ経験を積んだ職業人に当然期待されるであろう技術、勤勉さ、思慮分別、洞察力の実践と定義される。

源に与える悪影響を回避、または最小化すること。

疾病にさらされる地域社会

10．顧客は、プロジェクト活動によって生じる飲料水を媒介とする疾病、水因性の疾病、ベクター媒介病、その他の伝染病に地域社会がさらされる可能性を予防、または最小限に抑えること。プロジェクト影響地域の地域社会において特定の疾病が蔓延している場合、顧客がプロジェクトのライフサイクルを通じてその発生の抑制に貢献するため、環境条件を向上させる機会を模索するよう奨励する。

11．顧客は、プロジェクトに常時または一時的に雇用される労働者の流入がもたらしうる伝染病の感染を予防、または最小限に抑えること。

緊急時の備えと対応

12．顧客は、プロジェクト活動による潜在的リスクと影響を評価し、影響を受ける地域社会に対し、重大な危険の可能性について、文化的に適切な方法で知らせる。特に、緊急事態の対応で地域社会や地方行政機関の参加や協力が必要な場合には、顧客は、地域社会や地方行政機関を支援し、また協力すること。地方行政機関が緊急事態に効果的に対応する能力をほとんど、もしくは全く持ち合わせていない場合、顧客は、プロジェクトに関連する緊急事態に積極的に備え、対応する役割を果たす。顧客は、緊急時の備え、対応、そのための資源および責任を文書化し、影響を受ける地域社会と関係政府機関に対し、行動計画その他の関連文書に記される適切な情報を公開すること。

保安要員に関する要求事項

13．顧客がその従業員と財産を保護するための要員を直接、または契約によって雇用する場合、顧客は保安業務が操業地内外の人々にもたらすリスクを評価する。保安体制に関しては、顧客は、比例原則、雇用、行動規則、トレーニング、保安要員の装備や監督に関する国際的なグッドプラクティス、および適用法などを指針とする。顧客は、保安要員として配置される者が過去に虐待や職権乱用などに関与していないことを確認するための合理的な調査を行なう。また、保安要員に対しては、力の行使（必要な場合は銃器の使用）や、労働者や地元社会との接し方について十分なトレーニングを行ない、適用法の範囲内での行動を義務づける。脅威の性質や程度に応じて、予防、もしくは防御のために使われる場合を除き、顧客は、いかなる力の行使も容認しない。苦情処理の仕組みは、影響を受ける地域社会が保安体制と保安要員の行動に対する懸念を表明できるものにすべきである。

14．顧客の保安のために政府の職員が配置される場合、顧客は、そのリスクを評価し、パラグラフ13に従って行動するよう保安要員に伝える。また、関係公共機関に対して、最も懸念されている事項に関しては、顧客の設備を守るための保安体制について、一般に情報公開するよう奨励すること。

15．保安要員の不法行為や虐待的行為に関する申し立てがあった場合、顧客は信憑性のある全ての主張に関して調査すること。また、再発防止の措置を講じ（または適切な関係者が措置を講じるよう要請し）、必要な場合には不法行為、虐待や職権乱用などの行為を、関係公共機関に通報すること。

パフォーマンス基準 5 用地取得と非自発的移転

2006年4月30日施行

序文

1. 非自発的移転は、プロジェクトに関連した土地取得の結果起こる物理的移転（住居の移転、あるいは喪失）、および経済的移転（収入源や生計手段の喪失につながる資産の喪失や資産の利用不能状態）の両方を指す¹⁹。影響を受ける個人や地域社会が、用地取得を拒否する権利を有さず、その結果、移転が生じる場合、移転は非自発的なものとみなされる。こうしたケースは以下の場合に生じる。(i) 土地収用権に基づいて、法律で認められた土地取得、あるいは土地利用制限を課す場合²⁰；(ii) 売手との交渉が失敗に終わった場合に、買手が土地収用権を行使することができる、あるいは土地利用に対して法的制限を課すことができるよう、交渉による解決が図られる場合。

2. 適切に管理されない限り、非自発的移転は、影響を受ける人々や地域社会に対して長期にわたる苦難や貧困をもたらす可能性があると同時に、移転先の場所に対する環境被害や社会的圧力の原因ともなりうる。こうした理由から、非自発的移転は回避されるべきであり、少なくとも最小化されるべきである。しかしながら、非自発的移転を回避できない場合には、移転させられる人々、および受入側の地域社会²¹への悪影響を緩和する適切な措置が、注意深く計画され、実施されるべきである。顧客が移転の活動に直接関わることによって、移転の影響を受ける人々の生計手段を改善する革新的な取り組みがなされるとともに、そうした活動の費用効果や効率が向上したり、適切な時期に実施されるなどの効果ももたらされることを、過去の経験が示している。

3. 交渉による解決は、土地収用を回避し、公権力を行使して住民を強制的に移転させる必要性をなくするのに役立つ。交渉による解決は、通常、影響を受ける人々や地域社会に対して、公正かつ適切な補償、もしくはその他の報奨や手当を提供し、また情報と交渉力における不均衡のリスクを緩和することで達成されうる。顧客は、売手の合意なしに土地利用を可能にする法的手段を有していたとしても、可能な限り交渉による解決を通じて土地権利を取得するよう奨励される。

目的

- ・ 代替のプロジェクト計画案を検討することで、可能な限り非自発的移転を回避、ないし少なくとも最小化すること。
- ・ 以下の措置をとることで、土地取得が引き起こす、もしくは影響を受ける人々の土地利用に対する制限が引き起こす社会的・経済的悪影響を緩和すること。(i) 資産の喪失を十分に補填できる費用をもって補償する；(ii)適切な情報公開、協議、また情報を提供された上での影響を受ける人々の参加を通じて、移転の活動が実施されるよう確保する。
- ・ 移転させられる人々の生計手段、および生活水準を改善、ないし少なくとも回復すること。

19 土地取得は、資産の完全購入および私有地内の通行権などのような利用権の購入の両方を含む。

20 そのような制限には、法律で自然保護地域に指定されている場所の利用制限が含まれるであろう。

21 受入側の地域社会とは、移転させられる人々を迎え入れるあらゆる地域社会のことを指す。

- ・ 再定住地の不動産保有権²²の保障とともに、十分な住宅を提供することを通じて、移転させられる人々の生活条件を改善すること。

適用の範囲

4. 本パフォーマンス基準の適用可能性は、社会環境評価のプロセスの期間中に確立される。一方で、本パフォーマンス基準の要求事項を満たすのに必要な行動の実施は、顧客の社会環境管理システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準 1 で概説されている。

5. 本パフォーマンス基準は、以下のタイプの土地取引によって起こる物理的、あるいは経済的移転に適用される。

- ・ タイプ I： 土地収用、もしくは、その他の強制手続きを通じて取得される民間セクタープロジェクトを目的とした土地権利
- ・ タイプ II： 交渉²³の失敗に伴い、土地取得やその他の強制手続きが結果として生じうる場合に、当該国の法律で認められている、もしくは認められうる慣習的な、あるいは伝統的な土地の権利も含む、土地所有者や土地の法的権利を有する人々との交渉による解決を通じて取得される民間セクタープロジェクトを目的とした土地権利

移転させられる人々が占拠している土地の権利や要求権が法律で認められない場合、下述のパラグラフ 18、およびパラグラフ 20 の一部が適用される。

6. 本パフォーマンス基準は、自発的な土地取引の結果生じる移転には適用されない。(例えば、交渉が失敗した場合に、売手が売ることを強要されず、買手が最終的に土地取得やその他の強制手続きによることができない市場取引など)土地取得とは別のプロジェクト活動(例えば資産や資源の利用権の喪失、あるいは土地利用の制限など)によって、経済、社会、もしくは環境に悪影響が及ぶ場合、そのような影響は、パフォーマンス基準 1 に記した社会・環境評価の手続きを通じて回避、最小化、緩和、あるいは補償される。こうした影響がプロジェクトのいかなる段階であっても、著しく負荷の大きいものになった場合には、初期の土地取得が関連していない場合であっても、顧客は、パフォーマンス基準 5 の要求事項の適用を検討すべきである。

要求事項

一般的要求事項

プロジェクト計画

²² 不動産保有権の保障によって、移転させられた人々が強制立ち退きから保護される場合には、再定住地でそうした保障が提供される。

²³ こうした交渉は、土地を取得する民間セクターの会社によって、もしくは、そうした会社の代理人によって実行されうる。土地権が政府によって取得される民間セクタープロジェクトの場合には、交渉は政府によって、もしくは政府の代理人の民間会社によって実行されるであろう。

7. 顧客は、環境・社会・財政コストや便益とのバランスをとりつつ、物理的・経済的移転を回避、ないし少なくとも最小化するための実行可能な代替のプロジェクト計画を検討する。

移転させられる人々に対する補償および手当

8. 移転が回避できない場合、顧客は、移転させられる人々、および地域社会に対し、十分に補填できる費用その他の補助²⁴をもって資産の喪失に対する補償を行ない、本パフォーマンス基準で規定されているように、彼らの生活水準、もしくは生計手段の改善、ないし少なくとも回復を支援する。補償の水準は、透明性が保たれ、かつ一つのプロジェクト内で首尾一貫したものである。移転させられる人々の生計手段が土地に依拠したものである場合、あるいは土地が集団所有されている場合、可能であれば²⁵、顧客は、土地に依拠した補償を提供する。顧客は、移転させられる人々と地域社会に対し、プロジェクトから適切な開発便益を得ることができるような機会を提供する。

協議

9. 顧客は、移転に関連した意思決定のプロセスにおいて、あらゆる関連情報の公開を行ないながら、影響を受ける人々、および受け入れ側の地域社会を含む地域社会との協議を行ない、また情報を提供された上での彼らの参加を促進する。協議は、本パフォーマンス基準の目的に一致する成果を達成するために、補償支払いと移転の実施、モニタリング、および評価の期間中を通して継続される。

苦情処理の仕組み

10. 顧客は、補償および移転に関する具体的な懸念を受理し、それに対処するため、公平な方法による紛争解決を企図した依頼の仕組みを含め、パフォーマンス基準 1 に一致する形で、苦情処理の仕組みを確立する。

移転計画の立案と実施

11. 非自発的移転が回避できない場合、顧客は、適切な社会経済の基礎データを用いた調査を実施し、プロジェクトによる移転者の特定、補償および補助を受ける資格のある移転者の決定、また、こうした手当を受ける資格のない人々の流入の防止を行なう。受入側の政府の手続きがない場合には、顧客が適格者確定のための打ち切り日を設定する。打ち切り日に関する情報は、十分に文書化され、プロジェクト地域全体に周知される。

12. タイプ I の取引の場合（土地収用権の行使を通じた土地権利の取得）、もしくは物理的移転者を伴うタイプ II の取引の場合（交渉による解決）、顧客は、影響を受ける住民数にかかわらず、最低限、本パフォーマンス基準の適用可能な要求事項を網羅した社会・環境評価に基づいて、移転に関する行動計画、もしくは移転に関する枠組みを策定する。行動計画や枠組みは、移転による負の影響を緩和し、開発機会の特定をし、また、あらゆる範疇の影響を受ける人々（受入側の地域社会も含む）の適格性を立証するために、貧困層や脆弱な人々（パフォーマンス基準 1 のパラグラフ 12 を参照）のニーズに特別な配慮を払いながら立案される。顧客は、補償措置、および移転活動と同様に、土地権利の取得に伴うあらゆる取引を文書化する。顧客はまた、移転計画の実施を監視、評価する手続き

²⁴ パラグラフ 18、および、20 で記述。

²⁵ 脚注 9 も参照。

を確立し、必要に応じて是正行動をとる。本パフォーマンス基準の目的と移転に関する計画や枠組みに明記された目的に一致する形で、移転の悪影響が処理された時に、移転は完了したとみなされる。

13. (物理的ではなく) 経済的な住民移転を伴うタイプIIの取引の場合(交渉による解決)、顧客は、本パフォーマンス基準の目的を満たす補償、その他の補助を、影響を受ける人々と地域社会に提供する手続きを策定する。手続きは、影響を受ける人々もしくは地域社会の適格性を立証し、また透明性のある首尾一貫した公正な方法で適格性が与えられるよう確保する。影響を受ける人々もしくは地域社会が、本パフォーマンス基準の要求事項に従って補償その他の補助を受け取った時に、手続きの実施は完了したとみなされる。影響を受ける人々が本パフォーマンス基準の要求事項を満たす補償の提供を拒否し、結果として土地収用もしくは、その他の法的手続きが開始される場合、顧客は、担当政府機関と協力する機会を探究し、また担当政府機関の許可がある場合には、顧客は、移転計画の立案、実施および監視にあたり積極的な役割を果たす。

移転

14. 移転させられる人々は以下のように分類される。(i) 使用している土地の正式な法的権利を有している者；(ii) 土地の正式な法的権利を有していないが、国内法の下で認められている、もしくは認められうる土地を要求する権利²⁶を有する者；(iii) 使用している土地の法的に認められうる権利、もしくは土地を要求する権利を有していない者。²⁷移転させられる人の状態は調査によって立証される。

15. プロジェクトに伴う土地取得は、経済的移転と同様に人々の物理的移転を引き起こす可能性がある。結果として、物理的移転および経済的移転の両方に対する要求事項が適用されるであろう。

物理的移転

16. プロジェクト地域に居住している人々が別の場所へ移転しなければならない場合、顧客は以下のことを行なう。(i) 十分な代替の住居、もしくは適切な場合には金銭補償を含めた実行可能な移転の選択肢の中から、移転者に対し選択の機会を提供する；(ii) 貧困層や脆弱な人々のニーズに特別な配慮を払いながら、移転者の各々の集団のニーズに合った移転補助を提供する。代替の住居、および/あるいは金銭補償は移転前に利用できる状態にしておく。移転される人々のために建設される新しい再定住地は、生活条件が改善された状態のものであるべきである。

17. パラグラフ14の(i)もしくは(ii)にあたる物理的移転者の場合、顧客は、同等かそれ以上の価値の、同等それ以上の性質を持つ、また地の利のある代替の土地を選択肢として提供するか、もしくは適切な場合は、十分な代替価値のある金銭補償を選択肢として提供する。²⁸

18. パラグラフ14の(iii)にあたる物理的移転者の場合、顧客は、移転させられる人々が強制立ち

26 そのような土地権要求は、不法占有、慣習法、もしくは伝統法のために起こりうる。

27 打ち切り日以前に土地を占有してきた、便宜主義的な不法占拠者、および最近移入してきた経済移住者など。

28 喪失した資産に対する金銭補償の支払いは、以下の場合に適切である可能性がある。(a) 生計手段が土地に依拠していない場合；(b) 生計手段は土地に依拠しているが、プロジェクトによって取得される土地が影響を受ける資産のわずかな部分にすぎず、残りの部分が経済的価値のある場合；(c) 土地・住居・労働力の活発な市場があり、移転させられる人々がそのような市場を利用し、土地と住居の十分な供給がある場合。金銭補償の水準は、地元の市場価値で十分に補填できる費用で、喪失した土地やその他の資産に十分に取って代わるものであるべきである。

退きのリスクに直面する必要なしに合法的に再定住できるよう、不動産保有権の保障のある十分な住宅の選択肢を移転者に提供する。移転させられる人々が、適格者確定のための打ち切り日以前に当該プロジェクト地域に建造物を所有し、使用している場合には、顧客は、彼らに対し、住居や当該土地におけるその他の改良など、土地以外の資産の喪失を十分に補填できる費用をもって補償する。可能であれば、金銭補償の代わりに現物補償が提供される。顧客は、当該移転者との協議に基づいて、彼らが適切な代替地で生活水準を回復するのに十分な移転補助を提供する。²⁹ 打ち切り日後にプロジェクト地域に侵入してきた人々に対しては補償、もしくは補助は行なわれない。

19. 先住民族の地域社会が、彼らが共同で所有し、利用している伝統的な、もしくは慣習的な土地から物理的に移転させられる場合、顧客は、パフォーマンス基準 7 (特にパラグラフ 14) の要求事項と同様、本パフォーマンス基準の適用可能な要求事項を満たす。

経済的移転

20. 影響を受ける人々が物理的に移転させられるか否かにかかわらず、プロジェクトに伴う土地取得が、収入や生計手段の喪失をもたらす場合、顧客は以下の要求事項を満たす。

- ・ 経済的に移転させられる人々に対し、資産の喪失、もしくは資産利用の喪失を十分に補填できる費用をもって早急に補償する。
- ・ 土地取得が商業用の建造物に影響を及ぼす場合、影響を受ける事業主に対し、他所で商業活動を再び開業する費用、移転期間に失った純収入、また施設、機械、その他の設備の移動・再設置費用を補償する。
- ・ 合法の土地権利を有する人々、もしくは国内法の下で認められている、あるいは認められうる土地要求権を有している人々に対し (パラグラフ 14 (i) (ii) を参照)、同等の、ないし、より高い価値の代替の資産を (例えば農業ないし商業用地)、もしくは適切な場合には、十分に補填できる費用で金銭補償を提供する。
- ・ 土地要求権が法的に認められない経済的移転者 (パラグラフ 14 (iii) を参照) に対し、土地以外の資産 (作物、灌漑設備、その他当該土地における改良など) の喪失を十分に補填できる費用をもって補償する。打ち切り日後にプロジェクト地域に侵入してきた便宜主義的な不法占拠者に対する補償、もしくは補助は行なわれない。
- ・ 生計手段や収入水準に悪影響が及んだ経済的移転者に対し、収入能力、生産レベルおよび生活水準を改善、ないし少なくとも回復するため、目的を定めた追加的な補助 (例えば信用貸し、トレーニング、あるいは仕事の機会など) や機会を提供する。
- ・ 収入能力、生産レベルおよび生活水準を回復するのに必要とされる合理的に見積もられた期間に基づき、必要に応じて、経済的移転者に対して過渡的援助を提供する。

21. 先住民族の地域社会が、プロジェクトに関連した土地取得の結果、(物理的移転ではなく) 経済的移転の影響を受ける場合、顧客は、パフォーマンス基準 7 (特にパラグラフ 12、および、13) の要求事項と同様、本パフォーマンス基準の適用可能な要求事項を満たす。

²⁹ 都市部の非公式な居住者の移転には、しばしば代償を伴う。例えば、移転する家族は不動産保有権の保障は獲得するかもしれないが、地の利を失う可能性がある。

政府が管理する移転における民間セクターの責任

2.2 .土地収用と移転が受入国政府の責任で行なわれる場合、本パフォーマンス基準の目的と一致する結果を達成するために、顧客は、担当政府機関が許可する範囲で政府と協力する。加えて、政府の能力が限られている場合には、顧客は、下のパラグラフ 23 から 25 に記述されるように、移転計画の立案、実施およびモニタリングにおいて積極的な役割を果たす。

2.3 .物理的移転、あるいは経済的移転を伴うタイプ I の取引の場合（土地取得もしくは、その他の法的手続きを通じた土地権利の取得）、また物理的移転を伴うタイプ II の取引の場合（交渉による解決）、顧客は、担当政府機関の用意する文書とともに、本パフォーマンス基準の関連要求事項（上述のパラグラフ 13 を除く一般的要求事項、および物理的移転、経済的移転の要求事項）を扱う計画（もしくは枠組み）を用意する。顧客は、その計画の中に以下の事項を含むことが必要であろう。(i) 適用される法律や規制の中で規定されている移転者の適格性に関する記述；(ii) そのような適格性と本パフォーマンス基準の要求事項の間に生じるあらゆる相違を埋めるために提案される措置；(iii) 担当政府機関、および/もしくは顧客の財政的な責任、および実施に関する責任。

2.4 .(物理的移転ではなく)経済的移転を伴うタイプ II の取引の場合（交渉による解決）、顧客は、担当政府機関が影響を受ける人々および地域社会に対する補償を行なうために計画する手続きを特定し、記述する。これらの手続きが、本パフォーマンス基準の関連要求事項（上述のパラグラフ 12 を除く一般要求事項、および経済的移転の要求事項）を満たさない場合、顧客は、政府の行動を補う顧客自身の手続きを策定する。

2.5 .担当政府機関が許可する場合、顧客は、政府と協力して以下のことを行なう。(i) 上述のパラグラフ 23、もしくは 24 に従って作り上げた計画や手続きを実施する；(ii) 政府機関が請け負う移転に関する活動が完了するまで、そうした活動をモニタリングをする。

パフォーマンス基準 6 生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理

2006年4月30日施行

序文

1. パフォーマンス基準 6 では、生物多様性 遺伝的多様性、種の多様性、そして生態系の多様性を含めた全ての形態の多種多様な生命 の保護および保全、そして生態系の変化や進化する能力が持続可能な開発にとって重要であることを認めている。生物多様性条約で定義されているように、生物多様性の要素には、生態系と生息環境、種と生物群集、遺伝子とゲノムがあるが、これらは全て社会的、経済的、文化的、科学的な重要性をもつものである。パフォーマンス基準 6 では、生態系の多様性を保全し、持続可能な方法によって再生可能な自然資源の使用を促進させる、生物多様性保全条約で掲げられている目的を反映している。

目的

- ・ 生態系を保護および保全すること
- ・ 保全の必要性や開発の優先順位を統合させる慣行を通じて、自然資源が持続可能な方法で管理され、使用されるよう促進すること

適用の範囲

2. 本パフォーマンス基準の適用可能性は、社会・環境評価のプロセス期間中に確立される。その要求事項を満たすために必要な行動の実施は、顧客の社会・環境管理システムを通して実施される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準 1 に概説されている。

3. リスクと影響、および現存する生物多様性と自然資源の脆弱性に基づいて、生物の生息環境が既に乱されたものか否か、またそれらが法的に保護されたものか否かにかかわらず、パフォーマンス基準 6 の要求事項は全ての生息環境に適用される。

要求事項

生物多様性の保護と保全

4. プロジェクト影響地域における生物多様性への悪影響を回避または最小化するため（パフォーマンス基準 1 のパラグラフ 5 参照）、顧客は、社会・環境評価プロセスに不可欠な部分として、あらゆるレベルの生物多様性に対するプロジェクトの影響の重大性を評価する。評価では、生物多様性に与える影響を特定するだけでなく、特定の利害関係者にとっての生物多様性の異なる価値を考慮するとともに、生息環境の破壊や外来種の侵入を含む、生物多様性への重大な脅威に焦点をあてる。顧客は、パラグラフ 9、10、11 の要求事項を適用する際、評価の実施を支援するための適任で、かつ経験を積んだ外部専門家を雇うこと。

生息環境

5. 動植物の生息環境の破壊は、生物多様性維持に対する非常に大きな脅威として認識されている。動植物の生息環境は、自然のものと既に人の手が加えられているものに分類できる。前者は、生物群集が概ね在来種の動植物で構成されており、人間の活動によって同地域の一次的な生態系機能が大きく改変されていないような陸域や水域を指す。後者は、農業用地のように、外来種の動植物の移入などにより、動植物の生息環境が明らかに改変されているものを指す。両者とも、固有種や絶滅危惧種を含むあらゆるレベルの重要な生物多様性を支えることができるものである。

人の手が加えられている生息環境

6. 既に人の手が加えられている生息環境では、顧客は、前述のような生息環境の更なる変化もしくは劣化を最小化するように配慮する。また、プロジェクトの性質や規模に応じて生息環境を改善する機会をみつけ、業務の一環として生物多様性を保護、および保全していくこと。

動植物の生息環境

7. 顧客は、以下の条件が満たされない限り、動植物の生息環境に、重大な変化もしくは劣化³⁰をもたらさないこと。

- ・ 技術的および経済的に実行可能な代替案がない場合
- ・ プロジェクトの総合的な便益が、環境や生物多様性へのコストを含む総合的なコストを上回る場合
- ・ 全ての変化または劣化が適切に緩和されている場合

8. 可能な場合には、生物多様性の純損失ゼロを達成することができるような影響緩和策を策定すること。また、影響緩和策には以下の行動の組み合わせが含まれるだろう。

- ・ 操業後の生息環境の復元
- ・ 生物多様性のために管理された、同等の生態系の創設による、損失の代償³¹
- ・ 生態系に直接依存して生活している人々への補償

重要な生息環境

9. 重要な生息環境には、特に配慮が必要な自然の生息環境と既に人の手が加えられている生息環境がある。重要な生息環境とは、生物多様性上、価値の高い地域³²のことであり、具体的には以下の地域が含まれる。絶滅の危機に瀕した、もしくは絶滅のおそれのある種の生存に必要な生息環境³³。固有種もしくは生息地域限定種にとって特に重要な地域。移動性野生生物種の生存にとって不可欠な地域。世界的に重要な群生種の密度、または個体数を支える地域。独特の種の群がりがみられるか、主要な進化の過程に関係するか、あるいは主要な生態系の恩恵を提供する地域。地元社会にとって社会

30 重大な変化、もしくは劣化とは、(I) 土地、または水の利用に伴う大規模で長期的な変化によって、生息環境の完全性が崩壊、または極度に縮小する、あるいは (II) 生息環境が、生存可能な数の在来種を維持する能力を大幅に削減するような、生息環境の変更である。

31 顧客は、先住民族、もしくは伝統的な地域社会によるこのような生態系の使用を尊重すること。

32 国際自然保護連合 (IUCN) による分類基準を満たすような地域のこと。

33 国の法律によって定められた、もしくは、IUCN のレッドリスト (絶滅のおそれのある生物種のリスト) によって定義されたもの。

的、経済的、文化的に極めて重要な生物多様性のある地域。

10．重要な生息環境では、顧客は以下の要求事項を満たさない限り、いかなる事業活動も実行しないこと。

- ・ パラグラフ 9 にある、定着した種の個体群、もしくは重要な生息環境としての機能を支えるための、重要な生息環境の能力に対する負の影響が予測されない場合
- ・ 絶滅の危機に瀕している、もしくは絶滅のおそれがあるとされる種の個体数が減少しない場合³⁴
- ・ パラグラフ 8 に従って、いかなる小さな影響も緩和されている場合

法律による保護地域

11．計画中のプロジェクトが、法律で保護地域に指定されている地域に位置する場合³⁵、顧客は、上述のパラグラフ 10 の要求事項に加え、以下の要求事項も満たすこと。

- ・ 定められた保護地域管理計画に従って行動すること
- ・ 計画中のプロジェクトに関して、スポンサー、管理者、地元社会、その他重要な利害関係者と協議を行なうこと。
- ・ 保護地域の保全目的を促進し、かつ前進させるために、追加的なプログラムを適宜実施すること。

外来侵入種

12．外来種の動植物の中には侵入性があり、急速に生息域を広げ、在来種を駆逐してしまうものもあるため、それらが意図的、もしくは偶発的に本来生息していなかった地域に導入されることは、生物多様性にとって重大な脅威となりうる。

13．顧客は、外来種の移入に関する規制の枠組みがある場合、その枠組みに従って実施されない限り、いかなる外来種（現在、プロジェクトが実施されている国や地域には存在しない種）も意図的に持ち込んで서는ならない。そのような規制の枠組みがない場合も、侵入行動の可能性を判断するためのリスク評価（顧客の社会・環境評価の一環として）を実施しない限り、外来種を持ち込んで서는ならない。顧客は、侵入行動のリスクが高い外来種、もしくは侵入行動性があると知られているいかなる外来種も故意に持ち込んで서는ならず、偶発的、もしくは意図しない移入を防ぐよう努力すること。

再生可能な自然資源の管理と使用

14．顧客は、持続可能な方法によって再生可能な自然資源を管理すること³⁶。可能な場合には、顧客は独立した適切な認証システムを通じて、資源の持続可能な管理を立証すること³⁷。

34 国際自然保護連合の絶滅危惧種のレッドリストによって、もしくは、国家の法律で定められている。

35 地域によっては、異なる目的のために法律で保護指定されていることもある。本パフォーマンス基準では、生物多様性の保護、または保全のために法的に指定された地域を指す。これには、その指定が政府によって提案中の地域も含まれる。

36 持続可能な資源管理とは、先住民を含む人々や地域社会が、現在の社会的、経済的、文化的福祉を得ることができる一方、合理的に予想がつく程度に将来の世代のニーズを満たす資源を維持でき、また、大気、水、土壌の生態系の生命を支える能力を守ることができるような方法と速度で、資源の利用、開発、および保護を管理していくことである。

37 適切な認証システムとは、独立性があり、また費用対効果が高く、客観的、かつ計測可能な実施基準に基づいており、地元の人々、地域社会、先住民、ならびに消費者、生産者や環境保全などの利益を代表する市民団体を含む利害関係者との協議を経て作られたもの。そのようなシステムは、利害の衝突を回避するために、公平で、透明性が

15. 特に、森林や水界生態系は自然資源の主要な供給源であり、以下に示したように管理する必要がある。

天然林とプランテーション

16. 天然林の伐採やプランテーション開発に従事する顧客は、重要な生息環境に重大な変化、あるいは劣化をもたらさないこと。可能な場合には、顧客は、森林ではない土地、もしくは既に人の手が加えられた土地（プロジェクトのために手が加えられた土地は除外する）を、プランテーションのプロジェクト用地に選定すること。さらに、顧客は、自身が管理、コントロールする全ての天然林とプランテーションが、国際的に受け入れられている持続可能な森林管理のための原則や実施基準を満たしていることを、独立した制度によって証明すること³⁸。オペレーションが、独立性をもった森林認証システムの要件を満たしていないと事前評価で判断された場合、顧客は、認証獲得のための期限付きの段階的な行動計画を作成し、それを実行すること。

淡水および海洋生態系

17. 魚類個体群、もしくはその他の水生動植物の生産や収穫に従事する顧客は、国際的に受け入れられている独立した認証制度の採用によって、その活動が持続可能な形で行われていることを証明しなければならない。そのような制度が利用できない場合は、社会・環境評価プロセスと連動した適切な研究によってそれを証明すること。

確保された、独立した意思決定手続きを備えている。

38 脚注 7 参照

パフォーマンス基準7 先住民族

2006年4月30日施行

序文

1. パフォーマンス基準7では、国家社会の支配的な集団とは全く異なる種であるというアイデンティティを持つ社会集団として、先住民族は、しばしば最も軽視され、かつ最も脆弱な人々の集団の一つであることを認めている。彼らの経済的、社会的、法的地位は、土地、天然資源、文化資源に対する自らの利益や権利を保護する能力をしばしば制限しており、また彼らが開発に参加したり、開発の便益を享受する能力も制限している可能性がある。彼らの土地や資源が一変させられたり、部外者の侵略を受けたり、著しく劣化させられる場合、彼らは特に脆弱である。彼らの言語、文化、宗教、精神的信仰や制度もまた脅威の下に置かれるだろう。これらの特質は、彼らを貧困や疾病にさらすのと同様に、アイデンティティ、文化および天然資源に依拠した生計手段の喪失などを含む、異なる種のリスクや厳しい影響に先住民族をさらしている。

2. 民間セクタープロジェクトは、先住民族が望む経済・社会開発を実現する助けとなりうるプロジェクト関連活動に、先住民族が参加したり、彼らがそうした活動から便益を受ける機会を創出するだろう。加えて、本パフォーマンス基準では、先住民族が活動や事業を促進したり、管理することによって、先住民族が持続可能な開発における開発のパートナーとしての役割を果たすであろうことを認めている。

目的

- ・ 開発プロセスが、先住民族の尊厳、人権、願望、文化および天然資源に依拠した生計手段に対する十分な尊重を促すものであることを確保すること
- ・ 先住民族の地域社会に及ぶプロジェクトの悪影響を回避すること。その回避が不可能な場合には、そのような影響を最小化、緩和、もしくは補償し、また文化的に適切な方法で開発の便益を享受できる機会を提供すること。
- ・ プロジェクトの存続期間中を通して、プロジェクトの影響を受ける先住民族との継続的な関係を確立し、維持すること。
- ・ プロジェクトが先住民族によって利用されている伝来の土地、あるいは慣習的な土地に立地する場合、先住民族との誠実な交渉、および情報を提供された上での先住民族の参加を促進すること
- ・ 先住民族の文化、知識および慣習を尊重し、また保存すること

適用の範囲

3. 本パフォーマンス基準の適用可能性は、社会・環境評価のプロセスの期間中に確立される。一方で、本パフォーマンス基準の要求事項を満たすのに必要な行動の実施は、顧客の社会・環境管理システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準1で概説され

ている。

4. 「先住民族」の普遍的に認められた定義はない。先住民族は、異なる国においては、「先住少数民族」、「原住民」、「高地部族」、「少数民族」、「指定部族」、「カナダ先住民族」、「部族集団」などのような用語で呼ばれる。

5. 本パフォーマンス基準では、「先住民族」の用語は、様々な度合いで以下のような特質を持つ、他と全く異なる社会・文化集団を指す総称として用いられる。

- ・ 他と全く異なる土着文化集団の一員として自己確認をし、他者がこの確認を認識すること
- ・ プロジェクト地域内にある地理的に他と異なる生活場所、もしくは先祖代々の領地に対して、また、これらの生活場所や領地にある自然資源に対して集団的な愛着を持っていること
- ・ 支配的な社会、あるいは文化の制度とは区別される、文化的、経済的、社会的、もしくは政治的な制度を持っていること
- ・ 当該国、もしくは当該地方の公用語とはしばしば異なる固有の言語を持っていること

6. 本パフォーマンス基準のために、ある特定の集団が先住民族とみなされるか否かを確認するには専門的判断が必要とされる可能性がある。

要求事項

一般的要求事項

悪影響の回避

7. 顧客は、社会・環境評価のプロセスを通じて、先住民族に及ぶと予測される社会・文化（文化的遺産³⁹を含む）・環境影響の性質と度合いを確認するとともに、プロジェクト影響地域でプロジェクトの影響を受ける可能性のある先住民族のすべての地域社会を特定する。そして、顧客は可能な限り悪影響を回避する。

8. 回避が可能でない場合には、顧客は、文化的に適切な方法で、これらの影響を最小化、緩和、もしくは補償する。顧客が提案する行動は、影響を受ける先住民族が情報を提供された上で参加をして策定される。また、その行動には、先住民族開発計画、あるいは期間が限定されたより広範の地域社会開発計画で、パラグラフ9の要求事項に沿って先住民族のための別個の要素を配したものが含まれる⁴⁰。

情報公開、協議、情報を提供された上での参加

9. 顧客は、プロジェクトの計画策定におけるできるだけ早い段階から、またプロジェクトの存続期間中を通して、影響を受ける先住民族の地域社会との継続的な関係を確立する。影響を受ける先住民族の地域社会に悪影響が及ぶプロジェクトについては、協議のプロセスとして、情報を提供された上

³⁹ 文化遺産の保護に関する顧客の追加要求事項は、パフォーマンス基準8に定められている。

⁴⁰ 適切な計画の決定は、専門的な判断を必要とする。先住民族が影響を受けるより大きい地域社会に統合される場合には、地域社会開発計画が適切であろう。

での自由な事前の協議が確保され、また提案される緩和措置や開発便益・機会の分配、実施の問題といった先住民族に直接影響を及ぼす事柄に関して、情報を提供された上での先住民族の参加が促進される。地域社会への関与のプロセスは、文化的に適切なものであり、また先住民族に対するリスクおよび潜在的影響にふさわしいものである。特に、そのプロセスは、以下のような措置を含む。

- ・ 先住民族の代表組織（中でも例えば、年長者の評議会あるいは村の評議会など）を関与させること
- ・ 文化的に適切な方法で、女性も男性も両方含め、また多様な年齢層を含むこと
- ・ 先住民族の集団の意思決定プロセスのために、十分な時間をとること
- ・ 外部からの操作、干渉、強制や脅迫がない中で、先住民族が彼らの選択する言語で、彼らの意見、懸念や提案を表明できるよう促進すること
- ・ パフォーマンス基準 1 のパラグラフ 23 で記述されている、当該プロジェクトのために確立される苦情処理の仕組みが、文化的に適切なもので、かつ先住民族が利用できるものであるよう確保すること

開発の便益

10．顧客は、影響を受ける先住民族の地域社会と、情報を提供された上での自由な事前の協議を行なうプロセスを通じて、また情報を提供された上での同地域社会の参加を通じて、開発の便益が文化的に適切に享受される機会の特定に努める。そのような機会は、文化的に適切な方法で先住民族の生活水準や生計手段を改善することを目的とするならば、プロジェクトの影響の度合いに応じたものであるべきであり、また彼らが依拠する天然資源の長期的な持続可能性の促進とバランスをとったものであるべきである。顧客は、上述のパラグラフ 8 および 9 の要求事項に矛盾しない形で、特定された開発の便益を文書化し、適切な時期に公正な方法でその開発の便益を提供する。

特別要求事項

11．先住民族は、以下に述べるようなプロジェクトの状況に特に脆弱である可能性があるため、以下に示された状況においては上述した一般的要求事項に加え、以下の要求事項も適用される。これらの特別要求事項のいかなる要求事項であっても、それが適用される場合には、顧客は、評価の実施を支援するのに適任の、かつ経験を積んだ外部の専門家を雇う。

利用下にある伝来の、あるいは慣習的な土地への影響

12．先住民族は、彼らが伝統的、慣習的に利用してきた土地、もしくは、そうした土地にある天然資源と、しばしば密接に結びついている。これらの土地は国内法に従った法的所有権の下にない可能性がある一方で、季節的な利用や周期的な利用のものも含め、先住民族の地域社会が彼らの生計手段のために土地を利用したり、あるいは、彼らのアイデンティティや地域社会を定義する文化的目的、儀式的な目的、あるいは精神的な目的で土地を利用したりしてきたことは、しばしば実証され、文書化されうる。以下のパラグラフ 13 および 14 では、このパラグラフで述べた様式で伝来の、あるいは慣習的な土地が利用されている場合に顧客が従う要求事項を明示する。

13．顧客が、（先住民族によって）利用されてきた伝来の、あるいは慣習的な土地でプロジェクトを実施することを提案したり、そうした土地の中にある天然資源を営利目的で開発する提案をする場

合、もしくは生計手段への悪影響が予測されたり、先住民族のアイデンティティや地域社会を定義する文化的利用、儀式的な利用、あるいは精神的な利用への悪影響⁴¹が予測される場合、顧客は以下の措置を講じることで、先住民族の土地利用を尊重する。

- ・ 顧客は、（土地利用を）回避する努力について文書化する。もしくは少なくともプロジェクト用に提案した土地の規模を最小化する。
- ・ 先住民族の土地利用については、影響を受ける先住民族の地域社会と共同して、いかなる先住民族の土地権利要求⁴²も侵害しない形で、専門家によって文書化される。
- ・ 影響を受ける先住民族の地域社会は、慣習的な権利や土地利用を認めるあらゆる国内法を含む国内法の下で、これらの土地に関して彼らが有する権利について、情報を提供される。
- ・ 国内法の下で、先住民族の土地が営利目的で開発される場合には、顧客は、影響を受ける先住民族の地域社会に対し、文化的に適切な開発の機会を提供するとともに、少なくとも補償、および土地の法的権利書を有する者が利用可能な正当な手続きを提供する。可能な場合には、金銭補償の代わりに土地による補償や現物補償が提供される。
- ・ 顧客は、影響を受ける先住民族の地域社会との誠実な交渉に従事し、また情報を提供された上での先住民族の参加や成功した交渉結果について文書化する。

伝来の、あるいは慣習的な土地からの先住民族の移転

14．顧客は、先住民族が共同所有⁴³し、利用してきた伝来の、あるいは慣習的な土地からの先住民族の移転を回避するため、プロジェクト計画の実行可能な代替案を検討する。そのような移転を回避できない場合は、顧客が影響を受ける先住民族の地域社会と誠実な交渉に従事し、また情報を提供された上での先住民族の参加や成功した交渉結果について文書化しない限り、顧客はプロジェクトを続行しない。どのような先住民族の移転であっても、パフォーマンス基準5にある移転計画・実施の要求事項に一致する形で行なわれる。万が一、先住民族の移転の理由が存在しなくなった場合には、可能であれば移転した先住民族は、伝来の、あるいは慣習的な土地に戻ることが可能であるべきである。

文化的資源

15．プロジェクトが、先住民族の文化的な資源、知識、創意・考案や慣習を営利目的で利用する提案を含んでいる場合は、顧客は、先住民族に以下の情報を提供する。(i) 国内法の下での彼らの権利；(ii) 提案している商業開発の範囲と性質；(iii) そのような開発によって見込まれる結果。顧客は、以下のようなことをしない限り、そのような商業化を続行しない。(i) 影響を受ける先住民族の地域社会との誠実な交渉に従事する；(ii) 情報を提供された上での先住民族の参加や成功した交渉結果について文書化する；(iii) そのような知識、創意・考案や慣習を商業化した結果生じる便益を、先住民族の慣習、および伝統に一致する形で公正かつ公平に分配する。

⁴¹ そのような悪影響は、プロジェクトの活動の結果、資産や資源利用ができなくなった場合、もしくは土地利用が制限された場合に起こる影響を含むであろう。

⁴² 本パフォーマンス基準がそのような土地利用の実証・文書化を要求事項としている一方で、顧客は、受入側の政府がすでにその土地を非伝統的な土地として利用している可能性があるという意識も持つべきである。

⁴³ 影響を受ける先住民族の地域社会の一員が個人的に法的権利書を所有している場合、あるいは関連国内法が個人の慣習権を認めている場合、本項目の要求事項より、むしろパフォーマンス基準5の要求事項が適用される。

パフォーマンス基準 8 文化遺産

2006年4月30日施行

序文

1. パフォーマンス基準 8 では、現在および将来の世代にとっての文化遺産の重要性を認めている。本パフォーマンス基準は、世界遺産条約に従い、かけがえのない文化遺産を保護し、顧客が企業活動において文化遺産を保護するように導くことを目的としている。また、プロジェクトによる文化遺産の使用に関するパフォーマンス基準 8 の要求事項の中には、生物多様性条約が定める基準を一部元としているものもある。

目的

- ・ プロジェクト活動の負の影響から文化遺産を守り、その保護活動を支援すること
- ・ 企業活動において文化遺産を使用する場合には、その便益の公平な分配を促進すること

適用の範囲

2. パフォーマンス基準 8 の適用可能性は、社会・環境評価プロセスの期間中に確立される。一方、パフォーマンス基準 8 の要求事項を満たすために必要な行動の実施は、顧客の社会・環境管理システムを通じて管理される。評価および管理システムの要求事項は、パフォーマンス基準 1 で概説されている。

3. パフォーマンス基準 8 では、文化遺産は、有形財産や、考古学的（有史以前の）価値、古生物学的価値、歴史的価値、文化的価値、芸術的価値、宗教的価値のある場所などの有形のものだけでなく、例えば、聖なる森など文化的価値を具現化したような独特の自然環境も指す。しかし、以下のパラグラフ 11 では、文化的知識、創意・考案、伝統的な生活様式を具現化した地域社会の慣習など、無形文化もまた含まれる。パフォーマンス基準 8 の要求事項は、文化遺産が法的に保護されているかどうか、また、既に乱されているかどうかにかかわらず適用される。

要求事項

プロジェクトの設計と遂行における文化遺産の保護

国際的に認められている慣行

4. 世界遺産条約やその他の関連する国際法の下、投資受入国の義務を履行する国内法を含む、文化遺産の保護に関する関連国内法の遵守に加え、顧客は、文化遺産の保護、フィールド調査、文化遺産の文書化などのための国際的に認知された慣行を実施することによって、文化遺産を保護し、支援すること。パラグラフ 7、8、9、10、11 のいずれかの要求事項が適用される場合、顧客は、社会・環境評価をサポートするために、適任の、かつ経験を積んだ専門家を雇うこと。

文化遺産発掘・保護手続き

5. 顧客には、文化遺産への重大な被害を回避するようにプロジェクト用地を選定し、設計する責任がある。プロジェクト予定地に文化遺産があると予想される場合、顧客は、建設中であっても創業中であっても、社会・環境評価を通じて文化遺産発掘・保護手続きを実施すること。顧客は、有能な専門家による評価が実施され、本パフォーマンス基準の要求事項と一致した行動が特定されるまで、文化遺産発掘・保護手続きを阻害しないこと。

協議

6. プロジェクトが文化遺産に影響を与えるおそれがある場合、人々の記憶に残る限り長い年月に渡って文化的目的で文化遺産を使用してきたか、現在も使用している、影響を受ける投資受入国の地域社会と協議を行なう。顧客は、協議のプロセスを通じて文化遺産の重要性を見極めるとともに、文化遺産に関する意思決定のプロセスに、影響を受ける地域社会の意見を取り込む。協議には、文化遺産の保護を委託されている関連する国、もしくは地方の規制当局も関与すること。

文化遺産の移動

7. 移動は、文化遺産に取り返しのつかない損壊や破損をもたらすおそれがあるため、殆どの文化遺産は、本来の場所に保つことが最適な保護方法である。顧客は、以下の条件が満たされない限り、いかなる文化遺産も移動または撤去しないこと。

- ・移動させる以外に技術的、もしくは財政的に実行可能な代替案がない場合
- ・プロジェクト全体の便益が文化遺産の移動による損失を上回ると予測される場合
- ・文化遺産が利用可能な最良の技術によって移動される場合

重要文化遺産

8. 重要文化遺産には、以下のものが含まれる。

- (I) 人々の記憶に残る限り長い年月に渡って文化的目的で文化遺産を使用してきたか、現在も使用している地域社会にある、国際的に知られている遺産
- (II) 投資受入国政府によって遺産の指定を提案されている文化遺産地域を含めた、法律によって保護されている文化遺産地域

9. 顧客は、重要文化遺産に対していかなる重大な改変や損害も与えてはならないし、移動もしないこと。プロジェクトが重要文化遺産に重大な損害を与える可能性のある場合や、その損害や損失が、投資受入国において長期に渡り文化的な目的で文化遺産を使用してきた地域社会に、文化的もしくは経済的存続の危機をもたらすような例外的なケースの場合、顧客は、(I) 上述の Paragraph 6 の要求事項を満たし、(II) 影響を受ける地域社会と誠実に交渉し、地域社会が情報を提供された上で協議に参加したこと、および成功した交渉の結果を文書化すること。加えて、影響を受ける地域社会の情報を提供された上で参加が確保された上で、重要文化遺産に与えるその他の影響が、適切に緩和されていなければならない。

10. 法律で保護されている文化遺産の一帯は、文化遺産の保護および保全にとって重要である。こ

これらの地域で適用可能な国内法の下でいかなるプロジェクトが許可されようとも、更なる緩和策が必要である。計画されているプロジェクトが、法律で保護されている地域もしくは法律で緩衝地帯と定義されている地域にあたる場合、顧客は、パラグラフ9で述べた重要文化遺産の要求事項に加えて、以下の要求事項を満たすこと。

- ・ 国家もしくは地方の文化遺産に関する規制、もしくは保護地域の管理計画に従うこと
- ・ 計画中のプロジェクトに関して、保護地域のスポンサー、管理者、地域社会、そのほか重要な利害関係者との協議を行なうこと
- ・ 必要に応じて保護地域の保全目的を促進するための追加的プログラムを実施すること

プロジェクトによる文化遺産の利用

プロジェクトが、文化的資源、知識および創意・考案、もしくは伝統的生活様式を具現化している地域社会の慣習を商業目的で利用する場合、顧客は、これらの地域社会に対して以下のことを知らせること

- (I) 国内法の下での地域社会の権利
- (II) 計画されている、商業目的の開発の範囲と性質
- (III) 当該開発によって起こりうる結果

顧客は、以下のことが満たされない限り、商業化の行為を進めないこと。

- (I) 伝統的な生活様式を具現化している影響を受ける地域社会と、誠実に交渉すること
- (II) 影響を受ける地域社会が、情報を提供された上で参加したこと、および成功した交渉の結果が文書化されていること
- (III) 影響を受ける地域社会の習慣や伝統に従って、その知識、創意・考案、慣習の商業化による便益が公正かつ公平に分配されること

情報公開政策¹

2006年4月30日施行

第1節： 目的

1. 本文書は国際金融公社（IFC）が定型的にあるいは要請にもとづいて公開する情報の範囲に関するIFCの政策を定めたものである。IFCは、開発に係る使命を履行しIFCや顧客に対する一般からの信頼を強固にする上で、透明性と説明責任が不可欠であると考え、本政策は、活動の透明性を高めグッドガバナンスを促進するというIFCのコミットメントを再確認し反映している。

2. 本政策は2006年4月30日に発効し、IFCの旧情報公開政策（1998年9月）全体に置き換えるものである²。本政策は、IFCの設立協定、国際条約、その他適用される法令の下でIFCが享受する特権や免責を明示的あるいは暗示的に放棄するものではなく、また関係者に対して契約上あるいは他の権利を付与するものでもない。

第2節： 背景

3. IFCは1956年に加盟国によって設立された国際金融機関である。IFCの使命は、開発途上国における持続可能な民間セクター投資を促進し、貧困削減と人々の生活水準向上を支援することである。IFCは世界銀行グループ³の一員であり、アメリカ合衆国ワシントンDCに本部がある。

4. IFCはその活動について顧客、パートナー、利害関係者（影響を受ける地域社会を含む）および他の関心を有する人々に対し、正確かつタイムリーな情報を提供するよう努める。

5. 本政策は、業務におけるIFCの様々な立場、多様な活動においてIFCが入手し作成する情報の性質、および異なる種類の情報について適用される情報公開のレベルを反映している。具体的には：

- (a) 加盟国が所有する機関として、IFCはそのマンデートに沿って資源を利用し管理する責任を有し、また出資者の疑問や懸念に対して応答する義務を有する。さらに開発機関として、IFCはその活動について定期的かつ体系的に一般市民に対して報告を行なう。
- (b) 加盟国における民間企業の成長を促進するという任務を遂行する上で、IFCがビジネス上の機会を検討し、既存の投融资、技術支援やアドバイザー・サービスを監視し評価することができるよう、IFCは顧客や他の当事者から非公開情報を入手している。IFCはこうした情報の機密性を尊重する。
- (c) IFCは民間セクターの開発を支援するため、直接あるいは援助国が支援するファシリティを通じて、民間の主体や政府に対して技術支援やアドバイザー・サービスを提供している。IFC

¹ 本政策の電子版はIFCのウェブサイトに掲載されており、言及されている他のウェブサイトへのリンクが含まれている。

² 2006年4月30日以前にIFCが作成し、あるいは2006年4月30日以前に締結された契約にしたがってIFCに提供された文書は、引き続き当該文書が作成されあるいは契約が締結された時点において効力を有するIFC情報公開政策の対象となる。

³ 世界銀行グループは、IFC、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）、多数国間投資保証機関（MIGA）および国際投資紛争解センター（ICSID）からなる。

やそのようなファシリティが実施あるいは支援する関連調査や研究の結果など、技術支援やアドバイザー・サービスに関する情報の普及によって、こうした取り組みによる開発の効果を高めることができる。

- (d) IFCは借入人に融資を供与するために必要な資金を調達するため、国際市場においてIFCの名義で債券を発行している。したがって、債券の購入者および国際市場一般に対して、IFCはその財務状況と業務に関する情報を公開する。

6 . IFCは、顧客の特定のプロジェクトおよび民間セクターの開発一般に関する理解向上のために、顧客に対してより高い透明性を奨励する。さらにIFCは、顧客の透明性および説明責任へのコミットメントが、顧客の投資の長期的な収益性向上につながると考える。したがって、顧客によるプロジェクトのリスクおよび影響を管理するプロセスの一部として、IFCは顧客に対して、IFCの社会と環境の持続可能性に関する政策（持続可能性政策）および、社会と環境の持続可能性に関するパフォーマンス基準に沿った方法で、情報の公開を含むプロジェクトの影響を受ける地域社会への関与を求める。

7 . 本政策において、IFCが「一般に公開」あるいは「定型的に」公開すると言及している情報は、IFCのウェブサイト（www.ifc.org）に掲載されている。これら情報および本政策の適用を受ける他の情報はIFCへの請求による入手も可能である。一般公開情報の入手方法や情報請求の方法については、本政策の第4節を参照のこと。第4節には、情報請求を不当に拒否されたと考える一般市民からの苦情に対処する方法についても記述されている。

第3節： IFCから入手可能な情報

A. 一般原則

8 . IFCは、その役割と責任を考慮した上で、IFCの事業活動、IFCの活動による全体的な開発の効果および他の影響ならびにIFCの開発への貢献を、顧客、パートナーおよび（影響を受ける地域社会を含む）利害関係者ならびに他の関心を有する一般市民が理解できるように、IFCの活動に関する情報を公開している。これらの原則に沿ってIFCが公開する情報は、以下の2種類に分類することができる。

- (a) IFCの組織に関する情報。これには第3節のF（組織情報）に明記されている情報を含む。
- (b) IFCが支援を行なう活動に関する情報。持続可能性に関する政策およびパフォーマンス基準の下、IFCが支援する活動に関する情報を公開する責任のほとんどは当該顧客が有するが、IFCは、第3節のC（投融資関連情報）および第3節のD（技術支援およびアドバイザー・サービス）に明記されている情報を含む、個別投融資に関する一定の情報を公開する。

9 . 第8段落記載の情報については、当該情報を非公開とするやむにやまれない理由がない限り、公開が推定される。ある特定の情報がIFCによって定型的にあるいは要請にもとづき公開されるかどうかを決定する際には、IFCは第一に当該情報が第8段落の範囲に含まれるかどうかを検討し、含まれる場合は次に、当該情報の全てあるいは一部を非公開とするやむにやまれない理由が存在するかどうかを判断する。その際、IFCは下記の一般的な事項を考慮する（ただし考慮事項は下記に限られない）。

- (a) 商業銀行や大多数の公的金融機関（これら機関の民間セクター投融資）の慣行に従い、IFCは顧客や他の第三者から提供された財務情報、事業情報、専有情報およびその他の非公開とされている情報を公開しない。これら情報の公開は、高度に競争的な市場においてプロジェクトや他の専有情報を機密性の保護を前提にIFCに公開している顧客の正当な期待に反する可能性がある。同様に、IFCは、IFCが資金を提供するプロジェクトに関連する法的文書や

法律上の交信も公開しない。これにはプロジェクトに関してIFCと顧客との間で行われる交渉に関する文書や情報が含まれる。

- (b) 審議過程の健全性を維持し、IFCと加盟国およびIFCが協力する他の機関（例えば他の国際機関や二カ国間援助機関）との間の自由かつ率直な見解の交換を促進し保護する必要がある。したがって、IFCは、IFCと加盟国との間、IFCと他の組織および機関との間、あるいはIFCとIFC理事会のメンバー（あるいは理事会メンバーのアドバイザーおよびスタッフ）との間、もしくはIFC理事会のメンバー間で交換された一切の文書、覚書または他の交信について、これらが上記グループ間での意見交換に関連し、またはIFC、加盟国、IFC理事会あるいはIFCが協力する他の組織、機関、主体による審議または意思決定に関連する場合には、これらを公開しない。
- (c) 第9段落(b)で定める審議過程の健全性および自由で率直な意見交換の維持に関する原則は、IFC内部における意思決定のプロセス、またはIFCの審議および意思決定のプロセスのために作成され、交換され、またそれらから派生した関連の内部文書、覚書または他の交信にも同様に適用される。したがって、IFCは、IFC理事会メンバー、IFC理事会メンバーのアドバイザーおよびスタッフ、IFC執行部のメンバー、IFCスタッフまたはIFCのコンサルタント、弁護士もしくは代理人によって作成あるいは交換された内部文書、覚書または他の交信を公開しない。
- (d) 限られた状況において、IFCは、有価証券発行上の条件または資本の再構成などを含む商業上注意を要する取引に関連するなどの、市況や時機上の要請を理由として、これらの事情がなければ公開が可能な文書の公開を遅らせることができる。
- (e) IFCは、弁護士依頼人間の秘匿特権や他の適用法上の特権の対象となる文書の公開を拒否することができる。
- (f) IFCは、ある情報の公開が適用法（例えば有価証券や銀行に関する法律上の制限）に違反するおそれ、または設立協定に反するおそれがある場合には、当該情報を公開しない。
- (g) IFCは、ある情報の公開が捜査または法律上あるいは規制上の審理に予断を与え、またはIFCを過度の訴訟リスクにさらす場合には、当該情報の公開を拒否することができる。
- (h) 世界銀行グループ職員雇用原則の下、IFCは、職員のプライバシーを尊重し個人情報を保護するために適切な保護手段を整備するよう求められている。したがって、個別職員の記録、個人の医療情報および内部審判メカニズムの審理に関する情報は、職員規則によって許容される範囲を除いて、世界銀行グループ外に公開されない。
- (i) IFCは、IFCと共同であるいはIFCのために働く個人の安全および保安を維持するための手配、またはIFCの組織記録および情報システムに関連する手配に関する情報を公開しない。

B. 例外的状況

10 .例外的状況において、IFCは通常第三者に公開されない情報を公開する権利を留保する。IFCは、IFCが投融資を行なうプロジェクトに関連して、一定の非公開情報を公開することで、切迫した深刻な公衆衛生・安全上の被害、かつ/または切迫した重大な負の環境影響を防ぐことができるとIFCの上級経営陣が判断する場合に、この権利を行使することができる。このようなIFCによる情報公開は、適切な規制当局に対する通知など、公開の目的を達成するために必要な最も限定された方法で行われる。当該非公開情報がIFCの顧客によって提供され、あるいは顧客に関連する場合には、IFCは、顧客に対

してIFCの懸念を通知し、それに関わる潜在的な被害に対処し緩和するための顧客の計画を検討した後
にのみ、このような公開を行なう。

C. 投融資関連情報

1 1 . **IFCの投融資サイクル** IFCが投融資（融資、株式、準株式、保証など）を処理する手順に関
する一般的な情報は、IFCのウェブサイト上に掲載されている。

1 2 . 持続可能性に関する政策およびパフォーマンス基準にもとづき、IFCは顧客に対し、プロジェク
トが影響を受ける地域社会に対して与えるリスクおよび影響に応じて、情報の公開を含む地元社会と
の関与を求める。審議のためにIFC理事会（または他の関連する内部部局）⁴にプロジェクトを提出す
る前に、IFCは第13段落（社会・環境情報）および第14段落（投融資案の概要）に記載されている情
報を一般に公開する。IFCは、顧客がプロジェクトをパフォーマンス基準に沿って実施することが可能
であると考えられること、および顧客が情報公開義務を果たし、該当する場合にはパフォーマンス基
準に沿った効果的な協議を実施したことを確認した後にのみ、これらの情報を一般に公開する。

1 3 . **社会・環境情報** IFCは下記の社会・環境情報を一般に公開する。

- (a) （社会・環境上の悪影響が最小限あるいは存在しないと見込まれる投融資、および金融仲介
[FI]プロジェクト⁵を除く）各投融資案について、IFCは、審査結果と勧告の簡潔な要約を作
成する。これは環境・社会審査概要（ESRS）と呼ばれる。ESRSには、IFCのプロジェクト
分類⁶の根拠、プロジェクトの主要な社会・環境上のリスクと影響の記述、およびパフォーマ
ンス基準に沿った方法でプロジェクトを実施するために必要とされ、したがって顧客のアクシ
ョンプラン⁷に含まれている全ての行動を明確に述べた、これらリスクと環境を緩和するた
めに特定された手段が含まれる。IFCは、ESRSに加えて、アクションプランを含む顧客が策定
または顧客のために策定された全ての関連する社会・環境評価文書について、その電子版、
および可能な場合にはウェブへのリンクを公開する。ESRSは、投融資案のIFC理事会（ま
たは他の関連する内部部局）による承認のための審議より、カテゴリAプロジェクトの場合
は60日以前、カテゴリBプロジェクトの場合は30日以前に公開される。
- (b) IFCのESRSの公開前に、顧客は、ESRSの内容を検討し、顧客およびプロジェクトに関する
情報の事実上の正確性を検証する。
- (c) 当初の一般公開後、改定あるいは追加された情報を反映するために、社会・環境審査情報は
IFC理事会（または他の関連する内部部局）による審議前に更新されることがある。更新情

⁴ IFCの理事会、執行部、各局局長など、様々なIFC内部の期間が特定の種類のプロジェクトの承認について責任を有する。

⁵ FI プロジェクトに対する投融資については、FI の社会・環境管理システムに関連する勧告の概要が、第 14 段落 (b)(xi)(投融資案の概要)の規定に沿って SPI に記載される。

⁶ IFCによるプロジェクトの予想される社会・環境評価の審査の一部として、IFCはプロジェクトに社会・環境カテゴリー（A、B、CないしFI）を指定する。社会・環境カテゴリーは、(i)プロジェクトによる影響の重大さ、および(ii)本政策で定めるIFCの社会・環境公開の要求事項を反映していることを目的とする。IFCの審査およびカテゴリー分類手続の詳細は、IFCの持続可能性に関する政策および環境・社会審査手続（ESRP）に記載されており、ESRPはIFCのウェブサイト上に掲載されている。

⁷ 行動計画は、顧客が策定する計画であり、定型的な緩和策の簡単な記述から一連の詳細な計画まで様々な形態を取りうる。行動計画は、(i)行われる予定の様々な一連の緩和策や是正行動を実施するのに必要な行動が記載され、(ii)各行動の優先順位を明らかにし、(iii)実施のためのスケジュールを含み、(iv)影響を受ける地域社会に公開され、(v)顧客による行動計画実施の外部報告のためのスケジュールと方法が記載される。行動計画書の詳細についてはパフォーマンス基準に述べられている。

報は一般に公開される。以前公開されたESRSが追加情報なしでは実質的に不完全であるとIFCが判断しない限り、上記の改定あるいは追加情報は、第13段落(a)で定められた周知期間を再スタートさせるものではない。

1 4 . 投融資案概要

- (a) 各投融資を実施する前に、IFCは投資案概要（SPI）を一般に公開する。SPIは、IFCが検討中の投融資について、その情報に関心を有する人々に公開することを目的とする。SPIは、当該投融資案がIFC理事会（または他の関連する内部部局）による審議のために提出されることが合理的に確実であると関連するIFCの部局が判断した後に、一般に公開される。
- (b) SPIはプロジェクトと投融資案件の主要な要素に関する簡潔な事実概要からなる。SPIには以下の情報が含まれる。
- (i) プロジェクトを実施する企業名
 - (ii) プロジェクトを実施する企業の株主に関する情報
 - (iii) プロジェクトの総費用（該当する場合）
 - (iv) プロジェクト地
 - (v) プロジェクトとその目的の簡潔な説明
 - (vi) プロジェクトに対するIFCによる投融資の額と性質
 - (vii) IFC理事会（または他の関連する内部部局）によるプロジェクトに関する決定の予定日
 - (viii) 予想されるプロジェクトの開発効果⁸
 - (ix) IFCに期待される開発への貢献
 - (x) IFCによるプロジェクトの社会・環境上のカテゴリー分類、およびカテゴリーCの場合には、カテゴリー分類の根拠の簡潔な説明⁹
 - (xi) ESRSを含む、プロジェクトについて入手可能な社会・環境情報への参照、またはFIプロジェクトへの投融資の場合は、FIの社会・環境管理システムの主要な改善点の簡潔な概略。
 - (xii) 現地におけるプロジェクト案に関する情報の入手方法および入手場所の案内。
 - (xiii) プロジェクトに関する問い合わせ・コメントが送付されるべき連絡先。すなわち、プロジェクト関連情報については、プロジェクト実施企業の連絡担当者の詳細（住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス）、IFCに関する情報については、IFC広報ユニットの連絡先詳細（広報ユニットは、必要に応じて関連するIFCの部局と連絡を行なう）。

⁸ さらに、採掘産業（石油、ガス、鉱業など）の場合には、IFCは予想されるプロジェクトによる便益に関してガバナンス上のリスクを分析し、分析結果の要約をSPIに掲載する。

⁹ カテゴリーAおよびBのプロジェクトについては、カテゴリー分類の根拠は第13段落（社会・環境情報）で定められている当該プロジェクトのESRSに掲載される。

- (c) IFCによるSPI公表前に、顧客は、SPIの内容を検討し、顧客およびプロジェクトに関する情報の事実上の正確性を検証する。
- (d) IFCは、IFC理事会（または他の関連する内部部局）による当該投融資案件の承認のための審議より、カテゴリ-Aプロジェクトの場合は60日以前、その他全てのプロジェクトの場合は30日以前に、SPIを一般に公開する。市況や時機上の要請がこれら周知期間や上記第13段落(a)（社会・環境情報）に定められた周知期間の遵守の障害となるような限定的な状況が存在する可能性がある。この場合、SPIや関連する社会・環境情報の公開の遅延は理事会に通知される。
- (e) IFC理事会による投融資の審議前に、IFCは、顧客との協議を経て、SPIのIFCウェブサイトへの掲載後に生じたプロジェクトあるいはIFCによる投融資の重要な変更を反映する必要から、SPIを更新する。このような更新や追加情報は一般に公開される。IFCは、当該SPIの変更が、プロジェクトの予想される開発効果に対して重大な悪影響を生じさせうる、IFCの期待される開発への貢献が大きく損なわれる、または変更が第14段落(b)(xi)に述べられているFIの社会・環境管理システムの主要な改善点の概略に関連する場合は、以前に公開された情報が追加情報なしでは実質的に不完全であるとIFCが判断しない限り、当該SPIの更新は上記第14段落(d)で定められた周知期間を再スタートさせるものではない。
- (f) IFCは、投融資の承認、投融資に関する法的文書への調印およびIFCによる投融資の最初の支払いについて、これらが行われた際に、それぞれの実施日をSPIに追加する。

D. 技術支援およびアドバイザーサービス

15．IFCの技術支援およびアドバイザーサービス（TAAS）に関する一般的情報はIFCのウェブサイトですべて入手可能である。追加的な情報は、援助国が支援するファシリティの各ウェブサイトに掲載されていることがある。TAAS活動へのIFCの貢献はIFCの年次予算ビジネス計画書（第23段落(b)参照）に掲載される。

16．IFCは、特定の会計年度におけるTAAS活動と援助国が支援するTAAS活動へのIFCの貢献に関する情報が記載されている援助国への年次報告書を、一般に公開する。

17．IFCが特定のファシリティの活動について援助国向けの年次報告書を作成する場合は、IFCは、関連する援助国の同意を条件として、当該年次報告書を一般に公開する。

18．IFCは、IFCが直接あるいは援助国が支援するファシリティを通じて資金を提供した調査や研究の結果やこれらに関連して作成された報告書について、関連する援助国、および関連する場合は報告書の提出先である顧客の同意を条件として、その公開を奨励する。

19．IFCは、IFC理事会（または他の関連する内部部局）が新規TAASプログラムないしファシリティの設置および資金提供を承認、または既存プログラムないしファシリティの更新を承認してから30日以内に、当該プログラムまたはファシリティの主要な要素について簡潔な要約を公表する。要約には以下の情報が含まれる。

- (a) プログラムまたはファシリティの予定される規模
- (b) プログラムまたはファシリティの内容と目的（地域上のフォーカスを含む）の簡潔な記述

- (c) プログラムまたはファシリティへのIFCによる貢献の金額と性質
- (d) プログラムまたはファシリティの予期される開発効果
- (e) IFCに期待される開発への貢献
- (f) プログラムやファシリティに関する問い合わせおよびコメントが提出されるべきIFCの連絡先情報

E. 過去の情報

20. IFCの投融資がすでに返済、売却または他の方法で終了したプロジェクトについてIFCが所有する情報についても、投融資案および既存投融資について適用される一般原則（第3節のA[一般原則]参照）が適用される。

21. IFCは、IFCが検討したものの最終的に投融資を行なわなかったプロジェクトに関する情報は公開しない。

F. 組織情報

22. コーポレート・ガバナンス情報

- (a) IFCの設立協定および細則は一般に公開される。
- (b) 一般に公開されているIFCの年次報告書には、加盟国および各加盟国を代表する総務が掲載されている。年次報告書には、IFCの理事、理事を任命または選出した国名および各理事の議決権も記載されている。
- (c) IFC理事会の公式会合（秘密会合を除く）の議事録は、理事会による承認後、一般に公開される。IFC理事会が機密あるいは注意を要すると考える議事録中の事柄については、公開前に編集される。議事録は一般的に以下の情報が含まれる。(1) 出席者名。(2) 以前の理事会公式会合の議事録の承認記録。(3) 議題項目の表題。(4) なされた合意および決定。(5) 棄権または反対と記録されることを希望した理事の名前。世界銀行グループコーポレート事務局がこれら議事録を作成する。
- (d) IFC理事会（理事会の委員会を含む）の会議録は、上記例外を除き、理事会手続規則上機密情報とされている。したがって、IFC理事会（理事会の委員会を含む）の会合の発言録および「議論の概要」は公開されない。
- (e) IFC理事会による審議または検討と承認のために作成された文書は、本政策で明示的に公開されると特定されている場合または理事会が公開を承認した場合を除き、公開されない。さらに、特定の投融資プロジェクトに関する理事会文書は、顧客に関する機密情報が含まれるため、公開されない。

23. IFCの戦略、予算および政策

- (a) IFCは、IFCの戦略的優先事項および/またはそれらの実施状況の最新状況を記述した戦略指示文書を、IFC理事会による議論後に一般に公開する。公開の時点で理事会によって審議ないし承認されていない予算や他の情報については編集した上で公開される。

- (b) IFC予算ビジネス計画書には、IFCの管理予算が含まれ、戦略指示文書にもとづいて作成される。予算ビジネス計画書は、IFC理事会が予算を承認した後に、機密あるいは注意を要する情報を編集した上で一般に公開される。
- (c) 世界銀行¹⁰との共同で作成される国別援助戦略は、世界銀行の情報公開政策にもとづいて公開される。詳細については世界銀行のウェブサイト参照のこと。
- (d) 本政策ならびに社会と環境の持続可能性に関する政策およびパフォーマンス基準は、一般に公開される。IFC理事会が承認した他の政策は、当該政策の公開がIFCの財務状況や事業上の利益に悪影響を及ぼすと理事会が決定した場合を除き、承認後一般に公開される。
- (e) 理事会によって承認される政策が、IFCの業務に広範な影響を及ぼす場合、あるいはIFCの投融资および業務が地域社会に直接の影響を及ぼす場合は、理事会が当該政策について外部協議プロセスを承認することがある。外部協議プロセスは当該政策の理事会による承認前に実施され、当該政策の一つあるいは複数の草案を一般へ公開することを含むことがある。

24. **財務情報** 世界の金融市場においてビジネスを行なう機関として、IFCは、IFCの財務情報の公開に関する慎重な政策を含む、健全な財務管理慣行を維持する。IFCによる有価証券公募に関する文書は、これら文書の政府機関への提出を市場に関する法令が求める場合に一般に公表される。下記に定められているのは、IFCが定型的に一般に公開する財務情報の内容である。

- (a) IFCの会計年度末における監査済みの年次財務諸表は、IFCの年次報告書と年次情報説明書に掲載される。監査済みの年次財務諸表には、当該年度および過年度末における貸借対照表、および収入、包括収益、キャッシュフロー、資本金の変化（当該年度および過年度末時点）、資本金および議決権（当該年度末時点）が含まれる。財務諸表の注には、全ての重要な会計方針、および年次報告書で明記されている会計原則に沿って作成された財務諸表に必要とされる他の開示内容が含まれる。
- (b) 「執行部による解説と分析」はIFCの年次報告書に含まれ、IFCの年次情報説明書に要約が掲載される。
- (c) IFCの年次報告書と年次情報説明書。
- (d) 四半期財務諸表。会計年度中の中間四半期毎（9月、12月、3月）に、IFCはそれを外部監査人による検討を経た未監査の中間財務諸表を作成する。

25. **開発効果報告** 財務報告に加え、IFCは少なくとも毎年、IFCの開発効果を報告する¹¹。IFCの開発効果報告には、IFCの投融资やTAAS活動のフォーカス、こうした活動の結果、およびIFCが開発への貢献を高めるために実施している措置が含まれる。IFCは、IFC全体としてのパフォーマンス、および様々な活動の分野毎の結果を報告する。この情報はIFCのウェブサイト上で一般に公開される。

26. **IEG-IFCの成果物** IFC独立評価グループ(IEG-IFC)は、IFC業務の独立評価を担っている。IEG-IFCの機能とスタッフおよび意思決定はIFCの業務および政策部局から組織的に独立している。IEG-IFCの活動は以下を含む。

- (a) 投融资およびTAAS活動を含む業務プログラムおよび活動、戦略、これらに関連する政策および手続の評価。特に、民間セクター開発のための合意された目標の達成度および投融资活

¹⁰ 「世界銀行」とはIBRDおよびIDAを併せた呼称である。

¹¹ 最初の開発効果報告は2006年度を対象とする予定である。

動の効果に注意が払われる。

- (b) IFCの評価プロセスおよび成果物の質と有用性の評価、および適切な評価の政策、実施および手段の形成と継続的な改善への参加。
- (c) 業務パフォーマンスの向上、結果への説明責任およびIFCの透明性に貢献することを目的とする、評価結果から得られた教訓の特定および周知ならびに提言。

IEG-IFCは独自の情報公開政策にもとづき情報を一般に公開する。IEG-IFCの情報公開政策は本政策に合致するものであり、IFCのウェブサイトですべて入手可能である。一般に公開されるIEG-IFCの評価報告書もIFCのウェブサイトに掲載されることがある。

27. **CAO報告書** コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン（CAO）は、IFCについて3つの役割を果たしている。

- (a) IFCが支援するプロジェクトによって影響を受ける人々からの苦情を、公平、客観的かつ建設的な方法で対応すること。
- (b) IFCの社会・環境政策、ガイドライン、手続およびシステムへの遵守を確保するために、IFC全体の社会・環境上のパフォーマンス、特に注意を要するプロジェクトについてのモニタリングを監督すること。
- (c) 世界銀行グループ総裁ならびにIFC執行部に対し、社会・環境政策、ガイドライン、手続および資源について、独立した助言を提供すること。

CAOはIFCの業務および政策部局から組織的に独立している。CAOが保有するIFCや投融資を含むIFCの活動に関する情報は、情報を慎重に取り扱い不適切な公表を行なわないよう定めるIFC情報公開政策および世界銀行グループ職員規則の対象である。これらの制限の範囲内で、CAOはその手続とCAOによる関与の成果について透明性を維持することを明らかにしており、したがって、CAOの活動の詳細をウェブサイトを通じて一般に公開している。CAOの役割に関する更なる情報はCAO業務ガイドラインに定められており、CAOおよびIFCのウェブサイトですべて入手可能である。

28. **不正行為および汚職に関する報告書** 世界銀行組織インテグリティ局（INT）が、世界銀行グループの業務における不正行為および汚職の疑惑および世界銀行職員の不正行為の疑惑の調査を担当している。INTの活動の独立性を確保するため、INT局長は世界銀行グループ総裁の直接の指揮下にある。世界銀行は、インテグリティ活動全般を記載した年次報告書を発行しており、これには調査、制裁措置および職員の不正行為に関する統計が含まれる。この報告書は世界銀行のウェブサイトですべて入手可能である。

29. **職員に関する一般情報** IFCおよび世界銀行職員マニュアルには、職員雇用に関する原則および各機関の職員規則が記されている。原則および職員規則には、報酬および紛争解決などに関する政策を含む世界銀行およびIFCによる雇用の契約条件が含まれる。これら情報および毎年の職員報酬に関する報告書を含む世界銀行グループの職員に関する一定の事柄は、世界銀行情報公開政策にもとづき世界銀行から入手可能である。IFCの組織および執行部に関する情報はIFCの年次報告書に掲載されている。

第4節： 情報へのアクセス

30. IFCおよびその活動に関する一般的な情報は、IFCのウェブサイト（www.ifc.org）を通じてオ

オンラインで入手することができる。IFCは世界銀行グループの一員であるため、本政策において「一般に公開」とされているIFCに関する情報は、世界銀行のインフォショップを通じても入手可能である。インフォショップの住所は、701 18th Street, N.W., Washington D.C., 20433 USAであり、<http://worldbank.org/infoshop>からオンラインでアクセスできる。この情報は、世界銀行加盟国に所在しているパブリック・インフォメーション・センター（PIC）内の共用コンピューターを通じても入手可能である。PICのリストはインフォショップのウェブサイトでも入手可能である。

3 1 . 特定の投融資案のSPIやIFCの年次報告書（IFCの監査済み年次財務諸表を含む）など、本政策においてIFCが定型的に公開するとしている情報は、IFCのウェブサイトでも一般に公開される。IFCはまた、情報および対象とする受取人の性質に応じて、他の適切な手段を通じて情報を公開する。

3 2 . IFCのウェブサイト、インフォショップまたはPICで入手することができない情報については、IFCに書面（E-mail、郵便またはFAX）を通じて請求することができる¹²。情報請求は、IFCのウェブサイト（www.ifc.org/contacts）およびそこに記載のメールアドレス、または2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C., 20433, USAへの郵送を通じて、IFCの広報ユニットに連絡することで行なうことができる。IFC広報ユニットはIFCがウェブサイト上では定型的に公開していない文書の入手を希望する請求者に対する窓口を務める。本政策においてIFCによって定型的に公開されると定められている情報については、請求のコピーを広報ユニットに送付することで、関連するIFCの部局に直接請求することができる。

3 3 . 情報請求は、請求する具体的な情報を特定しなければならず、包括的な請求は受け付けられない。情報請求にはIFCのウェブサイトでも入手可能である記入用紙を用いることができる。SPIまたはESRSを除くハードコピー文書またはCD-ROM上の文書については、標準的な料金を請求することができる。

3 4 . 情報請求への回答の際には、関連する投融資または他の部局が、請求された情報が本政策にもとづき公開可能であるかどうかについて判断し、請求への回答（または適切な場合は請求者をIFCの顧客に問い合わせよう紹介）を行なう。必要に応じて、広報ユニットの職員は他の部局に対し、情報請求に関する本政策の解釈についてのガイダンスを提供する。

3 5 . IFCの業務用の言語は英語であり、IFCは情報請求に対して英語で回答する。ただし、IFCが英語以外の言語で請求を受理した場合は、IFCは当該言語で回答を行なうよう努める。

3 6 . IFCは、情報請求の範囲または複雑性から追加期間が必要な場合を除き、情報請求の書面を受理した後30暦日以内に回答するよう努める。追加期間が必要な場合は、IFCは請求者に連絡し、遅延の理由を説明し、可能な場合は、回答までの予想期間を通知する。請求への回答において、IFCは請求された情報の全てまたは一部を提供し、請求された情報の全部または一部について提供が遅延しあるいは請求が拒否された理由を通知する。IFCが同じ情報について大量の請求を受理した場合、IFCは個別請求に回答する代わりに、回答をウェブサイトに掲載することができる。

3 7 . 情報請求がIFCによって不当に拒否された、または本政策が誤って解釈されたと請求者が考える場合、IFC執行副総裁の直接の指揮下にあるIFCの情報公開政策アドバイザーに対して苦情を申し立てることができる。情報公開政策アドバイザーは、苦情を検討し、当該苦情の範囲または複雑性から追加期間が必要な場合を除き、苦情の受理から30暦日以内に回答するよう努める。情報公開政策アドバイザーは、請求者とIFCに対して、アドバイザーの結論を書面で通知し、当該結論に至った理由を説明する。情報公開アドバイザーは、情報請求が本政策第8段落の範囲に含まれるか、および、含まれる場合は、第9段落にもとづき非公開とするべきやむにやまれざる理由があるとの決定についてIFCは合

¹² 世界銀行グループの他の機関から提供され、あるいは他の機関が作成したIFCが保有する情報は、各機関の情報公開政策の対象となる。このような場合、IFCは請求者に他の機関を教示する。

理的な根拠を有しているかどうかを検討する。適用がIFC上級経営陣の裁量にゆだねられている第10段落、およびIFCが支援するプロジェクトによって影響を受け第27段落記載のCAOによる検討を受けた住民による苦情には、情報公開アドバイザーの権限は及ばない。検討の際には、情報公開アドバイザーは、必要あるいは適切であると考えられる場合、IFCの顧客を含む第三者との協議を行なうことができる。

第5節： モニタリングとレビュー

38 . IFC の広報ユニットは、継続的に、一般から請求されまたはアクセスされた情報の種類と IFC 職員の情報請求への一般的な対応の質を含む本政策の実施状況を監視し、IFC の上級経営陣に対して報告する。さらに IFC は、本政策の発効日から 5 年以内に、本政策の実施状況および IFC の透明性および説明責任へのコミットメントを達成する上での本政策の有効性について全面的な検討を行なう。

平成 17 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務

Part 1: 開発途上地域における企業の社会的責任 CSR in Asia

Part 2: 開発金融機関等の環境社会配慮に関する調査

財団法人 地球・人間環境フォーラム
東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル
TEL.03-3592-9735 FAX.03-3592-9737
www.gef.or.jp